

<回想録資料集> 2024年(令和6年)11月

大分県版「教育の協働（協育）」への歩み
「歴史があって今がある！」

～NPO法人大分県協育アドバイザーネット設立・活動への道～



歴史があって
今がある！

NPO法人大分県協育アドバイザーネット
＜筆者・文責＞理事長 中川忠宣

<NPO法人大分県協育アドバイザーネット>

小さな小石でも、水面に投じると「波紋」
が広がるように、私たちの「協育」の活動
が地域に広がっていくことを目指します



ロゴ：「協育」

全体で協育の「協」「育」の2つの文字でかたちづくり、家庭、学校、地域社会の「3つの力」を+して（合体して）、子どもたちを「育」むという願いを込めています。左側の「三日月」と「子（の逆さま）」は「育」を表しています。

それぞれの色は光の三原色、色の三原色をなし、さまざまな彩りをつくる可能性を示しています。



はじめに	1
第1章 「教育の協働（協育）」への歩みの概要	2
資料：著者が作成・関与した＜報告・論文・資料・刊行物の一覧＞	
第2章 学校週5日制が「第3期学校教育改革」の始まり！	
I 学校週5日制の概要	12
II 学校教育での新しい施策	13
III 学校外（社会教育分野）での新しい施策	14
第3章 大分県における「教育の協働」の取組みの時代へ！	
第1節 「教育の協働」を推進した法律の改正	19
第2節 大分県における「教育の協働」の取組みの歴史の概要	23
第3節 大分県版「地域教育振興プラン」の策定	26
＜「地域教育振興プラン」の背景＞	
＜「地域教育振興プラン」の概要＞	
＜大分県社会教育委員会議からの建議の概要＞	
＜「地域協育振興のためのQ&A」の作成＞	
第4節 大分県版「地域協育振興モデル事業」の実施	50
＜「地域協育振興モデル事業」実施の背景＞	
＜「地域協育振興モデル事業」の概要（平成17年度作成）＞	
＜期待する「地域協育振興モデル事業」の効果＞	
＜研究論文から「地域協育振興モデル事業」を振り返る＞	
＜資料：「地域協育振興モデル事業」のQ&A＞	
＜事例：豊後高田市の「地域協育モデル事業」の取組み（平成17年度～18年度）＞	
第5節 大分県の「地域学校協働活動」の現状（令和2年度調査）	65
第6節 大分県の「地域学校協働活動」の現状の概要（令和5年度県教委資料）	71
第7節 「教育の協働」の必要性に関する教職員の声	77
第4章 地域学校協働活動の制度化へ！	
第1節 学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）の導入	84
第2節 学校支援地域本部から地域学校協働本部へ	90
第3節 地域社会における「教育の協働」のシステム化への考察	93
第4節 学校と地域の新たな協働体制の構築に関する資料	101
～コンサルティングから見えてきた課題とアドバイスの概要～	
第5節 学校と地域の新たな協働Q&A「一步前進！ヒント集」の概要	115
第6節 「教育の協働」に関する研究論文等の概要一覧（著者分）	120
第5章 「教育の協働」の実践と発展へ！	
第1節 教育の協働の推進に係るに関する調査報告I～VIの概要	126
第2節 「地域学校協働活動へ」の先進地の事例	138
第3節 別府市立石垣小学校の取組み事例	159
第4節 「学校と地域の新たな協働（協育）」事例集の概要	171
第6章 NPO 法人大分県協育アドバイザーネットの設立	
第1節 『協育』アドバイザーの養成からネットワーク化へ	175
第2節 『協育』アドバイザーの養成からNPO法人へ	177
第3節 NPO 法人大分県協育アドバイザーネットの活動の概要	188
第4節 「地域発『活力・発展・安心』デザイン実践交流会」の概要	210
第5節 NPO 法人大分県協育アドバイザーネットの作成動画	221
おわりに	222

は じ め に

学校週5日制という、戦後の大きな教育改革が動き始めて30有余年が過ぎました。筆者も平成31年（2019年）3月31日をもちまして、46年間の教員生活（社会教育行政を含む）を終え、嬉しくもあり、寂しくもあるという心境でした。そこで、本「回想録資料集」は、子どもたちの学び（方）を支える教育のあり方を振り返ることとし、筆者の「教育の協働」を進める立場としての30有余年の歩みについて、現在の「教育の協働（学校と地域社会や家庭の協働活動）」の活動に至るまでの変遷を、著者が関わった中での取組みについて回想し、これまでの「教育の協働」への歩み（歴史）があったからこそ「今がある」という「回想録」としてまとめたものです。

「教える教育」から「学びを支援する教育」へ歩みはじめた学校教育。さらに学校教育と社会教育の連携・融合の推進が進んで「地域学校協働活動」の仕組みができてきました。特に本資料数では、大分県教育庁生涯学習課参事（後に「社会教育鑑」に役職名が変更）に着任した2003年度からの「教育の協働」の施策から、現在の「地域とともにある学校づくり」の施策への変遷について、その流れをまとめ、これから目指したい学校教育と社会教育の「教育の協働（協育）」（『協育』とは、教育の協働を意味する大分県の造語）について考えてみました。

「教育の協働」への大きな転換は平成4年度から実施された「学校週5日制」の導入だったと思います。その後の様々な国の新しい施策による教育改革が進められるなか、教育基本法の改正をきっかけに大分県教育委員会は、学校と地域社会の「教育の協働」を推進するための、学校と地域社会のネットワーク化を進めるシステムづくりとコーディネーターの重要性を中核にした「地域協育振興プラン」を策定しました。

その後、平成20年に著者が大分大学高等教育開発センターに着任して開講した「協育アドバイザー養成講座」（初級・中級・上級）を開講してコーディネーターの育成や、NPO法人大分県協育アドバイザーネットの設立、「教育の協働」に関する調査・研究を進める中において作成した様々な資料を整理することとしました。

本資料は、著者が学びながら歩んできた「教育の協働」の取組みを振り返り、当時の資料を整理しながら「教育の協働」の歴史を紐解いて編集したものです。よって、それぞれの活動紹介や説明の文書、引用資料等の表現が異なっていることをお許しください。本資料が今後の「教育の協働」の活動をされる若い世代の方々の「歴史があって今がある！」ことの参考資料となれば幸いです。

NPO 大分県協育アドバイザーネット
＜著者・文責＞理事長 中川忠宣

「歴史があって今がある！」

～NPO 大分県協育アドバイザーネットの設立・活動への道～

第1章 「教育の協働（協育）」への歩みの概要

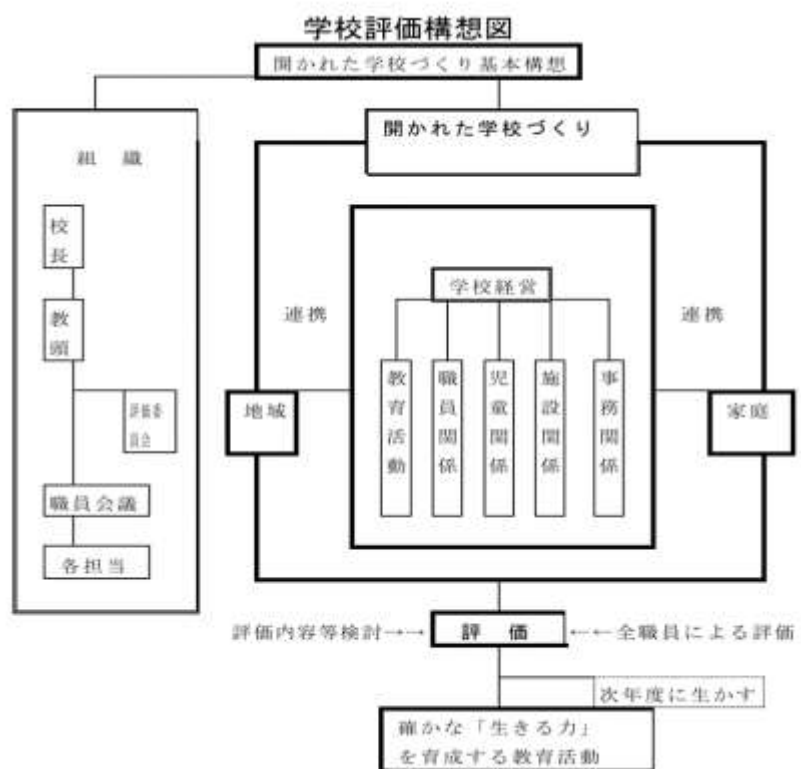
「教育の協働」への大きな転換は平成4年度から実施された「学校週5日制」の導入だったと思います。その後の様々な国の新しい施策による教育改革が進められるなか、教育基本法の改正をきっかけに大分県教育委員会は学校と地域社会の教育の協働を推進するため、学校と地域社会のネットワーク化を進める方策として、一定地域エリアの推進システムとコーディネーターの重要性を中核にした「地域協育振興プラン」を策定しました。「地域協育振興プラン」を促進するためにはコーディネーターの養成が重要であることから、著者が平成20年度に大分大学高等教育開発センター教授として赴任し、公開講座として協育アドバイザー養成講座（初級・中級・上級）を開講し、地域でのコーディネーターとしての力量を高める支援しました。その受講生が、ネットワークを作って受講生同士の交流や学習、地域での実践をおこなうための組織として、現在、著者が理事長の役職にあるNPO 大分県協育アドバイザーネットの設立へ発展しました。

筆者が、教育現場での「教育の協働」の実践の始まりと、

「教育の協働」の実践の原点は、以下に報告するように社会教育主事時代に学んだ様々な実践を基にした、平成10年の武蔵町立武蔵西小学校の教頭時代でした。まず、地域の方々や教育委員会、教職員の理解を得ながら取り組んだ「ふるさとホットライン」と名付けた地域住民の学校支援ネットワークづくりでした。さらに、学校評議員制度や学校評価等の様々な学校改革の議論が始まっていた時期であり、外部からの学校評価の必要性を受け止めて、「何を評価

していただくのか」を教職員で整理して、上図の構想の下に次ページの資料によって、まず教職員による自己評価を始めました。

以下、著者の原点となった「教育の協働」への時代の流れの概要を報告します。



「開かれた学校づくり」の評価基本構想 (武蔵町立武蔵西小学校) 平成12年度から実施

目的 1. 教育成果 (児童、各教科、道徳・特別活動・総合的な学習の時間における学習の達成状況) の確認 2. 教育課程・指導計画の改善 3. 学校経営・運営の活性化

領域 1. 内に開かれた学校に関する評価 2. 外に開かれた学校に関する評価

内容	1. 教育課程の編成・実施に関わる評価 (教育計画・各教科・道徳・特別活動・各教育活動) 2. 教育課程の編成・実施を支える諸条件にかかわる評価 (学校経営・組織運営・研究・研修・施設・設備・情報・文書・事務・会計、職員・児童管理、進路、地域教育力、家庭教育力)
評価の観点	1. 学校経営と学校評価活動 ②学校評議員制度と学校評価活動 ③児童の声を反映した学校改善 ④保護者・地域社会と連携した評価活動 ⑤教育活動の公開 2. 特色ある学校づくりと学校評価活動 ①豊かな人間性・社会性・国際性の自覚、自ら学ぶ態度、基礎・基本の確実な定着に関する評価 ②弾力的な時間割の編成 ③校内研修・研究の評価 ④自主性・自立性の活力 ⑤学校経営における校長・教頭のリーダーシップの評価 3. 学校経営における評価活動 ②児童が育ち教師が伸びる学校 ①児童の学級生活感を見取る ②児童が育ち教師が伸びる学校 ③児童が育ち教師が伸びる学校 ④児童が育ち教師が伸びる学校 ⑤児童が育ち教師が伸びる学校 4. 各教科等における「生きる力」を育む評価活動 ②豊かな人間性・社会性を育む評価 ③基礎・基本の確実な定着を図る評価 ④各教科等の横断的な評価 ⑤新しい評価の導入と評価方法の工夫 5. 道徳・特別活動・生活指導における評価活動 ②一人ひとりのよさや可能性を発揮する特別活動 ③ねらいを明確にしたガイダンス機能を活用した生活指導 ④心に響く道徳の時間 ⑤「総合的な学習の時間」の学びを支える評価活動 6. 「総合的な学習の時間」の評価 ②発達段階に応じた評価 ③体験活動などで問題解決能力を育成する評価 ④「学び方」を育てる評価 ⑤e-Learningを生かした評価 ⑥自己評価・相互評価
課題	(1) 自己点検・自己評価方法 (①教育課程の編成状況 ②教育課程の実施状況 ③指導方法や指導体制の改善の状況 ④児童の学習状況 ⑤評価の範囲 ⑥その他) (2) 外部評価 (3) 評価結果の説明責任と活用 (4) 「評価基準」と「評価基準」の作成

学校評価実施の流れ

	1 段 階	2 段 階	3 段 階	階 階
管理活動	「学校評価」に関する資料を作成 ①基本構想の作成 ②基準(領域、観点等)、評価表の検討 ③評価「総合的な学習の時間」の評価研究 ④実践・研究をとおした評価の事例研究	①基本構想の共通理解 ②評価に必要な資料収集 ①学年毎の評価内容・方法の作成 ②評価に必要な資料収集	①評価表による評価と結果の整理 ②成果・課題の明確化 ①児童の評価と指導計画の見直し ②評価研究の見直し	①教育課程・計画の作成 ②改善案の検討と決定 ①教育計画の作成 ②評価の研究まとめ
校内関係者の作業	校長 ○学校評価に関する基本的な考え提示 教頭 ○基本構想案の作成 評価委員 ○評価の実施の原案作成 委員会 ○組織(部課・部団・学級等)の評価研究 職員 ○評価内容・方法等の検討 ○「学校評価」実施の協議	全職員 ○評価基準案の作成 ○評価基準・評価表協議 ○評価のための資料作成	評価の 実施 資料整理 ○見直しの観点の整理 ○職員会議での検討事項の協議 ○評価表の見直し ○成果・課題の明確化 ○評価表による評価と結果の整理 ○指導計画の見直し	次年度への決定事項 ①課題・引き継ぎ事項 ②教育課程・計画 ③その他の活動計画 ④支ええる諸条件
外部関係	児童 家庭 地域 その他	①各種学校行事、児童会活動等をととしての、児童の意見の集約 ②授業を見直す視点から、継続的な児童からの評価 ③自己評価、相互評価の積極的な活用 ◇家庭教育への依頼 ◇学校への要望・意見・家庭での生活実態調査 ◇学校評議員への依頼	①自己評価、相互評価の積極的な活用	◇学校評議員との協議

第1章では、「教育の協働」の始まりから、現在の取組みの流れについてその概要を整理し、第2章以下に筆者が関わった具体的な取組み等を、国の施策と重ねながら整理することとします。

<学校週5日制は「教える学校教育」の時代からの脱皮へ！>

著者が社会教育行政の道を選んだのは、大分県の教員として赴任した昭和60年頃に小学校の教員時代に「学社連携」という考え方を学んだ時でした。このことは後の「学校週5日制」の導入に大きな影響を与えた考え方だと思います。「これからの教育は単独では不可能である。」ということでした。そのことを確信したのが平成4年9月（1992年）から導入された月1回の週5日制でした。その後、毎週の5日制（完全学校週5日制）へは月2回の実施を経て10年を要しました。しかし、その裏側にある「休日になった子どもの学びの保証」と学校教育内容が学校現場では曖昧のままであったということでした。行政としてはそのことへの対応として、小学生を対象にした「放課後子ども教室」や、後に放課後児童クラブと一体化した「放課後子どもプラン」として実施されましたが、学校週5日制の「受け皿」的存在という側面もあり、もっと積極的な「休日になった子どもの学びの保証」が進められるべきでした。

また、学校教育においては、文部省の第6次公立義務教育諸学校教職員配置改善計画により、小学校・中学校をはじめ、ティーム・ティーチング（2人以上の教師による協力授業（以下、TTと略記））への関心が高まり、平成5年度から6ヶ年にわたって教職員を配置するという施策が採られました。このことは、従来の一斉授業のみならず、個別指導、グループ指導等児童生徒一人一人の「個に応じた多様な教育」という新しい指導方法による一定の成果を上げてきました。

これら一連の教育改革は、一人ひとりの体験や経験を大切にしたい真の主体性や人間性を育てることが学校教育の中心課題であるということへの様々な対応と言えるでしょう。理念として知識・理解・技能を中心とする「見える学力」から、興味・関心・意欲や思考力・判断力という「見えにくい学力」も重視すること等が、全ての学校教育現場が抱え込まれた課題ではないでしょうか。しかし、具体的に授業づくりをどうするかということになると、はっきりとした指針やガイドが示されているわけではありません。このような状況においてティーム・ティーチングの導入は、学校現場に具体的な授業づくりの改革を求めていると言えるのではないのでしょうか。しかし、全ての学校、必要とされる全て教科や学級に保障されたものではありません。さらに、2000年度から導入された「総合的な学習の時間」、「学校評議員制度」等々の、地域教育力の活用の施策を中心とした教育改革が実施されるとともに、学校が自らを評価する「学校評価」の実践も求められました。

詳細は第2章に紹介しています。

<地域の教育力を動員して「教育の協働」の時代へ！>

日本の諺に「可愛い子どもに旅をさせろ！」「他人の飯を食わせろ！」など、家族と離れたところで子どもを鍛えてもらう「地域社会の教育力の重要性」という風土が日本にありました。学校もその「社会の重要な場所」でした。しかし、そうした風土も消えつつある現代社会において、文部科学省では平成17年度から導入された「コミュニティ・スクール」（大分県での本格実施は23年度以降）や、平成20年度から実施された「学校支援地域本部事業」は、一定の子どもを対象にしたものでは

なく、全ての子どもを対象とした「学校教育への地域の教育力を注ぐ」取組みでした。それを推進する大きな根拠が平成 18 年 12 月 22 日公布・施行された改正教育基本法第 13 条でした。前述のコミュニティ・スクール等の施策はこの教育基本法の具体的な施策として準備され、重要な施策として発展してきました。大分県では全国に先駆けて「大分発」の施策として取組み始めました。平成 17 年度から「教育の協働」の推進の重要性を認識して「地域協育振興プラン」を策定し、教育行政全体で「教育の協働」を大分県独自の方策で推進してきました。このことによって、学校教育と社会教育の壁は緩やかになり、有効な「教育の協働」の実践が始まったのではないのでしょうか。

詳細は第 2 章・第 3 章に紹介しています。

＜「教育の協働」の推進方策の研究と実践へ！＞

平成 20 年度から大分大学高等教育開発センター教授として 8 年間、学生や社会人への授業や公開講座とともに、調査研究や論文の作成をすることができました。引き続いて大分大学の「COC+事業推進機構」に特任教授としての 3 年間は、大学が地域創生のセンターとしての役割を果たす取組みを進める事業に関わってきました。まさに、義務教育から高等教育の全てを通じて学校教育と地域社会の「教育の協働」というシステムを作っていく時代になったと感じます。

その間、大分県内の実態状況の調査や、全国の優れた取組みの実践調査をおした研究を進めることができました。さらに「教育の協働」の重要なキーワードである「コーディネーター」の育成について、平成 20 年度から大分大学高等教育開発センターが『協育』アドバイザー養成講座（初級・中級・上級）を担当教員として開講したことが人材育成の始まりでした。著者が大分県教育委員会の時代に関わった「地域教育振興プラン」の中核であるコーディネーター養成の講座を開講し、受講生の方々の組織として「大分県協育アドバイザーネット」を組織しました。その後、NPO 法人を設立し、教育行政や大学等と連携しながら、指導者の育成、会員のネットワーク化を進める活動をして、第 2 章以降に紹介します「教育の協働」を進めるための様々な実践を行ってきました。

詳細は第 4 章・第 5 章に紹介しています。

＜NPO 法人大分県協育アドバイザーネットの役割＞

1. 地域発「活力・発展・安心」デザイン実践交流会の始まり

本交流会は「おおいた教育の日」条例の制定により民間活力による教育の協働を推進する取組みとして、大分県教育委員会が「東国東地域デザイン会議」に要請して、大分大学の山崎教授を顧問として平成 19 年度から始めました。地域での青少年の健全育成の様々な体験活動の実践事例を共有することで、各地域での活動のエネルギーを参加者の地域へ持ち帰ること、そして、それぞれの地域でのネットワークづくりを目的としています。

2. 「NPO 法人大分県協育アドバイザーネット」の設立

大分大学ではこの趣旨に賛同して、社会人のコーディネーター養成を目的にして平成 21 年度に「協育アドバイザーネット養成講座」という公開講座を開講して、受講生 100 名を超す社会で活躍する人材を対象にした協育コーディネーターの育成を行い、この受講生による「NPO 法人大分県協育アドバイザーネット」を平成 23 年 12 月 6 日に設立しました。

第 1 章のまとめとして、次ページ以降に著者が作成（関与した）した資料の一覧を掲載します。なお、各章と関係がある資料はそれぞれの章で紹介させていただいています。

詳細は第 6 章に紹介しています。

報告・論文・資料・刊行物等の一覧

作成年月	テーマ・事業名・論文等の名称	種類	文責者
報告・論文・資料・刊行物等の掲載先又は概要			

大分県教育委員会在任中の施策として作成<2003年4月～2008年3月>

1	H15.10	P T A活動の手引き	活動マニ ュアル	個人
P T A活動・組織の形骸化が進む中、P T A活動の歴史や役割についてまとめ、今後の活動の指針として作成。なお、第4章はH21年に追加				
2	H16.3	社会教育委員「研修資料」	活動マニ ュアル	個人
社会教育委員の役割に関する研修は県教育委員会が実施する全県の社会教育委員研修が主な機会であることから研修資料として作成				
3	H17.4	「地域協育振興モデル事業」の手引き	活動マニ ュアル	個人
H17年度から、地域協育振興プランの策定に向けて、モデル事業を実施するために、大分県単独事業「地域協育振興モデル事業」を4市（3年間）で実施するための事業マニュアルとして作成				
4	H18.2	「地域総参加の安全・安心なまちづくり」～子どもを犯罪から守るネットワークの構築～	活動マニ ュアル	個人
不審者事案が多発する中で「協育」ネットワークづくりを通して地域総ぐるみでの安心・安全なまちづくりを進めるためのマニュアルとして作成。				
5	H18.3	「地域協育振興のためのQ & A」 ※大分県地域協育振興会議	活動マニ ュアル	主筆
大分県地域協育振興会議を設置（文部科学省委託事業）して、大分県教育委員会が実施する地域教育振興プランの実施ための資料をQ & A形式で作成				
6	H18.11	地域社会の協働による子どもの健全育成の方策について （最終答申） ～大分発「協育」ネットワークプラン～	県社教委 答申	作成
大分県教育委員会が「地域協育振興プラン」を策定するにあたって、H17年8月に大分県社会教育委員の会議に諮問し、H18年3月の中間答申を経ての最終答申				
7	H19.2	「地域協育振興プラン」	プラン	主筆
大分県社会教育委員の会議からの答申を受けて、県教育委員会の施策として教育委員会の生涯学習課をはじめ、学校教育課、高校教育課、文化課、体育保険課等の全ての関係課の教育の協働の施策を推進するために協働して、H19年度からの10年計画の振興プランを策定。				
8	H19.3	「これからの公民館のあり方」 ～「協育」ネットワークのキーステーションとして～	パンフレ ット	作成
市町村合併の中で、社会教育施設の柱となる公民館の民営化やコミュニティセンター化が進み公民館機能が形骸化する中、「地域協育振興プラン」の施策を推進するために、新たな機能である「協育」ステーションとしての公民館の役割を整理し、今後の公民館在り方に関する啓発資料を大分県公民館連合会の作成				

9	H20.3	教育の協働を推進する拠点としての役割を果たすための公民館の役割	県社教委 建議	主筆
	地域協育振興プランを推進するための新たな機能である「協育」ステーションとしての役割についての 大分県社会教育委員の会議からの建議 ○新しい公民館づくりに向けた業務及び運営内容の見直し ○学校、家庭、地域社会の連携拠点としてのコーディネート機能の発揮 ○情報収集・提供、相談活動の充実 等			
10	H19.3	家庭・学校・地域社会の連携・協働による教育システムの構築 ～「協育」ネットワークシステムの形成を中心にして	論文	主筆 ☆共著
	H18年度に大分県教育委員会が、「協育」ネットワークシステムの形成を目指した「地域協育振興プラン」を推進するための重要な方策について提案した論文 ※大分大学生涯学習教育研究センター紀要第7号			
11	H20.3	「協育」ネットワークシステムの構築を目指して ～「地域協育振興モデル事業」の取り組みから見えてきたもの～	事業報告	共著
	「地域協育振興モデル事業」を4市で実施した3年間の取り組みを整理した報告書 ※別途、本事業を生涯学習・社会教育学研究第32号（2007年）に東京大学大学院の佐藤智子さんが「青少年教育のガバナンスとネットワーク」というテーマで掲載された論文が紹介			

大分大学高等教育開発センター在任中の教育研究として作成＜2008年4月～2016年3月＞

12	H20 ～H27	家庭、学校、地域社会の「教育の協働」に関する調査報告 I～VI	調査報告	主筆 ☆共同
	教育の協働に関する大分県内の調査（I～III）及びコミュニティ・スクールに関する全国調査（IV～VI）の報告書 ※大分大学高等教育開発センター発行の報告書及びホームページ H21.3 生涯学習社会の形成を目指す教育の協働に関する報告 I ～大分県における「学校支援地域本部事業」に係る意識調査から～ 中川忠宣（主筆） 山崎清男（監修） 深尾誠（監修） H22.3 家庭、学校、地域社会の「協育」ネットワーク構築に関する調査報告II ～大分県における「学校支援地域本部事業」に係る意識調査から～ 中川忠宣（主筆） 山崎清男（監修） 深尾誠（監修） H23.3 家庭、学校、地域社会の「教育の協働」に関する調査報告 III ～大分県佐伯市における「教育の協働」に係る意識調査から～ 中川忠宣（主筆） 山崎清男（監修） 深尾誠（監修） H25.3 家庭、学校、地域社会の「教育の協働」に関する調査報告 IV ～「教育の協働」に係るコーディネート機能に関する調査から～ 中川忠宣（主筆） 山崎清男（監修） 深尾誠（監修） H27.3 家庭、学校、地域社会の「教育の協働」に関する調査報告 V ～コミュニティ・スクールにおけるコーディネート機能を中心に～ 中川忠宣（主筆） 山崎清男（監修） 深尾誠（監修） H27.10 家庭、学校、地域社会の「教育の協働」に関する調査報告 VI ～コミュニティ・スクールを効果的に運営するための機能と教職員の多忙化（仕事量の増加）・多忙感（ストレス）の要因を探る～ 中川忠宣（主筆） 山崎清男（監修） 深尾誠（監修）			

13	H21.3	家庭、学校、地域社会の教育の協働に関する調査分析の報告～学校支援活動に関する由布市及び別府市の実態調査から～	実践報告	個人
	文科省事業を別府市・由布市が受託してその成果等进行分析した報告資料 ※大分大学高等教育開発センター紀要第1号 97-113 (2009.3)			
14	H21.3	県民の生涯学習支援のための「生涯学習関連業務」に関する一考察～県及び市町村教育委員会生涯学習担当部局の意識調査から～	調査報告	主筆
	県民の生涯学習を支援するための大分大学と県・教育委員会との協働方策に関する調査報告資料 ※大分大学高等教育開発センター紀要第1号			
15	H24～ H26	「協育」事例集「教育の創造～地域『協育』のススメ」集 第1巻～第3巻	実践資料	主筆
	大分県内の実践。NPO 法人大分県協育アドバイザーネット、大分大学高等教育開発センターの主催事業や学生の教育活動、大分県教育委員会の取組み等の事例や施策に関する調査を基に、地域の「協育」を進めるための調査資料 ※大分大学高等教育開発センター発行の報告書及びホームページ H24.3 「協育」事例集「教育の創造～地域『協育』のススメ」(第1巻) H25.3 「協育」事例集「教育の創造～地域『協育』のススメ」(第2巻) H26.3 「協育」事例集「教育の創造～地域『協育』のススメ」(第3巻)			
16	H22.1	地域との関わりによる子どもの学習活動の推進Ⅰ	論文	主筆 ☆共著
	H20年度の大分県全域(抽出13学校支援地域本部事業)の調査について、地域との関りによる「子どもの学習活動」の観点から実態分析をした論文 ※日本生活体験学習学会誌第10号 35-41 (2010.1)			
17	H22.3	「学校支援」についての保護者と住民の意識の相違に関する一考察	論文	主筆 ☆共著
	H20年度とH21年度の大分県全域(抽出学校支援地域本部事業)の調査についての実態分析と比較分析をした論文 ※大分大学高等教育開発センター紀要第2号 49-67 (2010.3)			
18	H23.1	地域との関わりによる子どもの学習活動の推進Ⅱ ～地域住民の支援活動と教師の意識変化を中心として～	論文	主筆 ☆共著
	H21年度の大分県全域(抽出15学校支援地域本部事業)の調査について「子どもの学習活動」の観点から実態分析をした論文 ※日本生活体験学習学会誌第11号 11-19 (2011.1)			
19	H23.3	地域住民の学校支援と子どもの学習効果 ～児童生徒及び教員への意識調査から～	論文	主筆 ☆共著
	H21年度～22年度の大分県内及び佐伯市の調査について児童生徒及び教職委員の意識調査から「子どもの学習活動」について実態分析をした論文 ※大分大学高等教育開発センター紀要第3号 (2011.3)			
20	H23.3	学校という場を通してのコミュニティづくりに関する調査研究 ～学校への地域住民参加を中心に～	論文	主筆 ☆共著
	H21年度の大分県全域(抽出15学校支援地域本部事業)の調査を基に、地域コミュニティの形成の観点から実態分析をした論文 ※大分大学経済論集第62巻第5・6合併号 147-174 (2011.3)			

21	H23. 5	「地域社会における『教育の協働』」 ～教育組織・機関の連携システムの構築とエリア・コーディネートの不可欠性～	論文	主筆
	『未来の必要～生涯教育立国の条件～』地域課題に対応する総合的システムづくりの必要性とエリア・コーディネートの重要性と役割についての論文 ※三浦清一郎編著『未来の必要～生涯教育立国の条件～』学文社 2011年 78-91頁に掲載			
22	H24. 1	地域との関わりによる子どもの学習活動の推進Ⅲ －コーディネーターの役割分析を中心に－	論文	主筆 ☆共著
	H22年度佐伯市内全公立学校を対象にした、地域との関りによる子どもの学習活動とコーディネーターの役割に関する論文 ※日本生活体験学習学会誌第12号 1-9 (2012. 1)			
23	H24. 3	教育の協働を推進する人材育成とネットワーク化の試み ～「協育」アドバイザー養成講座の実践から～	研究ノート	個人
	教育の協働の推進に最も重要とされるコーディネータの育成講座<基礎編・中級編・上級編>(6期生まで実施)の2期生の実践報告書<2期生の講座 H22年11月～H23年9月> ※大分大学高等教育開発センター紀要第4号			
24	H25. 10	～子どもと本を結ぶあなたへ～ 教育の創造～地域「協育」のススメ～ あまんきみこ氏講演会	実践報告	主筆
	童話作家あまんきみこ氏の「童話作家の想い」～一冊の本ができるまで～をテーマに講演会を開催し、「子どもと本を結ぶ活動」をそれぞれの地域で子どもたちへの読み聞かせや学校図書館活動への支援、読み聞かせの大切さを保護者へ広める活動等をしている方々への応援メッセージになるための実践報告書 主催：大分大学高等教育開発センター 協力：NPO 法人大分県協育アドバイザーネット			
25	H30. 9	～子どもと本を結ぶあなたへ～ 「子どもと本の幸せな出会いのために私たちができること」 東京子ども図書館理事長の張替恵子氏講演会	実践報告	主筆
	「子どもと本を結ぶあなたへ」の講演シリーズの第6回を開催し、東京子ども図書館理事長の張替恵子氏から、子ども時代の読書や留学体験、公共図書館や東京子ども図書館の活動をとおして、感じてきたこと、願っていることとお話ししていただいた実践報告書 主催：大分大学高等教育開発センター NPO 法人大分県協育アドバイザーネット ※第1回子どもと本を結ぶあなたへ」から第6回の講演会までの概要も掲載。なお、全ての後援会の概要は本文中に掲載 主催：大分大学高等教育開発センター 協力：NPO 法人大分県協育アドバイザーネット			
26	H26. 1	「教育の協働推進」と「コーディネート機能」の関係 ～優れた「地域による学校支援活動」の実践の全国調査から～	論文	主筆 ☆共著
	H23年度に「文部科学大臣表彰を受賞した」コミュニティ・スクール等の地域と学校が協働する学校を対象に調査した実態を基にした「コーディネート機能」の観点からの論文 ※日本生活体験学習学会誌第14号(2014. 1)			
27	H27. 2	インターンシップ授業の展開と社会人基礎力の育成への効果	論文	個人
	文部科学省事業「産業界のニーズに対応した教育改善・充実体制整備事業の3年間の取り組みについて、学生の社会人基礎力を育成する授業を、地域の企業等と協働してインターンシップを実践するカリキュラム(教育の協働インターンシップ)の研究開発に関する論文 ※日本生活体験学習学会誌第15号(2015. 2)			

8	H28.7	コミュニティ・スクールにおける教職員の多忙化(仕事量の増加)及び多忙感(ストレス)に関する一考察	論文	主筆 ☆共著
	<p>「地域学校協働活動」をテーマに5回の県内及び全国調査を実施する中で、コミュニティ・スクールによる「教職員の多忙化」が指摘されていることから、H26年度に本テーマで調査して分析した論文</p> <p>※日本生活体験学習学会誌第16号(2016.7)</p>			

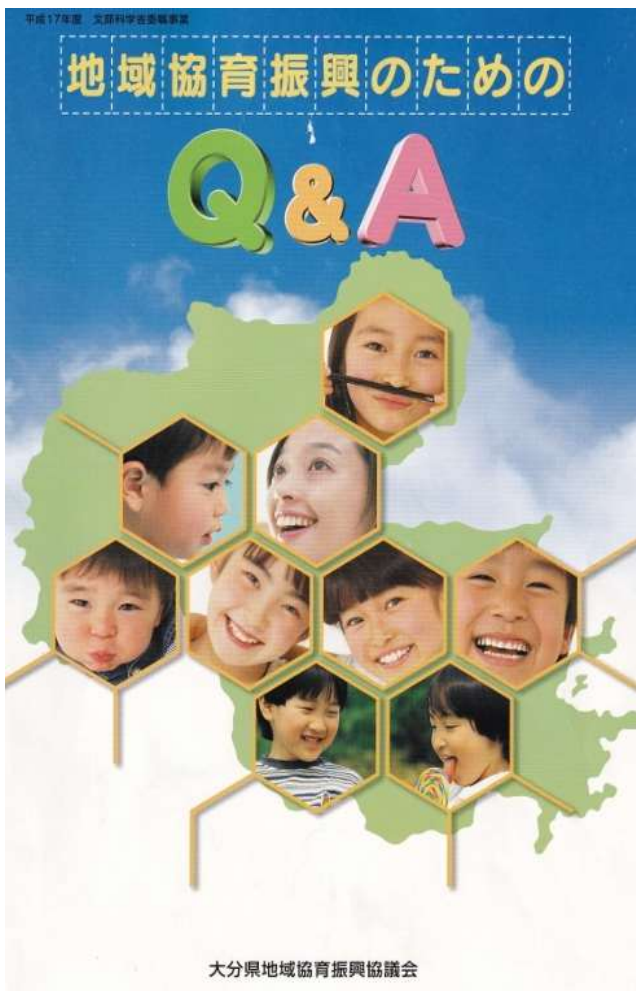
NPO 法人大分県協育アドバイザーネットの活動として

1	H26.3 ～ H28.3	「成長分野等における中核的専門人材養成の戦略的推進事業」(おんせん県おおいた・別府型ドリームプロジェクト)報告書 ① H25年度「温泉コンシェルジュ養成事業」報告書 ② H26年度「温泉コンシェルジュ養成事業」報告書 ③ H27年度「温泉コンシェルジュ養成事業」報告書 ④「別府八湯 おもてなし事典」<ネット上に掲載>	実践報告書	主筆
2	<p>大分大学を中心にして、別府溝部学園短期大学で開講するための「おんせん県おおいた別府型・ドリームプロジェクト」を組織し、「温泉コンシェルジュ」に必要な基礎的な学びをする科目、「温泉コンシェルジュ」に必要な温泉に関する学びの科目、「別府の温泉コンシェルジュ」に必要な別府の歴史や観光、別府の温泉の現状等を学ぶ科目の10科目と各科目の先生による教育カリキュラムの作成から養成講座の開講に関する実践報告書</p> <p>※NPO 法人大分県協育アドバイザーネットによる事業の運営</p>			
3	H26.3	H25年度に別府市における「学校と地域の新たな協働体制の構築のための実証研究」報告書 ※コーディネーター養成研修会記録集も作成	実践報告書	主筆
<p>コーディネーター及び教職員、地域住民等を対象にした研修会を実施し「学校と地域の協働体制」に関する研修会と、情報の収集・提供を広範囲で体系的に実施するための市内3校のモデル的な取組みの実践報告書</p>				
4	H27.3	H26年度「自律的・組織的な学校運営体制の構築に向けた調査研究」事業報告書(別府市受託) ※マネジメント力向上研修プログラムも作成	実践報告書	主筆
<p>NPO 大分県協育アドバイザーネットに実践を依頼されて、コミュニティ・スクールの導入のための学校運営協議会関係者や教職員のマネジメント力向上研修会のカリキュラム作成と実践研修会の報告書</p>				
5	H27.3	H26年度再委託「学校と地域の新たな協働体制の構築のための実証研究(学校・家庭・地域の連携協力推進事業)」事業報告書	実践報告書	主筆
<p>NPO 大分県協育アドバイザーネットに教育の協働に関するモデル的な取組みの県有依頼により、学校運営協議会で協議しつつ実践の形を作ろうとしている別府市立石垣小学校をモデルとして、学校支援地域本部(公民館に設置された支援本部)との連携をとおした取組みの事業報告書</p>				
6	H31.2	「地域学校協働活動」先進地聞き取り調査のまとめ (コーディネーター機能とコミュニティ・スクールの観点から)	調査報告	個人
<p>H20年度から大分大学高等教育開発センター教授時代に行ってきた「家庭、学校、地域社会の『教育の協働』に関する調査研究」(調査報告1～調査報告6)とともに、筆者がこれまで聞き取りをおこなってきた先進地の取組み実践報告書。</p> <p>※本文中に全文を掲載。</p>				

7	R3.3 ～R4.3	地域とともにある学校づくり推進事業 ～「教育の協働」推進のための資料作成・研修会の開催～	実践報告書	主筆
<p>○令和2年度、平成3年度に、ふるさと創生NPO活動応援事業費補助金事業の補助を受けて、コミュニティ・スクールの導入と、地域学校協働本部の整備に関するアドバイスのための資料収集、参考資料の作成、研修事業の実施に関する実践報告書</p> <p>＜令和2年度＞市町村実態調査とQ&A資料の作成、それを基にした関係者の研修会や訪問型コンサルティングを実施することによって、2つの取組みの一体的な推進をとおした地域学校協働活動の推進による「地域とともにある学校づくり」に関する実践</p> <p>資料①学校と地域の新たな協働（協育）～「二歩前進！ヒント集」Q（質問・課題）&A（アドバイス）資料</p> <p>資料②学校と地域の新たな協働体制の構築のための取組み状況の報告書</p> <p>＜令和3年度＞</p> <p>具体的な全国事例（12事例）を収集して「地域とともにある学校づくり」へ具体的な資料作成と事例を中心とした研修会の実践</p> <p>資料①学校と地域の新たな協働（協育）～「二歩前進！事例集」</p> <p>資料②「一歩前進！ヒント集」と「二歩前進！事例集」の概要編</p>				

＜資料＞

☆平成18年3月作成



☆平成21年7月掲載



第2章 学校週5日制が「第3期学校教育改革」の始まり！

I. 学校週5日制の概要

日本の学校制度の原型は江戸時代の「寺子屋」のようです。近代の学校教育制度は明治5年の「学制」の頒布により我が国初の近代的学校制度を定めた基本法令が定められました。全国を8つの大学区に分け、その下に中学区、小学区を置き、各学区にそれぞれ大学校・中学校・小学校を1校ずつ設置することとされました。次は、終戦後の昭和22年の教育基本法の発布により「日本国憲法の精神に則り、教育の目的を明示して、新しい日本の教育の基本を確立するため、この法律を制定する」とされました。そして、学校週5日制は第3期の教育大改革と言われます。

1. 学校週5日制の経緯と目的

筆者が大分県教育委員会社会教育主事として本庁に着任して2年目の平成4年9月12日(1992年)から学校週5日制の制度が始まりました。前述したように、著者が大分県の教員として赴任した昭和60年頃の教員時代に「学社連携」という考え方が盛んに研究され、後の学校週5日制の導入につながっている考え方です。この学校週5日制は、法律によって導入された「学校と地域社会が協働して育む」制度の大きなステップであったと思います。しかし、その側面には教職員の労働時間の短縮という課題への対応でもあったとも指摘されています。

学校週5日制は、子どもたちの生活全体を見直し、ゆとりのある生活の中で、子どもたちが個性を生かしながら豊かな自己実現を図ることができるよう、月1回(毎月第2土曜日)の取組みから始まりました。大分県教育委員会においては、県内の教育行政や企業・団体等に協力をお願いして、子どもたちを対象としたイベントの実施、施設の入場料の減免等の取組みを始めました。平成7年4月からは月2回(毎月第2と第4)という形で段階的に実施してきました。さらに、平成8年の中央審議会答申においても、子どもたちに「ゆとり」を確保する中で、学校・家庭・地域社会が相互に連携しつつ、子どもたちに生活体験、社会体験や自然体験など様々な活動を経験させ、自ら学び自ら考える力や豊かな人間性などの「生きる力」を育むため、完全学校週5日制の実施が提言され、この提言を受け、平成14年度から完全学校週5日制を実施しました。

学校週5日制は、学校、家庭、地域社会の役割を明確にし、それぞれが協力して豊かな社会体験や自然体験などの様々な活動の機会を子どもたちに提供することをねらいとしています。子どもたちの「生きる力」をはぐくむためには、豊かな体験が不可欠です。自然体験などが豊富な子どもほど、道徳観や正義感が身についているという調査結果も出ていました。

2. 学校教育に求められるもの

激しい変化が予想されるこれからの社会においては、生涯を通じて、いつでも主体的に学び続けるという生涯学習の考え方が学校教育にも求められました。教育は学校教育のみで完結するのではないということも徐々に浸透し始めました。このため、学校では新学習指導要領の下で、子ども一人ひとりに応じた指導や体験的・問題解決的な学習などを行い、子どもたちがじっくり学ぶことで、基礎・基本の確実な定着を図り、自ら学び自ら考える力を育てるカリキュラムの研究と実践が求められました。例えば、「総合的な学習の時間」などを活用し、各教科等の学習で得た知識を様々な体験活動等の中で理解させ、学び方やものの考え方を身につけさせるなど、生涯学習の基礎となる「生き

る力」を育てていきます。その他、学校運営への改革や学校評価の導入なども求められました。

3. 家庭や地域社会に求められるもの

完全学校週5日制が子どもたちにとって、本当に有意義なものとなるためには、家庭や地域社会の教育力の充実が必要です。家庭や地域社会では、学校とともに豊富な生活体験、社会奉仕体験、自然体験などを経験させ、子どもたちに豊かな心やたくましさなどの「生きる力」を育てていくことが求められました。

(1) 家庭では家族のふれあいを大切にしましょう。

家庭では、社会で生活していく上で大切なことを、家族のふれあいを通してきちんと身につけさせることがとても重要です。そして、子どもたちに対して十分な愛情と慈しみの心をもって正面から向き合い、子どもたちとともに成長していこうという姿勢を大切にしましょう。また、日頃から週末の過ごし方について、子どもたちと話し合ってみましょう。親子や地域の人たちと楽しめる活動や子どもたちだけで活動できる様々な機会や場を見つけることが求められています。

(2) 子どもは地域で育てましょう。

地域の人たちとのふれあいが多い子どもほど地域活動への関心や日常生活への充足感が高い傾向が見られることが様々な調査とともに、筆者の調査等でも明らかになっています。このため、地域では、安心・安全な地域づくりに取り組むとともに、子どもたちがのびのびと遊べる場づくりや様々な人々との多様な交流活動、親子で参加できる様々な活動の機会や場を提供したり、指導者やボランティアとして子どもたちと関わったりしながら地域ぐるみで子どもを育てていく意識を高めていくことが求められています。

II. 学校教育での新しい施策

1. ティーム・ティーチングの推進（参考：茨城大学大学院教育学研究科教授・加藤崇）

これまでの一斉授業から、「少人数指導」や「習熟度別指導」に加えて「ティーム・ティーチング」の有効性が紹介され、その認知度を飛躍的に高めたのは、1993年(平成5年)に文部省(当時)が発表した第6次公立義務教育諸学校教職員配置改善計画(1993年度～2000年度)を進めるなかで、ティーム・ティーチングが位置づけられたことであると思います。これに先立って「個に応じた多様な教育を推進するためには、一斉授業の中で指導上の工夫をすることに加えて、教育指導の展開に応じて個別指導、グループ指導、ティーム・ティーチングなどの新しい指導方法を積極的に実施できる教職員配置をする必要がある」として提言されていました。

「個に応じた指導」に関しては、平成8年の中央教育審議会答申(第一次答申)においては、児童生徒の発達段階に即し、ティーム・ティーチング、グループ学習、個別学習など指導方法の一層の改善を図りつつ、その充実を図ることが提言されていました。また、平成10年の教育課程審議会答申においては、児童生徒の発達段階等を考慮し、学習内容の理解や習熟の程度に応じ、弾力的に学習集団を編成するなどの「個に応じた指導」を一層進める必要があると提言されました。

その後の実態調査からうかがえるように、ティーム・ティーチングの導入により、従来の<一人の教師による授業>といった時代にはみられない、いろいろな好影響・好結果が見られたことも事実です。また、「学級を単位とする一斉的な授業」といった伝統が、徐々にですが変化しつつある現状も推測されたという報告もあります。

2. 総合的な学習の時間の実施（出典：フリー百科事典『ウィキペディア（Wikipedia）』を参考）

児童・生徒に、自発的に横断的・総合的な課題解決学習をおこなう能力を身に着けるために、平成12年度(2000年)から「総合的な学習の時間」が導入されました。「総合的な学習の時間」は、各教科等の学習で得た知識を様々な体験活動等の中で実感をもって理解させたり、学び方やものの考え方を身につけさせたりするなど、生涯学習の基礎となる「生きる力」を育てていくことを目的とし、指導要領で示された教育が行われる全ての小学校・中学校・高等学校等においてから段階的に始められました。

この時間は、社会の変化をふまえ、子どもの自ら学び自ら考える力などの生きる力の育成をめざし、教科などの枠を越えた横断的・総合的な学習をおこなうために生まれ、「ゆとり教育」と密接な関連性を持って導入されました。特徴は、体験学習や課題解決学習の重視、学校・家庭・地域社会の連携を掲げていることです。このことから学校週5日制による地域の教育力の活用と重要な関連があることがわかります。しかし、学校現場においてはカリキュラム作成において具体的な指針や事例等が不足していることから「単に体験活動の時間」として取り組まれた傾向があったのではないのでしょうか。「総合的な学習の時間」の成果は一部で見られてきたものの、「実施に当たっての難しさも指摘されてきた。例えば、各学校において 目標や内容を明確に設定していない、必要な力が児童に付いたかについて検証・評価を十分に行っていない、教科との関連に十分配慮していない、適切な指導が行われず教育効果が十分に上がっていないなど、改善すべき課題が少なくない状況にあった。」(H20 改定：総合的な学習の時間指導要領)と評価しています。このように基礎学力の軽視や生きる力の育成への効果が明確にならないこと、教職員の多忙化等の課題があり、目的に沿った成果が上げられにくかったという現状があります。

そこで、平成15年12月に、学習指導要領の一部を改正し、「各教科や道徳、特別活動で身に付けた知識や技能等を関連付け、学習や生活に生かし総合的に働くようにすること、各学校において総合的な学習の時間の目標及び内容を定めるとともに、この時間の全体計画を作成する必要があること、教師が適切な指導をおこなうとともに学校内外の教育資源の積極的な活用などを工夫する必要があること」について学習指導要領に明確に位置付けました。

<総合的な学習の時間をおこなうにあたっての課題>

① 教師が多忙なことによる準備時間の少なさ

「総合的な学習の時間」を効果的にこなうにあたって十分な準備時間が必要だが教師が忙しく十分な準備時間が無いため、満足のいく内容の授業ができていないという実態があります。近年、公立学校の教員に課せられる事務処理の量が激増しており、校区探索や安直な外部講師の依頼などで済ませてしまうなどの事例も少なくありません。「総合的な学習の時間」を全ての学校が有意義に活用することは不可能というのが実情も浮かび上がりました。

② 生徒の基礎知識が不十分

「総合的な学習の時間」が目指した「考える力」「知識を組み合わせる応用力」は、基礎的な知識が土台として備わっていて初めて身につけることができることであり、基礎知識の育成を教育活動全体でどう進め、その中で「総合的な学習の時間」をどう組み立てていくかについての総合的な教育課程の編成が求められているという指摘がありました。

3. 学校評議員制度の導入

さらに平成12年度から学校に設置が義務付けられた「学校評議員制度」も、「校長の求めに応じ

て・・・」という趣旨で地域の方々による学校への協力制度が始まりました。

学校評議員制度についての文部科学省の資料によると以下のように概要が示されています。

学校評議員制度は、平成12年1月21日の学校教育法施行規則の改正により制度化され、同年4月1日から施行されました。導入の趣旨は、学校が保護者や地域住民等の信頼に応え、家庭や地域と連携協力して一体となって子どもたちの健やかな成長を図っていく観点から、より一層地域に開かれた学校づくりを推進していくため、中央教育審議会の答申「今後の地方教育行政の在り方について」（平成10年9月）を踏まえて、我が国で初めて地域住民の学校運営への参画の仕組みを新たに制度的に位置付けられたものです。

学校評議員は、学校や地域の実情に応じて、学校運営に関して

- ① 保護者や地域住民等の意向を把握し反映すること
- ② 保護者や地域住民等の協力を得ること
- ③ 学校運営の状況等を周知するなど、学校としての説明責任を果たしていくこと

これにより、校長が、学校運営に当たり、学校の教育目標・計画や地域との連携の進め方などに関し、保護者や地域住民の意見を聞くとともに、その理解や協力を得て、特色ある教育活動を主体的かつ積極的に展開していくことが期待されました。

<制度の概要>

(1) 設置について

- 学校評議員は、設置者の判断により、学校に置くことができる。
- 学校評議員の人数や任期など具体の在り方は、設置者が定める。

(2) 運営について

- 学校評議員は校長の求めに応じ校長がおこなう学校運営に意見を述べることができる。
- 学校評議員に意見を求める事項は、校長が判断する。

(3) 委嘱について

- 学校評議員は校長の推薦により、設置者が委嘱する。
- 学校評議員には、当該学校の職員以外で教育に関する執権と理解がある者から委嘱する。

当時、教頭として赴任していた著者は、教育委員会や校長の説明に一応の理解はできたが、現実問題として教職員と管理職の溝を作ってしまった感がありました。現実、4年間の管理職時代において、学校評議員制度の実施によって、これまでの地域の方々とのつながり以上の有用性を感じたことはなかったと思います。

この制度は、現在の重要施策として促進されている「学校運営協議会制度」（後述）の基になっており、地域からの学校支援や地域と学校の協働の施策として発展してきました。

4. 学校評価の義務化（学校教育法の改正）

平成19年6月に学校教育法が改正され、第42条において学校評価に関する根拠となる規定、第43条において学校の積極的な情報提供についての規定を新たに設けて努力義務化となりました。

学校教育法42条（学校の評価）では「文部科学大臣の定めるところにより当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずることにより、その教育水準の向上に努めなければならない。」とし、学校教育法施行規則66条（自己評価）では、「小学校は、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表するものとする」（中学校等も同様）としました。

さらに文部科学省は、学校評価の種類について「学校評価ガイドライン」（平成 22 年改定）で、以下のように示しています。

＜自己評価＞

○自己評価は、学校評価の最も基本となるものであり、校長のリーダーシップのもとで、当該学校の全教職員が参加し、設定した目標や具体的計画等に照らして、その達成状況や達成に向けた取組みの適切さ等について評価をおこなうものである。

＜関係者評価＞

○学校関係者評価は、保護者、学校評議員、地域住民、青少年健全育成関係団体の関係者、接続する学校の教職員その他の学校関係者などにより構成された委員会等が、その学校の教育活動の観察や意見交換等を通じて、自己評価の結果について評価することを基本にしておこなうものである。

＜専門的視点からの外部評価＞

○（長いので前部分を省略して記述）学校とその設置者が実施者となり、その学校に直接関りのない外部の専門家等が自己評価及び学校関係者評価の結果等を活用しつつ、専門的視点から評価をおこなうものである。

Ⅲ. 学校外（社会教育分野）での新しい施策（参考：文部科学省資料）

学校教育における様々な施策とともに、地域社会が担うべき施策も実施され、社会教育行政においての取組みが促進されました。

1. 地域子ども教室推進事業

子どもたちに関わる重大事件の続発など、青少年の問題行動の深刻化や地域や家庭の教育力の低下等の緊急的課題に対応し、文部科学省は、未来の日本を創る心豊かでたくましい子どもを社会全体で育むため、2004 年度（平成 15 年度）から 2006 年度（平成 18 年度）まで、3 年間の緊急対策として「地域子ども教室推進事業」を実施しました。具体的には、地域の大人の協力を得て、学校等を活用し、緊急かつ計画的に子どもたちの活動拠点（居場所）を確保して、放課後や週末等における様々な体験活動や地域住民との交流活動等を国が支援する事業でした。

2. 放課後子ども教室推進事業

子どもたちにかかわる重大事件の続発等を踏まえて実施した「地域子ども教室推進事業」の継続を求める声が多い中、2006 年（平成 18 年）5 月に少子化担当大臣・文部科学大臣・厚生労働大臣の 3 大臣が、総合的な放課後対策事業として「放課後子どもプラン」の創設を合意したことから、2007 年度（平成 19 年度）より厚生労働省の「放課後児童健全育成事業」と連携し、文部科学省のそれまでの「地域子ども教室推進事業」をベースとした様々な体験・交流活動等に加えて、家庭の経済力等にかかわらず、学ぶ意欲のある子どもたちに学習機会を提供する取組みを充実することを目指した「放課後子ども教室推進事業」に衣替えをしました。

「放課後子ども教室推進事業」は犯罪から子ども守るための対策等子どもの安全・安心の観点、少子化対策の観点、地域の教育力向上の観点、さらには学習機会の提供等再チャレンジの観点から

も、その推進を図ることが必要であり、地域社会全体で子どもたちの豊かな人間性を養っていくための重要な事業として実施されています。

＜具体の事業内容＞

放課後子ども教室推進事業は、放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用し、子どもたちの安全・安心な活動拠点（居場所）を設け、地域の方々の参画を得て、学習活動やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動等の取組みを実施することにより、子どもたちの社会性、自主性、創造性等の豊かな人間性を涵養するとともに、地域の子どもたちと大人の積極的な参画・交流による地域コミュニティの充実を図る事業です。

本事業の主な対象者は小学生ですが、地域の子ども全般を対象としているものであり、幼児、児童、生徒の一部のみに制限するものではありません。

3. 「放課後子どもプラン」の概要

上記の経緯の中で、2007年度（平成19年度）より「放課後児童健全育成事業」と、衣替えした「放課後子ども教室推進事業」が一本化され、社会教育サイドの「放課後子どもプラン」という名称で継続されていますが、その基本的な概要を文部科学省の資料から以下のように整理しました。

1) 目的

地域社会の中で、放課後等に子どもたちの安全で健やかな居場所づくりを推進するため、市町村（特別区を含む。以下同じ）において、教育委員会が主導して、福祉部局と連携を図り、原則として、すべての小学校区において、文部科学省が実施する「放課後子ども教室推進事業」（以下「放課後子ども教室」という）及び厚生労働省が実施する「放課後児童健全育成事業」（以下「放課後児童クラブ」という）を一体的あるいは連携して実施する総合的な放課後対策（放課後子どもプラン（以下「放課後子どもプラン」という）を推進する事業として2007年度（平成19年度）から始まりました。

2) 定義

「放課後子どもプラン」は、市町村が策定する「事業計画」と同計画に基づく「放課後対策事業」を総称する概念であり、この放課後対策事業は、市町村が実施する「放課後子ども教室」及び「放課後児童クラブ」で構成されています。

2) 実施主体

「放課後子どもプラン」の事業計画の策定主体は、市町村ですが、同計画に基づく放課後対策事業の実施については、市町村、社会福祉法人、その他の者がおこなうこととなっています。

①事業計画の策定

市町村は、教育委員会と福祉部局の具体的な連携方策、2009年度（平成21年度）までの「放課後子どもプラン推進事業」の小学校区単位の実施計画等を盛り込んだ事業計画策定に努めることとし、本事業計画が、次世代育成支援行動計画の内容を前倒して実施するもの等であっても、行動計画の変更は必ずしも必要としないことになっています。

②市町村の体制、役割等

- ・市町村は、行政、学校、放課後児童クラブ、社会教育、児童福祉、PTAの各関係者及び地域住民等で構成される「運営委員会」を設置し、事業計画、活動プログラムの企画、事後検証・評価等を検討
- ・基本的に教育委員会が主管部局となるが、市町村の実情に応じて福祉部局が主管部局となる

も差し支えない。

- ・ 主管部局は、運営委員会事務局、補助申請事務等の業務をおこなうに当たり、福祉部局（又は教育委員会）と緊密な連携を図る。

4. スクールガード制度

子どもが犯罪に巻き込まれる事件や事故が発生しており、通学路を含めた学校の安全確保は重要な課題となっています。このような状況を受け、各学校や教育委員会等においては、保護者はもとより地域住民等による児童生徒等の安全確保のための様々な取組みが始まりました。また、文部科学省では、地域ぐるみで子どもの安全を守る環境の整備を推進するため、2005年度（平成17年度）から「地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業」を実施しています。防犯の専門家等をスクールガード・リーダーとして委嘱し、学校や地域の団体等への指導・評価等をおこなうことにより、学校を中心に安全体制を整備する取組みが進められました。平成21年4月から施行されている学校保健安全法では、学校においても、児童生徒等の保護者、警察署その他の関係機関、地域の安全を確保するための活動をおこなう団体、地域住民等との連携を図るよう努めるものとされており、家庭や地域社会との連携により、児童生徒等が安心して生活できる安全な生活環境の整備に努めることが、学校の重要な役割として示されています。

<児童生徒等の安全を確保するための基本的な対策>

学校への不審者侵入防止及び登下校時における児童生徒等の安全確保のための施設・設備や安全管理体制等に関する対策については、次のようなことが考えられる。

①学校への不審者侵入防止のための三段階のチェック体制の確立

- ア 学校敷地内への不審者侵入防止
- イ 学校の敷地内での不審者の発見・排除
- ウ 校舎内への不審者の侵入防止

②登下校時における児童生徒等の安全確保

- ア 通学路の安全点検の徹底と要注意箇所の周知徹底
- イ 登下校時の児童生徒等の安全管理の徹底
- ウ 児童生徒等に危険予測・回避能力を身につけさせるための安全教育の推進
- エ 不審者等に関する情報の共有
- オ 警察との連携

第3章 大分県における「教育の協働」の取組みの時代へ！

第1節 「教育の協働」を推進した法律の改正

第2章で紹介した各種教育改革や施策を実現するための教育基本法の改正はもとより、学校教育及び社会教育等に関する法整備が進められていきました。

1. 学校教育法施行規則第47条（学校週5日制：平成4年9月開始）（文科省資料より）

【趣旨等】 学校・家庭・地域社会が相互に連携しつつ、子どもたちに生活体験、社会体験や自然体験など様々な活動を経験させ、自ら学び自ら考える力や豊かな人間性、健康や体力などの「生きる力」を育むことを目指しています。

【これまでの経緯】

- 昭和61年4月 臨時教育審議会（第2次答申）において提言
- 平成2年4月 調査研究協力校（68校）における学校週5日制の試行開始
- 平成4年9月 月1回の学校週5日制実施→平成7年4月 月2回の学校週5日制実施
- 平成14年4月 完全学校週5日制実施

【関係規定】

- 学校教育法施行規則（抄）第四十七条 公立小学校における休業日は、次のとおりとする。ただし、第三号に掲げる日を除き、特別の必要がある場合は、この限りでない。
 - 一 国民の祝日の関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する日
 - 二 日曜日及び土曜日
 - 三 学校教育法施行令第二十九条の規定により教育委員会が定める日

2. 公民館の設置及び運営に関する基準の改正（平成15年6月施行）

この基準は、社会教育法（昭和24年法律第207号）第23条の2第1項の規定に基づく公民館の設置及び運営上必要な基準であり、公民館の健全な発達を図ることを目的として定められており、生涯学習社会の実現のための学びの拠点等に加えて、平成18年の教育基本法の改正を見据えて第6条に「学校、家庭及び地域社会との連携等」を規定しました。

第6条 「学校、家庭及び地域社会との連携等」（一部省略）

公民館は、事業を実施するに当たっては、関係機関及び関係団体との緊密な連絡、協力等の方法により、学校、家庭及び地域社会との連携の推進に努めるものとする。

- 2 公民館は、その対象区域内に公民館に類似する施設がある場合は、必要な協力及び支援に努める。
- 3 公民館は、事業への青少年、高齢者、障害者、乳幼児の保護者等の参加を促進するよう努める。
- 4 公民館は、その実施する事業において、地域住民等の学習の成果並びに知識及び技能を生かすことができるよう努める。

3. 教育基本法の改正（平成18年12月施行）

平成18年12月に施行された改正教育基本法では「生涯学習の理念」「大学」「私立学校」「教員」「家庭教育」「幼児期の教育」「学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力」「教育振興基本計画」の8条項が新たに付け加えられました。改正法の施行を受け、その後、学校教育法（義務教育年限

など)や学習指導要領の改正、教育振興基本計画の策定などの具体的な取組みが行われることになりました。なお、本テーマの「教育の協働」については以下のように新たに加えられました。

(学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力)

第十三条 学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力を努めるものとする。

4. 学校教育法及び学校教育法施行規則の改正（平成 19 年 6 月改正）

平成 19 年 6 月に学校教育法を改正し、第 4 2 条において学校評価に関する根拠となる規定、第 4 3 条において学校の積極的な情報提供についての規定を新たに設けて努力義務化となりました。関係法規の一部を紹介します。

学校教育法 42 条（学校の評価）

小学校は、文部科学大臣の定めるところにより当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずることにより、その教育水準の向上に努めなければならない。

学校教育法施行規則 66 条(自己評価)（中学校・高校にも準用。以下同様）

1 小学校は、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表するものとする。

さらに文部科学省は、学校評価の種類について、「学校評価ガイドライン」（平成 22 年改定）で、以下のように示しています。

<自己評価>

1. 自己評価は、学校評価の最も基本となるものであり、校長のリーダーシップのもとで、当該学校の全教職員が参加し、設定した目標や具体的計画等に照らして、その達成状況や達成に向けた取組みの適切さ等について評価をおこなうものである。

※自己評価をおこなうに当たっては、学校の教育目標等を実現するために、重点的に取り組むことが必要な目標や計画の取組み状況等を適切に評価できる項目等を各学校の実情に応じて設定し、教育活動を実施する必要がある。また、評価結果を公表することにより、学校運営の質に対する説明責任を果たし、保護者との連携協力を推進することができる。

<関係者評価>

2. 学校関係者評価は、保護者、学校評議員、地域住民、青少年健全育成関係団体の関係者、学校の教職員その他の学校関係者などにより構成された委員会等が、その学校の教育活動の観察や意見交換等より、自己評価の結果について評価することを基本にしておこなうものである。

※学校関係者評価とは、平成 19 年 6 月の学校教育法 42 条の 4 規定を受けて、平成 19 年 10 月に学校教育法施行規則を改正し、学校が行った「自己評価」の評価結果を踏まえ、その評価について自己評価の客観性・透明性を高めるとともに、学校・家庭・地域が学校の現状と課題について共通理解を深めて相互の連携を促すために、当該学校の関係者がおこなう評価であり、学校関係者の学校への理解促進と連携協力により、学校運営の改善を図ることを目的としています。

<専門的視点からの外部評価>

3. (長いので前部分を省略して記述) 学校とその設置者が実施者となり、その学校に直接かわりのない外部の専門家等が自己評価及び学校関係者評価の結果等を活用しつつ、専門的視点から評価をおこなうものである。

5. 社会教育法等の一部改正（平成20年6月施行）

教育基本法の改正を踏まえ、社会教育行政の体制の整備等を図るため、社会教育に関する国及び地方公共団体の任務、教育委員会の事務、公民館、図書館及び博物館の運営、司書等の資格要件等に関する規定を整備するものであること。」と明記しています。

（1）教育基本法の改正を踏まえた規定の整備等（第3条及び第5条関係）

国及び地方公共団体が社会教育に関する任務をおこなうに当たって、国民の学習に対する多様な需要を踏まえ、これに適切に対応するために必要な学習の機会の提供及びその奨励をおこなうことにより、生涯学習の振興に寄与するものとなるよう努めるものとする。

①国及び地方公共団体が社会教育に関する任務をおこなうに当たっての配慮事項として、社会教育が学校、家庭及び地域住民その他の関係者相互間の連携及び協力の促進に資することとなるよう努めることを加えること。

②教育委員会の事務に、次の事務を規定すること。

- ・家庭教育に関する情報の提供に関する事務
- ・情報の収集及び利用を円滑かつ適正におこなうために必要な知識又は技能に関する学習の機会を提供するための講座の開設等の事務
- ・主として学齢児童及び学齢生徒に対する、学校の授業の終了後等に学校等を利用しておこなう学習等の機会を提供する事業の実施等の事務
- ・社会教育における学習の機会を利用して行った学習の成果を活用して学校、社会教育施設その他、地域においておこなう教育活動等の機会を提供する事業の実施等の事務
- ・社会教育に関する情報の収集、整理及び提供に関する事務

③公民館の運営状況に関する評価及び改善並びに関係者への情報提供

公民館はその運営状況の評価及び改善並びにその運営に関する地域住民等関係者への情報提供に努めるべきこととする。

③社会教育主事は、学校が社会教育関係団体等の関係者の協力を得て教育活動をおこなう場合にはその求めに応じて助言をおこなうことができることとする。

＜参考＞社会教育法等の一部改正＜第9条の7＞（平成29年3月施行）

この改正によって「地域学校協働活動推進員を委嘱することができる」ことが規定され、現場では、その職務内容は、これまでの学校支援コーディネーターとの差別化も検討されています。

6. 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正（第47条）平成29年一部改正

学校運営協議会（以下「協議会」という。）は、保護者や地域住民の意見を学校運営に反映し、地域とともにある学校づくりを実現するための仕組みであり、平成16年度に地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号。以下「地教行法」といいます。）の改正によって制度化されて以来、「地域と連携した取組みが組織的に行えるようになった」などといった成果に関する認識とともに、全国に広がってきているところです。他方、今日、児童生徒の状況に応じたきめ細かい学習支援、生徒指導上の課題への対応、学校安全の確保など、学校を取り巻く課題はますます複雑化・困難化しており、こうした課題を解決し、子どもたちの「生きる力」を育むためには、教職員のみならず、地域住民や保護者等（以下「地域住民等」といいます。）の適切な支援を得ながら、学校運営の改善を図っていく必要があります。

このため、学校と地域の組織的・継続的な連携を可能とする協議会について、更なる活動の充実と

設置の促進を図る必要があるとの認識の下、必要な制度の見直しを行い、平成 29 年 4 月 1 日から改正地教行法が施行されました（以下、本改正を「平成 29 年改正」（下記第 47 条の 5）といいます。各教育委員会においては、改正された制度の趣旨を踏まえ、それぞれの地域や学校の状況に応じた適切な措置を求められています。

＜第四十七条の五＞（一部省略）

1. 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する学校ごとに、当該学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、学校運営協議会を置くように努めなければならない。ただし、二以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要がある場合として文部科学省令で定める場合には、二以上の学校について一の学校運営協議会を置くことができる。
2. 学校運営協議会の委員は、次に掲げる者について、教育委員会が任命する。
 - 一 対象学校（当該学校運営協議会が、その運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校をいう。以下この条において同じ。）の所在する地域の住民
 - 二 対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者
 - 三 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第九条の七第一項に規定する地域学校協働活動推進員その他の対象学校の運営に資する活動をおこなう者
 - 四 その他当該教育委員会が必要と認める者
2. 対象学校の校長は、前項の委員の任命に関する意見を教育委員会に申し出ることができる。
3. 対象学校の校長は、当該学校の運営に関して、教育課程の編成、教育委員会規則で定める事項について基本的な方針を作成し、当該対象学校の学校運営協議会の承認を得なければならない。
4. 学校運営協議会は、前項に規定する基本的な方針に基づく対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関し、対象学校の所在する地域の住民、対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者その他の関係者の理解を深めるとともに、対象学校とこれらの者との連携及び協力の推進に資するため、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努めるものとする。
5. 学校運営協議会は、対象学校の運営に関する事項（次項に規定する事項を除く。）について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。
6. 学校運営協議会は、対象学校の職員の採用その他の任用に関して教育委員会規則で定める事項について、当該職員の任命権者に対して意見を述べることができる。この場合において、当該職員が県費負担教職員（第五十五条第一項又は第六十一条第一項の規定により市町村委員会がその任用に関する事務をおこなう職員を除く。）であるときは市町村委員会を経由するものとする。
7. 対象学校の職員の任命権者は、当該職員の任用にあたっては、前項の規定により述べられた意見を尊重するものとする。
8. 教育委員会は、学校運営協議会の運営が適正を欠くことにより、対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合においては、当該学校運営協議会の適正な運営を確保するために必要な措置を講じなければならない。
9. 学校運営協議会の委員の任免の手續及び任期、学校運営協議会の議事の手續その他学校運営協議会の運営に関し必要な事項については、教育委員会規則で定める。

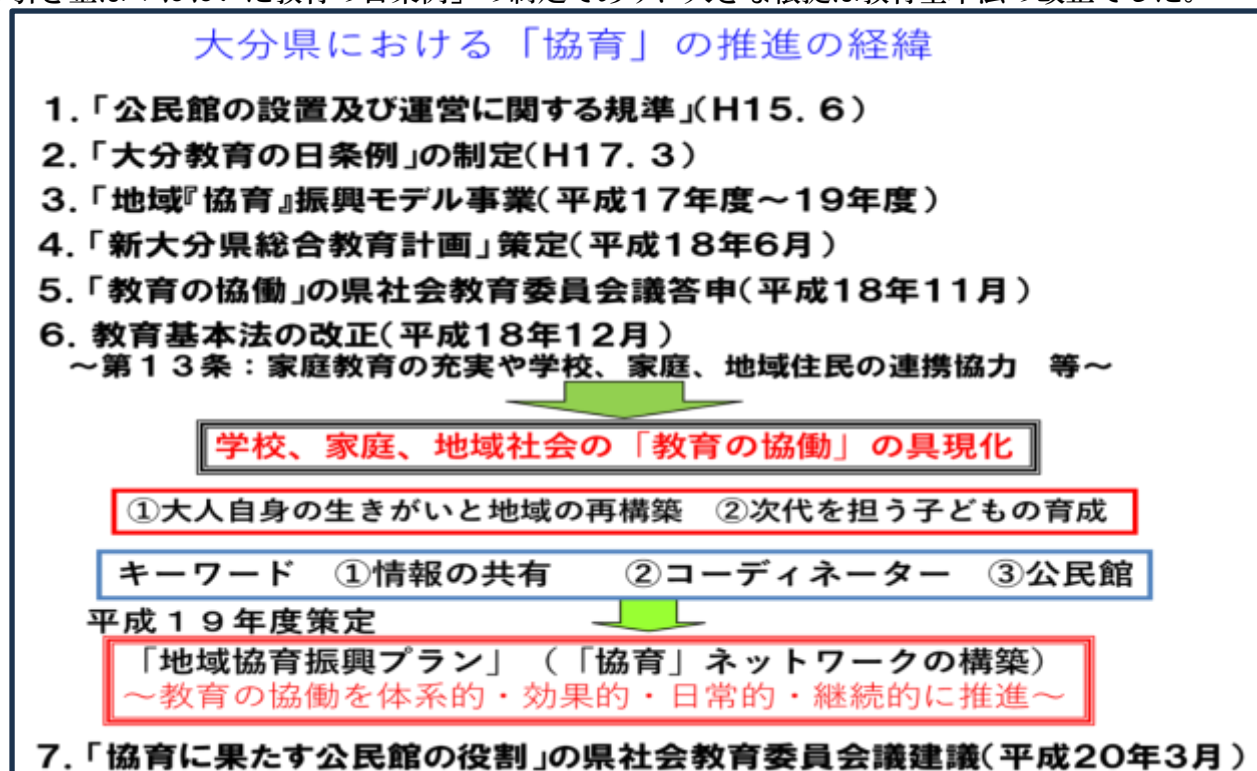
以上のような法律の制定を背景にした、大分県の取組みを第 2 節以降に紹介します。

第2節 大分県における「教育の協働」の取組みの歴史の概要

～平成16年度から現在への歩み～

大分県における「教育の協働」の施策は、平成16年度から生涯学習課を中心として県教育委員会総体の取組みの検討から始まりました。

当時の学校教育の方向性はコミュニティ・スクールの導入による地域との連携であり、これからの大分県における「教育の協働」を進めるために、コミュニティ・スクールと両輪となる学校支援地域本部の整備について社会教育行政の観点から以下のような歴史を整理しました。まず、取組みの引き金は「おおいた教育の日条例」の制定であり、大きな根拠は教育基本法の改正でした。



<教育の協働の取組みの始まり>

平成16年度

1. 教育の協働の引き金

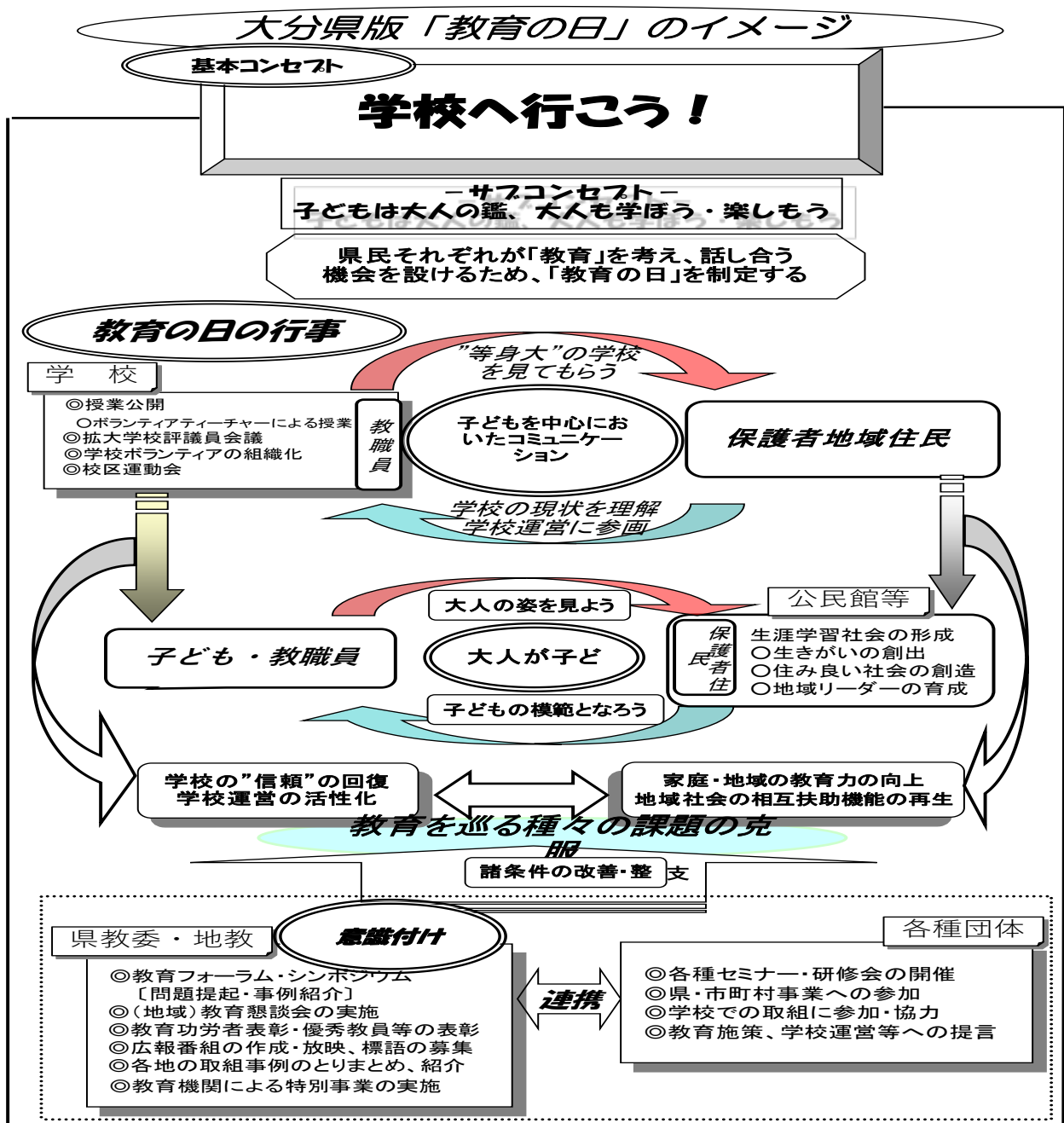
当時、総務課では「おおいた教育の日条例」の制定を進めており、総務課の総務担当係長と市町村合併担当係長から「学校・家庭・地域の教育の協働」に関する担当課となるよう当時の生涯学習課長に依頼があり、両係長と筆者(当時の役職は参事)で協議の上、担当課長の了解のもとに具体的な取組みをおこなうこととしました。

※「学校・家庭・地域の教育の協働」を、学校・家庭・地域の3つの力を合わせて育むという趣旨を文字で表わして「協育」という造語を考案しました。しかし、各処から「協育」という造語への警告的指摘がありましたが、現在では市民権を得ることができて使用していただいています。

「大分教育の日条例」平成17年3月31日施行

第1条

県民の教育に対する関心と理解を深め、学校、家庭及び地域社会が相互に協力することにより、明日の大分を担う心豊かでたくましい子どもたちを育成するとともに、生涯にわたって自ら学び、郷土を愛し、地域社会の振興に主体的に参加する人づくりを進めるため、おおいた教育の日を設ける。



平成 17 年度

2. 「地域協育振興モデル事業」の事業化（詳細は第3章第4節で報告）

平成 17 年度からの 3 年間事業として「地域協育振興モデル事業」の予算化を計画しましたが、当初 100%の県予算で年間 1,000 万円、3 市町村の予定でした。しかし、最終的には県が 2 / 3，市町村が 1 / 3であったため、市町村合併の時期であったことから市町村における予算確保が困難であり、実施モデル市町村がなく、「地域協育振興モデル事業」を実施するための市町村用の手引きを作成して平成 17 年度に 2 市（豊後高田市・臼杵市）での 2 年間の取組みから始め、平成 18 年度に新たに 2 市（佐伯市・豊後大野市）で 2 年間の取組みとすることで進めていきました。

3. 文部科学省委嘱事業の受託

文部科学省委嘱事業「地域が抱える教育課題に対応した指導者養成推進事業」を受託して「教育の協働」に関する調査研究を行い「地域協育振興のための Q & A」を刊行しました。

4. 大分県社会教育委員会議への諮問

学校教育への地域からの支援システムづくりについて、大分県社会教育委員会議へ「地域社会の協働による子どもの健全育成の方策について」を1年計画で答申をいただくよう諮問しました。

平成18年度

5. 「地域協育振興プラン」の策定（詳細は第3章第3節で報告）

大分県社会教育委員会議からの「大分発『協育』ネットワークプラン」の答申を受けて、教育行政の取組みである様々な施策に関しての教育の協働体制づくりをおこなうため、公民館を核として「協育ネットワーク」の構築を推進する「地域協育振興プラン」を策定（期間：平成19年度～平成27年度）し、市町村での取組みを促進することとしました。平成18年12月には教育基本法が改正され「学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力」が新設されたこともあり、教育委員会の全ての課・室の協働による策定でした。

＜その後の「教育の協働」の現状＞

1. 大分県の地域学校協働活動の現状（詳細は本章の第6節で報告）

（1）コミュニティ・スクールの現状

国は、平成17年度からコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度を導入した学校）の導入を進めていますが、全国的にも中々広がりませんでした。平成28年度の大分県教育長期計画においてコミュニティ・スクールと地域学校協働本部の一体的取組みを目指してコミュニティ・スクールの導入を促進することとし、コミュニティ・スクールの導入状況は、令和5年度では95,1%（小中義務）になっています。＜大分県教育委員会資料＞

（2）地域学校協働本部の現状

大分県では、平成18年度からの「地域協育振興プラン」の実施による「公民館にコーディネーターを配置した『校区ネットワーク会議』」を全県的に実施するために「学校支援地域本部事業」の実施を促進しました。当時の「学校支援地域本部事業」を発展させた「地域学校協働本部」の現在の実施状況は、令和5年度は93,7%（小中義務）になっています。＜大分県社会教育課資料＞

（3）教育の協働体制の現状

文部科学省は、コミュニティ・スクールの導入と地域学校協働本部の2つの施策が連携して取り組むシステムを進めており、大分県では令和5年度は89,8%（小中義務）になっています。（大分県社会教育課資料）今後、2つの施策が有機的に融合した「教育の協働」の取組みが期待されます。

2. 教育機関・民間団体等による取組み

学校教育への支援、子どもたちの放課後や休日の体験活動や学習活動、読み聞かせ活動、地域の有志による子ども食堂や自治会等による地域の安全安心のための取組み等々、様々な取組みが多くなりました。そうした活動の交流を民間主導でおこなう交流会を平成19年度から始めました。

（1）「地域発活力・発展・安心デザイン実践交流会」の始まり（詳細は第6章で報告）

本交流会は「大分教育の日」条例の制定により民間活力による教育の協働を推進する取組みとして、県教育委員会が「東国東地域デザイン会議」に要請して、大分大学の山崎教授を顧問として県教育委員会と共に平成19年度から始めました。地域での教育の協働の実践事例を共有することで、各地域での活動のエネルギーとネットワークづくりを目的としています。

（2）「NPO法人大分県協育アドバイザーネット」の設立（詳細は第6章で報告）

大分大学ではこの趣旨に賛同して、社会人のコーディネーター養成を目的にして平成21年度「協育アドバイザーネット養成講座」という公開講座を開講して終了し、受講生100名を超す社会で活躍する人材を対象にした協育コーディネーターを育成（7期生まで）して、受講生の人たちによる「NPO法人大分県協育アドバイザーネット」が平成23年12月6日に設立されました。

第3節 大分県版「地域教育振興プラン」の策定

前述したように「大分教育の日」条例の制定により、平成17年度に策定した「新大分県総合教育計画」（下記図）の策定にその趣旨が盛り込まれ、新総合教育計画の施策によって「教育の協働」が大きな柱となって様々な取組みが始まりました。

＜「地域教育振興プラン」の背景＞

（★以下の資料は「地域協育振興モデル事業の手引き」（平成17年度）として作成したものです）

1. 子どもたちの現状と課題

今日の子どもたちは、規範意識、公共心、学ぶ意欲の低下や忍耐力の不足などが指摘されています。また、大人になりたがらない子どもや将来への夢や希望を描けない子どもが増加し、社会への参画意識も希薄になり、なかなか社会人として自立できない若者が多くなっていることも指摘されています。青少年が起こす問題行動の増加やフリーター志望の若者の増加などを考えた時、その背景を十分に検討したうえでの教育改革を行わなければなりません。

（1）生きる力と体験活動

平成13年7月に、社会教育法及び学校教育法に青少年の社会奉仕体験活動等の奨励を新たに規定する法改正が行われるとともに、翌14年には、中央教育審議会が「青少年の奉仕活動・体験活動の推進方策等について」を答申しました。この答申は、以下に述べるように青少年の現代的な課題の背景と様々な体験に大きな相関関係があることから打ち出されたものです。

平成10年度に、文部科学省は「子どもの体験活動等に関するアンケート調査」を行い、その結果から、子どもたちが「生活体験」、「お手伝い」、「自然体験」をしていることと「道徳観・正義感」が身につけていることとの間には、

○生活体験が豊富な子どもほど、道徳観・正義感が充実している。

○お手伝いをする子どもほど、道徳観・正義感が充実している。

○自然体験が豊富な子どもほど、道徳観・正義感が充実している。

という高い相関の傾向が見られるという注目すべきことが明らかになりました。

また、発達過程において必要な体験をしていない子どもが増えてきていることから三浦清一郎氏（生涯学習・社会教育研究者）は、現代の子どもに欠けている体験として次のことを挙げています。

○自然接触体験の欠損 ○縦集団体験の欠損 ○自発的活動体験の欠損

○社会参加体験、勤労体験の欠損 ○困難体験の欠損

こうした体験活動の欠損を指摘すると、今の子どもたちの体験活動が不足し、それが原因となって、多くの課題が発生していると捉えられますが、重要なことは「直接体験」と「間接体験」のバランスです。「擬似体験」「仮想現実体験」等の間接体験は豊富であり、主体的、日常的な生活体験・自然体験などの「直接体験」の機会を充実し、両者のバランスある体験活動をおこなうことが重要です。

（2）体験活動と学力

近年の研究において、体験活動と学力の関係についての報告が見られるようになった。平成16年度福岡県社会教育委員の会議の答申において、次の5つの観点からその関係を整理しています。

① 学びの出発点、思考や理解の基盤づくり

学びの過程を「感覚→思考→実践」という方向でとらえ、まず「体験」により感覚的に事物・事

象をとらえ、続いて「なぜ・どうして」と考えることをとおして概念化を図り、さらに実生活に結びつける行動が「学び」である。よって、最初の「体験」が充分でないと子どもの学びの過程は思考・概念から始まることとなり、学習に対する興味・関心、意欲が失われる。

② 実感を伴った理解の促進

理科の調査結果から、子どもが「ああ、そうだったのか」と実感し、うなづきながら理解を深めていくためには、日常生活の中でいろいろなものを見たり、聞いたり、触れたりしながら、日常的に「なぜ、どうして」という疑問や問題意識を持つことが必要である。

③ 学習態度と価値判断能力の育成

「知識」や「技能」の能力を養うには、「学習態度」と「価値判断能力」を育成することが重要であり、学校の中というよりも、むしろ日常生活の中で相乗的に養われる。福岡県の「学力向上プラン」の取組みから見て、学力向上の条件は「毎日朝食をとったり、学習準備をしたりするなどの日常の生活習慣がきちんと身につけていること」や「我慢する、ルールを守る、自分を律する（耐性）ことができること」など、「子どもの学習意欲は基本的な生活習慣や規範意識と大きな関係がある」と分析している。

④ 成就感や自尊感情、自己有用感の獲得

子どもが「やる気」を出すのは、将来に対する夢を持ったり、何かをやり遂げてほめられ自分に自信を持ったりした時である。困難を乗り越えたり、何かを成し遂げたりする体験、人の役に立つ体験等は、子どもに成就感や自尊感情、自己有用感を持たせ、積極的に生きる姿勢を育てる。

⑤ 学ぶ意欲・態度の育成

「体験活動重視の教育」に取り組んだ福岡県のある小学校の実践から、昼休みの仲間遊びを活性化するなど、様々な活動を通して異年齢の人間関係を豊かにすることにより、自主性や学力が向上することが明らかになり、遊びや様々な集団活動の中で獲得した自主性、忍耐、創造性などが学ぶ意欲・態度の育成につながったという報告がある。

このことは、現在、長崎県における「タフな子ども育成モデル事業」においても研究、証されているところであり、今後、社会教育からのアプローチを重視しつつ、学校教育と社会教育の連携の重要性を裏付けるものです。

（3）体験活動により育みたい資質・能力

平成14年7月の中央教育審議会答申「青少年の奉仕活動・体験活動の推進方策等について」において、青少年の体験活動の意義を次のように述べています。

- ① 他人に共感すること、自分が大切な存在であること、社会の一員であることを実感し、思いやりの心や規範意識を育むことができる。
- ② 広く物事への関心を高め、問題を発見したり、困難に挑戦して解決したりして、人との信頼関係を築いて共に物事を進めていく喜びや充実感を体得し、指導力やコミュニケーション能力を育む。
- ③ 積み重ねた様々な体験が心に残り、自立的な活動をおこなう原動力となることが期待され、このような体験を通じて市民性、社会性を獲得し、新しい「公共」を支える基盤を作ることができる。

（4）生徒指導上の課題

文部科学省が毎年実施している「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」結果によると、平成15年度における全国、大分県の状況は次のようになっています。

①暴力行為の発生件数（公立小・中・高等学校）は、全国においては3年ぶりの増加となったものの、本県においては、3年連続の減少となっており全国に対して大きく下回っている。

②いじめの発生件数（公立小・中・高等学校、盲・聾・養護学校）は、全国においては8年ぶりに増加し、本県においても4年ぶりに増加に転じており、憂慮すべき状況である。

③不登校児童生徒数（国・公・私立小・中学校）については、速報値ではあるが、全国、本県とも2年連続の減少となっているが、その要因として、スクールカウンセラー等配置による学校における教育相談体制の充実が考えられるが、なお顕在化する深刻な状況があり、今後の支援体制の一層の充実が望まれる。なお、中途退学者数（公・私立高等学校）は、全国、本県ともに3年連続の減少となっているが、長期欠席者を含めた学校不適應の問題は大きな課題となっている。

こうした状況の中、大分県では、平成14年度の県内の中学生、高校生を対象とした「中・高校生の生活に関する調査」を基にして、平成15年度に有識者や学校関係者からなる「生徒指導の在り方に関する研究協力者会議」において次のような児童生徒の現状と課題が上がりました。

[現状]

- 社会性や対人関係能力が充分身につけていない。
- 基本的な生活習慣が十分に身に付いていない。
- 大人の規範意識の低下や環境が悪化している。
- 親、地域の教育力が低下している。

[課題]

自己存在感の実感と共感的な人間関係の醸成のために、

- 子ども同士で支えあう人間関係づくりが必要である。
- 学校、学級の望ましい集団づくりが必要である。
- 児童生徒の規範意識の醸成、社会性の育成が必要である。
- 家庭、地域の教育力の向上が必要である。

以上のような様々な生徒指導上の課題解決に向け、また、今後の生徒指導の在り方や効果的な方策として「社会性をはぐくむプログラム」を実施することが提言されています。

（5）少年犯罪の現状

平成15年の大分県下の少年非行の検挙人員は1,696人で前年より増加しており、平成元年以降最も多い検挙人員となりました。特徴的な傾向としては、凶悪犯・粗暴犯ともに減少しているものの、刑法犯少年の約8割が初発型非行で前年より増加しています。内容としてはシンナー等の乱用少年の増加、不良行為種別の喫煙の増加、性の逸脱行為が年々増加しているなどが上げられます。平成16年においての県下の少年非行状況は、15年を上回る1,701名を検挙し、内容的には、凶悪犯が引き続き減少したものの窃盗犯が増加し、犯罪形態も粗暴化、集団化の傾向が強まった一方、出会い系サイトに起因した犯罪や児童虐待の福祉犯等の被害少年は、高い水準で増加しており、少年の「非行防止」と「保護」の両面にわたる総合的な対策が求められています。

大分県においては、こうした状況に対応して教育委員会及び県警、知事部局の関係課等において、各種施策を実施していました。

2. 学校・家庭・地域社会の課題と今後の施策

子どもたちを育てる学校、家庭、地域社会は昔と変わって、学校の閉鎖性が指摘され、家庭や地域の教育力が低下していると言われていています。ここではその現状と課題を整理します。

(1) 学校教育について

1) 課題

学校においては、「不登校」の増加や「いじめ・学級崩壊」などが深刻化しています。その背景・原因は様々であり、複雑に絡み合っており、学校の責任とは言えない部分も大きく、「人との付き合い方が身についていない。」「耐えながら学んでいく力が培われていない。」などの育ってきた生い立ちの中で養われるべきものもあります。また、若者の職業人としての基礎的な資質・能力の低下や勤労観・職業観の未熟さも見られます。しかし、「勉強が分からない。」「集団へ入っていけない。」などの実態から考えると、学校が抱える課題も見えてきますが、家庭や地域社会の教育力の低下の中で、学校教育へ過度の期待を負わされてきたという状況もあります。今、学校教育の役割をどう果たすかが問われており、それを解決するための施策として、次のような取組みが求められます。

2) 今後の施策

①開かれた学校づくり

家庭や地域社会と連携して、安全で楽しく開かれた学校づくりを推進するために、教育活動に関する情報の家庭や地域への提供、地域人材の活用を進めるとともに、学校の持つ教育機能の家庭や地域への還元への取組みが求められている。

②心豊かでたくましい人間の育成

基本的な生活習慣の形成に向けて道徳教育や体験活動等を通じた、規律ある生活習慣の醸成や自己を主張し、コントロールする力の養成など、心の教育の推進が求められている。

③特別支援教育の推進

特別な教育支援の必要な児童生徒一人一人の教育ニーズを把握し、自立と社会参加を目指した教育支援が求められている。

(2) 家庭教育について

1) 課題

家庭においては、「核家族化」「少子化による家族の少人数化」による家族形態の変化等により、これまで家庭で培われてきた「躰」「基本的な生活習慣」の形成や、家庭における社会性の育成等がなされていない状況にあります。また、テレビの特別番組で放送された長崎県の小学校5年生のあるクラスの例ですが、「死んだ人は生き返る」と思っている児童が32人中28人もいました。長崎県教育委員会の小学校4年と6年、中学校2年を対象にした調査によると子ども全体の15,4%に上り、小学生より中学生の方がその割合が高かったという報告が出されています。このことは、前述した「核家族化」や「葬儀の外部化」にともなう「死」に接することのないことからくる「死」の意識の欠如が分かります。また、大人社会の変化も「家族意識の欠如」「親の子育て意識の希薄化」等へ大きな影響を与えています。

家庭の教育力の低下として具体的に取り上げられるのが「放任・過保護・過干渉型過保護」の実態です。大人の「放任・過保護・過干渉型過保護」には次のような例が上げられます。

- 本来、子どもが自分でできることまで手を出し、世話をする。
- 子どもに容易に物を与えたり、必ずしも必要でないものまで用意したりする。
- 子どもの要求を容易に受容する。
- 本来、子どもが自分ですべき決定や判断まで大人が先にしてしまう。
- 子どもが悲しい体験や失敗をしないように必要以上にかばう。
- 手伝い体験や勤労体験を与えることが少ない。

○叱るべき時にきちんと叱る、ほめたり認めたりすべき時にそうすることが少ない。

○子どもの自発的行動を必要以上に抑制したり、禁止したりする 等

この他、家族間のコミュニケーション不足や母親への子育ての偏重などが指摘されるとともに、親が子に対する虐待などの事件が続発しています。こうした現状にどう対応して「子育ての場」「子どもの居場所」としての家庭をつくるかが課題であり、それを解決するための施策として、次のような取組みが求められます。

2) 求められる施策

①家庭教育に関する学習機会の充実と参加の奨励

核家族化や少子化の中で育った今の親は、成長の過程での生活経験の中で赤ちゃんの扱い方や子どもの成長を身近で見ることなく親になっている。自分の子どもを持つことによって未知の経験をしなければならぬ。昔は祖父母がいてその場で適切な指導を受けながら子育て法を学ぶなどして不安を解消できていた。また、地域の先輩からのアドバイスもおおいに有効であった。しかし、それができない現代においては、子育て学習会への参加や子育て資料などでの学習、その他、個人に合った方法等による不安解消が必要とされている。

②親支援ネットワークの構築

親が安心して子育てができるための支援は、行政による学習機会や相談体制の充実等だけではない。PTAの仲間や地域の子育てグループ、民生委員や子育てアドバイザーなどの方々の日常的な学習や相談が大きな力となる。行政としてはこうしたネットワークを充実するための窓口の一本化や関係機関の連携、アドバイザーの養成などが重要である。

③親が家庭教育を大切にできる条件整備

生活様式や就労形態の変化、就労女性の増加など、あらゆるものが変化している。こうした中、父親の子育て参加の促進が求められている。また、女性の就労の増加を見るとき、父親の意識改革だけでなく、職場の家庭教育への理解が不可欠である。企業での家庭教育への支援は現実には厳しいが、職場内での研修会等を開催するなど、社会全体としての意識改革が重要である。

(3) 地域社会について

1) 課題

地域社会における人の結びつきの希薄化は、大人だけでなく、子どもや若者へも大きな影響を与えている。ボランティア活動などの社会参加意識や社会規範意識の欠如、鍛錬・訓練不足からくる耐性や挑戦する意識の欠如等々、これまで地域社会が担ってきた役割が見えなくなっている。

具体的には次のような問題があげられる。

○大人同士の人間関係が希薄化しており、「近所のおじさん・おばさん」がいない。

○地域伝統行事の減少や参加促進の風土が薄らいでいる。

○地域活動のプログラムに子どもの自主性や自発性が尊重されていない。

○専門的な知識・技能をもつ地域の指導者の不足や子どもへの関わり方を理解していない。

○子どもに無関心な大人が増加している。 等

本来、地域社会の人との中で鍛えられ、培われてきた公共心・社会性・思いやりの心等をどこで培っていけばいいのかが課題です。地域の大人が起こす子どもへの犯罪行為が続発し、安心・安全な地域社会が崩壊しつつあり、それを解決するための施策として、次のような取組みが求められます。

2) 求められる施策

①地域社会での育成目標の共通化

子どもは親にとっては「宝」であり、社会にとっても「宝」です。次世代を担う今の子どもたちが健全に成長することは、今の大人にとって安心して老後を過ごすためにも重要なことです。そこで、地域の大人が、多様な人間関係の中で常識や決まりを教え、生活の知恵を授け、地域を愛する意識を醸成するとともに、安全・安心な地域を作るための地域環境の浄化の取組みや子育て風土づくりなど、健全育成の機運を醸成していく取組みが重要です。

②社会奉仕体験活動、自然体験活動や地域の大人との交流等の推進

豊かな心を育み、人との信頼関係を築き、体力・耐性を育てるための体験活動の意義は前述したとおりですが、そのための具体的な方策が必要です。ボランティアセンターの設置や地域活動コーディネーターの配置等の行政としての施策も大切ですが、最も重要なことは、地域の大人が主体的に子育てに参画することです。前述したように、子どもたちは日常生活の中で学び、成長していくことを考えると、子どもたちが育つ体験活動や挨拶運動、安全・安心な環境をどう作っていくかが重要です。

③少年非行防止・保護総合対策の推進

少年の非行化及び犯罪被害を未然に防止するには、不良行為少年の早期発見と早期措置が重要であり、学校や地域、警察が一体となって推進することが求められます。犯罪被害少年や要保護少年の保護、非行少年の立ち直り支援、少年相談の充実・強化も必要です。また、教育関係者と警察等が連携して携帯電話を利用した出会い系サイトの犯罪から少年を守るための意識啓発や関係機関・団体と連携した有害環境の浄化活動等の少年を取り巻く有害環境の浄化、及び福祉行政と教育行政、警察等の連携による保護者からの児童虐待の早期発見と対策等が重要です。

④職場における協力

前述したように、家庭や地域の教育力の向上には職場の協力が必要です。親の家庭教育への支援だけでなく、地域にある企業等が青少年の体験活動の場を提供したり、声かけ運動などを通じた見守り活動をしたりするなど、積極的な地域貢献が求められます。

完全学校週五日制の実施や開かれた学校づくり等が進む中、地域における子どもを対象とした取組みが多く行われるようになった。学校での地域人材の活用や学校の教育活動情報の地域への提供も活発化してきた。しかし、それぞれが独自でおこなう活動には限界があり、非効率的でもある。また、安全・安心な地域をつくるためにも、地域の大人が結集して子育てをおこなうネットワークの構築と日常的に機能する仕組みが求められます。

3. 大分県における各種施策

大分県においては、国の動きや大分県の現状をもとに、教育委員会をはじめとして青少年育成関係部局において各種施策を実施するとともに、市町村においても、その実態に即した各種の取組みが行われており、その現状を整理してみる。

(1) 大分県教育委員会における重点的に取組みまれる施策

【平成 17 年度教育行政基本方針から抜粋】

学校、家庭、地域社会がそれぞれの教育機能を十分に果たし、相互の信頼と協働による教育を推進するため、次の2つの重点目標を掲げ、その達成に向けて各種施策を展開することとしています。

重点目標① 学校改革の推進（省略）

重点目標② 学校・家庭・地域社会の「協育」ネットワークづくり

県民全体で子どもの教育を考え行動する「おおいた教育の日」の取組みを推進するとともに、学校、家庭、地域社会が一体となって子どもの成長を支えるネットワークづくりや、学校教育

と学校外教育（社会教育）の連携の強化、PTAと連携した家庭教育力の向上支援に取り組めます。

－学校教育－

- ①心の教育の充実に関する主な取組み
- ②開かれた学校づくりの推進に関する主な取組み
- ③安全・安心な学校づくりに関する主な取組み
- ④セーフティーネットづくりの推進に関する主な取組み

－家庭教育・社会教育－

- ①生涯学習推進基盤の整備に関する主な取組み
- ②学校・家庭・地域社会の連携・協力の推進に関する主な取組み
- ③文化財の保存・継承と活用に関する主な取組み
- ③ 地域スポーツ活動の振興と競技スポーツの振興と競技力の向上に関する主な取組み

－児童生徒の安全対策－

警察や自治会等との連携を密にした子どもたちにとっての安全・安心な地域づくりをおこなうための取組みを進めています。平成13年度に起こった大阪の池田小学校での不審者の侵入による児童の殺傷事件以来、奈良県の小学生誘拐・殺害事件に至るまで、全国で子どもの安全を脅かす事件が続発しています。また、大分県では野津高校生による殺人、近年では長崎県での小学6年生が殺人を犯すなど、子どもたちが被害者となるだけでなく、加害者となる事件も多発しており、地域の安全が脅かされています。

そこで、平成15年2月には「学校への侵入者時の危機管理マニュアル」を各学校へ配布し、学校や地域の実情に応じた独自の「危機管理マニュアル」の作成と学校の安全管理の取組みについて通知しました。その後、平成16年1月に文部科学省からの「学校安全緊急アピール～子どもの安全を守るために～」を受けて、「幼児児童生徒の安全確保及び学校の安全管理の一層の徹底について」通知するとともに再三再度、学校での取組みの強化を促進しました。その中で、「学校による具体的な取組み」や「地域社会に協力願いたいこと」等を具体的に示し、学校・地域における安全管理の徹底を図ってきました。

（2）大分県における青少年健全育成施策

大分県においては、平成13年3月に青少年健全育成基本計画「豊の国青少年プラン21」（改訂）を策定し、本基本方針のもとに関係部局において具体的な施策を実施しています。平成16年度の青少年健全育成関連事業は、乳幼児から青年までの各期に対応して、青少年及びその育成者を対象にして151事業実施されています。ここでは、特に関係が深い生活環境部、福祉生活部、教育委員会、警察本部の平成17年度の主な取組みについて紹介することとします。

1) 青少年の人権を守る環境づくり

①青少年の権利を守る体制の整備

- 青少年自分探し支援事業
- スクーリング・サポート・ネットワーク整備事業（SSN）

②児童虐待防止・いじめ対策の推進

- 子どもの虐待防止ネットワーク強化事業
- いつでも児童相談体制整備事業
- スクールカウンセラー配置事業

2) 健全な家庭環境づくり

①家庭教育機能の充実

- 家庭教育支援総合推進事業
- 親子でチャレンジ「わが家のルール・べからず集」の募集

- 家庭教育テレビ番組の放送
- 「少年を守る父親学級」の開催
- 「子育て支援教室」の開催

②家族共同体験の推進

- 「家庭の日」ふれあい事業
- 幼稚園PTA充実事業

③家庭教育の支援環境の整備

- 自死遺児救済援護事業
- 子どもの悩み電話相談事業
- 出会い・ふれあい・交流事業
- 地域子育て支援事業
- 市町村子育て支援推進事業
- 子育て応援社会づくり推進事業
- 家庭教育充実事業

3) 生きる力を育む学校教育の充実

①生徒指導の充実

- 「人とかかわるよろこびを育む」取組み推進事業
- 問題行動に対する地域における行動連携推進事業
- 生徒指導総合連携推進事業

②開かれた学校づくりの推進

- 県立学校ビジョンサポート 21 事業
- 青少年を育てる地域社会づくり

③多様な体験活動の推進

- 「大分県少年の船」運航事業
- なかまあそびアドバイザーの派遣
- 青少年ふれあい交流体験推進事業
- おおいたっ子ハンドインハンド事業
- 地域子ども教室推進事業（委託事業）

④国際交流活動の推進

- 九州8県共同で、青年を韓国・中国に派遣し、国際的な視野を広めさせるとともに、研修や団体生活を通じて心身の高揚を図り、社会参加活動を通じて地域社会に貢献する青年を育成する。

⑤青少年関係施設等の整備・充実

- 児童館・子育て支援のための拠点施設の整備
- PTA連携「地域の宝」育成事業

4) 青少年を非行から守る環境づくり

①社会環境浄化活動の推進

- 青少年の健全な育成に関する条例（仮称）の施行
- 「青少年の日」親子ウォークの実施
- 「大人が変われば子どもも変わる運動」の推進

②非行防止活動の推進

- 薬物乱用防止教室の開催
- 「青少年健全育成宣言事業所運動」の推進
- 「非行防止重点地区活動」の推進
- 地域協育力・スキルアップ事業

5) 推進体制の整備

①県推進体制の整備充実青少年健全育成推進市町村民会議支援事業

- 青少年の健全な育成に関する条例（仮称）の普及、啓発
- 青少年健全育成基本計画の策定
- 子育て応援社会づくり推進事業

②市町村、県民会議等関係団体等との連携の強化

- 青少年健全育成広域連絡調整会議の開催

上記の「新大分県総合教育計画」の重点施策の②に関する基本的な考え方を下図に示します。

重点目標② 学校・家庭・地域社会の「協育」ネットワークづくり

県民全体で子どもの教育を考え行動する「おおいた教育の日」の取組みを推進するとともに、学校、家庭、地域社会が一体となって子どもの成長を支えるネットワークづくりや、学校教育と学校外教育（社会教育）の連携の強化、PTAと連携した家庭教育力の向上支援に取組みます。

基本的な考え方は、＜「知」「徳」「体」の調和のとれた心豊かな子どもの育成＞と＜子どもたちに関わりながら全ての県民が活力ある大人社会を再構築＞の2つの目標に向かっての取組みを「協育（教育の協働）」と設定しました。具体的には、これまでの取組みを整理・統合して学校の教育力と地域社会の教育力と家庭の教育力の3つの教育力を足して（+）「体系的・効果的に・日常的・継続的」に子どもを中心とした活動を進める大人社会の構築です。活動の柱は①子どもたちの体験・交流活動②安全・安心な地域③豊かな学校教育のための活動を仕組んでいくこととしました。そのために重要な地域社会のシステムシステムづくりのために「地域協育振興プラン」を策定することとしました。



＜「地域教育振興プラン」の概要（平成19年3月）＞

1. 地域協育振興施策の実施

平成16年度～17年度において第5次大分県総合教育計画について教育行政における課題を明らかにし、今、行われるべき教育改革を明確にしつつ、学校・家庭・地域社会での課題への対応施策の検討を始めました。その目標①を「信頼と協働に支えられた学校の創造」、目標②を「県民すべてがかかわる『大分の教育』の創造」とし、「学校・家庭・地域の教育の協働について」をテーマとして、大分県教育委員会としての施策の検討にはいりました。並行して「大分県社会教育委員会」に「地域社会の協働による子どもの健全育成の方策について」を諮問し、「大分発『協育』ネットワークプラン」の答申（下記の図）をいただきました。その「地域協育ネットワーク」の推進という具体的な方策の提言を具現化した施策が「地域協育振興プラン」の策定でした。

これまで述べたように、学校、地域社会における取組み、家庭や地域の教育力の向上のための各種施策を行っており、学校、家庭、地域社会のそれぞれの教育機能を十分に発揮することが、まず重要です。しかし、それぞれに不足する教育機能を補完し合うことによって、本来の役割をより効果的に発揮することが望まれています。「地域協育ネットワーク」の基本理念は、そうした教育機能を補完し合うシステムづくりでした。また、地域の教育力の向上のために、縦割りの施策を連携させて、地域ぐるみで子育てをおこなうなどのシステムを構築することが重要です。このことにより、学校が地域の教育力を活用するとともに、家庭が学校や地域社会での子育てを信頼することにより、家庭教育の役割を発揮し、家庭の教育力を向上することが期待できという理念です。

加えて、「協育ネットワークシステム」の拠点となる公民館の在り方（下記の図）について、大分県社会教育委員会から建議をいただき、平成20年度から全県的な取組みを促進することとし

ました。しかし、県内の市町村合併と同時期であり、市町村における予算の問題や、公民館の形骸化等の社会教育事業の縮小、社会教育施設の機能の見直し等の課題が壁となりました。そうした背景の中で、「地域協育振興プランの推進」や「地域協育振興モデル事業」の実施については市町村の理解が困難でした。

＜地域協育振興プランの目次＞

- 第1章 「地域協育振興プラン」策定の基本的な考え方
 - 1 「地域協育振興プラン」策定の背景と趣旨
 - 2 「地域協育振興プラン」の柱
 - 3 「地域協育振興プラン」の性格と期待される効果
 - 4 「地域協育振興プラン」の期間
- 第2章 学校、家庭、地域社会の「協育」に関する施策
 - 第1節 大分県教育改革プランに示す「主な取組み」
 - 第2節 教育の協働に関する「主な取組み」の推進方策
 - 第3節 県教育員会の役割
- 第3章 教育の協働を推進するための「協育」ネットワークの構築
 - 第1節 学校、家庭、地域社会の「協育」ネットワークの構築の考え方
 - 第2節 「協育」ネットワークの拠点としての公民館活動の充実
 - 第3節 豊かな学校教育活動のための学校支援の充実

学校、家庭、地域の連携

県教委 新総合教育計画策定へ

平成17年5月27日(金)
(天合合同)

県教委は本年度、今後 画年度は本年度から二〇一〇年度の県教育行政の基本方針 一五年度までの十一年間となる「新大分県総合教育計画」を策定する。計 画を定めて、九月をめどにまとめる。現行の「第五次全国教育計画」は二〇〇〇年 度から一〇年度までが計 画年度。社会情勢の変化 に対応するため、県の新 しい総合計画に歩調を合 わせて、期間途中で見直 す。

学校、家庭、地域の連 携について第五次全国 計画を通して断絶してい きたい」としてゐる。

新計画が強調する家庭 や地域の役割を分かりや すく伝えるため、概要を まとめたパンフレットを 作ることも計画してい る。

県教委企画調整室は 二人でも多くの人が教 育にかかわる重要性を新 計画を通して断絶してい きたい」としてゐる。



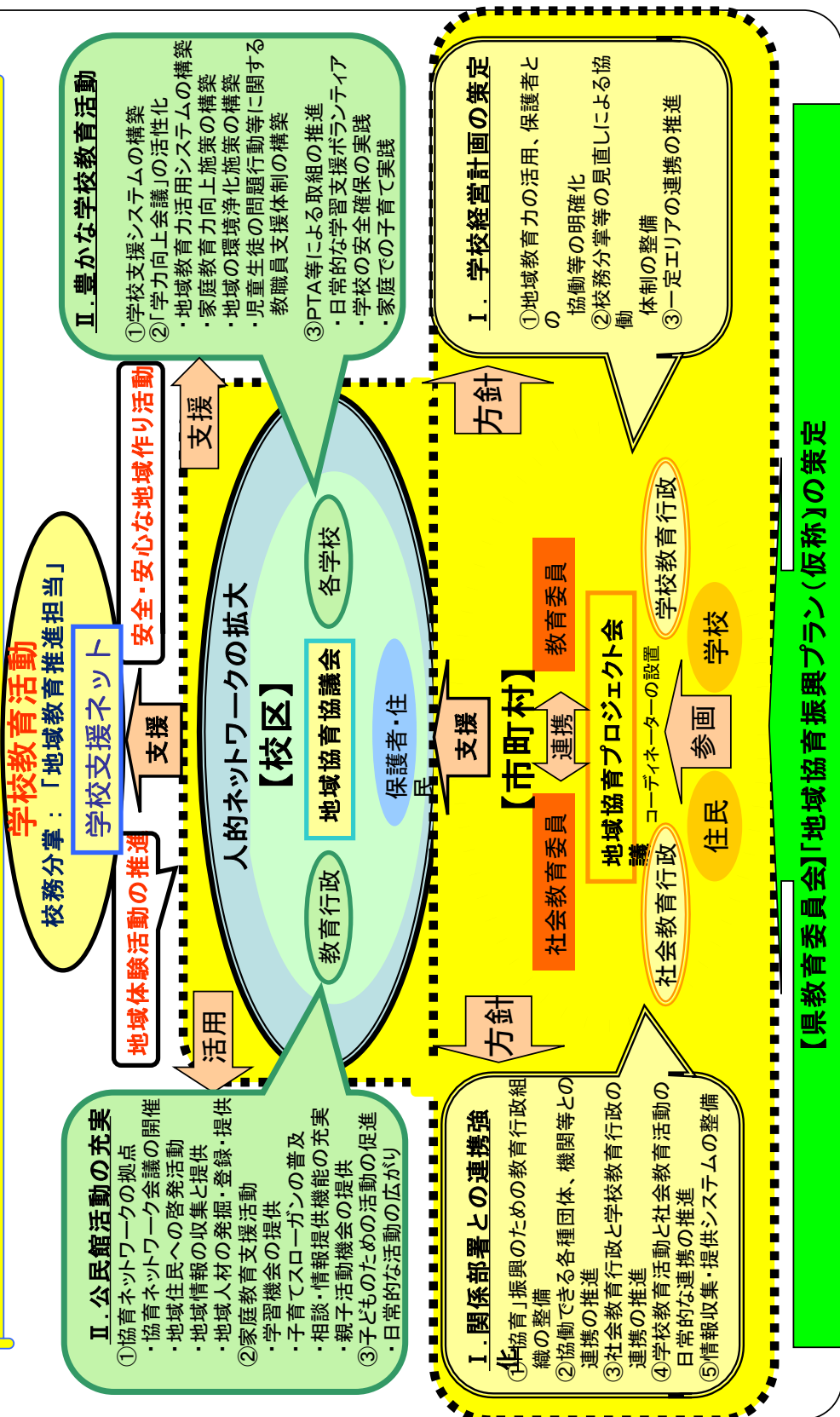
＜資料＞「地域社会※の協働による子どもの健全育成の方策について」の諮問に対する「大分発『協育』ネットワークプラン」の推進を中心とした答申は下図のとおりです。

※この「地域社会」とは「一定地域内に存在する学校・企業・組織団体・家庭等の全てを含む。

大分発「協育」ネットワークプラン

大人社会の再構築による生涯学習社会の形成

目ざす子どもの姿：体力・耐性・豊かな心（コミュニケーション能力含む）・学力（学習力）・学力（学習力）・基本的な生活習慣等



- II. 豊かな学校教育活動**
- ① 学校支援システムの構築
 - ② 「学力向上会議」の活性化
 - ③ PTA等による取組の推進
- ・地域教育力活用システムの構築
 - ・家庭教育力向上施策の構築
 - ・地域の環境浄化施策の構築
 - ・児童生徒の問題行動等に関する教職員支援体制の構築
 - ・日常的な学習支援ボランティア
 - ・学校の安全確保の実践
 - ・家庭での子育て実践

- I. 関係部署との連携強化**
- ① 協育「振興のための教育行政組織の整備
 - ② 協働できる各種団体、機関等との連携の推進
 - ③ 社会教育行政と学校教育行政の連携の推進
 - ④ 学校教育活動と社会教育活動の日常的な連携の推進
 - ⑤ 情報収集・提供システムの整備

- II. 豊かな学校教育活動**
- ① 学校支援システムの構築
 - ② 「学力向上会議」の活性化
 - ③ PTA等による取組の推進
- ・地域教育力活用システムの構築
 - ・家庭教育力向上施策の構築
 - ・地域の環境浄化施策の構築
 - ・児童生徒の問題行動等に関する教職員支援体制の構築
 - ・日常的な学習支援ボランティア
 - ・学校の安全確保の実践
 - ・家庭での子育て実践

- I. 学校経営計画の策定**
- ① 地域教育力の活用、保護者との協働等の明確化
 - ② 校務分掌等の見直しによる協働体制の整備
 - ③ 一定エリアの連携の推進

【県教育委員会】「地域協育振興プラン（仮称）」の策定

答申を基にした「地域協育振興プラン」の「協育ネットワークシステム」は下図のように3層構造になっています。

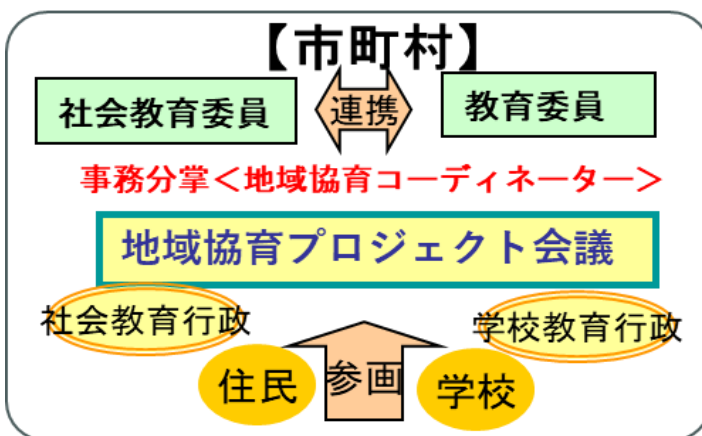
地域協育プロジェクト会議：教育委員会に設置

○市町村に教育の協働の方策等を協議し、各委員が出身母体において実践し、全域で推進するための組織をつくります。

※既に類似組織がある場合は目的の実現のための活動も盛り込むことを工夫する。

○教育委員会の担当者が「地域協育コーディネーター」としての機能を発揮し、教育行政、学校、地域住民の理解を図り、協働のイニシアティブをとることが求められます。

○具体的には「学社連携会議」（現状の「市町村校長会」や「自治会協会」等の既存の組織の充実等）を実施し、実践に結びつけます。



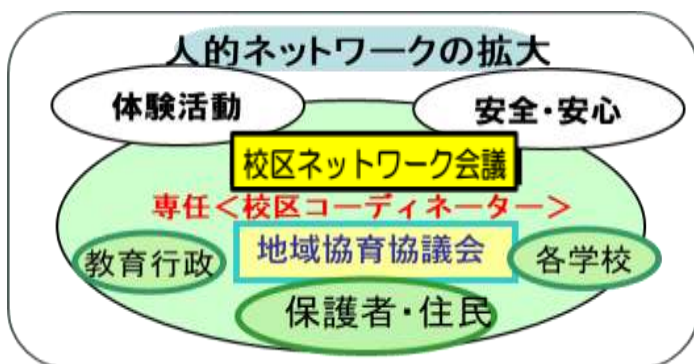
校区ネットワーク会議：中学校に設置

○一定エリア（中学校区等）の教育の協働を推進するために新たに組織をつくります。

※既に類似組織がある場合は、目的の実現のための活動も盛り込むことを工夫する。

○公民館職員がコーディネート機能を発揮し、学校と地域社会の窓口となって、子どものための日常的な活動の推進や家庭教育支援等をおこなう。

※将来的には公民館職員に代わって、公民館や指定された学校に専任の校区コーディネーターを配置して、地域ボランティアによる組織も必要です。

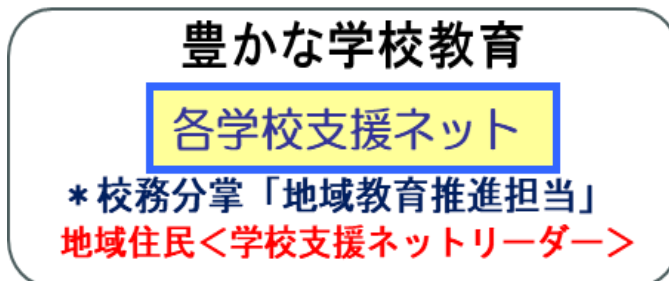


学校支援ネット：各学校に設置

○学校の校務分掌に「地域教育推進担当」を位置付けて、家庭、地域社会との日常的な連携をおこなうことによる家庭や地域社会からの積極的な支援の取組みを行います。

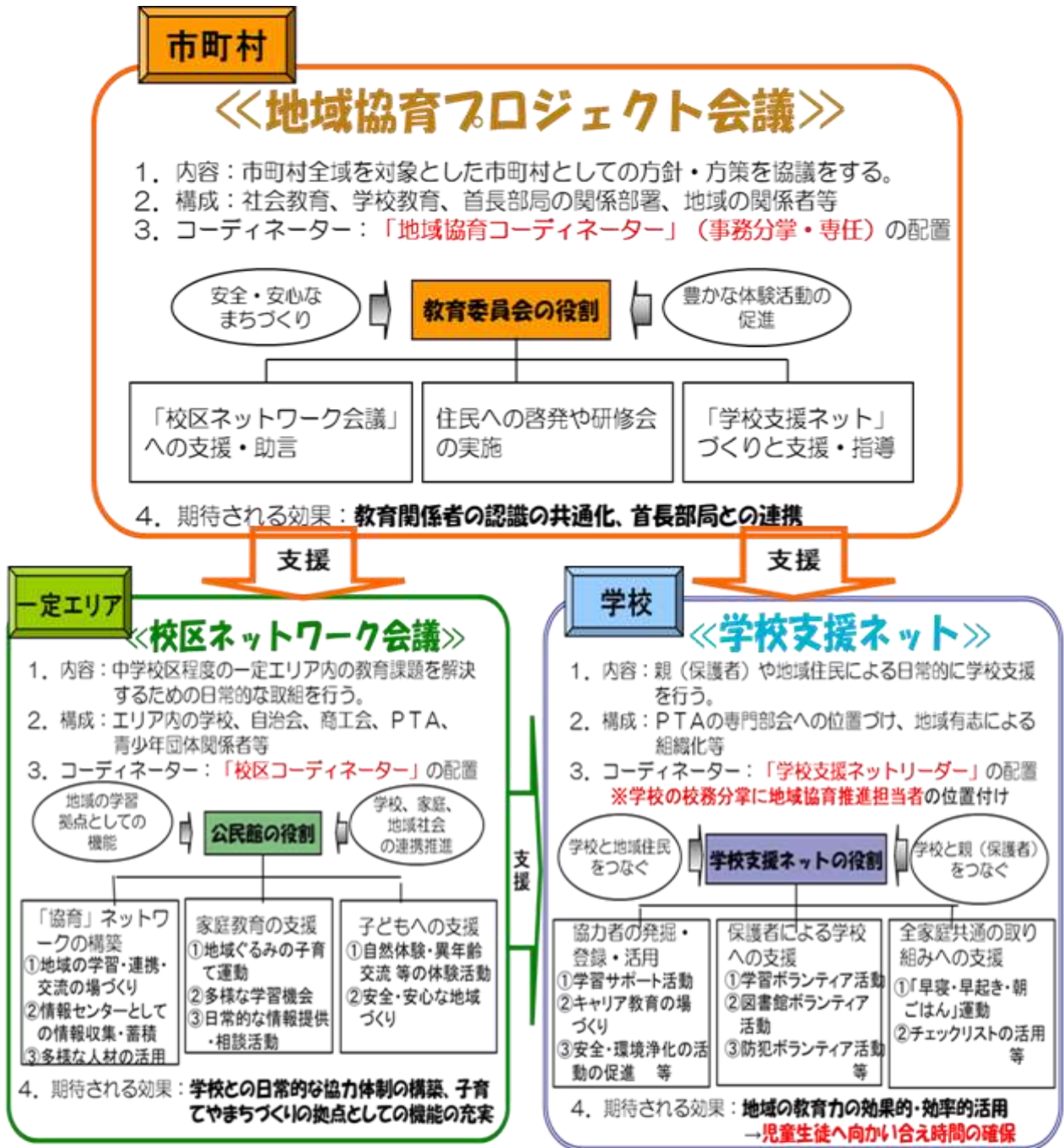
○既存のPTA活動の青少年部会としての活動を拡充することや全公立学校に設置している学力向上会議を活用することなどが考えられます。

○将来的にはPTA等の「学校支援コーディネーター」による支援活動を充実することが望まれます。



「協育ネットワークシステム」の3層構造ですが、それぞれには別々の役割があります。大分県教育委員会では「校区ネットワーク会議」を中核として、公民館がその機能を果たす構想です。

＜下図は上記の3つのシステムの関係を体系的に示したものです＞



2. 「協育」ネットワークの拠点としての公民館

大分県内の各市町村が設置する公立公民館の多くは中学校区単位で設置されています。また、地域住民の日常生活エリアも中学校区と重なっている場合が多くあります。そうした地域社会の実態にそって考えた時に、「協育」ネットワークの拠点を公民館に置くこととしました。その際、公民館には行政職員が配置されており、行政の責任の基に「協育」ネットワークを運営できることとなります。具体的内は以下のような利点があると考えられます。

(1) 地域の学習・連携・交流の拠点

1) 地域づくりのセンターとしての公民館

地域住民の学習の機会や、住民が積極的にふれあう機会を多く設定し、各種団体・機関をネットワークでつなぐという役割を積極的に担うことができます。さらに、それぞれの目的とともに、共通の

目的を持った住民が集まって、各種団体・機関の目的に向かっての地域づくりや生きがいくりの協議や活動を行います。そうした活動の拠点としての公民館は地域づくりセンターであるという利点を持っています。

2) 学校と地域社会の連携の拠点としての公民館

学校が所在する地域社会との関りが少なかった教職員にとって、地域にどのような歴史や文化があり、どのような技能や技術を持った人々がいるかという情報を求めています。公民館はこうした学校の願いと地域社会を結びつける機能を持っています。

(2) 情報センターとしての公民館

地域住民が、子どもの健全育成についての情報を必要な時にすぐに入手できるよう、今ある情報の整備、単純化、一本化をして学校に提供することが求められます。そうした情報は日々の公民館活動で入手できるという利点があります。

(3) 人材活用の促進センターとしての公民館

公民館活動としての研修や、公民館講座、地域の各種サークルの自主活動等の人材を発掘して、エリア内の様々な分野で特技・技能・知識を持った人材や地域の子どもの体験活動を手助けしてくれるボランティア等の人材バンクの作成が可能であるという利点があります。

(4) 家庭教育支援の拠点としての公民館

家庭教育は私的な教育ですが、社会教育法の改正により、社会教育において家庭教育の研修の充実が求められています。家庭教育の充実のためには学校や子育ての先輩、専門家との協力が必要であり、まさに家庭・学校・地域住民の協働の拠点になることができます。

(5) 子どものための活動の拠点としての公民館

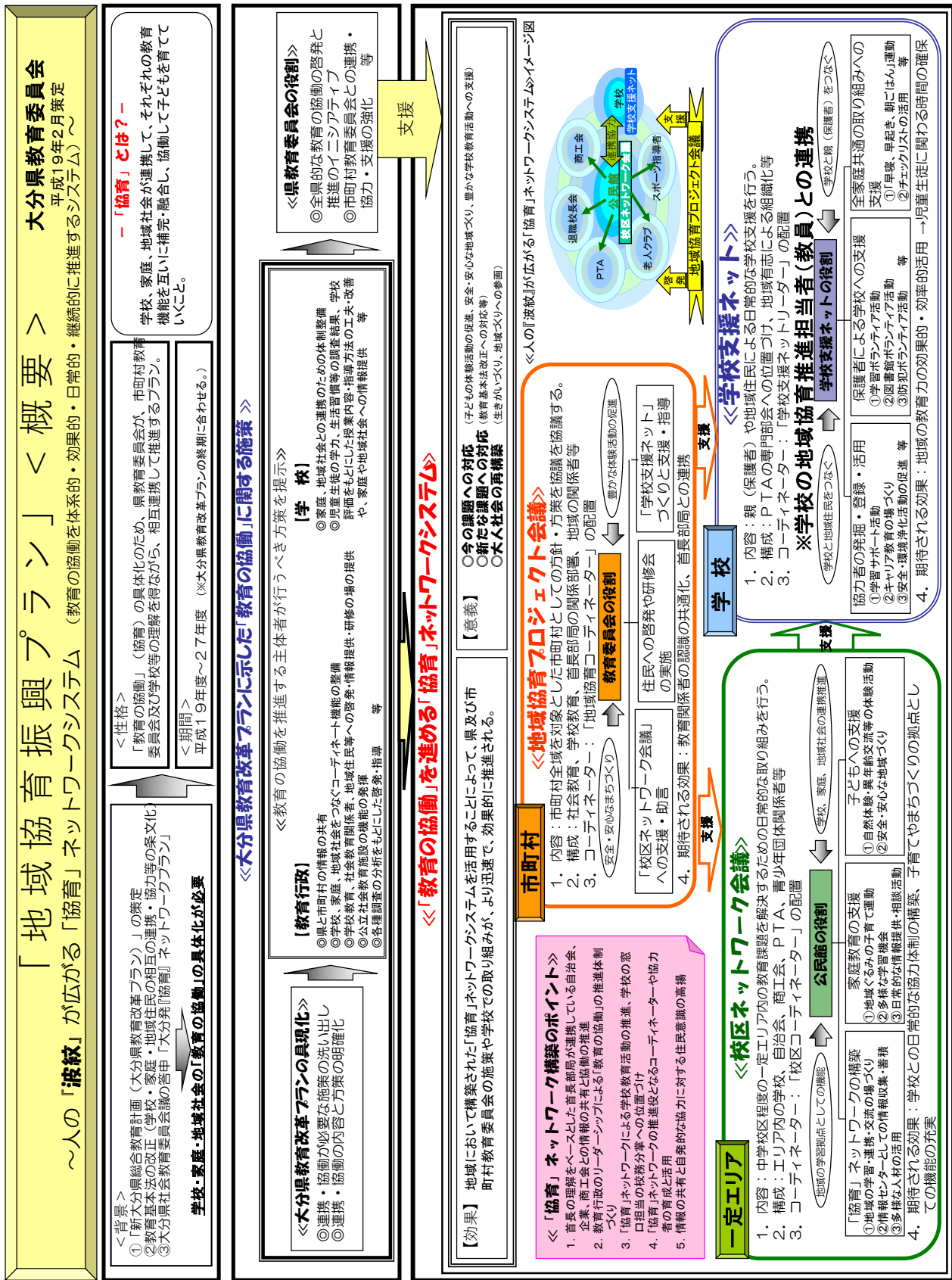
ボランティア等の協力を得ながら、多くの子どもが参加できる自然体験、異年齢交流等の多種多様な体験活動を実施しています。その際、企画段階から子どもたちに参画させている例もあります。

学校教育は「学校」で行いますが、社会教育は「公民館」を拠点として社会教育でおこなうことが求められ、学校や家庭では出来ない様々な体験活動を体系的・継続的に実施しているという利点があります。

公民館が右図のように「協育」ネットワークの拠点となるためにはこれまでの公民館活動の見直しが必要で、平成30年3月に大分県社会教育委員会会議からの「教育の協働を推進する拠点としての役割を果たすための公民館運営の在り方」の建議をいただきました。



<資料>大分県社会教育委員会議の答申を受けて、大分県教育委員会の全課で取り組むための作業を始め、「地域協育振興プラン」～人の波紋が広がる「協育」ネットワークプラン～（下図）を策定（平成18年度）に策定し、平成19年度からの10年間の施策として推進することとしました



＜大分県社会教育委員会議からの建議の概要＞（H20年3月）

「地域教育振興プラン」の拠点としての役割を担う公民館について、大分県社会教育委員会議からの建議（平成20年3月）の概要は下図のとおりです。「新たな役割を担う」ためには、市町村合併との関係で「アウトソーシング」することも検討する必要があります。「協育」ネットワーク化を進める中核的な役割を担うためにはコーディネート機能が必要ですが、コーディネーター配置の国の補助金は必ず無くなることから、補助金が無くなっても公民館業務としてのコーディネート機能を継続するため、公民館にコーディネーターを配置することを推奨しました。

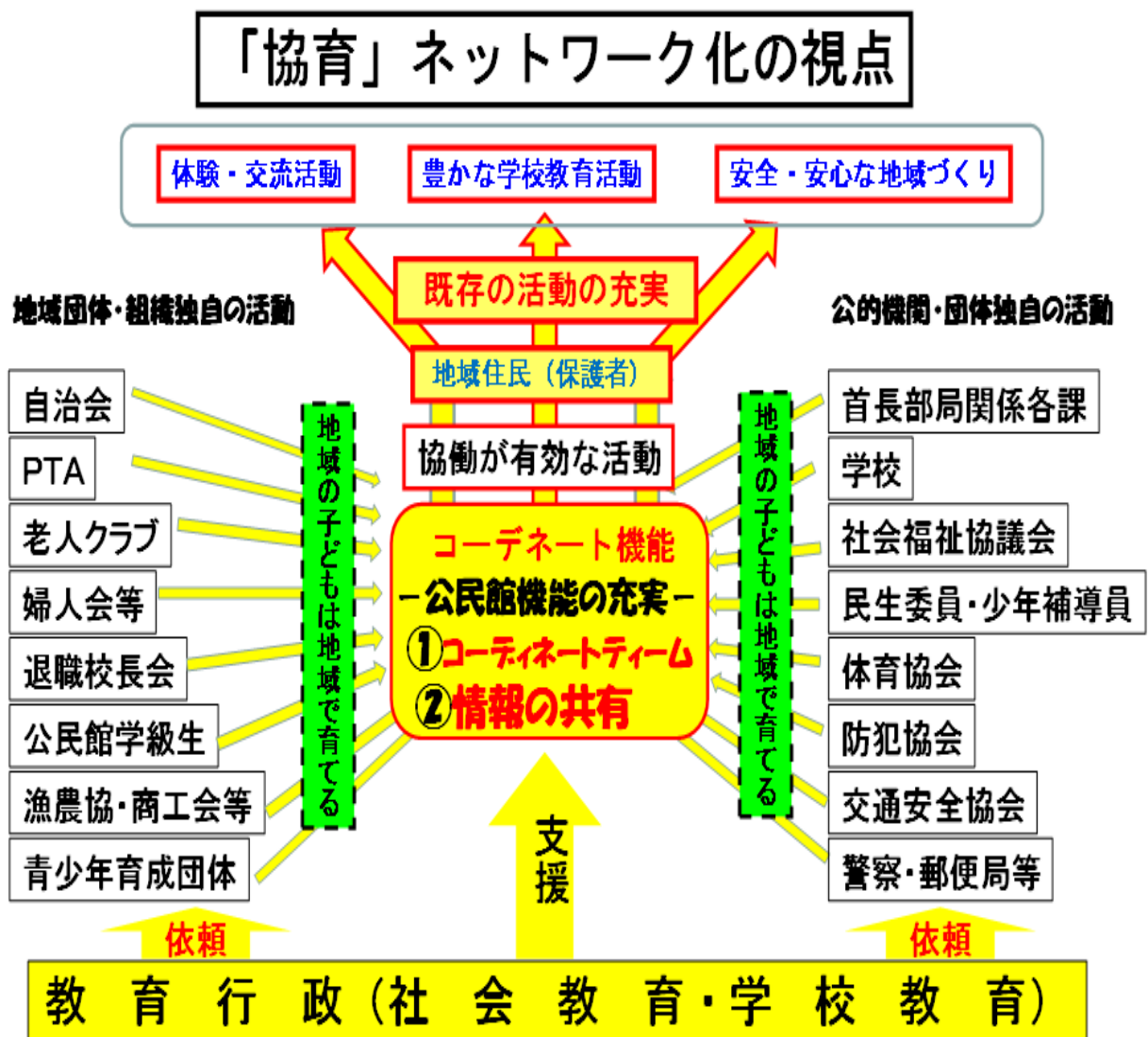


3. 地域協育振興モデル事業の実施

学校・家庭・地域が協働して「地域総参加で子育てのまちづくり」を全県に促進するモデル的な企画を作成するための「地域教育振興モデル事業」をおこなうこととしました。具体的な企画は、公民館を拠点として「校区相談員」（校区コーディネーター）が中心となって、地域の情報交換や協議をおこなう「校区ネットワーク」を組織し、活動の活性化を図る「地域協育システム」をつくることです。そのことにより地域の大人が活動を行いつつ、子どもを育む「地域子ども活動プロジェクト」や自治会、警察、PTA等が連携して、子どもたちの安全を確保する「安全・環境浄化プロジェクト」に取り組むためのネットワーク化を進めるモデル的な事業です。

「地域協育ネットワーク」づくりには、そのノウハウが必要です。どのような組織で、どんな手順で、どんな方法でネットワークを作っていくか、また「協育の姿」はどのようなのか、などの事例に裏づけされたマニュアル（手引き）が必要ですが、全国的にも取り組まれた例は少なく、大分県版「地域協育振興モデル事業」を実施し、身近なモデルを作り上げることによって大分県全体において地域協育を振興する資料づくりでした。

※「地域教育振興モデル事業」についての詳細は第4節で報告します。



〈資料〉新大分県総合教育計画体系図 (H17年度策定)

大分県教育委員会

平成18～27年度

新大分県総合教育計画(体系)

大分県教育改革プラン

一 計画の性格・特徴

この計画は、平成17年10月に大分県が策定した新たな大分県長期総合計画「安心・活力・発展プラン2005～」とともに第1期大分の未来～」の教育部門の実施計画であり、主に、大分県長期総合計画で示した分野別政策の「明日の大分を築く心豊かな人づくり」を実現するための具体的取り組みを示しています。

また、この計画は、現在、県教育委員会が進めている教育改革を具体化するための指針としての性格を併せもっています。教育の各分野の有識者が構成する「新大分県総合教育計画策定懇話会」で出された意見、学校現場の教職員を含めた「拡大作部会」での議論、県民や教職員を対象にしたハブリックコメントでの意見、また、それと併行して行ったスクールミーティング(26校)での教職員からの意見などをできる限り計画に反映させています。

※後略・平成18年6月 新大分県総合教育計画

I 多様な教育の推進と未来を拓く
青少年の育成

1 「生きる力」をはぐくむ学校教育の推進

- (1) 確かな学力の育成と個性・創造性の伸長
- ①「わかる授業」の実現と学ぶ意欲や学習意欲の育成
 - ② 読書・職業観を育てるキャリア教育の推進
 - ③ 魅力ある専門高校の充実
 - ④ 社会の変化に対応した教育の推進

(2) 豊かな心の育成

- ① 道徳教育の充実と体験活動の推進
- ② 郷土を愛する心の育成
- ③ コミュニケーション能力の育成
- ④ 読書活動の推進
- ⑤ 文化芸術活動の推進
- ⑥ 特別活動の充実

(3) 健康・体力づくりの推進

- ① 健康教育の推進
- ② 体育の推進
- ③ 学校体育の充実

(4) 特別支援教育の充実

- ① 一人一人に応じた支援の充実
- ② 新たな支援体制の構築
- ③ 教員の資質能力の向上
- ④ 幼児児童生徒の増加と障がい児の重症・重複化、多様化への対応

(5) 一人一人を大切にするとする生徒指導の充実

- ① 生徒指導体制・教育相談体制の充実
- ② 問題を抱える児童生徒への支援の充実
- ③ 不登校児童生徒への支援の充実

(6) 幼児教育の推進

- ① 幼稚園教育の充実
- ② 幼稚園・保育所・小学校の連携の推進
- ③ 幼稚園における子育て支援の充実

2 信頼と協働による学校づくりの推進

- (1) 豊かな教育環境の整備
- ① 校長のリーダーシップによる特色ある学校づくり
 - ② 特色・魅力・活力ある高等学校づくりの推進
 - ③ 学校のICT環境の整備

- (2) 教員の意識改革と資質能力の向上
- ① 魅力あるすぐれた教員の確保と適正配置
 - ② 研修の充実
 - ③ 教職員評価システムの充実

- (3) 開かれた学校づくりの推進
- ① 学校公開と評価の推進
 - ② 地域の教育力の活用
 - ③ コミュニティの拠点としての学校の活用

- (4) 安全・安心な学校づくりの推進
- ① 安全で快適な学校施設の整備の推進
 - ② 児童生徒の安全確保
 - ③ 感染症対策の充実

3 生涯学習社会の形成と社会教育の推進

- (1) 県民の生涯学習を支えるための基盤の整備
- ① 生涯学習施設を推進する組織の整備・活性化
 - ② 生涯学習に関する広域連携活動と多様な学習情報の提供
 - ③ 生涯学習推進施設の機能の向上
 - ④ 市町村や大学、NPOなどの連携の推進

(2) 社会教育の推進

- ① 今日的な課題などに対応した学習機会の充実
- ② 市町村の社会教育活動への支援
- ③ 社会教育と学校教育の連携の推進
- ④ 社会教育指導者の養成と資質の向上

4 青少年の健全育成

(1) 家庭・地域の教育力の向上と支援体制の充実

- ① 学校・家庭・地域の連携・協働による子育てネットワークづくりの推進
- ② 家庭の教育力の向上
- ③ 地域の教育力の向上
- ④ 青少年や家庭への支援体制の充実

(2) 豊かな心をはぐくむ体験活動や読書活動の推進

- ① 体験活動の充実
- ② 読書活動の推進

II 人権を尊重する社会づくりの推進

- 人権教育の充実
- ① 学校教育における指導の充実
 - ② 社会教育における取り組みの支援・充実

1 県民文化の創造

- 文化芸術活動の促進
- ① 文化芸術の鑑賞機会や発表機会の充実
 - ② 県立美術館構想の検討

2 文化財・伝統文化の保存と活用

- (1) 文化財・伝統文化の受継意識の高揚と保存・継承
- ① 文化財・伝統文化の受継意識の高揚
 - ② 文化財・伝統文化の保存と継承

(2) 文化財・伝統文化の活用と情報発信

- ① 文化財・伝統文化の活用
- ② 文化財・伝統文化の情報発信

3 県民スポーツの振興

- (1) 県民スポーツの推進基盤の整備
- ① スポーツ情報の提供
 - ② スポーツ指導者の養成・確保とスポーツ団体の組織強化の促進
 - ③ 総合型地域スポーツクラブの創設・育成
 - ④ スポーツ施設の整備充実と学校体育施設の共同利用の促進

(2) 競技スポーツの振興

- ① 優秀選手育成の強化
- ② 競技団体の競技力向上対策への支援
- ③ 若い指導技術を有する指導者の養成・確保
- ④ 優れた資質を有するジュニアの早期発掘と育成

IV 「おおいた教育の日」の普及と推進

(1) 「おおいた教育の日」の趣旨の普及

- ① 「おおいた教育の日」の趣旨の普及

(2) 「おおいた教育の日」の取り組みの推進

- ① 県民の参加を促す「おおいた教育の日」の取り組み

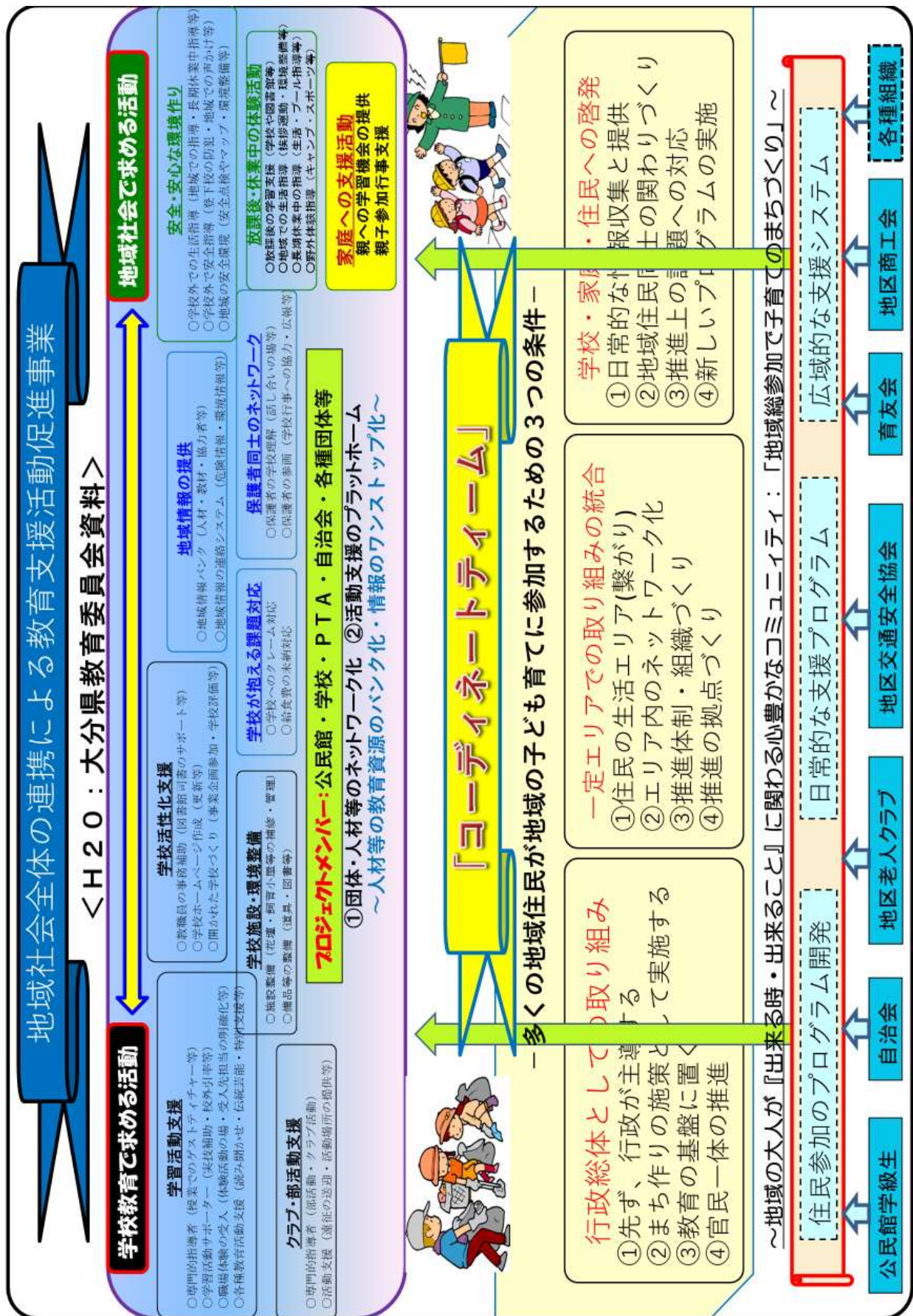
V 分権型社会に対応した
教育行政の推進

(1) 社会の変化に対応した県教育行政運営の推進

- ① 開かれた教育委員会づくりの推進
- ② 教育委員会事務局組織の活性化と機能の充実
- ③ 職員の仕事能力の向上
- ④ 広域広域活動の充実と説明責任の徹底

(2) 市町村教育委員会の機能強化と連携の推進

- ① 市町村教育委員会の機能強化
- ② 市町村教育委員会との連携の推進
- ③ 地方分権・権限移譲への対応



＜「地域協育振興のためのQ & A」の作成＞

「地域協育振興プラン」の策定と並行して、平成17年度に国の「地域が抱える教育課題に対応した養成推進事業」の補助金で「大分県地域協育振興協議会」を設置して下記の図のような「地域協育振興のためのQ & A」の資料を作成しました。

～「地域協育振興のためのQ & A」の全体構成と一部の紹介～



Q1 「協育」とは何ですか？

「協育」の意味

A 「協育」とは「協働して育てる」という意味の造語です。家庭、学校、地域社会が連携し、ネットワークを通してそれぞれの教育機能を補完・融合させ、協働して子どもを育てることと定義できます

Q2 なぜ、「協育」なのですか？

「協育」の背景

A 地域の子どもを、地域のみんが協働して育てる。そのような動きが、今、全国各地で広がり始めています。少子化のなかで子どもの社会性の発達が困難になり、また、食育や子どもの安全など、今日、子どもをとりまく環境は、大きく変わってきています。そのことが、子育てをチームで協働しておこなう、すなわち地域協育の必要性を増大させているのです。

ベクトルの共通方向化

A 「協育」が叫ばれるようになった社会的背景としては、様々なことが考えられますが、共通することは高度化・複雑化、都市化や核家族化が進んでいる今日の社会において、家庭、学校、地域社会が子どもの教育に対し、それぞれ別方向を向いていけば、その効果はきわめて希薄なものになるという考えがあります。言い換えれば子どもの教育に関し家庭、学校、地域社会のベクトルが共通の方向を向き、協働して取り組まない限り教育効果が期待できないということです。

システムとしての「協育」ネットワーク

A 都市化や核家族化が進むなどより家庭や地域の教育力の低下が指摘されている中で、教育病理現象などに見られる子どもの問題行動の解決は、特定の機関のみの努力では不可能であるということが認識され始めました。また、学校の閉鎖性や学校教育の肥大化に対して、教育機能の発揮が期待される家庭や地域社会への再配分意識、生涯学習社会における教育のあり方等が議論的になってきました。そこで家庭、学校、地域社会の協働の意義が強調されたといえます。

子どもの教育について家庭、学校、地域社会のベクトルが共通の方向を向き、協働して子どもを育てる必要性から、そのシステムとしての「協育」ネットワークづくりが重要です。

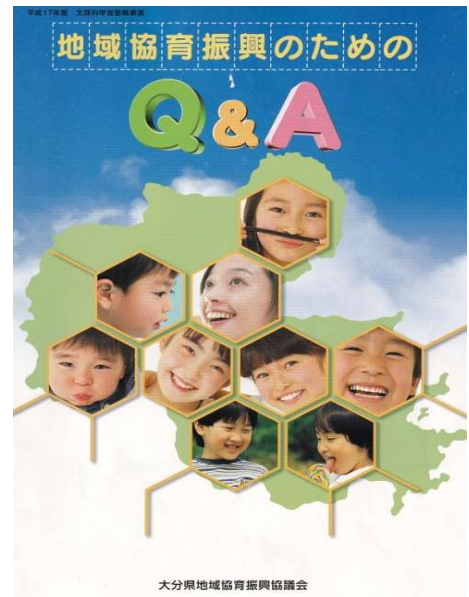
Q3 「協働」とは何ですか？

大人の「協働」

A 「協育」の視点を確立するためには、「大人全員で子どもを育てる」という意識が必要です。このことは「協働」の意識であるといってもよいと思います。「協働」とは、複数の主体が共通の目的や課題を持ち、対等に利益を得るとともに、対等に責任を負う関係で活動に取り組むことです。このことがない限り、「協育」活動は成立しないと考えられます。

地域社会感情の形成

A 家庭、学校そして地域社会の協働は、関係者間の信頼感を高め地域社会感情を形成し、その結果、直接的あるいは間接的に子どもに対する教育効果を高めると同時に、大人のつながりを創り出し、大人の生きがいがづくりという効果を生み出します。このことは、「生涯学習社会の形成」に大きな役割を果たすことは間違いないと考えられます。



「協働」に基礎をおいた「協育」ネットワークの創造こそ、子どもの教育に対し求められている重要な取り組みであるとともに、大人社会の再構築のための一つでもあります。

Q4 「協育」ネットワークのメリットは何ですか？

A 「協育ネットワークシステム」づくりには、予算と人材と資源をフルに活用するためのネットワークが必要であり、長期的な取組みが求められます。そのシステムを使うことによって、目の前に起きる様々な課題に対しての対処療法と原因療法への対応も即座に可能になります。

「協育ネットワーク」によって、どんなメリットがあるの？

「ネットワーク」ができると...

1. 学校と地域住民が日常的に太いパイプでつながり、地域住民がいつでも学校に頼られる存在になる
→ 「開かれた学校」、「住民みんながスクールガード」
→ 大人の生き甲斐、「団塊の世代」のパワーの有効活用
2. 学校がコーディネート役に依頼するだけで、地域の豊富な人材が、学習支援や課題解決のために動いてくれる
→ 学校の負担の大幅軽減、新たな課題にも即座に対応
3. 公民館は、学校や地域住民との日常的な協力関係が容易になる
→ まちづくりの拠点化、社会教育事業の効果的な実施

それによって...

例えば、県教委の事業で市町村で行われているもの、市町村が抱えている課題への対応施策は、「ネットワーク」にその多くの部分を任せられることができるものがある。すなわち、「ネットワーク」を支えるコーディネート役が配置できれば、課題が発生する度に金をかけて対症療法を繰り返す非効率から脱却し、将来にわたって継続的に費用の節減が可能となる。

◎「地域ぐるみの学校安全体制整備事業」の実施

→安全・安心な学校づくりのためのスクールガード（一般の地域住民）

◎「キャリア教育連携推進事業」の実施

→子どもの就業体験のための機会や場の提供
（農家、工場、商店、郵便局、保育園関係者など）

◎「地域人材活用学習力向上支援事業」の実施

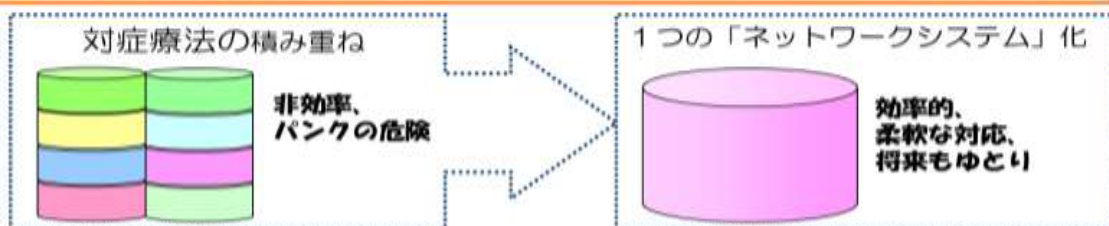
→子どもの学習力を育むための学習活動サ「ポーター」（一般の地域住民）

◎「小学校英語活動推進事業」「感性きらめく芸術教育推進事業」

「生きる力をはぐくむ食育推進事業の実施」
→専門性を生かした、子どもの「知・徳・体」の調和のとれた教育支援
（海外からの留学生、地域の芸術家、栄養士、農家など）

◎中学校の部活動指導者の不足への対応

→地域総合型スポーツクラブ等の社会体育との連携による指導者の確保



<資料> 「地域教育振興モデル事業」終了後に全県的な普及を推進していきました。その1例として、下図は中津市がこれまでの組織を整理して、公民館を中心とした総合的な「協育」ネットワークの取組み図で、その地域の実態に沿った活動が行われていますので紹介します。



②コーディネート機能・ネットワーク化の推進者

③ネットワークシステム・市町村→中学校単位（公民館）→各学校の3層構造

以上のことから、「その拠点は公民館しかない」という結論から、こうした取組みを「大分発」としての取組みを実施することとしました。

「地域協育振興モデル事業」の実施については、事業実施の手引きを作成して平成17年度に2市（豊後高田市・臼杵市）での2年間の取組みから始め、平成18年度に新たに2市（佐伯市・豊後大野市）で2年間の取組みとすることで進めていきました。

＜「地域協育振興モデル事業」の概要（平成17年度作成）＞

（★以下の資料は「地域協育振興モデル事業の手引き」として作成したものを引用しています）

新大分県長期教育総合計画を念頭において、学校、家庭、地域社会が協働して「地域総参加の子育てのまちづくり」をおこなうシステムを構築するために「地域協育振興モデル事業」を実施する。本事業については「地域協育振興プラン」の実現に向けて、学校教育はもとより、社会教育、人権教育、スポーツ・体育関係等、大分県教育委員会の全ての課が協働して実施することとする。

1. 事業の目的

子どもたちの倫理観・公共心の低下や社会性・基本的な生活習慣の欠如、また、子どもたちへの犯罪の増加等の様々な問題を解決するには、学校・家庭・地域社会が一体となって地域の子どもの成長を支えていくことが重要である。そこで、地域としてのまとまりが強い中学校区において、その地域の人材と子どものための活動状況、子どもや親のニーズ等の調査により、既存の組織・事業を連携・融合し、地域の実態に即した子どもの体験活動と子どもの安全・安心な環境作りのための取組みをおこなうための、学校・家庭・地域社会が協力したシステムの構築を目指したモデル事業を実施し、成果及びノウハウを県内の全域に普及する。

2. 事業の背景

子どもたちが抱えている様々な問題を解決するには、学校、家庭、地域社会が一体となって地域の子どもの成長を支えていくことが重要であり、家庭や地域の教育力の低下が言われているとともに、市町村合併に伴い地域の広域化が進む中で、これまで以上に、人と人が結びついた地域コミュニティーの再生が求められる。特に、青少年の健全育成は喫緊の課題であり、青少年健全育成条例の制定、次世代育成行動計画の策定、第5次大分県総合教育計画の策定等もすすめられているところであるが、こうした施策が市町村において有効に成果を上げていくことが求められる。

現在、各部局において青少年健全育成のための各種事業が実施されているが、市町村や地域レベルにおいて有効に連携・融合しながら取り組むシステムが重要である。以前は、地域には多くの情報を持ち、子育てを積極的に推進していく人材がおり、行政、地域社旗、学校、家庭を結ぶ役割を果たしていたが、こうした人材が不在となった地域において、この機能を復活させる必要がある。

そこで、県教育委員会には、地域において、県及び市町村、団体等の情報を集中化し、それらを連携・融合させ、地域での子どもの居場所作り事業の実施や、非行防止対策をおこなうなどをして、地域の青少年健全育成のためのネットワークを強化していくことが求められている。

3. 事業の概要

中学校区単位に、地域の活動の情報の共有や連携のコーディネートを行い、学校、家庭、地域社旗を結ぶネットワークセンター機能を果たす校区相談員（公民館職員等）を公民館に置く。また、その活動の指導・支援をおこなうために、システムの立ち上げの2年間、県教育委員会や学校、地域の関

係者との緊密な情報交換による情報の収集・提供を行いつつ効果的な事業（活動）をおこなうための「地域協育コーディネーター」を市教育委員会に配置し、市町村ぐるみで子育てをおこなうネットワークを構築するための先導的、モデル的事业を実施する。

4. 事業の年限と実施数

- ①平成17年度～19年度とする。 ②1市2年間のモデル事業とする。

※6教育事務所単位で実施予定でしたが、市町村合併等の関係で以下の実施となった。

- 17年度～18年度は2市（豊後高田市・臼杵市）
- 18年度～19年度は新に2市（佐伯市・豊後大野市）

5. 事業の内容

本モデル事業においては、県事業、市町村事業、市町村内の校区事業が、それぞれの役割を果たしつつ、関連を持たせて実施することが重要であり、その構想は次の図に示すとおりである。

6. 地域協育プロジェクトの概要

市レベルの機関、団体の代表者等で構成し、既存の事業及び緊急に必要な事業をテーブルに乗せて協議し、活動の充実と連携・協力による効果的な事業実施をおこなう。また、事業実施にあたっては、青少年健全育成市町村民会議等との棲み分けや連携を図りつつ、各構成員が所属する組織の自主的な活動の促進を基本とすることとする。



＜期待する「地域協育振興モデル事業」の効果＞

たくましく心豊かな子どもの育成、社会の規範意識の醸成等を図るために、子ども対象の活動団体・グループや学校等の代表者が、それぞれの活動の状況や課題を共通理解し、連携して解決できる取組みや効果的に実施するための方策等について協議を行い、今後の活動の充実を図ることが求められており、具体的には次のようなことをおこなうことによりネットワークの成果を発揮し、各活動の充実を図っていくことが求められています。

★子どもの豊かな体験活動への効果

① 団体・グループの活動の調整をおこなう。

【例】各活動をテーブルに乗せ、学校行事等との関係を配慮しつつ、必要に応じて行事の日程の調整や会場の確保・調整をおこなう。

【例】スポーツ少年団が過度に放課後、土日に子どもを拘束している状況が見られる中、少年団としての活動の多様化、団としての他の活動への参加等を関係者の理解を得つつ促進するなど日常的な活動のいきすぎ、保護者や子どもの実態等について協議し、各自の活動に生かす。

② 団体・グループの活動の場の拡充をおこなう。

【例】読み聞かせをして欲しい学校や図書館、児童館、公民館等と読み聞かせグループをコーディネートして多くの機会での活動を促進する。

【例】活動の発表の場がない団体・活動が協力して活動発表の場を設けたり、地域の公民館祭り、敬老の日のイベントなどの既存のイベントに取り入れることによって、子どもの活動・発表の場の確保や拡大をおこなう。

③ 子どもが多様な活動に参加することができるようにする。

【例】神楽グループの指導者が、参加している子どもたちに読み聞かせグループへの集団参加を活動のプログラムに取り入れる。(読み聞かせに参加している子どもたちが神楽を体験する機会を読み聞かせグループとして持つ。)

④ 地域の人材を発掘して、活動グループへの参加や学校への支援を促進する。

【例】婦人会の指導者が、読み聞かせの理解を深め、自らの知人を読み聞かせグループに紹介するなど、今は活動していないが活動したい人の発掘やメンバーへの加入を促進する。

【例】自治会等少数の人が指導して取り組みがマンネリ化している通学合宿事業に、チーム員の情報網を活用してマジックができる若い父親を発掘するなど活動メニューを拡大する。

⑤ 新しい活動団体・グループの発掘、育成をおこなう。

【例】後継者がいないためにすたれつつある伝統文化を継承するために、関心はあるが個人では対応しきれない人材に対して、学校や自治会、子ども会等との協議を設け、指導者への支援・協力により新しい地域活動を育成する。

⑥ 活動広報の一元化など地域住民への啓発、参加の呼びかけをおこなう。

【例】「地域子育て1人1役の町づくり」等のスローガンを掲げ、自治会の回覧版に一元的な情報提供の場として確保するほか、各グループ内の口コミで伝達するなどの組織力で協力することも大切です。

⑦ 地域の人材を発掘・登録・活用をおこなう「人材バンク」を作る。

【例】学校で求める新しい人材を「人材バンク」へ登録し、学校での活用へ協力する。

★安全・環境浄化の地域づくりへの効果

子どもの安全や子どもを非行から守る活動を効果的に実施するために、これまで関係事業を実施している関係団体、機関、学校、地域等が、それぞれの活動の状況や課題を共通理解し、連携して効果的に実施するための協議を行い計画的に活動するとともに、活動から得た子どもや家庭の情報をプライバシーに配慮しつつ一元化し、家庭とともに子育てするための取組みが求められています。

具体的には次のようなことをおこなうことによりネットワークの成果を発揮するとともに、学校・地域と家庭が協働する地域づくりを進めことができます。

① 各事業や活動を紹介し合い、成果や課題を相互理解し、連携・協力・支援の方策を協議する。

【例】注意・指導を優先するのではなく、「挨拶等の声かけから始める」「子どもの気持ちを聞く」等の統一した方法でパトロールをする。

② 役割分担をして、計画的・日常的な安全・環境浄化活動をおこなう。

【例】下記のような役割分担をおこなう。

○朝のパトロールと声かけ（PTA） ○夕方のパトロールと声かけ（老人クラブ）

○地域での声かけ ○繁華街や夜間、地域行事のパトロール（警察・補導員・自治会）

○青少年に悪影響を与える環境調査活動（補導員・自治会・企業）

③ 安全・環境浄化活動をとおして得た非行情報、危険情報や環境情報等の気になる情報の収集と適切な処理・対応をおこなう。

【例】パトロールや交通指導、環境調査活動の情報から課題を協議し関係者への依頼をおこなう。

【例】子どもや家庭の気になる情報（万引き、虐待等）には、学校・民生委員等が協力して対応する。

【例】職場は子どもの気になる情報や子どもの心を基にした従業員の研修を実施したり、PTAや研修会への参加し易い職場づくりをするなどの環境をつくる。

【例】「子どもの声を聞くことから始まる子育て運動（仮称）」等のスローガンを掲げ住民への啓発をおこなう。

<研究論文から「地域協育振興モデル事業」を振り返る>

「地域教育振興モデル事業」に関して、当時、東京大学大学院教育学研究科博士課程に在籍の佐藤智子さんが、大分県教育委員会とモデル市の4市へ直接に取材して、取組みの現状や成果、課題等を考察し、次の論文を発表していただいています。

佐藤智子(2007)「青少年教育のガバナンスとネットワーク—大分県『地域教育振興モデル事業』の事例分析—」、東京大学大学院教育学研究科『生涯学習・社会教育学研究』第32号、pp.11-22、

佐藤さんの論文では、「現代の教育制度を分析するにあたっては『ネットワーク』という枠組みが重要である」という観点から「地域教育振興モデル事業」を分析していただいています。そして、研究に取り上げた理由として、1つ目に「大分県の今回の事業がモデル事業であり、今後の経過を継続的に調査できる可能性がある。」、2つ目に、「事業が学校主導ではなく、地域社会や公民館を拠点として構成されており、地域における社会的主体を巻き込みながら総合的なネットワーク形成を目指す事例が少ない。」という2つを挙げられています。まさに、本事業を実施する目的は、上記の1つ目に当たる、モデル事業をとおして全県的に「地域教育振興プラン」を着実に進めていくことでした。そして、2つ目にあるように、これまでの青少年教育が「学校主体で論じられ、学校に権限と責任が一元化されていた。」という学校教育の限界からの脱皮であり、地域社会の責任と将来の夢の実

現のために、地域社会が何をしなければならないのかを問うための「地域教育振興プラン」の取り組みでした。そうした大分県教育委員会の目的を理解した上での調査研究の報告をいただきました。論文のまとめに効果的なネットワーク形成のために重要なポイントとして「ネットワークの形成や維持のための事務局的功能の重要性」「ネットワーク形成を容易にする範囲（エリア）の設定」「ネットワークを機能させていくには地域における団体の自主的な活動の継続性」の3点を指摘していただいています。その後、大分県教育委員会が取り組んできた学校支援本部事業と、2013年から本格的に取り組んでいったコミュニティ・スクールの導入、さらにその後の2015年からの「地域学校協働活動」の取り組みに重要な示唆を与えていただきました。

なお、佐藤智子さんの論文には、学術的な根拠と「地域教育振興モデル事業」の関連や、モデル事業を実施していただいた4市の具体的な取り組みについて詳細に記載していただいています。下記からダウンロードできますので紹介します。

<参考>論文は、東京大学学術機関リポジトリにて公開しています。

URL* <https://repository.dl.itc.u-tokyo.ac.jp/records/25121>

<資料「地域協育振興モデル事業」のQ&A>

【地域協育振興モデル事業について】

Q1 事業の目的を簡単に言うと

A 地域の様々な青少年健全育成活動（学校・地域・家庭での教育）を自らおこなう者が同じテーブルに上がるための話し合いの場を、住民の顔が見える中学校区に設定し、それぞれの活動をより効果的に実施するための相互理解、相互協力のネットワークを図る市町村総参加の協育システムをつくることです。

Q2 学校、地域での取り組みはこれまでも行われているのではないですか

A 学校においては「開かれた学校づくり」「地域人材の活用」等が進んでいます。地域においても「地域子ども教室」「学童保育」や校外指導等や保護者を対象にした子育てを学ぶ「家庭教育学級」が行われています。また、子どもたちの安全・安心なまちづくりのための交通指導、校外指導、挨拶運動など、各種事業や活動が行われています。

しかし、行政がおこなう各種事業や団体・グループの活動が単発的に個々で活動しているために、一部の関係者への負担の増加、活動の重複、対象の取り合い、「縄張り意識」が起り、活動成果が十分に得られていない現状もあります。その上、学校が求める地域人材の確保や活用手段の整備がされてないために、学校での地域教育力の活用が進んでいない現状があります。

また、「私も参加して子育てのお手伝いをしますよ」という地域の方々も多くいるにも関わらず、そうした方々の支援、参画が進んでいない現状があり、こうした地域の多くの方々を子育てに参加していただくことが重要です。

こうした現状から、これまでの「活動情報の共有」と「コーディネート機能の充実」を行い、それぞれが連携・協力して実践することによって大きな成果を上げることができます。

Q3 事業の構造及び担当者の配置はどうなっていますか

A 公民館を含むモデル中学校区には「校区ネットワーク」を組織するために校区相談員（公民館主事等）を配置し、ネットワーク区内の各学区の校務分掌に地域協育担当者を配置します。その上に、市町村教育委員会に全体の運営をおこなうための地域協育コーディネーターを配置して

地域協育プロジェクトを組織します。その上に、教育事務所レベルで市町村と共同した組織を置き、社会教育主事が中心となってモデル市町村へのマンツーマンの指導を行います。

【校区ネットワークについて】

Q 4 協育活動の構築の順序はどうすればいいのですか

A 校区相談員が地域協育コーディネーターと連携して、当該地域の活動について調査を行います。その調査を基にして、地域で活動を効果的におこなう協働体制を組み立てます。それと連動して、学校が自らおこなう取組みや地域・家庭と協働しておこなう活動を明確にして、地域の教育力の活用や地域とともに、家庭への支援、家庭での取組みの啓発を行います。

1年次の前期に立ち上げ、後期に実践を行いつつ問題点を探ります。2年次には年度当初から1年間を見通した活動を行い、年度末には成果と課題をまとめて次年度以降のシステムを確立します。

Q 5 校区ネットワークの目的は何ですか

A 校区内の教職員、地域の大人、PTA等団体・グループが同じテーブルについて次のようなことを協議するための会議を実施し、実践化を図るためのネットワークを作ります。

- ①子育てについては「学校、地域、社会がお互いを支援しつつ、協力して実施する」という共通理解を持つ
- ②地域の様々な子育て活動を知る
- ③「支援して学校やグループ」と「活動をしたい人やグループ」をコーディネートして活動機会の拡充をおこなう
- ④子育て活動で不足している事を明確にしつつ、新しい取組みを協議する
- ⑤相互協力の体制を作って実践的な活動を協働する
- ⑥地域で意欲のある人材を掘り起こし、それぞれの活動へ人材の供給をおこなう
- ⑦日常の活動等の各種情報を一元化し、住民や子どもに的確な情報提供や啓発をおこなう

Q 6 構成員はどんな方ですか

A 校区相談員を中心とした事務局を公民館に置き、学校関係者（管理職や担当者）、行政関係者（事業担当者）、現在活動を行っている地域住民（自治会、PTA等の団体、青少年グループ、福祉等の関係者、地域内にある企業等）で構成します。

Q 7 地域での事業は何をすればいいのですか

A 次の2つの事業を推奨します。

- ①子どもたちの体験活動、文化活動の促進や「心の居場所」づくりの為に地域の大人等が総ぐるみでおこなう「地域子ども活動プロジェクトチーム」を組織します。
- ②通学安全の確保、夜間の指導等をおこなうとともに、声かけを通して子どもの異常に気づいたり子どもの気持ちを聞いたり等の、地域の関係団体、機関、企業等で作る「安全・環境浄化プロジェクトチーム」を組織します。また、地域の中で行われている様々な子育て活動を取り上げ、それらの活動が効果的に実施できるよう、団体・グループ等の要請や地域の実態に即しておこなう協力事業を実施します。

Q 8 地域子ども活動プロジェクトチームの取組み内容や期待する効果は何ですか

A たくましく心豊かな子どもの育成、社会の規範意識の醸成等を図るために、子ども対象の活動団体・グループや学校等の代表者が、それぞれの活動の状況や課題を共通理解し、連携して解決できる取組みや効果的に実施するための方策等について協議を行い、今後の活動の充実を図ることが求められています。

具体的には次のようなことをおこなうことによりネットワークの成果を発揮し、各活動の充実を図っていくことが考えられます。

①団体・グループの活動の調整をおこなう。

【例】各活動をテーブルに乗せ、学校行事等との関係を配慮しつつ、必要に応じて行事の日程の調整や会場の確保・調整をおこなう。

【例】スポーツ少年団が過度に放課後、土日に子どもを拘束している状況が見られる中、少年団としての活動の多様化、団としての他の活動への参加等を関係者の理解を得つつ促進するなど日常的な活動のいきすぎ、保護者や子どもの実態等について協議し、各自の活動に生かす。

②団体・グループの活動の場の拡充をおこなう。

【例】読み聞かせをして欲しい学校や図書館、児童館、公民館等と読み聞かせグループをコーディネートして多くの機会での活動を促進する。

【例】活動の発表の場がない団体・活動が協力して活動発表の場を設けたり、地域の公民館祭り、敬老の日のイベントなどの既存のイベントに取り入れたりすることによって、子どもの活動・発表の場の確保や拡大をおこなう。

③子どもが多様な活動に参加することができるようにする。

【例】神楽グループの指導者が、参加している子どもたちに読み聞かせグループへの集団参加を活動のプログラムに取り入れる。(読み聞かせに参加している子どもたちが神楽を体験する機会を読み聞かせグループとして持つ。)

④地域の人材を発掘して、活動グループへの参加や学校への支援を促進する。

【例】婦人会の指導者が、読み聞かせの理解を深め、自らの知人を読み聞かせグループに紹介するなど、今は活動していないが活動したい人の発掘やメンバーへの加入を促進する。

【例】自治会等少数の人が指導して取り組みがマンネリ化している通学合宿事業に、チーム員の情報網を活用して手品ができる若い父親を発掘するなど活動メニューを拡大する。

⑤新しい活動団体・グループの発掘、育成をおこなう。

【例】後継者がいないためにすたれつつある伝統文化を継承するために、関心はあるが個人では対応しきれない人材に対して、学校や自治会、子ども会等との協議を設け、指導者への支援・協力により新しい地域活動を育成する。

⑥活動広報の一元化など地域住民への啓発、参加の呼びかけをおこなう。

【例】「地域子育て1人一役の町づくり」等のスローガンを掲げ、自治会の回覧版に一元的な情報提供の場として確保するほか、各グループ内で口コミで伝達するなど各種の組織力で協力する。

⑦地域の人材を発掘・登録・活用をおこなう「人材バンク」を作る。

【例】学校で求める新しい人材を「人材バンク」へ登録し、学校での活用へ協力する。

Q9 安全・環境浄化プロジェクトチームの取組み内容や期待する効果

A 子どもの安全や子どもを非行から守る活動を効果的に実施するために、これまで関係事業を実施している関係団体、機関、学校、地域等が、それぞれの活動の状況や課題を共通理解し、連携して効果的に実施するための協議を行い計画的に活動するとともに、活動から得た子どもや家庭の情報をプライバシーに配慮しつつ一元化し、家庭とともに子育てするための取組みが求められている。

具体的には次のようなことをおこなうことによりネットワークの成果を発揮するとともに、

学校・地域と家庭が協働する地域づくりを進める。

①各事業や活動を紹介し合い、成果や課題を相互理解し、連携・協力・支援の方策を協議する。

【例】注意・指導を優先するのではなく、「挨拶等の声かけから始める」「子どもの気持ちを聞く」等の統一した方法でパトロールをする。

②役割分担をして、計画的・日常的な安全・環境浄化活動をおこなう。

【例】下記のような役割分担をおこなう。

○朝のパトロールと声かけ（PTA）

○夕方のパトロールと声かけ（老人クラブ）

○地域での声かけ（商店）

○繁華街や夜間、地域行事のパトロール（警察・補導員・自治会）

○青少年に悪影響を与える環境調査活動（補導員・自治会・企業）

③安全・環境浄化活動をとおして得た非行情報、危険情報や環境情報等の気になる情報の収集と適切な処理・対応をおこなう。

【例】パトロールや交通指導、環境調査活動の課題を協議し、関係者への依頼をおこなう。

【例】子どもや家庭の気になる情報（万引き、虐待等）をもとにして、学校・民生委員等が協力して対応する。

【例】職場は子どもの気になる情報や子どもの心を基にした従業員の研修を実施や、PTAや研修会への参加し易い職場づくりをおこなう環境をつくる。

【例】「子どもの声を聞くことから始まる子育て運動（仮称）」等のスローガンを掲げ住民への啓発をおこなう。

このような活動をとおして地域と協働した子育てができる家庭づくり、子育て研修への参加を促進します。

Q10 協力事業とは何ですか。どのようなものが考えられますか

A 「小さな親切運動」「子育てグループ」や教育の啓発をおこなう「教育の日」事業等への支援、協力が考えられます。こうした事業は地域に多くあると考えられますので、地域の実態、団体・グループの要請によりますが、情報交換による活動の活性化が図られることから、積極的に位置づけることが望ましいと考えられます。

Q11 学校は何をするのですか

A 地域と育む学習力の育成等の学校教育の充実、開かれた学校づくり等を進めるために、学校自らが主体的に学校のあり方を検討し、地域や家庭との連携を求めることが重要です。そのために、管理的な業務を除いた学校教育活動に関する地域との窓口、教職員への啓発、子どもへの地域活動への奨励等を担当する「学社連携担当者（仮称）」を校務分掌に置きます。その「学社連携担当者」を中心にして次の活動を行います。

① 学校に地域の名人や学校支援者（学習サポーター・環境整備・読み聞かせ）等の人材を招く窓口となります。

② 職場体験のための地域の商店の協力を得たり、地域の産業体験や文化との触れ合い等を行ったりするのはコーディネーターです。

③ 地域子ども活動プロジェクトチーム等で実施している地域での活動への子どもの参加を奨励します。

また、校区ネットワーク会議等に参加し、学校行事の情報提供、学校からの地域への要請等をお

こなうことにより、地域住民から「地域の学校」としての信頼を得つつ、日常的な学校支援体制を作って行くことが期待されます。

Q 1 2 地域の教育力の向上、学校の取組みは分かりましたが、そのことが家庭の教育力の向上にどうつながるのですか

A 子育ての責任は「家庭」と言われていますが、家庭の教育力が低下している現在では「家庭と学校と地域が連携した『社会全体での子育て』」方策が重要であると言われていています。そういう意味で、学校がしっかりその教育力を発揮し、地域の教育力が向上することが家庭教育への支援となると考えられます。しかし、子育ての基本的な責任者である「親（家庭）」の教育力が向上することは最重要課題です。そのために、親が不在な時間は安心して学校や地域に任せ、親が対応できる時間は何をすればいいのかを明確にしてあげることが必要と考えられます。そのために次のような取組みを促進していきます。

- ① P T Aや家庭教育に関する研修会へ参加します。
- ② 家族での交流（触れ合い活動への参加、買い物や食事を一緒にする、家庭内の挨拶等）を大切にします。
- ③ P T Aの活動を充実した学校ぐるみでの取組みを促進し、全家庭で取組みます。

【例】「家庭でのあいさつ運動」「生活のきまり」「家庭での読み聞かせ運動」等

こうした、家庭での取組みを充実するために、地域で子どもを育て・守る人、家庭への支援を直接する人、親の職場等が常に情報を共有しつつ、親（家庭）へ働きかけ、支援していくことが重要です。

【地域協育プロジェクトについて】

Q 1 3 「地域協育プロジェクト」とは何ですか

A 子育てに関わるプロジェクトに賛同する行政、学校、自治会、各種団体・グループ等が、既存の事業や活動と同じテーブルに乗せて情報を共有し、それぞれの事業や活動の充実を図るとともに、新たに必要な活動の構築、活動を希望する地域人材の発掘を行い、地域総参加で子育てをおこなう活動計画です。この活動計画を実現する為に、市町村レベルにおいて関係する機関、学校、団体等で「地域協育プロジェクト会議」組織して協育活動について協議します。協議された内容は、実際に活動する校区ネットワークへ降ろされ、校区での活動につなげて行きます。

よって、校区ネットワークでの活動の充実を中心とした、市町村全体での取り組み計画を「地域協育プロジェクト」といいます。

Q 1 4 事務局体制と事務局の役割は何ですか

A 教育委員会に地域協育プロジェクト事務局を置き、地域教育コーディネーターを配置します。事務局は教育長を事務局長、主任を地域協育コーディネーターとし、社会教育主事、指導主事、校区相談員等で組織します。

主な役割は、事業の全体企画、県との連携、各種調査、地域協育プロジェクトの実施に関すること、校区ネットワークへの支援と協働、市内各校区への普及・啓発です。それに加えて、全県での実施に向けて県教育委員会と共同で「地域協育振興マニュアル」を作成します。

Q 1 5 地域協育プロジェクトの構成員はどんな方ですか

A 市の実態によって異なりますが、子育て、健全育成に関わる全ての方々を巻き込むためのプロジェクトですから、次のような機関、団体・グループ等の代表者となります。こうした方々に

呼びかけつつ、市の実態によって組織化することが望ましいと思います。

- ①行政関係者 ○教育委員会関係者 ○総務・福祉・生活環境等関係者 ○警察関係者等
- ②地域役職者 ○社会教育委員（公運審委員） ○学校評議員 ○学校関係者 ○自治会役員
- 民生委員 ○交通指導員 ○補導員 ○PTA役員 ○婦人会 ○体育指導員
- ボランティアグループ ○青少年健全育成委員等から地域の実態にあった者等

Q16 地域協育プロジェクトと青少年健全育成会議はどう違うのですか

A 市町村では「青少年健全育成会議」が組織され、実態に即した活動が行われています。しかし、ほとんどの市町村においては「協議機能」が中心であり、具体的な活動は行政が実施したり、地区ごとにイベントを開催したりしているのが実態のようです。

地域協育プロジェクトは、この青少年健全育成会議との連携を図りつつ、地域での実際の活動を支援するための行政・市町村レベルの組織団体のネットワークをつくるためのプロジェクトです。その下部組織である一定地域の「校区ネットワーク会議」での各種団体・グループの活動や地域で活動する大人等のネットワーク化を促進して、個々の組織団体の事業について、同じ目的と重なる様々な組織団体が協力して実施するなどして、有効な活動をおこなうことも、それぞれの組織団体の活性化にもつながります。組織団体の活性化が、地域社会づくりにも重要な役割を果たすものです。このことが「協育ネットワークシステム」の3層構造なのです。

<事例：豊後高田市の「地域協育モデル事業」の取組み>

※平成17年度～18年度：豊後高田市の報告書から抜粋

1. 地域協育振興に果たす市町村教育委員会の役割

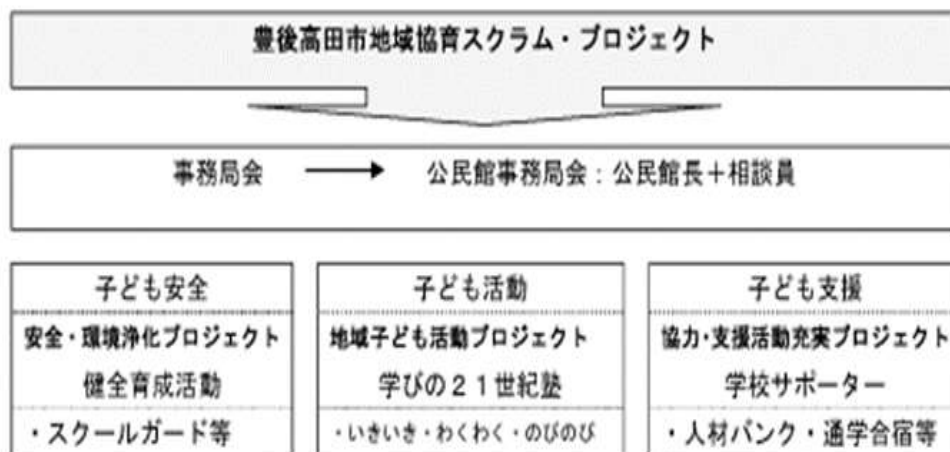
(1) 子育てのまちづくりをめざして

平成17年4月から豊後高田市では、大分県教育総合計画の一環として地域協育振興モデル事業を実施することになった。ねらいは地域の協働による「協育」をする一地域総参加の「子育てのまちづくり」である。事業名は豊後高田市「スクラム・プロジェクト」である。

(2) スクラム・プロジェクトの構築と運営

このプロジェクトは豊後高田市の教育力の向上をめざし、そのために地域の人々の協働を通して、子育ての環境を整えようとするねらいがある。そのために、教育委員会が中心になり、公民館を核にして、地域で子どもたちのために活動している団体や個人、望まれる新しい取り組みなどや情報交換などを通して、効率よく子育てに繋がるように地域ネットワークをつくっていかしている。すでに、このネットを活用して、具体的な取り組みとして豊後高田市で

図1：事業内容



は、地域子ども活動プロジェクト関係では「学びの21世紀塾」を推進している。それで、平成17年度は安全・環境浄化プロジェクト関係に重点をおいて取り組んでいこうと計画した。(図1)

この協育モデル事業を進める中で、青少年の健全育成のための取り組みをしている組織や団体・個人が、より効果的な活動をするために相互理解、相互協力の話し合いの場をつくり、それをネットワークにして市民総参加の力のある協育システムをつくることをねらいとしている。

そのためには、従来のような組織はつくり、むしろ情報を重視し、それを組織化していこうと考えている。そこで、状況や活動をつくる「情報」のあり方と伝達方法を考え、情報の組織化を促進させていくことにした。

まず、事業を推進するためにその中心となる事務局を教育委員会につくり、地域協育コーディネーターを配置した。ここでは家庭・学校・地域の協働で子どもを育てるシステム

構築のための企画運営ができる体制を整え、県教育委員会や事務所との連携も図っている。(図2)

2. 地域協育振興に資する市町村教育委員会におけるコーディネーター（担当者）の役割

(1) スクラム・プロジェクトの発信

教育長を事務局長とし、教育庁各課によって構成されている。また、具体的な企画のために、生涯学習課が事務局員会となり活動案を作成するようにした。さらには、市長部局の関係各課との連絡会も組織している。原則的には組織をつくる事業ではないが、ネットの核として市・教育委員会の主体的

機能は今後の取り組みに関わり重要である。また、コーディネーターを配置することで事務局の運営と全体構想の企画を円滑にしている。そして、事務局から公民館までをコーディネートし、全体の活動が見えることや能率化された活動に重点を置くようにしている。(表3)

基本的原則として、具体的な事業（サービス）展開をするために範囲（エリア）の設定を重視し、このエリアの中の人材資源（リソース）を活用していこうとしている。そこで、公民館がカバーする地域や中学校区、小学校区を配慮してエリアを設定し、公民館長会の研修等も含め地域を集約できる公民館機能の向上に焦点をあてた。

そこで、教育委員会は事業推進を段階的に分け次のように計画した。

- ・ 第1段階 地域協育推進モデル事業を知ってもらう（校区ネットワーク会議）
- ・ 第2段階 情報の核となる事務局の確立（教育委員会事務局と公民館事務局）
- ・ 第3段階 現在活動している事柄の調査活動を進める（校区—公民館—事務局会）
- ・ 第4段階 地域全体の活動を知る（豊後高田市スクラム・プロジェクト会議）

(2) 事業の啓発と課題

市民にモデル事業を知らせ、子育てのための協働の意義を理解してもらう必要がある。そのために事業の概要についてまとめ、自治委員会や健全育成に関わる団体とともに啓発活動に力を入れて

図2：教育委員会を中心にした流れ

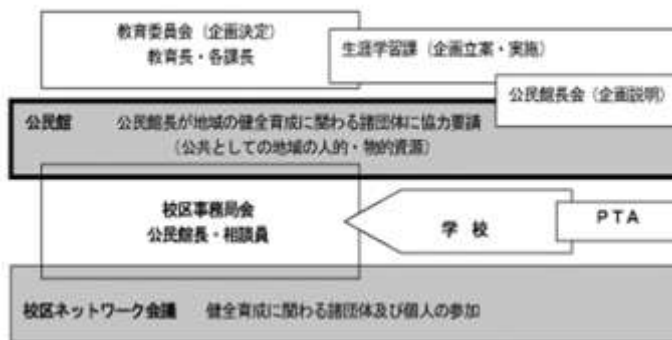


表3：コーディネーターの役割

	担 当	役 割
教育委員会	地域協育 コーディネーター	<ul style="list-style-type: none"> ○ スクラム・プロジェクトの構築と運営 ○ 校区ネットワークづくりの取り組み ○ 事業の啓発と課題
地域（校区）	地域協育 コーディネーター 公民館長・相談員	<ul style="list-style-type: none"> ○ 校区ネットワークの構築と運営 ○ 地域の活動の支援体制をつくる ○ 地域の人材の発掘と活用
学校	地域教育担当者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校サポートの運営 ○ 校区ネットとの連携
家庭	※	

いる。

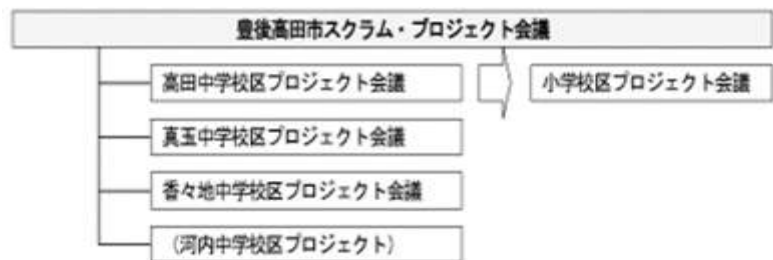
また、関係の会議に出席し、事業の説明をしてきた。その中で、豊後高田市では①安全・環境浄化プロジェクト②地域子ども活動プロジェクト③協力・支援活動充実構想一の具体的な活動の中で、現状との関係や成果について説明している。そこで、関係機関や健全育成の関係団体には会員になってもらい会誌「スクラム」を発行し、現状の情報を発信している。コーディネーターの役割は事業の啓発と、既にある資源を再利用する事で求められる新しい公共（サービス）を、ここでは子育ての町づくりと言うことで、創造していくことだと考えている。

3. 地域協育振興に資する校区（概ね中学校区）エリアにおけるコーディネーター（担当者）の役割

（1）公民館と中学校校区ネットワーク会議

豊後高田市内のモデル事業の対象地域の範囲を中学校区や小学校区に分け、該当する公民館に事務局を置いて、校区プロジェクトとした。（図5）平成17年度は市町村合併の直後であるだけに、小規模の地域が多い旧市町村の環境を生かし、中学校を中心に統一化した。旧市については、逆にまとまりある小学校区のネットづくりをした。その他に、モデル事業の対象にならない地域にも公民館

図5：中学校区プロジェクト会議



相互の理解をモデル事業に準じて理解を求めた。具体的な活動として、全体のスクラム・プロジェクト会議で「登下校時の通学路の安全確保」について提案し積極的な取り組みを要請した。

このように企画運営の基本として地域協育振興モデル事業の目的、実施方法等を深く知り、コーディネーターとしての構想を立てる。その際、新しい事業を展開するのではなく、現在実施されている事業と現況（既にある資源）と子どもを育てる町づくりの視点から、再構築することが重要である。子育ては今後長期に渡って進めていくことで効果が出るもだと考えられるので、既に市民の中にある生活スタイルを大切に、肯定することから進めていかなければならないと考えたからである。だから、まず地域の生活実態を重視してコーディネートする方向で取り組んでいる。

従って、現在のネットワークの現状では

- ・ 高田、真玉と香々地中学校区ネットワーク会議を開催し、全体の豊後高田市ネットワーク会議を開催した。しかし、機能性が悪いので高田中学校区ネットについては小学校区単位として開催してきた。
- ・ そのために、中学校区（香々地、真玉）、小学校区（桂陽、高田、水崎、草地、呉崎）に分けてネット化して、公民館を事務局にして地域の実情にあった独自性を重要視した活動に変更した。
- ・ 12月から2月の間に市内全域に下校時の安全対策への協力文を配布した。
- ・ 会誌「スクラム」を2回会員に配布した。

（2）活動の協働作業と日常的な情報収集

県の事業であるスクールガードの開始にあわせ、この事業の支援として、全体のスクラム・プロジェクト会議で「登下校時の通学路の安全確保」について提案したが、その後、各中学校区でスクールガードの支援を呼びかけ現在に及んでいる。地道な活動であるが提案の趣旨に賛同してもらう人びとの力が活動の協働作業として続いている。また、各校区の健全育成の団体に、この事業を協働で進め

ていくためのステッカーや帽子の活用をしてもらっている。

さらに事業を進展させるために、各公民館を中心にした校区事務局会を開催して情報の収集をしている。一例をあげれば、一人住まいの老人への「声かけボランティア」活動の情報を得て、子どもたちの通学路の安全についてもこの活動に織り込んで取り組みを要請している。このように情報が活動の協働作業に繋がっていった事例である。

4. 地域協育振興に資する、各学校における担当教職員の役割

(1) 学校に地域協育担当者を設置

年度当初、各学校に地域協育担当を校務分掌に位置づける取り組みを要請した。そして、この担当者を通して各学校のハザードマップの作成をした。人権に関わる条例を配慮しながら、子どもの安全を図る危機管理の取り組みを進めた。可能な限り同一の校区ネット内では同じシステムで危機管理ができるよう取り組みを進めているところである。また、担当者については県教育委員会が開催するモデル事業に関わる研修会や担当者の研修会には出席を促しているところである。

(2) 協働するために校区ネットとの連携

今までも学校の支援を地域の関係者が役割を進めてきている。それが全体的に組織的に進められれば、さらに子育ての取り組みが拡がっていくと考えられ。開かれた学校とは学校に地域の人が行くということだけではなく、地域と学校が日常的に一体となっているということではないだろうか。そのためにも校区ネットと連携し協働する必要がある、校区ネットの充実が今後求められるところである。例えば、校区ネットの充実のために、地域の子どもたちの通学宿泊合宿などを通して、実際に取り組みをするのも重要なことではないかと考えている。

＜事例 2：平成 19 年度 文部科学省委託事業の取組み＞

「学校支援を通じた地域の連帯感形成のための特別調査研究事業」

大分県教育委員会が推進する「学校教育活動への地域からの支援システムの構築」（「協育）ネットワーク」に関して、平成 19 年度に文部科学省委託事業「学校支援を通じた地域の連帯感形成のための特別調査研究事業」を、由布市（1,000 万円）、別府市（500 万円）が受託して、1 年間のモデル調査的な実践をしました。両市とも、一定地域（中学校区）に所在する公民館に地域住民からの「コーディネーターの配置」を基本として、学校教育活動への地域住民の支援に関するコーディネートをおこなうことをテーマとした実践でした。

調査研究の結果として、由布市及び別府市のデータ分析を行いました。その一部を紹介します。

＜児童生徒に関すること＞

学校支援に関する児童生徒への効果は小学生で 80%以上、中学生で 70%以上であり、教育活動への効果が分かりました。また、両市の傾向はほぼ同じであることから、児童生徒の生活実態や学校支援活動に関する意識は地域性ではなく、現代的な傾向であることがうかがえます。

＜教職員に関すること＞

両市とも地域の教育力に対する期待は 90%以上であり、地域からの学校支援は「賛成」が 80%近くありました。また、両市の、地域の教育力への期待や学校支援活動の取組みへの評価はほぼ同じでした。

※大分大学高等教育開発センター紀要第 1 号 97-113 (2009. 3) に報告書を掲載しています。

第5節 大分県の「地域学校協働活動」の現状（令和2年度調査） 学校と地域の新たな協働体制の構築のための現状調査の概要

本報告書は、公益財団法人おおいた共創基金（めじろん基金）が公募しました「令和2年度ふるさと創生NPO活動応援事業費補助金事業」の補助を受けて、大分県教育委員会、大分大学高等教育開発センターの協力をいただき、大分県内の市町村教育委員会の取組みの現状の報告書です。

本事業につきましては、文部科学省が推進しています「地域と学校の連携・協働を通じて社会総がかりでの教育」の仕組みづくりの大分県内の現状を整理して、情報提供をおこなうものです。

具体的には、平成30年度から下記の文部科学省の方針に沿って市町村教育委員会へのコンサルティングをおこなう中で見えてきた様々な課題の整理を基にして、大分県内の18市町村教育委員会での取組みの現状についてアンケートを行ったものです。

＜文部科学省の方針の概要＞

1. 全国的に地域と学校の連携・協働（地域学校協働活動）を推進する。

地域の様々な機関や団体等のネットワーク化を行い、学校、家庭、地域が相互に協力し、地域全体で学びを展開していく環境づくりを進め、子どもとの関わりの中で、大人も共に学び合い、育ち合うことにより、地域の将来を担う人材を育成する教育活動を推進し、自立した地域社会の基盤の構築を図る。

2. そのために以下の事業をおこなう。

- ① 学校運営協議会制度をすべての公立学校に導入して、学校が地域住民等と目標やビジョンを共有し、地域と一体となって子どもたちを育む「地域とともにある学校」への転換を図る。
- ② すべての小中学校区において地域コーディネーターを置いて、すべての小中学校区をカバーする地域学校協働活動の核となる地域学校協働本部の体制整備を推進することにより、「地域とともにある学校」への転換のための協働の取組みのシステム化を図る。

＜大分県内18市町村教育委員会へのアンケートの概要＞

★調査：2020年（令和2年）5月1日現在

1. コミュニティ・スクール及び地域学校協働本部の取組み状況について

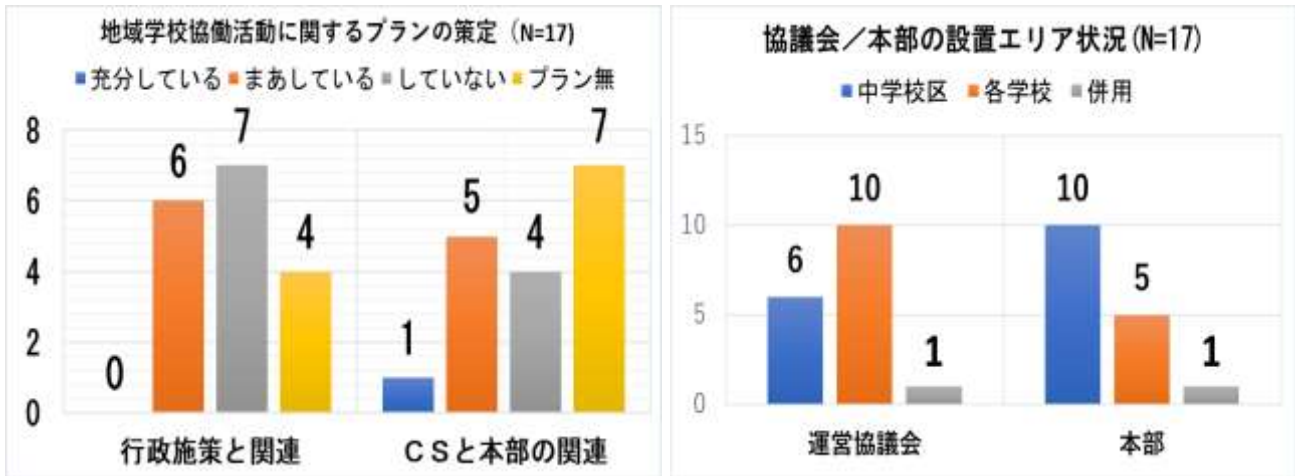
＜項目＞コミュニティ・スクールの導入と地域学校協働本部の整備状況に関すること

大分県教育委員会の2019年（平成31年）5月調査では、公立小中学校へのコミュニティ・スクールの導入状況は70.5%（全国3位）になっています。また、地域学校協働本部の体制整備の実施状況は79.4%（全国7位）でしたが、今回の2020年（令和2年）5月現在の調査では、17自治体で2020年度中にはコミュニティ・スクールの導入、及び地域学校協働本部の体制整備が完了し、今後の取組みについても全学校を対象にして計画的な推進を予定しています。



2. 「地域学校協働活動」の推進について

＜項目＞学校運営協議会制度と地域学校協働本部の連携・協働の取組みや、首長部局の関連施策を踏まえた上での「教育の協働」の方向性と地域学校協働活動の総合的なプランの作成に関すること

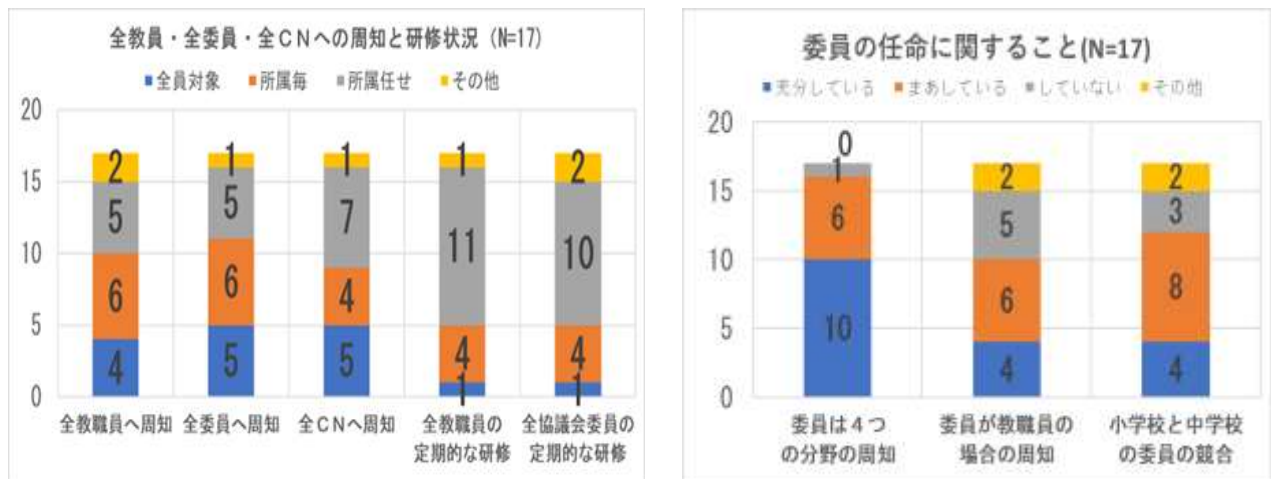


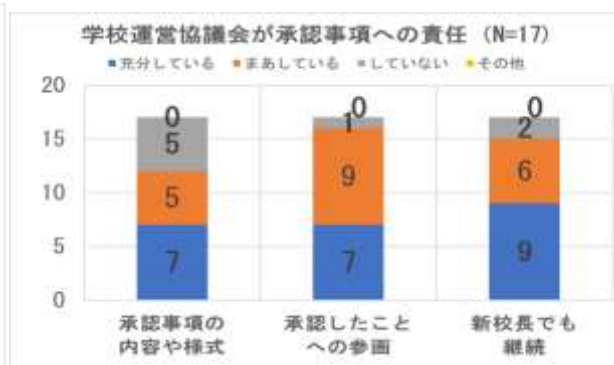
地域学校協働活動の推進については、首長部局の施策との関連での取組みや、学校運営協議会制度の導入と地域学校協働本部の体制整備との連携に関するプランが重要ですが、プランが無いことや、学校運営協議会制度と地域学校協働本部の体制整備の連携に関する取組みが明確にされていないことなどが考えられます。よって、総合的な施策としての取組みを検討することが求められるのではないのでしょうか。

学校運営協議会が担当するエリアと、地域学校協働本部が担当するエリアについては、2006年度に大分県教育委員会が策定した「地域協育振興プラン」で、公民館を中心として中学校区で学校支援の活動を推進する「校区ネットワーク会議」の体制づくりを提案しており、この仕組みをベースとして取り組まれている傾向があります。しかし、この取組みについては留意事項もあるため、別冊「Q&A資料」を参考にいただければと思います。

3. 学校運営協議会制度の導入について

＜項目＞学校運営協議会制度の導入が学校評議員制度からの移行であったり、すでに地域からの学校支援が行われていたりしているなどの理由から、本来の目的のための学校運営協議会の活動を推進しにくいという課題に関すること



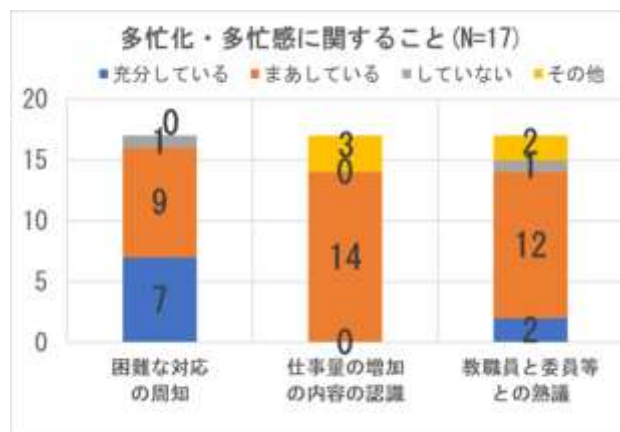


学校運営協議会制度は、「地教行法」47条5において規定されており、地域住民の代表者で構成した学校運営協議会を設置した学校をコミュニティ・スクールという制度です。保護者や地域住民等が学校運営に参画することで、育てたい子ども像、目指すべき教育のビジョンを共有し、目標の実現に向けて協働する仕組みの制度ですので、直接の関係者である教職員と学校運営協議会委員がこの制度を十分に理解して活用していく取組みが求められます。

「学校運営協議会制度の重要事項の周知状況」は学校運営協議会制度の導入時に重要な取組みであり、もし、十分にできていない場合は、校長会や研修の実施の中でおこなうことが可能になると考えられます。

「学校運営協議会委員の任命に関する事」については、特に、教職員を委員に任命する際の配慮事項について検討し、教職員が学校運営協議会委員としての役割を担えるよう指導することが求められます。具体的には、別冊「Q&A資料」に記載しています。

「学校運営協議会の承認に関する事」は、学校運営協議会の役割の根幹であり、学校長も学校運営協議会委員も十分な理解と認識が求められます。教育委員会としては「承認事項の内容や様式を示す」こと、学校運営協議会としては「承認したことに関する責任ある活動をする」こと、学校とし



ては「校長が異動しても基本的な運営方針の根幹に関することを継続する」などについて、関係者の共通理解を図ることが求められます。

「全関係者への周知と研修状況」についての取組みが進んでいない傾向が見られ、コミュニティ・スクールの取組みの成果を上げることや、地域住民の協働活動への参加を拡大することなどが危惧されます。幅広い成果を上げるために必要な「意識の改革」と「情報の共有」を取組みの出発とするための「周知」と、「研修」による「教育の協働」のシステムづくりが求められます。

「教職員の多忙化・多忙感に関すること」は、コミュニティ・スクールの取組みに教職員が主体的に関わるためのポイントです。「何が多忙なのか」「どうして多忙を感じるのか」を整理するとともに、その多忙を排除、乗り越える方策を教師自身が検討する必要があります。具体的には、別冊「Q & A資料」に記載しています。

4. 地域学校協働本部（又は類似した取組み）の体制整備について

＜項目＞これまでの「学校支援地域本部」や「学校応援団」等の取組みを拡充したシステムである「地域学校協働本部」の役割と体制の整備に関すること



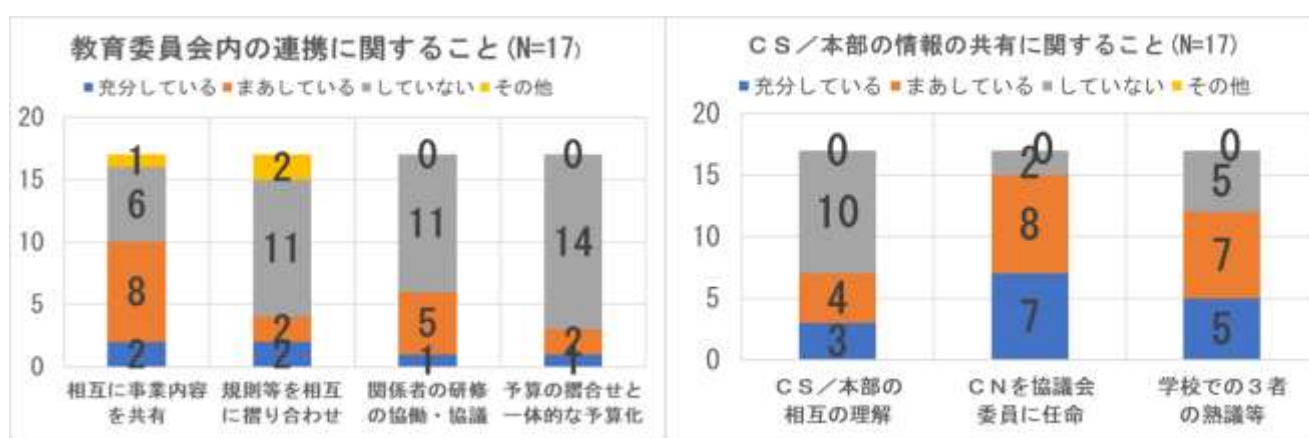
学校運営協議会制度は、コーディネーターを配置して地域住民のネットワーク化による、日常的な学校と地域住民の協働活動を運営する域学校協働本部とが協働することが重要です。よって、この地域学校協働本部の役割は大きく、この体制整備は学校運営協議会制度の成功の鍵を握っていると言えると思います。但し、地域学校協働本部の体制については、文部科学省が提案する独立した体制での地域学校協働本部だけでなく、これまで取り組んできた地域の実情に合わせて、学校運営協議会にネットワークづくりと日常のコーディネート機能を持たせた1自治体と、公民館職員にコーディネーターの職務を持たせて公民館がネットワークづくりと日常のコーディネート機能を持つ2自治体があります。

地域学校協働本部の体制整備に関する状況から見て、コミュニティ・スクールとの協働や地域学校協働活動の推進に関することについて、地域学校協働本部の関係者への日常の活動についての周知と活動への支援が十分にできていないことが危惧されます。このことは、これまでの「学校から求められる支援や応援」をおこなう役割を継続するだけでなく、地域学校協働本部が担う「教職員の多忙化への対応や子どもの学びの充実」「地域の組織団体の活性化や、地域住民の地域づくりへの参加や生きがいつくり」に寄与できる役割も担っているかどうかを検証する必要があるのではないで

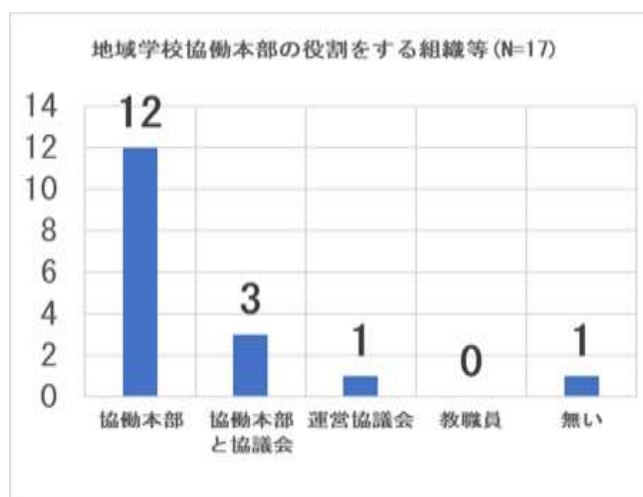
しょうか。まず、地域学校協働本部の担当である社会教育サイドからの検証が必要と考えられます。そのためには質問 26 の取組みである「地域学校協働本部の打ち合わせ、全本部の合同の打ち合わせ等の定期的な実施」、質問 27 の取組みである「地域社会の青少年育成の組織・団体、首長部局が所管する自治会等の既存の組織団体との連携・統合・融合等」の観点が必要ではないでしょうか。また、地域学校協働活動推進員の委嘱については、地域学校協働本部の役割を公民館職員や学校運営協議会委員が担当している 3 自治体と、既に全て委嘱している 5 自治体を除いた 9 自治体では、是非、地域学校協働活動推進員の委嘱を進めていただきたいと思います。具体的には、別冊「Q & A 資料」に記載しています。

5. 地域学校協働活動の一体的な推進について

＜項目＞コミュニティ・スクールを担当する学校教育部署と、地域学校協働本部を担当する社会教育部署の教育委員会内の連携・協働に関すること

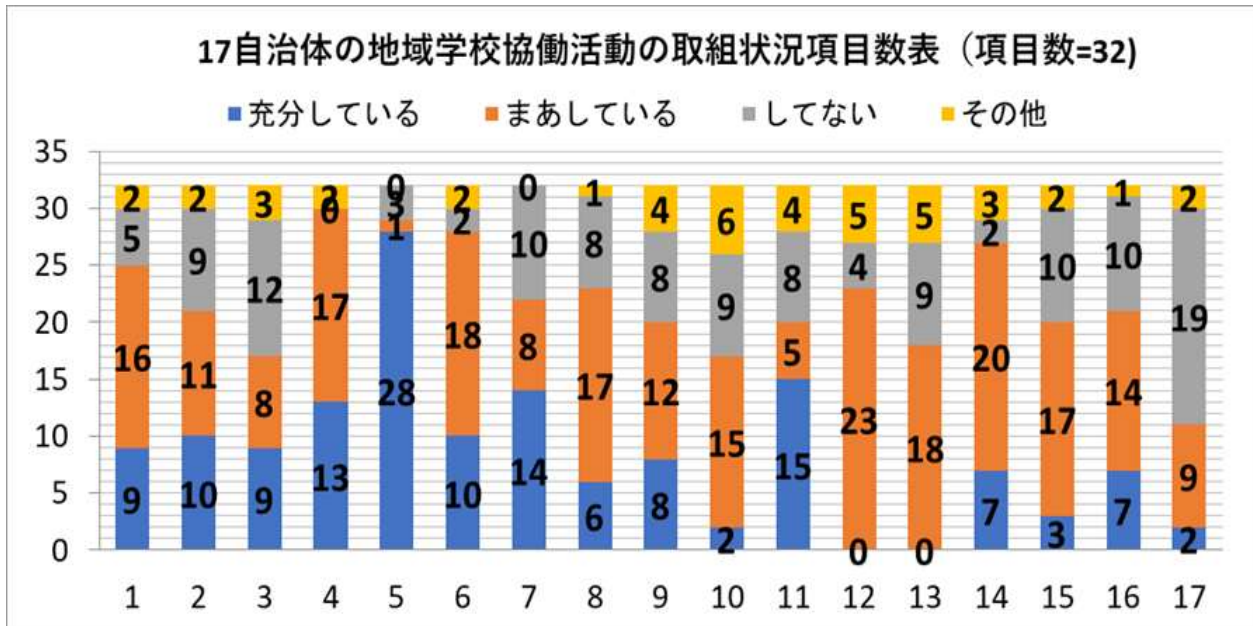


教育委員会の中では、学校運営協議会制度は学校教育部署、地域学校協働本部は社会教育部署が担当しているのがほとんどです。2つの取組みは両輪であり、両者の連携・協働がない中での地域学校協働活動の一体的な推進は困難なため、地域住民の教育力を活用するという観点から、相互に協働していくための方策について共通認識をもつことが必要です。現実としては、教育委員会の中で学校運営協議会制度の導入は学校教育部署が担当して、学校運営協議会の設置や活動についても学校教育部署が担当し



ています。地域住民のネットワーク化と日常的な協働の取組みは社会教育部署が地域学校協働本部を担当しており、まず、両部署の連携・協働の取組みが必要ではないでしょうか。2つの取組みは両輪であり、両者の連携・協働がない中では地域学校協働活動の一体的な推進は困難であり、取組みの大きな成果は期待できないことが危惧されます。地域学校協働活動を推進するためには、まず、関係部署が情報の共有と活動の協働を推進していくことが求められます。具体的には、別冊「Q & A 資料」を参考にしてみてください。

今回のアンケート項目は32項目でした。下記のグラフはそれぞれの項目についての実施状況を市町村ごとに示したものです。



<見方> 5の自治体は「十分している」項目が32項目中28項目で、積極的に取り組まれていることが分かります。半面、17の自治体は「十分している」項目が2項目で、「していない」項目が19項目となっており、取組みが進んでいないことが分かります。

この第3章で紹介したように、大分県では、国の施策と並行して「教育の協働」の取組みを進めてきました。第4章で報告します、学校運営協議会制度によるコミュニティ・スクールと、地域社会の教育力の「協育ネットワーク」による「地域学校協働活動」の取組みを着実に推進してきたといえるのではないのでしょうか。ただ、重要なことは「形のシステム」ではなく、「有効に働くシステム」としていくことがこれからの課題ではないのでしょうか。

令和2年度 ふるさと創生NPO活動推進事業費補助金事業
事業名「地域とともにある学校づくりの推進」

**学校と地域の新たな協働体制の構築のための
取組状況調査の報告書**

大分県内市町村教育委員会の「地域学校協働活動」推進のための
「学校運営協議会制度」と「地域学校協働本部の体制整備」の取組状況について

▶ 対応方法のヒントは、別冊「Q&A資料」をご覧ください！
※「NPO法人大分県協育アドバイザーネット」に掲載

<大分県版>
～学校運営協議会制度と地域学校協働本部の体制整備～

Q(課題・質問)&A(アドバイス)

2020年(令和2年)10月
NPO法人大分県協育アドバイザーネット

第6節 大分県の「地域学校協働活動」の現状の概要

1. 文部科学省の方針：「地域学校協働活動」の2つの柱

■すべての小中学校区において「地域学校協働活動※1を進める。

そのために、地域学校協働活動の核となる地域学校協働本部について、すべての小中学校区をカバーする体制の整備を推進する。これにより、学校を核とし協働の取り組みを通じて、地域の将来を担う人材を育成し、自立した地域社会の基盤の構築を図る。

■学校運営協議会制度※2をすべての公立学校に導入する。

これにより、学校が地域住民等と目標やビジョンを共有し、地域と一体となって子供たちを育む「地域とともにある学校」への転換を図る。

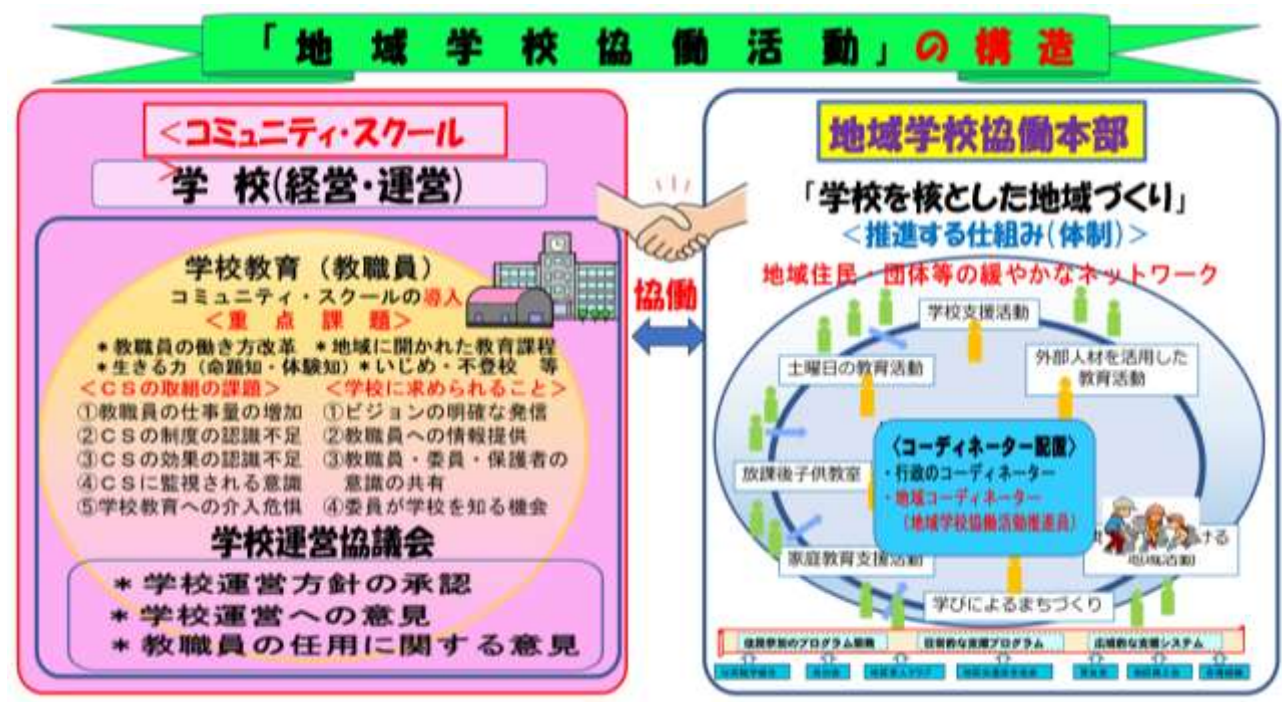
※1 地域学校協働活動（詳細は各種資料に掲載されています）

地域の大人、保護者、PTA、民間企業、団体・機関等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働しておこなう様々な活動が求められており、「地域学校協働活動」とは、学校教育行政が管轄する学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）と社会教育行政が管轄する地域学校協働本部が協働して青少年の健全育成の活動をおこなうという概念です。

教育委員会が地域学校協働活動の機会を提供する事業を実施する際には地域住民等と学校との連携協力体制の整備や、普及啓発活動などの措置を講じること、地域と学校をつなぐ「地域学校協働活動推進員」の委嘱ができることとする規定が設けられた。

※2 学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）（詳細は各種資料に掲載されています）

学校と保護者や地域住民が共に知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させ、一緒に協働しながら子どもたちの成長を支え「地域とともにある学校づくり」への転換を進めるための仕組みです。



2. 大分県の「地域学校協働活動」の推進状況の概要

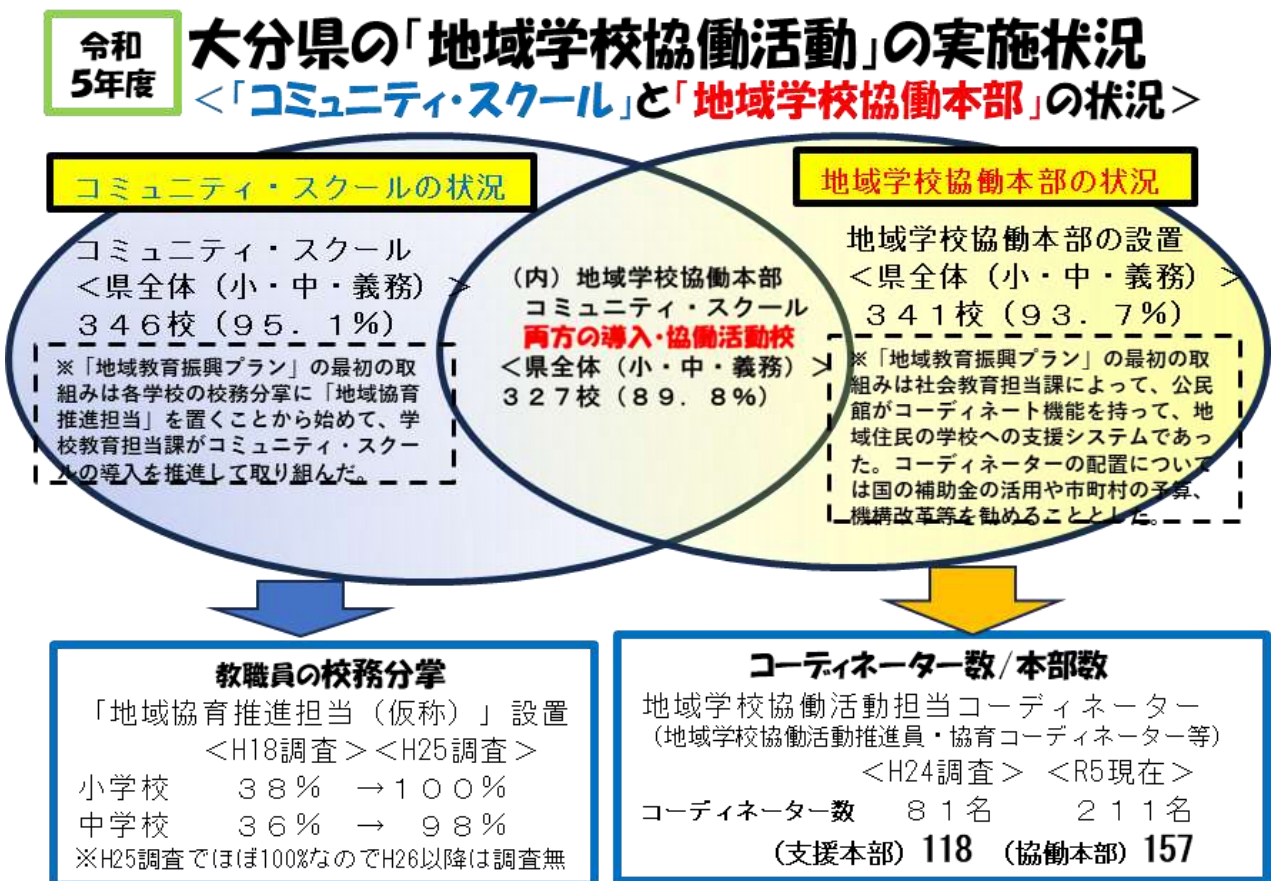
下図の右側の「地域学校協働本部（当初の名称は「校区ネットワーク会議）」の当初の取組みは公民館がコーディネート機能を持って、地域住民と学校をコーディネートすることでした。地域のコーディネーターについては、国の補助金や市町村の予算、機構改革等によることとしました。

平成24年度調査では、教育の協働に関する本部機能をもつネットワーク数が118本部、令和5年度現在では157本部になっています。コーディネート機能を持つ人材数（地域学校協働活動推進員・協育コーディネーター等）は81名で、当初は公民館職員も多く、社会教育主事や教職員等もコーディネーターの数にカウントしていました。令和5年度調査では211名で、そのほとんどが学校運営協議会委員等の地域住民で、その他公民館職員との兼務等となっています。

下図の左側の「コミュニティ・スクール」の最初の取組みは各学校の校務分掌に「地域協育推進担当」を置くことから始めました。前述したように学校週5日制の導入によって、学校教育における様々な改革の中で、地域との窓口担当が必要となったために教頭を「地域協育推進担当」と位置付けたようで、平成18年度には40%弱の学校で位置付けられていました。平成25年度には公立の小中学校のほぼ全校で位置付けられ、多くは教諭を当てていたようです。その後、次ページ新聞記事にあるように、平成25年度から積極的にコミュニティ・スクールの導入を促進し、令和5年度現在では公立小中義務教育学校の346校（95.1%）に学校運営協議会が設置されています。

両方の取組み数を伸ばすだけでなく、それぞれの機能・役割を果たすための取組みが重要であり、大分県教育委員会ではコミュニティ・スクールと地域学校協働本部の一体化を促進するために「地域学校協働活動」の担当課を社会教育課に一本化して推進しています。なお、以下の新聞記事以外のデータ及び資料は担当課によるものです。

※詳細は大分県教育委員会社会教育課のHPをご覧ください。 <下図：2024年中川作成>



令和5年度コミュニティ・スクールの実態調査

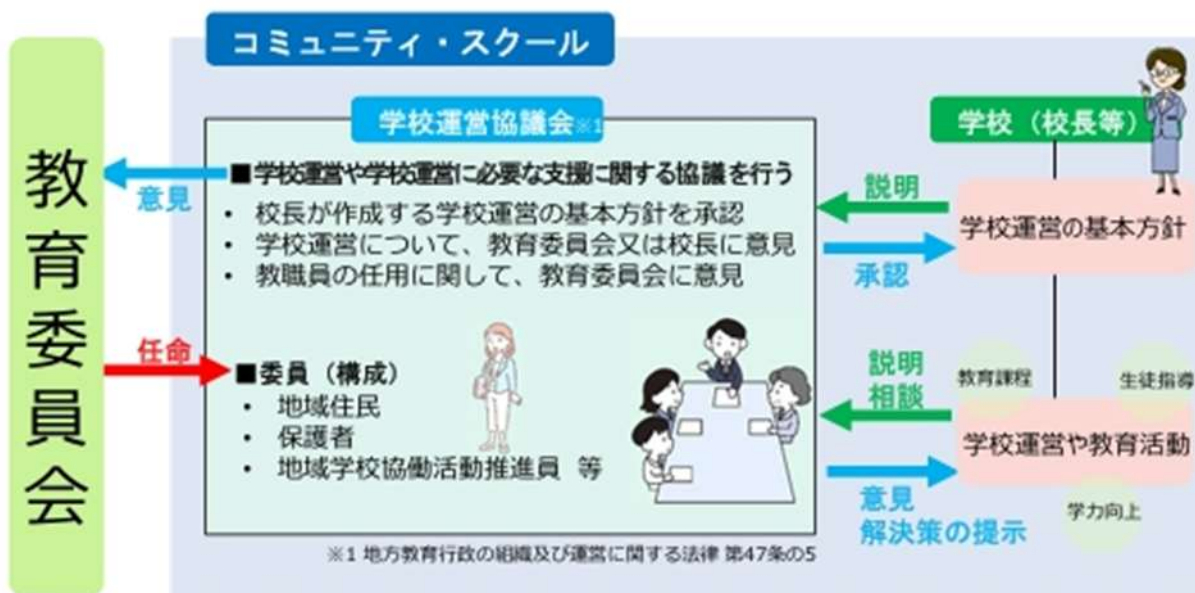
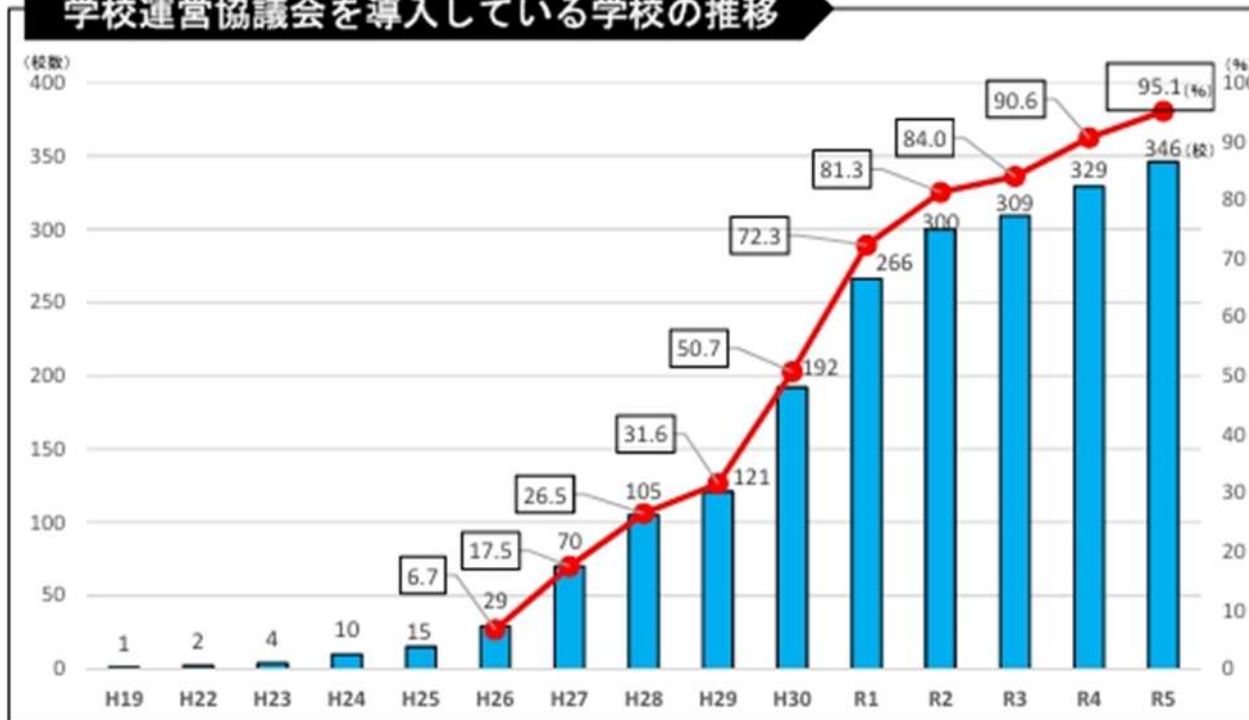
— 「令和5年度教育課程の編成・実施状況調査」より —

◆大分県教育委員会社会教育課R6.3

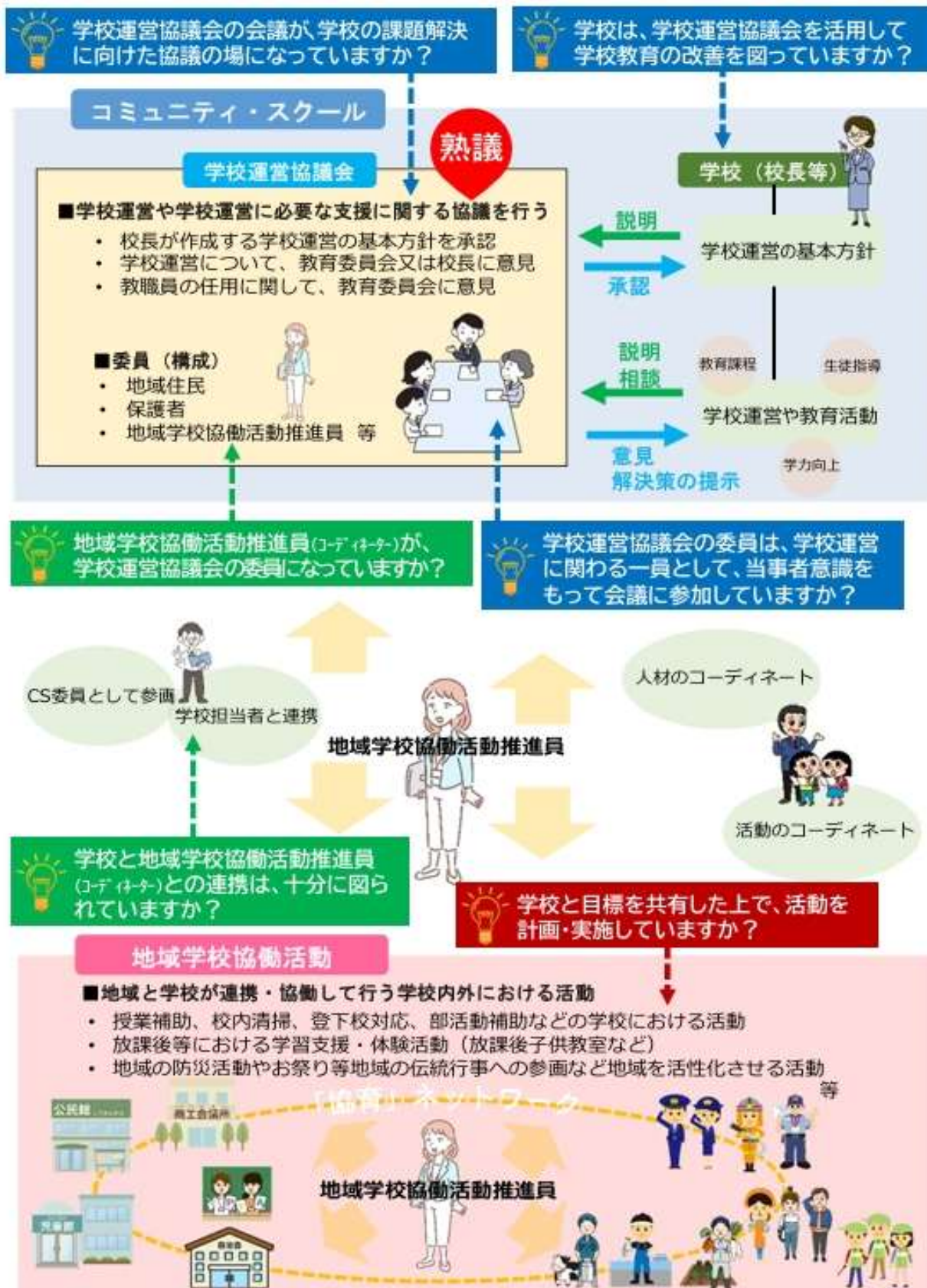
調査の対象

- 学校運営協議会を導入している小学校・中学校・義務教育学校（令和5年7月1日現在）※
- ※「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5」に基づいて「学校運営協議会」を設置している学校

学校運営協議会を導入している学校の推移



大切な視点 コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進に向けて



「各立場」がすべきこと

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進に向けて

大分県が目指す
地域とともにある学校

実現に向けて①
学校運営協議会

実現に向けて②
地域学校協働活動

取組事例

各立場がすべきこと
大切な視点

I 学校がすべきこと

- ① 学校運営協議会を活用した学校教育の改善
- ② 全教職員による「地域とともにある学校」づくりの正しい理解
- ③ 学校運営協議会と連携し協議を主とした会議運営の実施
- ④ 学校運営の改善に資する学校運営協議会委員の人選（役職指定の見直し）
- ⑤ 学校運営協議会委員や地域学校協働活動推進員の人材発掘



II 学校運営協議会がすべきこと

- ① 実施主体として学校運営協議会が会議を運営
- ② 学校や地域の課題解決に向けた議題の設定
- ③ 学校運営協議会が「協議の場」となる会議の持ち方の工夫（会議の活性化）
- ④ 学校の悩み・困りに対応できる組織体制の構築と行動
- ⑤ 学校の教育状況の把握（委員と子どもとの意見交換・授業参観等）



III 市町村教育委員会がすべきこと

- ① 市町村が目指す「地域とともにある学校」づくりの具体的なビジョンの提示
- ② 地域学校協働活動推進員の増員に向けた予算措置
- ③ 地域学校協働活動推進員の学校運営協議会委員への参画促進
- ④ 学校運営協議会委員及び地域学校協働活動推進員の人材育成
- ⑤ 学校教育所管課と社会教育所管課の更なる連携の強化

IV 県教育委員会がすべきこと

- ① 県立学校における「地域とともにある学校」づくりの具体的なビジョンの策定
- ② 地域学校協働活動推進員の増員に向けた予算措置
- ③ 「地域とともにある学校」づくりの啓発（フォーラム・研修会の実施）
- ④ 県内外の好事例の発信
- ⑤ 教育庁と関係部局との連携

第7節 「教育の協働」の必要性に関する教職員の声

＜調査：大分大学高等教育開発センター 中川忠宣＞

＜教育活動における地域住民の支援活動の必要性について＞H25. 8

学校教育が抱えている基礎学力の定着やいじめ、コミュニケーション能力の欠如などの課題への対応のために、地域からの活動支援の必要性を「こう考えている」という「生の声」が、研修会後のアンケートから見えてきました。

「基礎学力の定着」のために・・・

多忙化している学校現場で授業を進めることでいっぱいという現状があります。気になる子どもがいても立ち止まり、時間をかけて教えるという時間を確保することが難しいです。そのような中、地域からの活動支援がとても必要です。まるつけをして頂いたり、困っている子どもに声をかけて頂いたりすると担任としてはとても助かります。しかし学校側、教員からのアプローチは難しいものです。

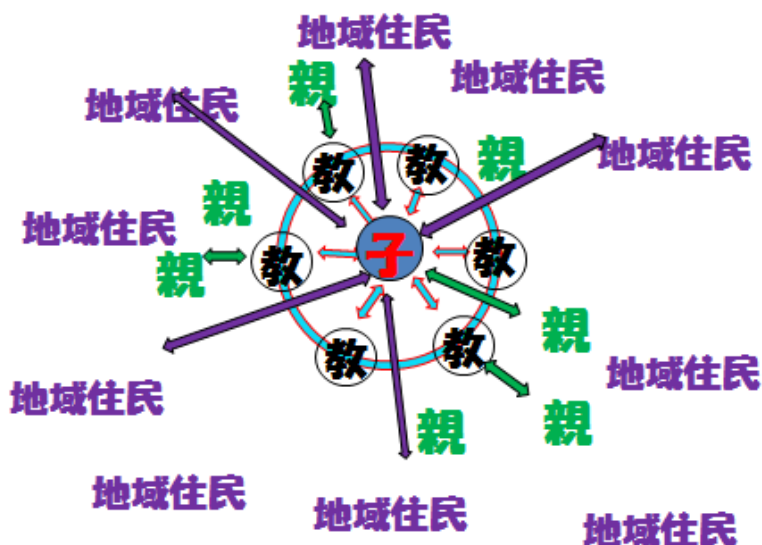


コーディネーターの方が紹介やお願いをするというシステムをぜひ作って欲しいと思いました。一人ひとりを大切に！と思いながらも基礎学力の定着において反省するところが多いです。子ども達のために保護者や地域と協力し子ども達を育てていくことの大切さを実感しました。

「いじめ対策」のために・・・

昨年度、いじめの定義が変更され「学校内外を問わない。」という文言が付け加えられました。いわゆる「ネットいじめ」が増加している現代の子ども達に対して、教師が「家に帰ってからのことなので対応できない。」と簡単に言うてしまうことは許されなくなったと考えます。とは言え、クラスの子どもの全員のスマートフォンやパソコンの使用状況を担任がひとえに把握することなど到底不可能です。今こそかつての「学社連携」の精神で、地域

学校の「すき間」を埋めて、保護者・住民が子どもの生活を見る



と学校が協力することが、「ネットいじめ」から子どもを守るために必要であると私は考えます。学

校でおこなうネットワークのマナーや情報教育には限界があります。家庭でも子どものネット使用状況を少しでも把握し、教育をして欲しいと思います。地域においては顔と顔を合わせてコミュニケーションをおこなう活動を体験させて欲しいと思っています。学校・家庭・地域の拠点として学校は存在していかなければならないと感じました。

「子どもは楽しみにしています」

私が勤務する学校では、「学習サポーター」という形で、保護者に授業の補助を依頼しています。内容は様々で、算数のプリントのまるつけ、国語の音読を聞いてもらう、家庭科のミシンを使った授業でのお手伝い・・・とあります。年に数回しか学習サポーターに来てもらうことはできませんが、子ども達は毎回楽しみにしています。それは、やはり、教師以外の大人とじっくり関わりながら勉強できる喜びがあるからだと感じています。日頃はあまりゆったりと子ども達と関わっていない実態がありますが、学習サポーターに見てもらうことで、子ども達が寄り意欲を持って学習に望めるのは、教師にとっても嬉しい限りです。積極的に学校教育に協力して下さる方々の力を借りながら、子ども達と励んでいきたいと思っています。

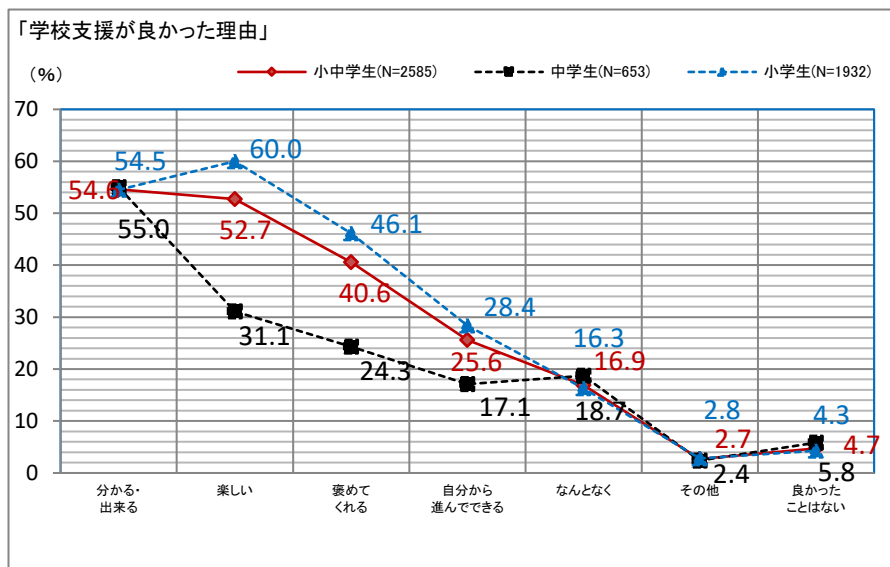
「地域は重要なパートナー」

生徒の学力を上げるために、教員は自ら「学校で自分達教員が頑張らないと！」と悩み、家庭からは「勉強は学校で習うもの。先生達に努力してもらいたい」という声もあり「学校」を中心に、「学校」だけが重責を担っているという感じです。「不易」といわれる「学校がやるべきこと」ももちろんありますが、「流行」といわれる「今」の時代だからこそ、視点を変えたり、家庭や地域に協力を願う必要があったりすることが出てきています。地域からの活動支援が入ると「教員がさらなる手間を強いられる」と考えるのでは無く、地域からの活動支援を自分達が苦しいところを共に解決してくれる重要なパートナー、または学校では解決困難な課題を、学校とは違った立場で介入してくれるサポーターと考えて、連携を取ることが重要であると強く感じました。

「保護者が忘れていること」・・・保護者の立場になって思うこと

学校教育がすべてを抱え込んでいる事が問題だと思いました、最近、よく「宿題のまるつけは親がするんで！」「親が全部せんといけんな」と、こぼす保護者もいます。親は、それほど学校に依存してきたのだと思います。私も現場を離れて5年、子どものいる1人の保護者となり、今日の今まで、私も学校が全部してくれると思っていました。学校教育、社会教育、家庭教育、それぞれが手を取って、協力していかないと行けない、そんな当たり前のことを忘れていました。

地域のコーディネーターがいることも知りませんでした。親の考えを変えさせる事は大変なことです。けれども大切な子どもの大切な笑顔を守るため、きちんと保護者に地域・社会の大切さを、声を大にして伝えていくべきだと思います。そのために地域のコーディネーターの強化、支援を今後



どうするべきかが大切なのだと思います。

＜「いじめ問題」に関する教育の協働の必要性について＞H24. 12

教員免許状更新講習の本テーマに関するグループ討議の中で出された意見をアンケート形式で整理したものです。教育の協働の必要性について改めて認識した意見が多く出されました。

- 学校は、閉ざせば何が行われているのか分からない社会ですが、開けば、多くの方々が周りにいる良い環境でもあります。子どもと教員又教員同士はもちろん保護者・地域住民へと開くことで学校が大きく変わってくると思います。特に、教員や親(保護者)が気付かない場所で(たとえば登下校の際の見守り隊の方々)子どもたちの友だち関係も毎日第三者の目で見守って頂けることは、子どもたちのいじめや防犯の小さな芽を見つける可能性を大きく感じます。学校行事や地域参加によって地域と大人がつながっていくことで子どもたちを地域ぐるみで見守って頂くことは、子どもたちを安全にそして子どもたちの健やかな心を育む上で大変有効で有難いことだと考えています。地域の方々のたくさんの目で地域の方々の温かい目で地域の子どもたちをたくさんほめて頂き、自信に満ちた活気のある地域社会の学校を作りあげられればと思います。すきまをうめて頂くことでとても良い地域社会になると思います。
- 教員の周りは人だらけです。子、親、地域住民。子どもの周りも人だらけです。教員、親、地域住民が開かれた学校でないと、学校では、親、地域住民が遠ざかり、子の周りは、教員だけになってしまいます。ましてや、教員間も関わっていないと、一人でかかえこむことになり、無理があると思います。教員間も聞かれ、一緒に子を見ていかなければならないと思います。そして、親、地域住民にも開かれた学校にし、たくさんの人の目が学校に入ることが必要です。学校教育活動のすき間支援をコーディネーターにしてもらい、親、地域住民が学校の中のことがわからないということがないようにし、子どものいじめ、不登校等々に気が付くようにしていくべきです。集約する場所も明確にしておき、子どもたちに明るい未来がやってくるようにしたいです。
- 最近、いじめは低年齢化されていると言われている。私自身、幼稚園で子ども達の保育に関わってきたが、年々、子ども達の言葉が荒くなったり、人を平気で傷付けるようになってきたり、という姿が多くなってきているように思う。それらの姿を、教師の前で見せた時にはもちろん指導をしてきているが、教師の見えていない場所での出来事の場合もある。また、教師自身の見方にも偏りが出てきて見逃してしまうことや真実とは違ったもの見方をしてしまう恐れもある。そうならないように学校以外での子ども達の姿を見て頂いたり、多方面からのもの見方を入れたりするために、教師以外の目を取り入れていくことが大切である。その為に地域のボランティアや民生委員さんなどの力をかりることが必要となる。そうすることで、いま学校や幼稚園などではどんなことをしているのか知って頂くきっかけとなり、学校以外の場でも、子ども達の成長や姿を見て頂くこととなり、『外に開かれた学校作り』が出来る。多方面からの見方でいじめに素早く気付いたり、未然に防いだりし解決に導く力となるだろうし、地域と学校が協働・協力して子どもを育てることができると思われる。
- 現在は数十年前と比較して子どもの数が減っている。家庭においても学校においてもひとりの子

どもに注がれる大人の目は兄弟が何人もいる、教室に子どもがあふれている頃にくらべて十分ととらえることもできるかもしれない。しかし、現状はその視線と注ぐ大人の側にも生活の変化があるように子ども達の日々の生活にも大きな変化がみられている。価値観の多様化、コミュニケーションツノレの変化は人と人とのつながり方に大きな変化を与えている。そんななか、子ども達が学校で教師にみせる姿はごく一面でしかなく、総合的判断を学校のなかだけで完結してしまえない状況となっており、それが個々の子どもたちにとって生きづらいつい結果となることもある。そのひとつがいじめである。学校内、教室内の教師のいる時間、教師が「一対多」で子ども達とむきあっている時間の外で子どもと接する大人たちの力をかりることは“見逃してしまった面”へ対応していくことに大変有効なことだと考えている。「子どもは地域の財産である」ことをより強くうち出し、これからの「地域」、地域の構成単位でもあり子ども達の生活拠点である「家庭」とともに協育する「学校」を創る必要を強く感じている。

○地域に関かれた学校を作ること、地域からの学校教育への支援は、児童生徒の「いじめ」をなくす事への効果が大いと考えます。地域に関かれていない学校であれば、教員1人で子どもの生活の変化や状態を把握し、「いじめ」を見抜くことは難しく、早期発見による早期解決も難しくなります。子どもをとりまく教員集団のネットワーク作り、家庭との連携、地域住民との連携、地域からの学校支援は、様々な効果が期待されます。よりたくさんの人たちの目があることで、子どもたちの様子がより細かく把握でき、早目の指導も行えます。「いじめ」の早期発見、早期解決はもとより「いじめ」のない地域・学校作り、子どもの育成に大きな力を発揮できると考えます。

○いじめをなくすために地域からの学校教育への支援は必要だと考えます。一つ目の理由として、教員だけの目では、いじめの兆候を見逃してしまうからです。教師ネット（内に開かれた学校）も大切ですが、地域住民・保護者の目を入れること（外に開かれた学校）で、より多くの目が子どもに注がれることとなります。地域住民、保護者の固から浮かび上がった問題を共通理解し、教師がその問題を解決するような仕組みが整えば、いじめをなくすことができると考えます。二つ目の理由として、学校支援活動をおこなうことで、様々な子どもの意識や態度に改善が見られているからです。データからみてもわかるように、学校支援をおこなう前と行った後では、校内生活の意欲や授業の理解など改善されていることが多いです。子どもの「学校が楽しい」「授業がわかる」といったプラスの思考が増えることは、いじめをなくす事につながっていると考えます。以上の2つの理由から、私は地域からの学校教育への支援が必要だと考えます。

○地域からの支援の一つとして、私の学校では、朝、校門での「あいさつ運動」を行っています。PTAが主体となり、当番制で出てもらっています。何年も続いているので、地域の方々も自主的に並んで、子どもたちにあいさつや声かけをしてくれています。教職員も一緒に行っていますが、時々「〇〇さんは、最近元気がないみたいだ。」「〇〇さんの登校の時間が以前より遅くなっている。」「いっしょに来る友だちが変わった。（又は、一人になった）」とかの感想が親や地域の方々から寄せられます。その子の様子や担任からの話の中で、やはり心配事をもっていたり、いじめなどの事実があがったりしてきます。あいさつ運動が何かの解決にすぐつながる訳ではありませんが、教職員だけでなく、保護者、地域の方々からの声かけで、本人が何かを感じ、解決の糸口になることもあるかもしれません。あいさつ運動は一例ですが、多くの人が声をかけることで「自分は一人で

はない、社会とつながっている」と感じることはあると思います。

- 確かに地域の方々等が学校教育へ積極的にかかわっていただけると、いじめの防止あるいはいじめの発見につながることもあると思います。身近な例で考えると私の勤めている闘の校区では毎朝、地域の交通指導員の方が登校する小学生の安全のために交差点、横断歩道等で交通指導等をして下さっています。毎日同じ子ども達がそこを通過して登校するので「〇〇くんおはよう!」と名前を呼んで声をかけたり、「今日はいつもより遅いぞ!あと〇分で遅刻になるぞ」と声をかけたりして下さっているのをよく目にします。その際、いつもと比べ、その子の何かしらの変化、異変があれば学校に通達するということにもつながっていくのではと考えると、やはり、地域からの支援がいじめをなくす効果として期待されます。しかし、“最近元気がない、様子がおかしい”というだけで学校に通達する方がどのくらいいるかと考えるとなかなか難しいのでは…とも思います。地域の方にも支援していただくためには、小さなことでも伝えやすい開放された学校づくり、そして、“小さなことでもいいので伝えてください”という学校の働きかけが必要だと感じます。
- 授業で説明があった大津市の中学生自殺事件について、学校側がいじめを見ぬけず「遊び、ふざけ」と判断したことは、明らかに教師側の責任であり、指導力に問題があるということを感じます。私は、学校でのいじめは教師でなければ解決できないと考えています。しかし、1人の教師の力だけでは限界があり、教師集団として生徒と関わることや、教師からは見えにくい生徒の姿を地域の方々の目を通して見ていくことも大切であると思います。子どもを育てていく上で教師だけでなく、できるだけ多くの大人が関わりいろんな評価していくことが大切です。そのために、地域の教育力を積極的に活用する手だてを考え実践していきたいと感じました。私は生徒指導主事という立場上、警察の方や民生委員の方と連携をとるように心がけていますが、コーディネーターとも今後連携をとりながら外に開かれた学校づくりを進めていきたいと考えています。
- 保育園に勤務していますがすぐ近くに学校もあり、学校の様子なども少し見えてきます。学童保育で生徒が園に訪れて学校であったことなどを聞くことがよくあります。特に学校で起きたトラブルなども持ち込んで来ることもあり、学校では言えなかったことなどを話してくれることも少なくありません。そう言う事をふまえて考えると、学校だけで思案したりするのではなく学校以外の地域や施設など多方面の方々から支援を受けることで、いじめをなくす効果は多いにあると思います。子どもたちが心を開けるような人や場を作り地域ぐるみで子どもたちを支えていくことが大切なのではないでしょうか。また、地域からのいろんな情報もふくめて、学校・地域が連携し一緒に考えていくことでよりよい協働の場ができるのではないのでしょうか。
- 私は現在、保育士と保育所勤務をしておりますので、その様子と地域のことを含めて述べさせていただきます。園(学校)と家庭での子ども達の姿は先生達のいる前、保護者のいる前、また誰も見ていないところでは違っていると思います。口幼児でも友達同士だけだと、言い合っただけになり手が出て叩いてしまうこともあります。そこでやはり、教職員だけでは見つけることのできない部分も地域の方々の見守りや声かけによりいじめの現場を見つけたり、万引等発見できたりすることがあると思います。毎日、通学路に立って声かけして頂くだけでも子ども達の意識も違って来て、最初は挨拶だけでもその様子・表情から変化を感じ取って頂けることもあるかと思っています。

その発見・気づきが合った時に、すぐに対応できるようなコーディネーターの拠点場所を確保しておき、園(学校)としても教職員同士の情報の共有が大切であると考えます。

○学校の中は見えない部分が多く、一人の子どもを取り巻く環境は限られた目でしか判断できないことも多いです。特に、同じような意識を持った教職員からの目だけで「いじめ」であるのか、ないのかを判断することは難しいです。しかし、子どもが学校の限られた場面だけではなく地域住民の支援のなかで見られる事により、多くの感じ方、受け取り方がされ、子どもの表情や様子から「いじめ」に対する早期発見やSOSの受信にもつながると考えられます。そのような点から、私は、地域からの学校教育への支援は「いじめ」をなくすためにも多いに効果的であると思います。内に聞かれた学校づくりと外に関かれた学校づくりの両者が整い、情報を受けとめ支え合うことでいじめる方もいじめられる方も、心豊かに成長できるのではないかと考えられます。

○私は多くの地域の皆さんが見守ることで児童生徒のいじめがなくなると思っています。学校教育へ様々な支援をし、ふれあっていくことでお互いのコミュニケーションがとれて名前と顔も覚えていき、子ども達の様子も見えてきます。もし、いじめなどで子どもの様子の異変にも早く気づき、教師、地域の人と信頼関係、コミュニケーションがとれていれば、早目に気づき対処できると思います。あと、いじめの起こりやすい時間は、下校時間、放課後時間が多いので地域のみなさんが歩いている時に、子どもの様子とか何かの異変に気づき情報の拠点となるところに連絡をしていただくことで早目に対処できると思います。あと、近所の駄菓子屋さん児童館の施設の方にも子ども達の様子情報を提供してもらい、みんなで子どもを見守ってもらい、異変などがあれば連絡をってもらう方法もいいと思います。

いじめの原因の一つに、それが密室で行われることがあげられます。いじめに対応する地域からの学校支援として期待される形態は、地域の人による、校内、通学路での見守りが考えられる。地域の人の見守りによって、まず単純に見守りをおこなう人の増員が期待されます。これだけでも、いじめの現場である密室を減らすことが期待されます。次に、教員以外の職業、立場の人が子どもを見守ることによって、教員とは違った角度からの観察によっていじめの予防、早期発見が期待されます。

○学校教育の現場への地域支援は児童生徒へのいじめ問題だけではなく、学力の向上、子どもたちのコミュニケーション能力の向上、おいては社会の中での人間力を学ぶ上で最も大事なことだと考えています。一教師の考えや、また同じ組織の中だけではなく、地域の方々それぞれの立場で子どもたちを見守ると子ども一人に対しても色々な見方ができると思います。また、地域の方々の協力は、情報源としても、非常に役に立と思います。専門職だけではどうにもならなかったことも、細やかな情報でまた色々な答えが出てくると思います。学校教育活動の「すき間」をうめると、先生方の負担も軽くし、その分他の所に力を注ぐことができるので、学校もいじめなどない明るい学校になると思います。地域、学校、家庭が互いに信頼関係を作ることは、子どもの教育にとっても必要不可欠だと思います。域に愛され、関かれた学校になれるよう考えていきたいと思えます。先生の講義を学習してコーディネーターの役割が理解できました。

○現在、様々なことを教員が背負いすぎていて、いじめが発生した時も担任がひとりがかかえこんでいたり、また、教員だけの判断でいじめを見逃してしまったりすることもある。地域と連携する

ことで、外に関かれた学校を作っていくことで、50人の教員が見えなかったことでも100人の地域の方々の目があれば必ず見えてくると思います。地域の方々の『すき間支援』はとても重要だと思いました。良い事も悪い事も含めて小さな事でも地域の方が気づいた事を報告し集約する場があり、それを学校・家庭へとつなげていくコーディネーターがいることが、いじめの早期発見にもつながると思います。

- 地域からの学校教育への支援は、いじめをなくすことへの効果があると思います。それは、子どもへ向けられる大人の目が増えるだけでなく、子どもの生活背景を知る人が、そばにいたことができるという利点もあります。いじめる子どもが、大人の目があるところでいじめをおこなう訳がないので、単に人を増やせばよいのではないが、いじめを見つけるためには、子どものほんのささいな変化に早く気づかなくてはいけないと思います。その変化に気がつくのは、教師1人では困難です。地域の方は、学校では見られないふだんのリラックスした状態の子どもの様子を知っているのであり、それは私たち教師には決して得られない貴重な情報です。学校が地域からの情報を受け入れる窓口をもっているということがいじめ防止へ大きな効果を持つと思います。
- 地域からの学校教育への支援は、教員だけでは見る力が不足する部分があるため早期発見につながりとても有効だと考えます。教師以外の目で見えてくるものも増え、学校だけではカバーできないすき間支援につながってくると思います。学校・家庭・地域社会が独立してはできることが限られている。連携し合うことにより、地域の目が学校に入るようになり、様々な角度から子どもたちに接することができ、いじめの予防につながっていきます。教師だけではなく多くの大人に接し、褒められたり、声をかけられたりすることにより子どもたちも満足感・充実感を得ることができると思います。それにより、自分自身が肯定されたように感じることはできるのではないのでしょうか。学校だけが担うことは限られており、それだけでは子どもたちの十分な成長は望めません。情報を提供してそれぞれの分野で子どもたちに関わっていきたいと思います。
- 教員(担任)の目だけでは児童生徒の把握は困難なので親や地域住民による支援活動を行ってもらう中でこの変化やトラブルに気付いてもらうことが必要と感じます。たくさんの多種の方々と接することで子ども心を開くタイミングを見つけられるのでは、と思います。教員には見せない面もあると思われるので、方言で話しかけてくれるおじちゃんや難しい課題を一緒に悩みながら取り組んでくれるおばちゃん、人生経験豊かで戦争や戦後の話をしてくれるおじいさまやおばあさま、子育て真っ最中の授乳の為 夜中に何度も起こされるけど愛しくてたまらない赤ちゃんをおもちのヤングママ、保育所~大学、社会で働く人々、いろいろな方々との交流を持つことでいじめなどのトラブルも減少されるのではないかと考えます。学校は子どもだけでなく大人にとっても互恵性のある社会のつながりの場であって欲しいです。

第4章 地域学校協働活動の制度化へ！

- ① H24年度地域とともにある学校づくり推進協議会資料より
- ② 文部科学省初等中等局学校運営支援担当部署での聞き取り資料より

第1節 学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）の導入

1. コミュニティ・スクールの概要

○日本のモデルは、1990年代にイギリスにおいて始まった制度である「学校理事会」

○日本はH17年度にコミュニティ・スクール制度が施行された

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第四十七条の六（当時）により学校運営協議会の設置が制度化され、学校運営協議会を設置した学校を「コミュニティ・スクール」という。

- ・「社会にひらかれた学校づくり」のためのツールとする
- ・学校教育に地域の願いを反映させる
- ・日常からの地域と学校のつながりが基盤となる
- ・今後5年間で1割（3,000校）を指定する
- ・学校の課題を共有し、その解決のための1つのツールである
- ・個別の対応、個別の学校評価が前提となる

【21世紀に求められる人づくりと学校の役割】

（1）いいコミュニティーの中で次のような子どもを育てる

- ① マニュアルに頼らない
- ② ミスを恐れない
- ③ 指示を待たない

（2）大人のつながり、意識改革

- ① まちづくり
- ② 人づくり
- ③ 親づくり

【コミュニティ・スクール関連法規】：重要用件抜粋

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第四十七条の六

- ① 教育委員会規則で定めるところにより学校運営協議会を置いた学校である。
- ② 校長が作成した学校運営に関して、教育課程の編成その他教育委員会規則で定める事項に関する方針は運営協議会が承認する。
- ③ 運営協議会は運営に関する事項について教育委員会又は学校に意見を述べることができる
- ④ 職員の採用その他の任用について、任命権者に意見を述べるができる。

【コミュニティ・スクールとは】

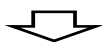
☆考え方の基本→「学校評価」を基盤にした学校経営をおこなう

- （1）問題を抱えている学校がそれを解決する（解決の一步を踏み出す）1つのツール（システム）である。
- （2）熟議を通して「何がコミュニティ・スクールのテーマであるか」を明確・共有化する。
 - ① 教職員全体の共有
 - ② 学校と地域住民の共有 → テーマコミュニティーを作る
- （3）学校経営の主体は学校長であり、校長の学校経営をやりやすくするために、地域住民の願いも反映させながら学校運営するための協働組織（学校運営協議会）を置くものである。

2. コミュニティ・スクールの3つの要素

- （1）熟議：多様な当事者が、それぞれのコミュニティーが抱える課題を共有する

※原点：学校に何が足りないのか



改善方策を考える（繰り返し）

①複数の視点が大切

②真のコミュニティーを創る

(2) 協働：地域住民が責任をもつ

- ①問題に対して教職員は全て対応はできない
- ②住民みんなで汗をかくことが必要
- ③中核的ボランティアの存在が重要

(3) マネージメント：学校組織の力を引き出す※現実的にはコーディネーターが必要

- ①運営への支援によって本来の学校機能を引き出す
- ②教職員の協働体制づくりへの支援

3. 学校運営協議会の設置

(1) 学校運営協議会制度の導入の根拠と目的

☆学校運営協議会の設置は令和2年度現在では「地教行法」47条5において、教育委員会が教育委員会規則で定めるところにより学校に設置する努力義務となっています。

☆学校運営協議会委員は地域住民の代表として、「学校運営の基本方針の承認」「学校運営への意見」「教職員の任用への意見」については学校運営協議会規則に規定された役割を担うこととなっています。

☆「予算等への意見」「地域学校協働本部との連携や広報活動」「日常の活動」等も求められ、地域住民と学校の協働を推進する一定の権限と責任を担う目的で設置するものです。

(2) 学校運営協議会制度に求められる教育の重点的な課題

教職員が子どもとゆとりを持って向き合うための働き方改革、様々な環境が引き金となるいじめへの対応が求められます。

- ・不登校対策、子どもの主体的な学習意欲や学力の向上、地域とともに子どもを育てる社会に開かれた教育課程の実施などの学校だけでは対応が困難な大きな課題をかかえています。

(3) 学校運営協議会に求められる基本的な機能

学校だけでは対応できにくい課題について一定の権限と責任をもって、地域の想いを学校運営に反映させる等、地域住民の代表として学校教育に参画する機能が求められています。

☆学校運営協議会で承認された「学校運営の基本方針」について地域住民の参加が必要となり、日常的に学校教育へ参加する地域住民や組織団体のネットワークづくりを進める地域学校協働本部との協働を推進する機能が求められています。

☆「地教行法」47条5に規定された一定の権限と責任を果たす機能も求められています。

(4) 学校運営協議会委員は4つの分野から任命

学校運営協議会の委員は「地教行法」47条5の2項において「次に掲げる者について」任命すること規定されていますが、教育委員会では「次に掲げる者の中から」と解釈して、4つの分野の全てから任命されていないケースが見られます。

☆4つの分野としては、当該校が所在する地域の住民、当該校に在籍する児童生徒又は幼児の保護者、その他必要と認められた場合の学識経験者や校長等の教職員を任命することとなっています。

加えて、平成 29 年の「地教行法」47 条 6 の改正によって、地域学校協働活動推進員等の学校の運営に資する活動をおこなう者（NPO や学校応援団等）が追加されました。地域学校協働活動推進員は社会教育法でその趣旨を規定し、学校運営協議会委員に任命することが求められます。☆学校運営協議会の委員は、制度の趣旨から必要な 4 つの分野から任命することとなっています。よって、各委員は、委員としての最善の役割を担うために任命された趣旨を理解して、それぞれの立場からの協議と協働が求められるのです。類似の例としては社会教育委員の「1 号議員、2 号議員・・・」のような仕組みを参考にしてみてください。

(5) 「学校運営の基本方針を承認する」という主な承認事項

☆「学校運営の基本方針の承認事項」については、「学校の運営に関しての、教育課程の編成、その他教育委員会規則で定める事項についての基本的な方針」（地教行法 47 条 5）と規定されており、市町村の学校運営協議会設置規則等に規定する必要があると考えられます。

☆「学校運営の基本方針の承認事項」に必要な内容や様式を教育委員会で作成することが、全ての学校で共通の取組みが可能になることや、校長や教職員が異動した際の新任校においても有効になります。大分県の現状では、資料 4 に示すように、統一した様式や内容を学校長に示している自治体は 7 自治体に止まっています。

☆学校運営協議会が承認する「学校運営の基本方針」については、教育課程、組織編成、学校予算、施設管理が主な内容になりますが、学校教育法第 37 条で「校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する」と規定されており、学校運営の責任者はあくまでも校長であり、地域と学校は対等の立場で相互にパートナーであることが前提です。

(6) 「学校運営の基本方針を承認した」ことへの学校運営協議会の責任や役割

☆「学校運営の基本方針を承認した」ことにより、教職員との熟議等を行いながら、学校と地域が協働してどのような子どもを育てたいのか、どんな方法で実現するのか等の具体的な方針について共有する責任が生まれます。

☆責任を果たすために、教職員や地域の関係者とともに協働活動を明確にするとともに、日常の学校運営に地域住民が参加して協働した活動をおこなうことを推進する役割があります。

☆校長は「学校運営の基本方針を承認された」ことの責任から、マネジメント力を発揮して、校長のリーダーシップの元に、教職員の意識の共有を進めるとともに、地域との協働による学校運営をおこなうことが求められます。

☆学校運営協議会と校長の意見が異なり、校長が策定した学校運営の基本方針の承認を得られない場合、校長と学校運営協議会は議論を尽くして、成案を得るように努めることが求められます。学校運営協議会の運営が著しく適正を欠いていること等を理由に承認を得られない場合は校長は承認を得ずに学校運営をおこなうことができます。そうした状況が継続する場合には協議会の運営を一時的に停止させ、運営の改善をおこなうことなどが想定されます。

☆これからの学校は、変化の激しい社会の動向にしっかりと目を向け、学校の教育課程を工夫し、子どもたちの将来を見据えた教育活動を展開する必要があります。よって、新学習指導要領の重要なポイントである「社会に開かれた教育課程」の実現に向けて、まずは保護者や地域住民と情報や課題を共有し、「これからの時代を生きる子どもたちのために」という共通の目標・ビジョンを設定し、同じ想いで日々の教育活動を進めていくことをめざします。

4. 学校の役割と住民の役割の明確化

- (1) 両者の関係の日常的なつながりのシステム作り
- (2) 継続できる体制づくり※住民は代わらないが、教職員は短期間に代わる（異動）
- (3) 教職員の負担（多忙化）にならないこと

【コーディネートシステムの整備】

1. 人材の発掘と確保と支援コーディネートシステム
 - ①コーディネーターの複数化 ②専任と専任を支援するコーディネーター等の体制
2. 教職員とコーディネートチーム（システム）との連携システム

【教育行政として押さえるべきこと】

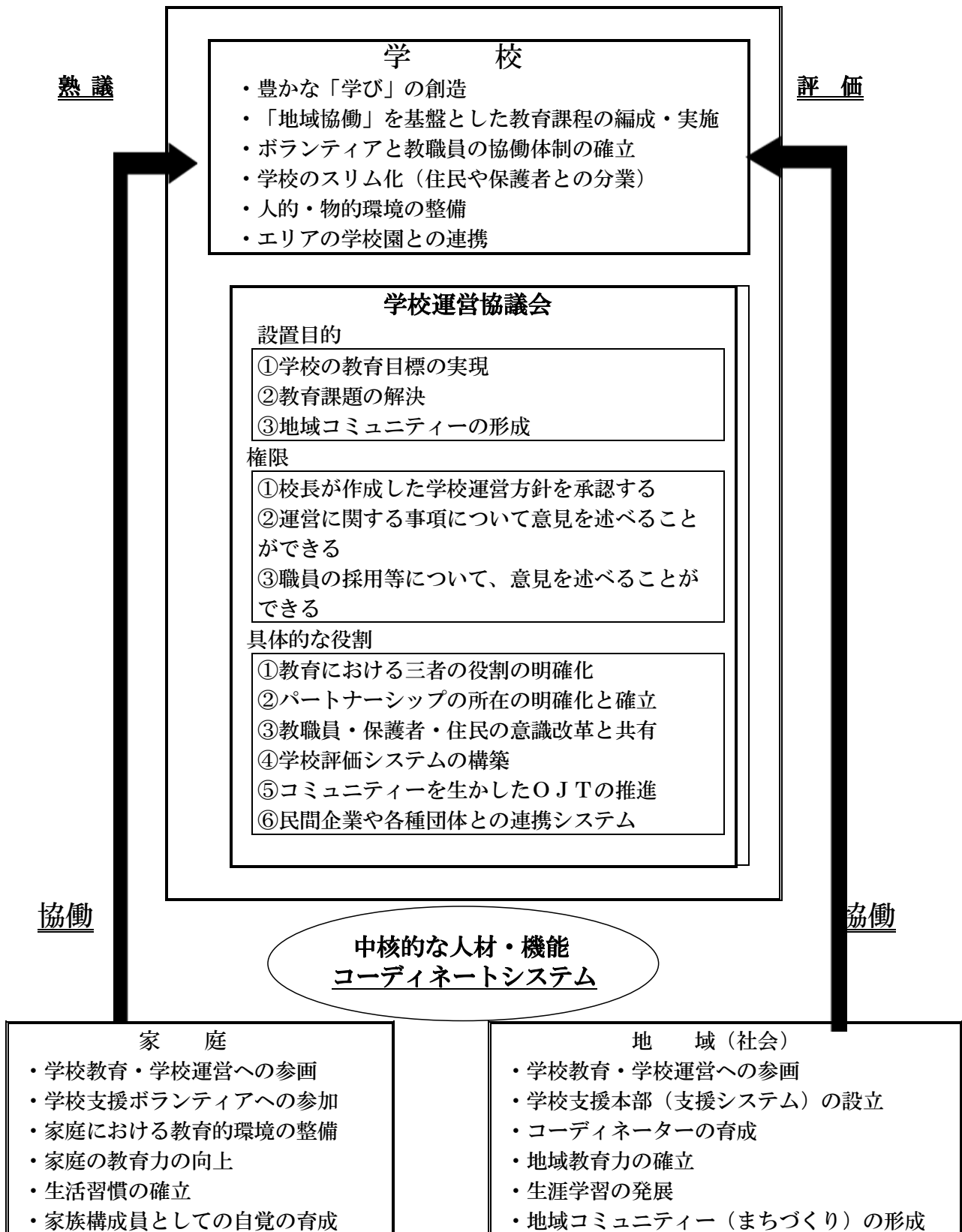
1. 教育委員会のリーダーシップが重要
 - ①教育行政が目指すものを示すこと
 - ②心配事、基本事項、計画等は条例で規定する
 - ③小中一貫教育の推進と連動させた推進が効果を発揮する
 - ④学校評価（内部評価や外部評価）と連動させた推進が必要
2. 柔軟なコミュニティ・スクール（システム）づくり
 - ①地域・学校の現状・課題に沿った多様な形がある
 - ②子どもも大人も、学校も地域も、みんなが元気になる
3. 課題解決のためのコミュニティ・スクールの学校運営は

①サポーター型→②連携型→③協働型へと発展させることが望まれます。しかし、筆者らが行った学校運営協議会（コミュニティ・スクール）に関する一連の調査では、学校運営協議会の役割に関しては教育課程や人事の件はあまり問題にならず、中心的議題は「学校教育への支援」、「教育活動活性化のための支援」等でした。このような調査結果は他の研究調査でも示されており、このことは「学校支援コミュニティ・スクール」という現実が多く存在すると予測できます。「開かれた学校」づくりや学校・家庭・地域の協働がさげばれて久しいし、この三者の協働を否定する教職員はほとんどいないと考えられますが、学校運営の基本方針の承認や人事などに保護者等が関与することには、学校は消極的であると思われれます。したがって、今日の学校運営協議会は保護者や地域住民が学校教育の課題解決に協力することにより、学校教育を充実させていくための組織として機能している側面が強いと考えられます。

著者はこうした現状を踏まえて平成21年度から3回の学校支援地域本部に関する大分県内の調査と、3回の全国調査（①「教育の協働」に係るコーディネート機能に関する調査＜文部科学大臣表彰受賞校＞②コミュニティ・スクールにおけるコーディネート機能に関する調査をおこない「地域とともにある学校」の成果と課題について考察してきました。最終調査は平成27年度に実施し、これまでの調査報告Ⅰ～Ⅴの総括として提言できるものを検証するための調査研究をおこなうものでした。この調査では、コミュニティ・スクールの主目的の1つである「学校教育活動の充実」という観点に絞って、コミュニティ・スクールを効果的に運営するための機能及び教職員の多忙化（仕事量の増加）・多忙感（ストレス）について分析し、今後の推進方策を提言するものでした。

新しい学校運営（コミュニティスクール）の創造<中川作成>

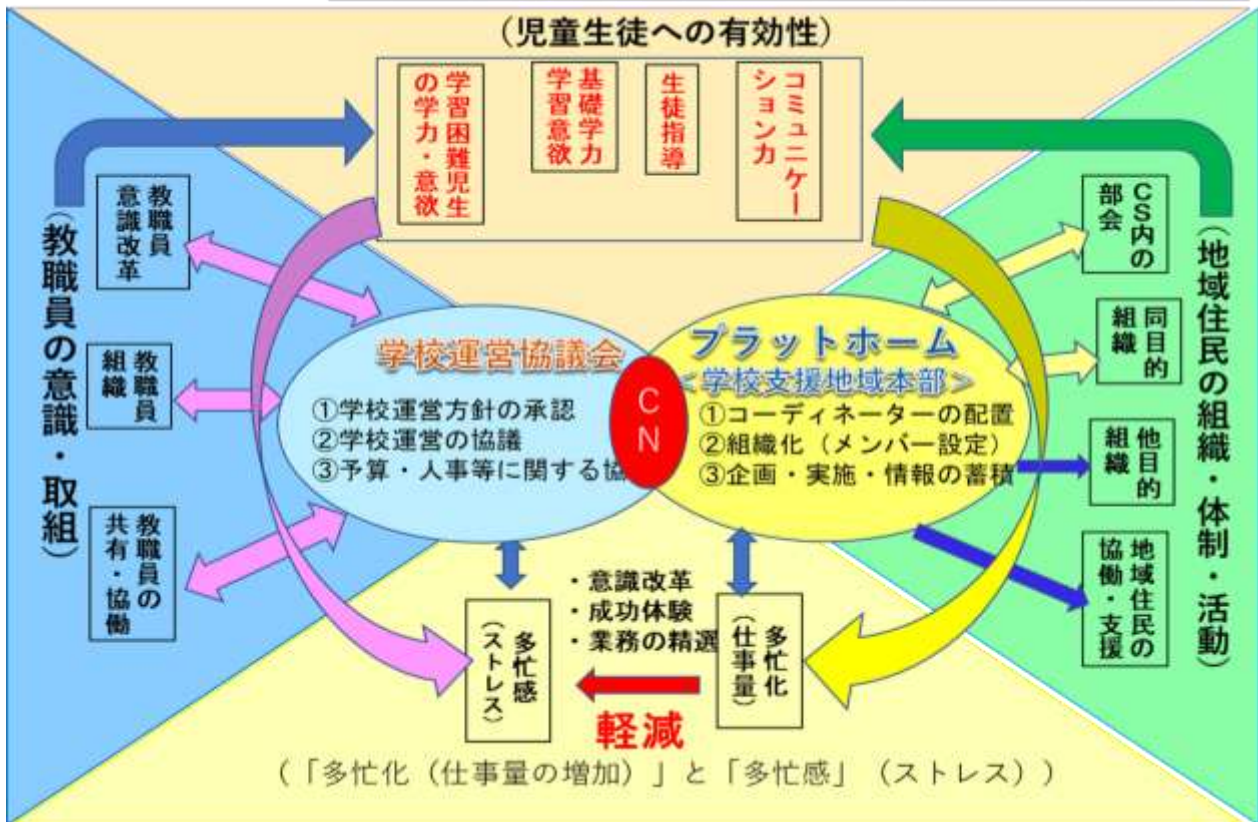
☆参考：玉川大学教職員大学院教授 小松郁夫



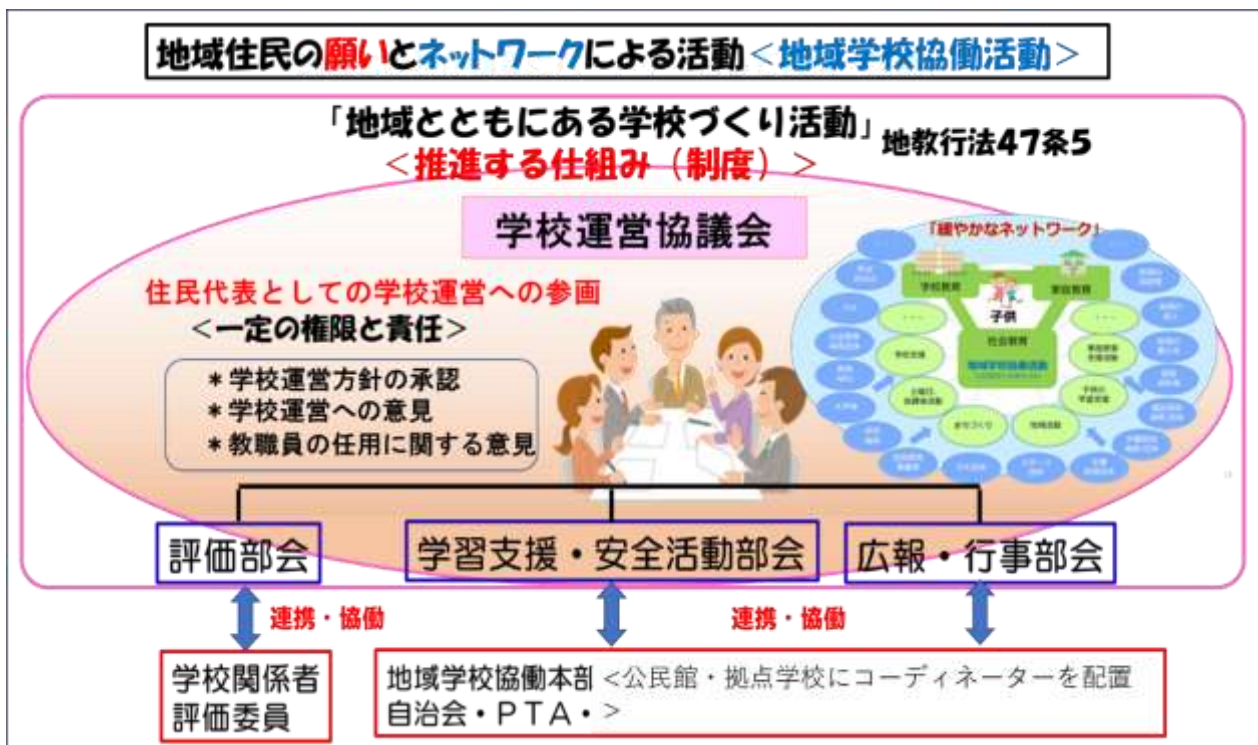
「地域学校協働活動」へのネットワークシステムの構想 <大分大学高等教育開発センター中川作成>

<学校教育課題に対応するコミュニティ・スクールの構造>

アンケート調査及び先進地（杉並区・上越市・見附市・萩市）聞き取り調査から



<コミュニティ・スクールにおける学校運営協議会の役割図>



第2節 学校支援地域本部から地域学校協働本部へ（参考：文科省資料）

学校週5日制の実施による関連施策の実施や教育の多様化、児童生徒や保護者の多様化等より学校が様々な課題を抱える中で、学校に過剰な期待が寄せられるとともに、教員の多忙化が指摘され、教育活動により専念できる環境を整えることが求められていました。

1. 学校支援地域本部事業の実施

平成18年に改正された教育基本法では、新たに、学校、家庭、地域住民等の相互の連携協力について規定（13条）されており、具体的な対応方策の柱の一つとして学校支援地域本部事業が平成20年度から実施されました。

たとえば、「教育振興基本計画」（平成20年7月1日閣議決定）では、基本的方向性1で「社会全体で教育の向上に取り組む」ことが挙げられています。その具体的方策として学校支援地域本部事業が挙げられており、また、「経済財政改革の基本方針2008」（平成20年6月27日閣議決定）において、新たな時代に対応した教育上の諸施策として、「教育振興基本計画」に基づき学校支援地域本部事業（後の「地域学校協働本部」の始まりの施策）に積極的に取り組むこととされています。

.....
教育振興基本計画（平成20年7月1日閣議決定）（抄）〈引用〉

〈事業の必要性〉

（学校教育の充実）

地域住民が学校を支援することで、多様な体験活動やコミュニケーション能力、規範意識の醸成を図ることができる。「教員の勤務実態調査」（平成18年度文部科学省委託調査）においては、教員の超過勤務時間で月平均34時間であるなど、教員の多忙化が指摘されており、教員が教育活動により力を注げる環境を整えることが重要である。

（地域の教育力の向上）

地域の連帯感の形成や活性化が図られ、これにより地域の教育力が向上し、学校を核とした地域づくりが図られると考える。

「地域の教育力に関する実態調査」（平成18年度文部科学省委託調査）で保護者を対象に行ったアンケートにおいて、自身の子ども時代と比べて地域の教育力が低下していると回答している人が過半数を占めており、地域の教育力の向上に取り組む必要がある。一方、各地域における地域の教育力に差があることから、国が事業として実施し、普及・啓発をしていくことが必要不可欠である。

（生涯学習社会の実現）

地域住民が自らの知識や経験を子どもの教育に生かすことで、生涯学習の成果を生かす場を拓げるものである。本年改正された社会教育法においても、教育委員会の事務として「社会教育における学習の機会を利用して行った学習の成果を活用して学校、社会教育施設その他地域においておこなう教育活動等の機会を提供する事業の実施等の事務」が規定（第5条15号）されたところであり、学習成果を活用する場の充実に向け、取り組む必要がある。また、20年度は各市町村に学校支援地域本部が設置されることを目標に1,800ヶ所で実施した

が未実施の市町村もあることから、本事業をより広く学校を支援する仕組みづくりを普及させるため、各市町村の地域の実情を踏まえた事業実施箇所数を拡充することが必要である。

＜基本的方向ごとの施策＞

基本的方向1 社会全体で教育の向上に取り組む

◇地域ぐるみで学校を支援し子どもたちをはぐくむ活動の推進

学校と地域との連携・協力体制を構築し、地域全体で学校を支え、子どもたちを健やかに
はぐくむことを目指し、「学校支援地域本部」をはじめ、地域住民のボランティア活動等
による積極的な学校支援の取組みを促し、広く全国の中学校区で地域が学校を支援する仕組み
づくりが実施されるよう促す。あわせて、民間団体を活用し、学校と地域住民や民間団体を
つなぐコーディネーター育成の取組みを促す。

＜特に重点的に取り組むべき事項＞

◇地域が学校を支援する仕組みづくり

学校と地域との連携・協力体制を構築し、地域全体で学校を支える「学校支援地域本部」
などの取組みを促す。こうした取組みの成果をすべての市町村に周知し、共有すること等を
通じ、広く全国の中学校区で、地域が学校を支援する仕組みづくりが実施されるよう促す。

2. 学校支援地域本部等から地域学校協働本部への発展

地域学校協働活動の概念へと発展して平成27年度に、学校運営協議会（コミュニティ・スクール）と地域の教育力をネットワークする学校支援地域本部等の協働体制の取組みの施策となりました。すでに学校支援地域本部等が構築されている地域においては、その体制を基盤として、コーディネート機能の強化、より多くの地域住民等の参画による多様な活動の実施、活動の継続的・安定的実施を目指して、地域学校協働本部へと発展させていくことが期待されます。そうした体制が無い地域においても一定の場所にコーディネーターを配置するなどして、地域が学校・子どもたちを応援・支援する一方向的な活動から、地域と学校が目標を共有しておこなう双方向の「**連携・協働**」型の活動の充実に向けて、取組みを推進していくことが求められました。

また、従来の個別の活動を**総合化・ネットワーク化**して、組織的で安定的に活動を継続できるような仕組みを整えることが重要です。このためには、まず、教育行政の責任として、担当部署におけるシステムづくりと、学校教育部署での学校運営協議会の活性化を連携して進めることが重要です。そのことによって、活動に関わる地域住民や学校が、どのような将来構想のもとにそれぞれの活動を実施しているのかを把握し、総合的な視点による活動を推進することが可能になります。

さらに、より幅広い地域住民等の参画を推進し、活動の幅を広げ、多様な取組みを実施できるような体制を整えるため、これまでの活動を支えてきた地域住民等と新たに参画する地域住民等が協力し、それぞれの経験や知見を尊重し合いながら地域学校協働活動に取り組むことが期待されます。これまでに学校支援地域本部のような活動が十分に行われていない地域においては、まずは最初の第一歩として、放課後や土曜日等の教育・学習支援活動、登下校の見守り、学校周辺環境整備等の地域の特性に応じた何らかの実行可能な活動から着手し、徐々に活動の幅を広げ、地域学校協働本部に発展していくことが期待されます。

3. 地域学校協働本部とは

「学校運営協議会を設置している学校」がコミュニティ・スクールです。しかし、学校教育は校長が策定する学校経営方針や運営方針によって教育活動が行われます。その学校運営の中に包括された形で、学校運営協議会が設置されますが、委員は保護者や地域住民等の代表であり、地域住民とともに学校運営に参画することが求められています。このことから、学校運営協議会制度は、コーディネーターを配置して地域住民のネットワーク化による、日常的な学校と地域住民の協働活動を運営するシステムである「地域学校協働本部」が協働するシステムであり、この2つの取組みの日常的な情報の共有と連携が必要なのです。

地域学校協働本部とは、多くの幅広い層の地域住民、団体等が参画して緩やかなネットワークを形成することにより、地域学校協働活動を推進する体制として導入されました。連携の体制は様々な形態があり得るため、地域学校協働本部について法律上の規定はありませんが、改正後の社会教育法の第5条及び第6条の規定では、教育委員会が地域学校協働活動の機会を提供するに当たって、地域住民等と学校の連携協力体制の整備が求められており、地域学校協働本部の整備のための支援もその取組みの一つとして積極的に推進しています。平成29年3月の社会教育法の改正により、教育委員会が地域学校協働活動の機会を提供するために、地域と学校をつなぐ「地域学校協働活動推進員」の委嘱ができることとする規定が設けられました。

地域学校協働本部の整備は、「総合化・ネットワーク化」へと発展させていくことを前提とした①コーディネート機能 ②多様な活動（より多くの地域住民等の参画） ③継続的な活動（地域学校協働活動の継続的・安定的実施）の3要素を必須とすることが重要です。

4. 地域学校協働活動とは

平成27年度に学校運営協議会と地域学校協働本部（学校支援地域本部等の発展的組織）の協働体制の取組みの施策となり、「地域学校協働活動」という概念の基に、幅広い地域住民の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が連携・協働しておこなう施策としてモデルチェンジしました。

これからは、様々な教育課題を抱えている学校教育課題への対応のために、地域の願いを協議して実践する地域住民等の代表で組織する学校運営協議会が各学校に設置されることとなります。その実現のために地域の組織団体や個人の教育力をネットワーク化する地域学校協働本部の活動を充実することによって、地域と学校の協働による子どもの育成や地域の組織団体の活性化、住民の生きがいの創出等を目指した施策として文部科学省が推進しています。このことにより、コミュニティ・スクールは「地域とともにある学校づくり」、地域学校協働活動は「学校を核とした地域づくり」を一体的に推進することを目指しています。



第3節 地域社会における「教育の協働」のシステム化への考察

1. 地域課題に対応する総合的システムづくりの必要性

(1) システムづくりが求められる背景

現代の地域社会の最大の課題は「少子・高齢化」です。少子・高齢化を起点として青少年の健全育成、団塊世代・高齢者の生きがいづくり、地域住民間のコミュニケーションの不足等の問題が発生し、子どもの健全育成と高齢者の安全・安心が問われるようになりました。地域課題の多くは、少子高齢化と地域共同体の崩壊が重なって発生しています。

確かに、いつの時代も地域は多くの課題に直面していました。人間生活の問題はいつの時代も様々ですが、現代の課題は、発生する課題に加えて、課題に対処する家庭、近隣、学校、地域集団など地域を構成する単位組織や機関に「解決力」・「教育力」が失われた事です。家庭も、学校も、地域社会も教育力を失い、問題対応能力を失いました。地域の構成組織・機関が対応力を発揮したのは、それぞれの組織にそれぞれのリーダー（指導者）がいて、地域全体が共同して動いていくシステムがあったからだと思います。しかし、近年、核家族化はますます進行し、各種の地域集団はリーダーを失って、地域共同体のコミュニティとしてのまとまりと機能は著しく低下しています。

結果的に、上記の現象は悪循環を繰り返して、地域共同体を崩壊の危機に追い込んでいます。当然、個々の家庭は孤立化し、その教育力は低下し、学校教育への過度な依存傾向は眼に余るものがあります。すでに地域社会は、子どもや高齢者が当面する様々な課題への対応が困難になっています。言いかえれば、家庭においても、学校においても、地域社会においても、もはや各単位組織の単独の教育力では個別課題にすら対応しきれなくなっているということです。そうした現状にもかかわらず、現代の地域には生成する課題に総合的に対応するシステムが欠如し、未だに、個別対処療法的な取り組みに終始しているように思えます。改正教育基本法の第13条が「学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力」を規定したのは、三者による総合的対応システムをつくりだすことの重要性を指摘したものと思われます。筆者はそれを「教育の協働」と理解し、三者の協力と総合化を推進するシステムづくりが重要であると考えます。「教育の協働」を進める中核的方法は「コーディネート機能の充実」と「地域住民の情報の共有」です。求められている新たな教育施策は、家庭、学校、地域社会の様々な教育活動を連携・協働させるシステムを作ることです。連携と協働が、体系的、日常的、継続的に行なわれれば、個別の教育力の衰退を補って教育効果を上げることができます。さらに、そうしたシステムを通して多くの地域住民が地域活動に参加することによって、つながりやコミュニケーションの衰退した大人社会の再構築を目指すことも可能になります。教育政策は、教育力の向上を目指しながら地域づくりの施策としての機能を発揮する事になります。

(2) システムづくりの考え方

家庭、学校、地域社会の教育力が衰退したことに加えて、現状は、それぞれの単位集団・機関が互いに協力してバランス良く教育機能を発揮する仕組みが存在しません。学校の努力も、地域での青少年教育活動も、高齢者の社会参加の取り組みもばらばらで相乗効果・連携効果を発揮できていないのです。

近年の学校は、ようやくその教育課程に地域の教育力を活用し始めました。地域には各種の伝統文化の継承を目指した活動があります。地域の教育団体は家庭教育で不足する自然体験・生活体験

活動の機会の充実を図るプログラムに取り組んでいます。しかし、地域課題の複雑化、教育格差の存在が明らかになるに連れ、これら個別の教育問題対処法には限界があることが明らかになりました。地域全体を展望し、現存の教育機能を連携させ、総合的に組み合わせる相乗効果を高める「協働のシステム」を地域に定着させることが不可欠になったのです。

「協働」の実現には、「目的の共有化」、「スケジュールの調整」を仲介する「エリアコーディネーター」という新たな発想が重要になると考えます。

従前から教育界は「キャリア教育コーディネーター」「家庭支援コーディネーター」など多くのコーディネーター制度を実施してきましたが、これまでのコーディネーターは各分野別の課題に対応するものであったため、その機能が、地域全体の教育力を総合化するという機能にはつながらなかった悩みがありました。現代地域の教育力を再構築するためには、地域課題も地域の教育力も分野別に捉えるのではなく、分野別に点在する教育力を地域全体（エリア）の視点から総合的に捉え、課題やニーズに合わせて全体エリアの教育力を組み合わせるマッチングしていくという発想が重要です。現状を見れば、分野別の課題は個別のように見えても必ず相互に関係し、連動しています。分野別のニーズも個別・単独であることの方が稀です。それゆえ、診断も処方も地域全体の視点から考える「エリアコーディネーター」という発想が重要になるのです。したがって、エリアコーディネーターは従来の分業・縦割り発想では機能しません。コーディネート機能は、地域に存在する様々な人材や団体・グループ等の横のつながりを創っていくところから出発します。コーディネート機能の最終目的は、協働を求める側にも求められる側にも双方に効果をもたらすことを前提に考えることが重要であり、結果的に課題の解決力を向上させることです。

2 「エリアコーディネーター」は機能したか

エリアコーディネーターをどういう姿でイメージするかについて様々な考え方があるでしょうが、本稿は第25大会の島根県大社町の実践（*1）、同じく第25回の大分県豊後高田市の実践（*2）及び第27回大会で報告された島根県雲南市の「教育支援コーディネーター制度」（*3）の3つの具体的な事例を分析します。

分析視点の第1は、エリアコーディネートの機能は、地域住民を把握することが可能な機関・団体・グループが担うべきではないか、ということです。

第2は、民間から起用した専任のエリアコーディネーターを配置することで地域の教育力を総合化できるか、という点です。

第3は、行政上の職務としてのコーディネート機能を新設・配置する必要があるか否か、ということです。

（1）公民館が担う「エリアコーディネーター」機能！

島根県大社町の実践は、市町村合併や行財政改革の中で、新たな公民館のあり方を示唆した活動です。平成15年に「公民館の設置及び運営に関する基準」が改正され、公民館で学んだ地域住民を地域貢献システムの中に配置して成功した取り組みでした。

大社町荒木コミュニティーセンターは、公民館がカルチャーセンター化する際に、その役割の1つにセンター利用者を学校教育活動への支援者として組織化し、学校と公民館学習者を繋いでいくことに取り組みました。具体的には、同センターのすぐ前にある小学校への支援を主に行っていま

すが、そのエリアの中学校にも支援活動を行っています。協働の前提は、まず目的とスケジュールを共通理解することですから、公民館は教職員と年間計画を協議し、次に、センター利用者・団体・グループと打ち合わせて支援計画を作ります。学校支援の当日は、支援者がセンターに集合して学校へ出かけるシステムで、コーディネーター役のセンター職員は詳細な活動打ち合わせ、活動記録の整理等準備過程の全てを調整します。

センター職員の働きと活動は次の4点で、筆者が指摘するエリアコーディネーターとしての機能を果たしています。

第1に、公民館は教育資源情報の中核機関として、様々な地域人材を把握しており、豊富な情報量を十分に生かして学校教育に対する学習支援、部活動支援、環境整備支援等の様々な学校のニーズに対応しています。

第2に、公民館という公的な機関が仲介・調整の役割を担うことによって、地域住民の信頼を得、活動の継続性・日常性が保証されています。

第3に、公民館での地域住民の学びが地域貢献に生かされることで公金投入の成果が社会的に還元され、同時に、学校支援に関わる成人学習者自身の生き甲斐、活力、社会参加、交流などを促進する効果が期待できることです。公民館がエリアコーディネーターとしての役割を果たすことによって、学校支援システムが構築され、教育支援を求める側と求められる側の双方への教育効果をもたらすことが出来ているのです。

第4に、学社連携のコーディネーター機能をセンターが担っていることで、受入側の学校の多忙を軽減することにも繋がっていくと考えられることです。学社連携は言うは易く、おこなうは難い長年の懸案事業ですが、公民館（社会教育）が連携事務を引き受け、学校側の負担軽減に繋がった時に学校側の門戸も開かれるという事例です。

公民館が学校に提供できる具体的な協力機能を提示し得た時、地域の教育資源を総合的に組み合わせる教育の協働を推進するシステムが可能になると言えるのです。

(2) 民間の専任コーディネーター配置と公民館との協働

大分県豊後高田市の実践は、大分県教育委員会が実施するモデル事業で、教育の協働を推進するために専任のコーディネーターを配置した事例です。

専任コーディネーターは、公立公民館と協働して、中学校区毎に、公民館を中心にして地域の機関・団体・グループ等が地域総参加で子どもの活動に関わるシステムづくりを目指しています。活動の中身は安全・環境浄化活動を中心とした地域住民のネットワークづくりです。配置された専任のコーディネーターは、市教育委員会の社会教育主事と協力して、市レベルの教育資源のネットワーク化を図るとともに、公民館毎の「校区ネットワーク会議」の組織を立ち上げて、その活動の支援を行います。

この実践事例も筆者の言うエリアコーディネーターとしての機能を果たしています。

第1に、専任のコーディネーターは、地域の安全・環境浄化に関する事業を行っている団体・グループを繋ぐ役割を負っています。個別の活動をネットワーク化することによって多くの地域住民の参加意識を向上させることを目的にしています。

第2に、専任のコーディネーターがこれまでの分散し、たこつぼ化した公民館事業や公民館利用者を繋ぎながら、それぞれの活動の充実を図ろうとしています。

第3に、市の社会教育主事が担うべきコーディネート機能、公民館が担うべきコーディネート機能を明確に分業化して、全市的な教育資源と個別地域の教育資源をより適切に組み合わせる視点を提示しました。

第4に、専任コーディネーターを配置したことで、豊後高田市が継続して来た「学びの21世紀塾」との連携や地域住民の学校支援活動へと発展し、市レベルにおいて、より多くの住民が子どもと関わる機会を広げることに成功しました。

ただし、大会の報告でも指摘がありましたが、教育資源の協働をシステム化するためには個別の事業を創ることではなく、「協働」を目的としたシステムづくりに継続的に取り組むこと、専任のコーディネーターの効果的な配置ができるか否かなど、モデル事業終了後も長期的展望をもった施策として継続することが重要です。

(3) 行政自らが「専任コーディネーター」機能を果たす時

雲南市の「教育支援コーディネーター制度」は、まさに教育行政が先頭に立った教育の協働のシステムづくりです。行政の若手職員を各中学校（7校区）に「教育支援コーディネーター」として配置し、中学校はもとより、エリア内の小学校の支援も行いつつ、学校の中から見えた教育課題を洗い出し、学校が当面する課題をあらゆる教育組織・機関との連携を深めることによって迅速な解決を図る取り組みです。「教育支援コーディネーター」は学校と行政を繋いで、エリア内の教育機能を総合化し、行政が主導的に解決に関わるシステムを構築しようとするものです。

「教育支援コーディネーター制度」が、上記2例以上にエリアコーディネーターとしての機能を果たしていることを整理すると以下の4点になります。

第1に、専任のコーディネーターは自らが取り組むべき課題が教育活動を支援するための調整機能であることを「職名」によって明確に認識しています。さらに彼らは、行政から派遣されていることを自覚しているので、個別の教育課題やニーズに対して、自己の調整能力を超えた幅広い対応を学校や行政当局に逆提案できる立場にあります。

第2に、学校課題の解決は学校のみ委任されず、行政施策の優先事項として学校支援が組み込まれていることであり、行政主導のより広い視野に立った学校運営が摸索されることになります。

第3に、「教育支援コーディネーター」を行政職員として配置したことによって、将来的に、学校と教育行政との関係を密にするに留まらず、教育の協働システムを地域総参加のまちづくりに生かそうとしています。

第4に、7人の教育支援コーディネーターは相互の連絡会議を通して地域の情報や課題を共有する仕組みがあることです。

以上を勘案すれば、本制度は筆者の提案するエリアコーディネーター機能の最も強力で制度的な創設であるということが出来ます。

- (※1) 原 敦代、「学校支援ボランティアを『環』とした学社連携事業の方法と論理」、島根県大社町荒木コミュニティーセンター、平成18年、第25回大会発表資料
- (※2) 辛島時之、「豊後高田市『スクラム・プロジェクト』の子育て支援のまちづくり」、大分県豊後高田市教育委員会、平成18年、第25回大会発表資料
- (※3) 加藤雄二ほか、学校へ行政職員を配置した「教育支援コーディネーター制度」に関する実践報告、島根県雲南市、第27回大会発表資料

(4) 3つの実践事例におけるエリアコーディネーター機能の意味と意義

これまで、放課後子ども教室や学校支援・家庭支援などに関わる分野毎に設定されていた各種コーディネーターは、調整すべき分野が限定され、コーディネーターする内容に分野毎の専門性が要求されました。しかし、本稿が分析の対象とした上記3つの実践事例のコーディネーターには内容に関する通常の学問分野に分類された専門性は特別に要求されていません。あえて彼らの職務機能に必要な条件を整理すれば、地域住民に関するより多くの情報を収集し、地域住民とのコミュニケーションを密にしておくという社会的調整能力が必要になるということになります。そうした能力を「専門性」と呼ぶかどうかは別として、教育の協働を生み出す実質的な条件には、基本的に次のような共通点及び特徴が見えてきます。

第1は、エリアコーディネーターを機能させるためには、当該職員の職務内容に対象や内容を明確にした「調整機能」：「コーディネーターする」範囲を規定しておくことが不可欠です。

もちろん、コーディネーターすべきことは地域の状況やニーズに合わせて特定されることになるでしょうが、重要なことは、エリア内の教育課題や住民の地域形成機能をマッチングするという役割を担っていることを、本人にも回りの関係者にも分かるよう職制の任務規定において明確にしておくということです。

第2は、実質的に調整活動が機能した時、具体的な支援活動をおこなう中核は地域住民であるということです。それゆえ、上記の分析事例に登場したコーディネーターの役割は「繋ぐ」ことだけでなく、住民の活動を可能にする企画・提案・広報等多岐にわたる役割を担っています。その意味では社会教育主事や公民館主事に期待される仲介、連携、支援、企画調整など総合的なプロデュース機能が要求されるということでしょう。

第3は、教育の協働が日常的に機能し得るネットワークの範囲は中学校エリアであるということです。地域住民の日常生活エリアが中学校区程度であることから、「繋ぐ」にしても、「協力」するにしても、中学校区毎の取り組みが有効であり、また限界であるだろうと思います。

第4は、教育行政の施策として明確に位置付けられて行われることが重要だということです。

協働を推進する行政方針が全住民に周知されていれば、学校から地域の各種団体まで、コーディネーターの調整力が発揮される条件が整い、全町・市レベルの協働活動の方向が共有されることになるからです。

しかし、これらの取り組みがシステムとして地域に定着するには、地域住民の意識改革、コーディネーター配置や支援活動に係る経費の問題、首長部局の施策との関連等が課題となると考えられます。その意味で、重要なことは地域の教育活動を、目前の課題に対する個別対処療法的な事業から、当該地域の教育資源を協働化する取り組みに転換して、教育資源、なかんずく、地域づくりを担う人と人を繋ぐ仕組みづくりの重要性をいかにして共通認識にできるかがポイントだと考えます。

3. 未来の必要

(1) 活動のベクトルを同じ方向に

従来の社会教育実践においても、すでに様々な事例で、個々の活動の効果を向上させるため、地域内の既存の機関や団体と連携した取り組みは多く報告されてきました。連携と協力が活動効果の向上に大きく貢献したことは言うまでもありません。具体的には、学校支援活動や地域グループが企

画する子どもの自然体験活動などがありますが、実質的なコーディネート機能を担当していたリーダー（責任者）が転勤したり引退したりするなどすると徐々に消滅してしまう例は少なくありません。消滅の原因は連携も協力関係もシステムとして定着していなかったことにあります。個人の力量によって効果を上げた活動は、活動を支えた協働のシステムが地域に根付かないかぎり継続が難しいのです。

また、地域には「タテ割り」や「分業化」によって並立した類似の取り組みがたくさんあります。出発の当初はそれぞれに妥当な設立理由が存在した筈ですが、時間の経過と共に事業が拡大し、時代に生起する課題を追いかけて行くうちに、事業内容も、対象も重複し、競合するようになります。結果的に、類似事業の整理と「事業仕分け」が必要になるのです。類似の事業が沢山あることが、参加する側の要求を満たす活動に繋がるとは限りません。また、事業の提供者が競合して参加者を取り合ったり、活動が重なったりするなどして、所期の効果を上げられないということをよく聞きます。本稿が分析した事例のように、中学校区エリア内の情報と事業を共有できるシステムづくりができれば、まず活動者の時間とエネルギーを調整して、重複のむだと競合の副作用を軽減することが可能になるのではないのでしょうか。

教育行政が明確な協働の意志を持って、地域内の諸活動のベクトルを共通目的別に統合することができれば、協働のシステムを生み出すことが可能です。たとえば、中学校エリア内の住民や団体・グループ・機関の取り組み情報をテーブルに並べて、K J法のグルーピングの手法のように、共通目的や内容を組み合わせて連携・協働を生み出すコーディネート機能が発揮できれば、未来の地域社会を変えて行く施策に繋がります。

さらに、大分県での調査結果から、地域には特技や知識を持った方だけでなく、特別なことはできないが子どものためなら！という方など、子どもたちへ何らかの関わりをもってくれる地域住民が多くいることが分かっています。地域共同体が衰退した現在、最初から「地域みんなで！」を望むことは困難でしょう。しかし、まず、2割の住民が、地域のために、子どものために関わる活動を協働化することから始めることは十分可能だと思います。恐らく、このことは地域の教育力を昔通りに復活させることではなく、新しい教育力と新しい地域を創り出すことにつながって行くのだと思います。「地域みんなで」ではなく、「志のある人」、「ボランティアを志向する人」など、これからは「地縁」よりは「やる気」や「社会貢献の意志」が重要になって行くのでしょうか。以下は「志のある人」の「協働」システムを作って行く留意点を整理してみました。

（２）エリアコーディネートの留意点

①コーディネートすべき内容・範囲を明確にする

何と何をコーディネートするかが、まず、第1のポイントです。コーディネートの対象は基本的に「人」「もの」「こと」ですが、対象の調整の仕方は内容によって異なります。

「子育て」に関する事業だけでも文部科学省から厚生労働省、経済産業省にまで跨っています。さらに、子どもの教育についても、学校教育、家庭教育、社会教育に跨っています。また、放課後の子育て支援に関しては、文部科学省が所管する放課後子ども教室と厚生労働省が所管する放課後児童クラブが混在しています。こうした様々な事業の相乗的効果を上げるために、どのような機能をどの範囲までコーディネートの対象とするかで「協働」のあり方が決まります。水と油のように混じり合わないものを混ぜ合わせようとしてもうまくいきません。タテ割り行政の是正ができない現状では、

混じり合う可能性がある同一系列の施策を連携させたり、住民の日常生活圏に共通する地域横断的な課題をエリアコーディネーターという発想で対応したりしていくことが重要だと思います。

②コーディネート機能の目的はネットワーク化

様々なテーマ別・分野別課題に対応するためのコーディネート機能の効果も大きいのですが、テーマや分野を限定してしまうと地域の教育力を最大限に発揮するにはいたりません。なぜなら、その活動は毛利元就の故事にいう「1本の矢」に留まるからです。それゆえ、理想とすべき連携は、目標とする地域の教育力をテーマや分野の垣根を越えて総合的・複合的にネットワーク化して「3本の矢」にしていく発想が不可欠です。コーディネート機能の目的はネットワーク化なのです。

現状では、せっかく地域にある様々な取り組みが、目的や方法のベクトルを異にしているために大きな効果をあげることが出来ない、長続きしないなどの課題が考えられます。事業の目的は地域課題の解決にある筈ですから、目的や方法を共有化して事業に関わる人々のベクトルを統一できれば、地域システムとしての活動のネットワーク化が可能になります。それができれば、個別の活動を相乗的に組み合わせることが可能になります。地域全体の効果も上がり、地域システムとして継続する力も蓄積されます。

但し、二つの条件が不可欠になります。

第1は、連携と協働のネットワークを作り上げることが、組み合わせる活動の双方にメリットがなければなりません。ネットワーク化の前提は、活動を繋ぐことがそれぞれの取り組みに効果をもたらす相互関係が存在することです。どちらかが犠牲を強いられたり、一方だけが有利になる「していただく」「してあげる」という関係だったりでは長続きしません。

第2に、総合的・複合的協働のためのネットワーク化を実現するためには、各種分野毎のコーディネートに関わる人々を統括的にコーディネートする機能を教育行政の中心に置くことです。テーマ別のコーディネーターや分野別のコーディネーターは対等でフラットな関係で存在し、彼らの働きを組み合わせるファシリテートする一定の監督権限をもったエリアコーディネーターを置くというシステムづくりの構想が重要になるのです。

③エリアコーディネート機能の行政的位置づけ

現存する事業を対象としたコーディネート機能は当該事業予算の消滅と共に消えるシステムになっているのではないのでしょうか。事業中心型の施策は、予算の終わりが事業の終わりで、「事業の終わり」が「協働の終わり」になる宿命だからです。本稿が提案しているまちづくりを目的とするコーディネート機能は、個別の事業を繋ぐのではなく、最初から総合的なシステムづくりを前提としています。それゆえ、コーディネート機能を誰（どの部署）が担うかによって「調整能力」が変わってきます。

首長部局にそうした専属のポジションを置き、行政施策としてのコーディネート機能を果たすために、事例3で取り上げた島根県雲南市の取り組みのように専任の「地域教育コーディネーター」として様々な機関等に配属されることが最善ですが、現状の予算措置や施策の状況では実現の可能性は低いと考えられます。また、事例1の島根県大社町の実践及び事例2の大分県豊後高田市の実践のように、「何をネットワーク化するか」という調整対象の選び方によって、行政の担当部署が決まってきます。さらに、政策が強調する連携や協働の密度・ネットワークの強度によっても異なります。上述の①及び②で分析した通り、連携や協働の障碍となる条件も多々あるので個別の事業によ

って総合化した筈のシステムが浮沈することのないようエリアコーディネートの発想を既存の機関、団体・組織等が共通理解して、共有することが不可欠です。

全国的に定着してきたNPOをはじめ、コーディネート機能は誰が担ってもいいのですが、大切なことは中心施策との連動を忘れてはならないということです。それゆえ、中心施策がまちづくりの「的を射て」いることが必須条件であることは言うまでもありません。また、調整・仲介者が公的機関の場合には、事例1の大社町のように公民館等の社会教育機関が担うことや、地域の社会福祉機関等が従来の役割を見直す中でコーディネート機能を担うことも可能ではないでしょうか。また、連携すべき事業や機能の種類や広がりに応じて、PTA等の社会教育団体、高齢者自身が活動する老人クラブ、地域づくりの基盤となる自治会等の既存組織が担うことも考えられます。それゆえ、重要なことは、意識の共有と実践のベクトルを共通化するため、地域内の活動団体・組織が同じテーブルについて協議する機会を設定することから始めることが重要です。

個別事業の展開よりまちづくりの総合的システムの構築に重点を置いたエリアコーディネーターという発想がどこまで認知されるか、そして総合的システムづくりの施策がどう実現できるかが、未来の地域づくりの鍵になると思われます。

まちづくりの要は施策の思想とその戦略性にあります。住民のニーズに対応する個別事業から出発しがちであった社会教育事業が、まちづくりの総合的なシステムづくりから出発できるか否かが一番大切なポイントになるのではないのでしょうか。コーディネートは人間が行ないます。よって、コーディネート役を担う人間によってその効果が異なります。そこで、コーディネートの思想を一人の人間に委任・限定することなく、チーム・ワークとして展開・機能できるよう工夫が不可欠です。まちづくりの総合的システムは、地域を構成する人々の基本的な意思疎通を図ったうえで取り組むコーディネート機能が前提になるのです。

★この原稿は著者が「未来の必要-生涯教育立国の条件-」(2011.3) 三浦清一郎編著に掲載したものです。



第4節 学校と地域の新たな協働体制の構築に関する資料

～コンサルティングから見てきた課題とアドバイスの概要～

文部科学省は、地域と学校の連携・協働を通じて社会総がかりでの教育を実現することにより、「学校を核とした地域づくり」を全国各地で推進し、文部科学省が目指す目標の実現に向けて様々な取り組みを行っています。

令和2年度の文部科学省事業「地域学校協働活動の推進に係る調査研究・コンサルタント派遣事業『学校と地域の新たな協働体制の構築のための実証研究事業』」のコンサルタントとして活動をおこなう中で、県教育委員会へのコンサルティングからの「学校と地域の新たな協働体制の構築の推進の現状」を踏まえて市町村教育委員会へのコンサルティングを行いました。その際、コンサルティング対象の市町村教育委員会は、学校運営協議会制度や地域学校協働本部の体制整備の取り組みを始めた市町村、又は次年度以降に取り組みようとしている市町村であることから、今後のコンサルティングに必要な基本的な事項について明確になったと捉えることが出来たことから、学校運営協議会制度や地域学校協働本部の体制整備の取り組みの様々な課題と、課題への必要なアドバイスの概要を以下のように整理しました。

なお、令和元年度に筆者が訪問したのは九州エリアの4県の教育委員会と、該当する県内の10市町村教育委員会ですが、平成30年度に訪問した九州4県の9市町村まとめを加味すると共に、他のコンサルタントからの情報を加えて作成しました。

以上のことから、資料は整理した課題とアドバイスの概要であり、具体的な取り組み、配慮事項等については文部科学省や各種研究者、研究団体が作成している資料の活用をお願いします。

・ ・ 2020年3月作成：NPO法人大分県協育アドバイザーネット理事長 中川忠宣 ・ ・

文部科学省が目指す目標

①全国的に地域と学校の連携・協働を推進する。

■すべての小中学校区において地域学校協働活動※1を進める。

そのために、地域学校協働活動の核となる地域学校協働本部について、すべての小中学校区をカバーする体制の整備を推進する。これにより、学校を核とし協働の取り組みを通じて、地域の将来を担う人材を育成し、自立した地域社会の基盤の構築を図る。

■学校運営協議会制度※2をすべての公立学校に導入する。

これにより、学校が地域住民等と目標やビジョンを共有し、地域と一体となって子供たちを育む「地域とともにある学校」への転換を図る。

② 地域の様々な機関や団体等のネットワーク化を進める。

これにより、学校、家庭、地域が相互に協力し、地域全体で学びを展開していく環境づくりを進め、子供との関わりの中で、大人も共に学び合い育ち合う教育体制の構築を進めていく。

※1 地域学校協働活動（詳細は各種資料に掲載されています）

地域の高齢者、成人、学生、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体・機関等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子供たちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目

指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働しておこなう活動（学校支援、土曜日・放課後活動、まちづくり、地域活動、子供の学習支援、家庭教育支援活動等）。平成 29 年 3 月の社会教育法の改正により法律に位置付けられ、教育委員会が地域学校協働活動の機会を提供する事業を実施する際には地域住民等と学校との連携協力体制の整備や、普及啓発活動などの措置を講じること、地域と学校をつなぐ「地域学校協働活動推進員」の委嘱ができることとする規定が設けられた。

※2 学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）（詳細は各種資料に掲載されています）

学校と保護者や地域住民が共に知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子供たちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」への転換を進めるための仕組み。平成 29 年 3 月の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（地教行法）の改正により、その設置が努力義務化された。

県教育委員会及び市町村教育委員会の課題の概要

1. 県教育委員会の現状

著者が訪問して聞き取り調査をした 4 県教育委員会及び 12 市町村教育委員の結果を総合的に整理しました。

県教育委員会は、公立小中学校へのコミュニティ・スクールの導入、地域学校協働本部の体制の整備については、アンケートや聞き取り、各種研修会等において市町村教育委員会の課題として以下のような内容を把握しています。

- ①学校運営協議会や地域学校協働本部を立ち上げるにあたっての規則等の策定などに関すること
- ②教職員の「多忙化」「負担感」や、働き方改革（学校及び教職員の業務削減等）と、コミュニティ・スクールの導入、及び地域学校協働活動推進の意義や活動内容との関係性に関すること
- ③地域学校協働活動推進に関する事業費についての補助金や自治体独自の経費の不足に関すること
- ④地域学校協働活動推進員等の地域コーディネーターの不足・育成に関すること
- ⑤これまでも学校と地域住民の連携がうまく行われ、保護者等の意見が反映されていることや、学校評議員制度等の類似の制度がある現状からのコミュニティ・スクール導入の意義が不明確であること

市町村教育委員会においては、さらに、コミュニティ・スクール導入について以下の現状にどう対応するかという課題を抱えていることを把握しています。

- ①地域教育力の低下、及び地域人材の固定化、大人たちの当事者意識の低下という現状について
- ②コミュニティ・スクールの導入による教職員の負担の増加への懸念という現状について
- ③「社会に開かれた教育課程」を実現するための体制づくりが必須であるという現状について

県教育委員会としては、市町村教育委員会の上記のような課題へ対応するための方針の作成と、学校現場との意識の共有が課題であるとして、以下のような内容に関する取組みを計画しています。

- ①学校教育活動へのコミュニティ・スクールの導入や地域学校本部の設置の有益性を教職員へ浸透し、学校の主体的な取組みとして進める必要があることを周知すること
- ②これまでの学校評議員制度から学校運営協議会制度への移行について、学校運営協議会の役割や活動が、本来のコミュニティ・スクールが目指す活動になっていくための取組みになるように周知すること
- ③地域学校協働活動推進員等の地域コーディネーターの配置率をあげ、ネットワーク化と組織化さ

れた持続可能な地域学校協働本部の設置を高めることによる、学校及び地域住民への地域学校協働活動への理解を広め、地域人材発掘と地域学校協働活動への参画を促す必要があることを周知すること

- ④コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な推進を図ることが重要であり、いずれにおいてもその体制づくりと情報の共有を重視する必要性について周知すること
- ⑤市町村教育委員会内のコミュニティ・スクール担当部署と地域学校協働本部担当部署の協働体制づくりが必要性について周知すること
- ⑥学校運営協議会と地域学校協働本部の役割を明確にする等のための資料作成や研修等の充実に努めること

県教育委員会としてのこうした課題や取組みについて共有して、市町村教育委員会へのコンサルティングを行いました。

2. コンサルティングから見てきた市町村教育委員会への必要なアドバイスの概要

<「地域学校協働活動」の推進について>

課題1. 学校運営協議会制度の導入の目的や地域学校協働本部の役割を明確にし、将来の教育の協働の方向性、まちづくりの取組みを踏まえた上での、自治体としての総合的なプランの作成が充分に行われていない現状がある。

アドバイス1

地域住民と学校が協働した人づくりの構想について、首長部局の関連施策、地域の活性化の取組みとの繋がり、具体的な地域学校協働活動の方策を検討した上で、将来的な見通しをもってプランの策定をおこなう必要がある。具体的には以下の観点からプランの策定を検討するが必要である。

- ①教育行政だけでなく首長部局も含めて、地域学校協働活動の推進のための学校運営協議会制度の導入や地域学校協働本部の体制の整備に関して対応すべき観点からの検討が必要である。
- ②学校として、学校運営協議会制度の導入や地域学校協働本部との連携に関することに対応すべき観点からの検討が必要である。
- ③地域学校協働本部として、コミュニティ・スクールを中心とした地域学校協働活動推進のための役割と、必要な活動内容に対応すべき観点からの検討が必要である。

課題2. 学校運営協議会や地域学校協働本部のエリアについては、これまでの学校支援地域本部事業の取組みや小中連携教育の推進等によって、学校毎に取り組む場合と中学校区等の一定エリアで取り組む場合があり、その際の留意事項が明確になっていないという課題がある。

アドバイス2

中学校区等の生活エリア（地域毎）で取り組む場合があり、小中学校の教育の一貫性や地域住民としての協働体制への長所等があるが、その際の留意事項に対処できるシステム作りが重要である。具体的には以下の観点からエリアについて検討することが必要である。

- ①学校運営協議会としての「学校運営の基本方針を承認する」という大きな役割について、どんな方法で各学校の運営方針を承認するのか、承認したことについての各学校への責任を果たすための参画の仕方等について明確にする必要がある。また、学校運営協議会の委員の任命についても、各中学校区にある組織・団体からどう選任するかの検討も必要である。
- ②地域学校協働本部の整備については、小学校区と中学校の生活エリアが重なることから、学校毎がいいのか、中学校区に整備するのがいいのかについても検討する必要がある。このことは学校運

営協議会の導入との関係で検討する必要がある。

＜学校運営協議会制度の導入について＞

課題3. 学校運営協議会制度の導入の目的が理解されずに、学校運営協議会を設置することを目的にしているという傾向もあり、学校評議員制度からの単なる移行の傾向があることや、地域からの学校支援が行われている等の理由から、学校運営協議会を設置しても、本来の目的のための学校運営協議会の活動が行われていないのではないかという課題がある。

アドバイス3

教育課題である教職員の働き方改革、いじめ・不登校対策、学力向上、地域に開かれた教育課程の実施等の教育行政の重点施策への対応という観点が必要である。具体的には以下の観点から学校運営協議会の導入について検討することが必要である。

- ①校長が変わっても地域と共に歩む学校づくりを推進していくには必要な仕組みであることを教育行政と校長が認識を共有することが必要である。
- ②学校運営協議会は学校評議員制度とは異なり、「合議体としての機能」「組織的な活動の広がり」「法律による役割（権限）が明確」「主体的な参画による連携・協働性」という機能があることを明確にする必要がある。
- ③学校運営協議会が、学校運営協議会の機能を十分に理解して関わる必要があるが、学校運営協議会が協働活動の機能を全て担うのか、地域学校協働本部等の活動と連携した取組みのシステムづくりを進めるのかについて検討する必要がある。

課題4. 学校運営協議会委員の人選について、必要不可欠な人材の選任や、中学校と小学校の競合等について苦慮しているという課題がある。

アドバイス4

学校運営協議会委員をどういう立場から任命するのか、委員の役割からどんな活動をするのか等を整理して教育委員会規則で明確にする必要がある。具体的には以下の観点から学校運営協議会委員の任命について規定することが必要である。

- ①委員の任命は教育委員会がおこなうが、選任に当たっては、中学校単位であれ、学校毎であれ、地方教育行政の組織運営に関する法律の47条6に規定されている、学校運営の基本方針に基づく対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関し有効な人材を以て任命する必要がある。
- ②任命に当たっては、対象学校が所在する地域の住民、対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者、加えて、平成29年の地教行法47条6の改正によって追加された、地域学校協働活動推進員等の学校の運営に資する活動をおこなう者（NPOや学校応援団等）を任命する必要がある。その際、地域学校協働活動推進員は社会教育法でその趣旨を規定していることから、学校運営協議会の委員に任命することが求められる。
- ③その他必要と認めた場合の学識経験者や校長等の教職員を任命することができるが、教職員を委員に任命する場合は教職員の権限と責任について別途明記する必要がある。

課題5. 学校運営協議会の重要な役割である「学校運営の基本方針を承認する」（地教行法47条6）ことについて、その重要性と責任等についての理解が進んでいないと課題がある。

アドバイス5

市町村教育委員会は、全ての学校における学校運営協議会制度の方向性を明確にするとともに、学校運営協議会の役割を示すことが重要であり、特に「学校運営の基本方針を承認する」ことについての方法と責任に関する対応という観点が必要である。具体的には以下の観点から「学校運営の基

本方針の承認」について検討することが必要である。

- ①「学校運営の基本方針を承認する」ための承認事項に関する内容について、「学校の運営についての、教育課程の編成その他教育委員会規則で定める事項についての基本的な方針」（地教行法47条6）に従って学校運営協議会設置規則等に規定し、承認に必要な様式を教育委員会で作成する必要がある。
- ②学校運営協議会としての「学校運営の基本方針を承認する」という大きな役割について、どんな方法で承認し、承認したことの責任を果たすための参画の仕方について一定の方向性を示す必要がある。
- ③校長が替わっても学校運営協議会が承認したり、参画したりする方向性がぶれないことが必要である。

課題6.「職員の採用その他の任用に関して教育委員会規則で定める事項について、当該職員の任命権者に対して意見を述べることができる。」(地教行法47条6) ことについて、意見の内容や提出方法が明確になっていないことから具体的な取組みが行われていないという課題がある。

アドバイス6

これまでも大きな課題であった教職員の任用に関しては、校長の権限であるという意識からコミュニティ・スクールの導入に否定的であったことや、導入しても教職員の任用に関してはほとんどその機能を果たされていないという現状であり、その趣旨や手続き等を整理して学校運営協議会の立場等について明確にする必要がある。具体的には以下の観点から「教職員の任用」に関する権限について検討することが必要である。

- ①平成29年度の規則改正で、別途教育委員会規則で定める事項について、「地域住民等が協議会を通じて直接任命権者に述べるができる」こととしたことに留意する必要がある。
- ②教職員の任用についてこれまでも抵抗があったことから、「これは必ず入れなくては行けないのか？」については、学校運営協議会設置規則において、各地域の事情に合わせてその範囲を規定できるとなっている。そのため、規則には何らかの規定を入れておかなければならず、入れないと、規則不備ということになる。
- ③対象学校の運営に関する基本的な方針を踏まえ、学校と学校運営協議会が実現しようとする教育目標等に合った教職員の配置を求めるための重要な機能という観点からの運用が必要である。
- ④この仕組みを全ての県において一律に活用をすることが求められているのではなく、地域の実情に沿って地域住民の意見を言うことができる仕組みなので、「地域と共にある学校づくり」のための学校運営に資する教職員の任用について校長と協議し、校長の応援団としての権限を必要に応じて活用するという観点が必要である。さらに、校長は学校運営協議会設置規則等に沿った教職員の任用に関する制度を有効に活用するという観点も必要である。
- ⑤教育委員会は、このことに関する手続きや必要な資料の様式等を作成して、毎年、事前に学校運営協議会へ通知するなどの工夫が必要である。

課題7. 学校運営協議会委員への説明、教職員への周知の取組み等が不十分であることから、関係者に地域学校協働活動の意義や、それぞれの役割・活動内容等の理解が進んでいないという課題がある。

アドバイス7

学校運営協議会委員への説明、教職員への周知を校長任せにしないで、教育委員会としての説明

資料の作成や直接の説明等をおこなう必要がある。具体的には以下の観点から説明・周知をおこなうことについて検討することが必要である。

- ①教職員へのコミュニティ・スクールの趣旨、効果等について整理して説明する必要がある。
- ②学校運営協議会委員へは、依頼する際の説明と、任命した委員全員への研修が必要であり、事前に内容を準備する必要がある。また、学校評議員制度とは異なるものであり、権限と責任、日常的な活動の必要性、関係者評価等に関する研修が必要であり、研修を学校に任せるのか否かを検討する必要がある。
- ③教職員へはコミュニティ・スクールの有効性や多忙化の解消に関する研修をおこなう必要がある。
- ④導入後は、教職員、学校運営協議会委員、コーディネーターの合同研修が相互理解と協働活動をおこなうことに有効である。
- ④様々な研修を関係者全員に対しておこなうことは困難であることから、校長が中心となって研修の環流を行い、それぞれの学校の取組みに繋げていくという観点が必要である。

課題8. コミュニティ・スクールの導入による教職員の多忙化についての整理が出来ていないために、管理職と担当教員だけの取組みになりがちであることなどから、教職員全員の取組みに繋がっていないという課題がある。

アドバイス8

コミュニティ・スクールの導入について教職員の多忙化を懸念する事例が多くあるが、教職員の多忙化として懸念される内容やその事への対応策について、教職員とともに整理する等の観点が必要である。具体的には以下の観点から多忙化について検討することが必要である。

- ①コミュニティ・スクールの導入や、地域学校協働活動の取組みについて教職員の理解を深めるためには、社会に開かれた教育課程の実施は学校にとって必須であり、学校だけの取組みは不可能であることを教職員が認識する必要がある。
- ②コミュニティ・スクールの導入や地域学校協働活動についての課題や教職員の多忙化とは何かを、教職員自らが整理することから始めることが効果的であり、自治体内の全ての学校で共有するという観点が必要である。
- ③現状として教職員が抱え込みすぎていることや、職務内容の見直しによる働き方改革、地域住民や保護者との役割分担等を、教職員と学校運営協議会との熟議等をとおして、コミュニティ・スクールの導入の意義と取組みの方策を考えるという観点が必要である。

<地域学校協働本部の体制整備について>

項目9. これまでの「学校支援地域本部」や「学校応援団」等の取組みを拡充・発展したシステムである「地域学校協働本部」の役割と体制の整備をおこなう必要があるという認識がされていないという課題がある。

アドバイス9

地域学校協働本部は、地域の様々な組織団体や住民の緩やかなネットワークづくりを進めるとともに、日常的なコーディネートをおこなうものであり、そのためのシステムづくりと専任の各種コーディネーターの配置を進める取組みが必要である。具体的には以下の観点から地域学校協働本部の体制の整備について検討することが必要である。

- ①地域住民を地域学校協働活動推進員として委嘱することがベストであり、公的に委嘱することに

より、地域学校協働活動推進員が活動しやすくなるという観点が必要である。しかし、地域学校協働活動推進員を配置したことで地域学校協働本部の整備が出来たことにはならないことも認識する必要がある。

- ②社会に開かれた教育課程の実施は学校だけでは不可能であり、地域学校協働本部のコーディネートによって地域住民との協働が可能になること、加えて、そのことによって教職員の多忙化への対応や子どもの学びの充実等が可能になるという観点が必要である。
- ③地域の様々な組織団体や地域住民のネットワークを広げることによって、それぞれの組織団体の活性化や、地域住民の地域づくりへの参加や生きがいに繋げるシステムとなるという観点が必要である。
- ④地域学校協働本部の活動は、ネットワークづくりと、協働活動をおこなうための日常的な活動が主体であり、そのための教育委員会やコーディネーター同士の意識の共有、地域の情報収集と共有をおこなうなどのシステムづくりをおこなうという観点が必要である。
- ⑤情報の共有のための会議や打ち合わせは定期的におこなう必要があるが、どんなメンバーでおこなうかについて、地域学校協働本部の趣旨である「地域住民の緩やかなネットワークづくり」と「日常的なコーディネート」が有効に働くことを考慮して計画する必要がある。

項目 10. 地域学校協働本部の体制の整備を教育行政のみで新しく取り組もうとすると、既存の青少年育成の組織団体、首長部局が所管する組織団体との関係性が整理されてないままに進められているための組織団体との関係性や、組織の乱立という課題がある。

アドバイス 10

地域学校協働本部は地域の様々な組織団体や住民による緩やかなネットワークであり、自治会や社会福祉団体、産業界、地域作り団体等の首長部局が所管する組織団体との協働など、行政が一体化した体制の整備という観点も必要である。具体的には以下の観点から地域学校協働本部の体制の整備について検討することが必要である。

- ①都道府県及び市町村では「ひと・もの・しごと」創生戦略の策定があり、その取組みと連動した行政内の関係部局とのとの協議をおこなう仕組みづくりの検討が必要である。
- ②既存の地域の組織団体での地域学校協働活動の取組みが可能であれば、その中での部会としての取組みも考えられ、新しい組織を作ることなく「連携ミーティング」等の名称で情報を共有し、活動のネットワークを広げることも検討する価値がある。
- ③地域住民のネットワークづくりの既存の組織の「自治会」との繋がりを作ることが重要である。
- ④既存の教育関係の組織団体についての統合やネットワーク化等を進める、という観点も必要であり、その際既存の組織団体の拡充を基盤することが必要である。

<地域学校協働活動の一体的な推進について>

課題 11. コミュニティ・スクールを担当する学校教育部署と、地域学校協働本部を担当する社会教育部署の教育委員会内での推進について連携・協働が進んでいないという課題がある。

アドバイス 11

コミュニティ・スクールと地域学校協働本部は両輪であり、両者の連携・協働がない中での地域学校協働活動の一体的な推進は困難であるという認識を持つことが必要である。具体的には以下の観点から学校教育部署と社会教育部署の協働について検討することが必要である。

- ①担当を事務分掌に位置づけて課長も含めた定期的な協議を行い、学校教育と社会教育が相互にそれぞれの事業の内容を共有することが必要である。
- ②コミュニティ・スクールと地域学校協働本部のそれぞれに必要な規則や要綱等を相互に摺り合わせて策定・作成することが必要である。
- ③教職員の研修や、学校運営協議会委員、コーディネーター等の研修については合同研修会の実施などを検討することが必要である。
- ④コミュニティ・スクールと地域学校協働本部が計上する予算の摺り合わせを行いながら、どちらで予算化するなどした一体的な予算化も検討する必要がある。

課題 12. コミュニティ・スクールの関係者（教職員や学校運営協議会委員）と、地域学校協働本部の関係者（地域学校協働活動推進員や各種コーディネーター等）の情報の共有と相互の理解が進んでいないという課題がある。

アドバイス 12

学校運営協議会と地域学校協働本部が地域学校協働活動の両輪であるという認識を持ち、相互に協働していくための方策について協議し、共有するという観点が必要である。具体的には以下の観点から意識の共有と協働活動の充実について検討することが必要である。

- ①教職員や学校運営協議会委員が地域学校協働本部の活動を知り、地域学校協働本部のコーディネーター等が学校の教育課程等の教育活動を知る仕組みづくりを検討することが必要である。
- ②地域学校協働活動推進員等の地域コーディネーターを学校運営協議会委員にすることが、学校運営協議会で協議されたことと、地域住民の参加の拡大とを繋ぐために重要である。
- ③学校協働本部の整備が不可能な場合は、学校運営協議会の中に地域学校協働本部の役割を担うための機能を持たせるなどの体制づくりも検討する必要がある。
- ④学校運営協議会の会議の中で、教職員や学校運営協議会委員、地域学校協働活動推進員等の地域コーディネーターの3者が熟議等をおこなう取組みが必要である。

課題 13. 市町村においては行財政改革の中で教育行政としての予算確保が困難な現状があるという課題がある。

アドバイス 13

予算に関わる権限がない教育行政において、地域学校協働活動に必要な予算の確保には、既存の事業の予算の見直しや首長部局の予算等とのすり合わせをおこなうという観点が必要である。具体的には以下の観点から予算の確保について検討することが必要である。

- ①予算に関しては補助金終了後のことを含めて、将来的な構想を持って計上する必要があり、学校運営協議会委員は非常勤の特別公務員であり、その報酬や費用弁償の予算化、地域学校協働活動推進員に関しては、一定の報酬や必要経費、その他の地域学校協働活動に必要な経費等を予算化する必要がある。
- ②地域学校協働活動の推進は、守備範囲が広範囲にわたる施策であることから、教育委員会が実施している既存の事業の見直しによる統合や縮小、廃止等も含めて検討する必要がある。
- ③学校運営協議会の設置や地域学校協働本部の整備が、学校教育の様々な課題に対応するだけでなく、地域の様々な組織団体や企業等の活性化、地域産業の継承、女性の社会参加、少子高齢化への対応等にも繋がるという観点から、首長部局のまちづくりの予算との連携も検討する必要がある。

「地域学校協働活動」の推進から見た課題への対応の観点

1. 「地域学校協働活動」に関する課題と対応

地域の様々な機関や団体等のネットワーク化を進めることによって、学校、家庭、地域が相互に協力し、地域全体で学びを展開していく環境づくりを進め、子供との関わりの中で、大人も共に学び合い、育ち合うまちづくりを進めていくために、本施策を推進する立場にある都道府県教育委員会、市区町村教育委員会等が、今後さらに理解したうえで対応することが求められる内容の観点を示すこととする。加えて、首長部局の地方創生やまちづくりとの協働の観点も含めて整理することとする。

＜「地域学校協働活動」に関する課題への対応が求められる内容への観点＞

上記のような具体的な課題や悩み、取り組む上での不明確な内容について、的確なアドバイスや周知、取組みをおこなう必要があることから、以下のような対応が求められる。

(1) 教育行政として地域学校協働活動の推進・本部の設置に関して対応すべき観点

①＜教育長の役割＞

トップが決断し（トップダウン）、実行は各地の特徴に合わせて（ボトムアップ）でシステム作りをしていくための教育長のリーダーシップが重要である。

②＜教育委員会としての方策＞

「地域からの支援」と「地域と学校の協働」の違い、この先目指していくべき地域の姿を明確にして学校や地域住民に周知することと、地域学校協働活動の取組みを持続発展させるためには「地域学校協働本部」の設置が不可欠である。書類上だけの「地域学校協働本部」、推進員1人と管理職だけの「地域学校協働本部」では推進できないことを教育委員会として認識することが必要である。

③＜教育委員会としての方策＞

教育委員会における社会教育担当課と学校教育担当課、さらには首長部局の地域創生担当からなる地域学校協働活動特任チームを編成し、住民参加型のフューチャーセッションを開催するなどして、まちの未来から今の教育・学校・地域をデザイン（構想）するようなプロジェクト（事業）を発動することも必要ではないか。

④＜教育委員会としての方策＞

地域学校協働活動の取組みを行わない自治体では、地域住民のボランティアの募集や、住民を集めたワークショップをするなど、課題に沿った地域学校協働活動を推進するモデルステップやロードマップを示す必要がある。

⑤＜人材の確保＞

学校の人手不足、理解不足、研修機会不足の中で、コーディネーターの選任については管理職の狭い人脈の中から肩書きで選んでいるという現状への教育委員会としての支援が必要である。

⑥＜専門的職員に関すること＞

財政規模が小さい教育委員会では、職員の数も十分とは言えず、専門性の高い社会教育主事や指導主事の配置をすることが困難な場合もあるので、担当者の研修等の対応が必要である。

⑦＜社会教育推進の職員＞

社会教育の衰退がいたるところで課題である。この地域学校協働活動を支えるのは、社会教育の「チカラ」が大きい。その中心となるのが、社会教育主事や社会教育施設である公民館職員の場合が多いが、地域住民と直接に接する公民館が、趣味・教養講座のための貸館化しており、人を育てる、地域づくりをおこなうという視点での事業の取組みが少なくなっている。教育行

政や公民館に社会教育主事が配置されていれば、まだ意欲を感じられるが、そもそもの社会教育を推進するための教育行政が脆弱化している現状があり、そこへの対応が重要である。

⑧ <地域学校協働本部>

すでにやっている放課後子供教室、学校支援地域本部事業などを地域学校協働本部を母体にして発展させる検討が必要である。

⑨ <予算の確保>

地域学校協働活動において推進員と学校運営協議会委員の報酬等が十分に確保できていない現状があり、本来の機能を発揮できる活動を促すための予算確保が必要である。教育委員会だけでは予算が取れないという現状の中で、地域創生の予算などの首長部局と協働した予算化を促進する必要がある。

⑩ <地域学校協働活動推進員に対する正しい認識>

推進員は、地域住民等と学校との調整を図るコーディネーター業務を担う地域人材である。すでに公民館職員や教育委員会・学校職員等の立場におけるコーディネーターとは異なり、地域人材としてのコーディネーターを、法律で「推進員」として位置付け、委嘱をして活動をしやすいするための方策であることを理解する必要がある。

⑪ <コーディネーターの発掘>

教育行政が地域住民への地域学校協働活動の旗を掲げ、広く啓発する必要がある。例えば、地域の未来を考えるワークショップを、「子供・若者」「育成・教育」という切り口で開催するなどして、地域と学校との連携・協働の必要性を周知する。さらに、集まって来た方の中から主体的に動ける適任者でチームを編成するというような工夫も必要である。

⑫ <地域学校協働活動推進員や、地域学校協働活動に取り組む人たちの居場所>

推進員は、地域学校協働活動をコーディネートする担い手であり、様々なコーディネート業務をおこなうことを考えると、学校に事務機能を担える場所が必要である。

また、地域学校協働活動を地域人材と進めるには、学校は行きやすい場所であるというイメージ作りが大切である。地域人材の居場所を学校に保有することのメリットを示し、居場所確保の支援をおこなうなどして推進し、子供たちを通して学校に関わって欲しいと伝えて、地域住民の技や知恵を学校に活かすことを呼びかける。またそうした活動は地域住民の生きがいにも繋がり、日常的な子供たちとの交流・支援に繋がることを啓発する必要もある。

⑬ <継続的な研修>

地域学校協働活動推進員に対しての初任者対応研修、技能向上に係る研修等、多様な研修を企画、実施して、継続的に地域学校協働活動を進めていくことができるようにする必要がある。

(2) 学校として地域学校協働活動の推進・学校と本部との連携に関することに対応すべき観点

①<管理職の意識>

学校として取り組むべき課題が多いが、地域学校協働活動に関する校長の深い理解と前向きな姿勢が不可欠であり、そのことを基にして、校長が、校長会や教頭会（副校長会）へ地域学校協働活動の推進を働きかけていくことが必要である。

②<交流スペースの確保>

地域と学校の協働活動を日常的に気軽に出来るための交流の環境の整備も必要である。空き教室に地域学校協働本部の事務局を設置することや、コミュニティスペースにするなどの気軽に立ち寄って交流できる場所の確保が必要である。

③<校内への周知>

地域との連携・協働を進めるためには、教職員の理解が必要である。児童・生徒への学習をより効果的に進めるための、地域との連携であることを教職員が理解できるよう工夫する必要がある。また、地域とともに進めていくことにより、学習効果が上がるものについて、教職員及び地域学校協働活動推進員がよく話合う、熟議する場づくりをすることも必要である。

(3) 地域<地域学校協働本部>として地域学校協働活動の推進・本部の活動に対応すべき観点

ここでは、地域人材である地域学校協働活動推進員をはじめとして、公民館職員や教育委員会内コーディネーター等、様々なコーディネーターが存在することから、コーディネートをする人材として「コーディネーター」として示す。

① <コーディネーターの役割>

「支援から連携・協働へ」「個別から総合化・ネットワーク化へ」と発展させる地域学校協働活動のコーディネーターとして、教育課程外の活動の取組みに終始せず、教育課程内の活動も進められるようにすることが必要である。

② <コーディネーターの役割>

学校からの一方的な支援依頼を待っているばかりではなく、協働を意識した、学校への押し付けにならない働きかけを進め、地域と学校が双方向で「子供たちに学ばせたいこと」を考えることが大切である。

③ <ネットワークの構築>

コーディネーターは地域関係者の広く多様なネットワークづくりが必要である。地域関係者が集まる、様々な所に顔を出して学校と地域の連携をアピールすると良い。

④ <研修会への積極的な参加>

社会や地域の変容はめまぐるしい。また、児童・生徒も同様である。コーディネーターとしては、常に学び続ける姿勢をもち、研修会や、情報交換会等の機会に積極的に参加して、地域学校協働活動推進のための技能を磨くことが必要である。

⑤ <コーディネート機能の充実>

地域住民や地域の組織団体等のネットワークづくりに欠かせないのはコーディネーターを中心としたコーディネートチームである。チームを中心としたコーディネート機能を発揮するシステムが重要であることから、「地域学校協働本部」等のプラットフォームをどう作るかの工夫が必要である。

2 「学校運営協議会制度の導入」に関する課題と対応

学校が「学校運営協議会」を導入してコミュニティ・スクールとしての学校運営をすることへの理解が浸透していない現状の中で、これまでの地域からの「学校支援」から、目指している「地域学校協働活動」の一步前進の必要性を理解することから始める必要がある。本施策を推進する立場にある都道府県教育委員会、市区町村教育委員会等が対応することが求められる内容の観点を示すこととする。

2-1 「学校運営協議会制度の導入」に関する課題への対応が求められる内容への観点

上記のような具体的な課題や悩み、取り組む上での不明確な内容について、的確なアドバイスや周知、取組みをおこなう必要があることから、以下のような対応が求められる。

(1) 教育行政として学校運営協議会の設置の取組みに関することについて対応すべき観点

①<首長部局との協働>

首長への説得をおこなうなどして、地域づくりという観点から推進していくことを、首長部局の地域づくりと絡めていくプランを作成する必要がある。

②<担当部署の調整>

縦割りを改善し、地域学校協働活動担当部署とコミュニティ・スクール担当部署との連携、社会教育主事有資格者が役割を担うこと、異動なく同じ担当者が一定期間担当するなどの継続的な運営システムが必要である。

③<管理職の任期>

学校経営の管理職、特に校長の任期は2～3年である。時代の転換期とも言える施策を実行するにはよほどの覚悟を持って取り組む必要があり、2～3年の任期を見直し、管理職の任期を長くすることが改革を進める1つの方策として検討できると良い。

④<協働運営システム>

学校運営協議会と地域学校協働本部が「協働」して一体的推進することが不可欠であることを認識し、そのシステムを作ることが大切である。

⑤<予算の確保>

学校運営協議会委員やコーディネーターに係る経費などを条例等で定める必要がある。

(2) 学校運営協議会の役割に関することについて対応すべき観点

①<校長への説明>

負担が増えるし、十分学校が回っているので必要ないと思ってしまう傾向があり、校長が変わっても地域と共に歩む学校を続けていく、推進していくには必要な仕組みであることを校長が認識することが必要である。

②<学校運営協議会の役割>

学校運営協議会の導入によって、校長が悩んだときやトラブルがあったときに一緒に解決してくれる人が増える、責任を分かち合う人ができるというスタンスを校長が認識する必要がある。

③<学校運営協議会委員の選任>

学校運営協議会の委員には「このような方の中から選任してください。」という資料はあるが、どのような人が適任かなどについて具体例を示したうえで、学校運営協議会の委員としての業務や主な役割を明文化する必要がある。

④<学校運営協議会の委員の意識>

学校が地域づくりの核になり、学校が子供たちはもちろん、大人の夢ややりたいことも実現できる場所にしていくような意識を持ってもらう研修等を行って任命することが必要である。

(3) 学校運営協議会の委員の役割に関することについて対応すべき観点

①<学校運営協議会委員の意識>

学校運営協議会が、協働活動の機能を全て担うのではなく、学校運営協議会の機能を十分理解関わる必要がある。

②<学校運営協議会の責任>

学校運営協議会の重要な役割となっている「学校運営の基本的方針を承認する」は、学校経営方針を具現化するための「運営方針」を承認することであり、「承認したことへの学校運営協議会の責任」についても十分に理解する必要がある。

③<学校運営協議会の研修>

地域学校協働活動、学校運営協議会、コミュニティ・スクールという言葉に対する認識のずれが生じている。また、その役割の違いを説明しきれていないまま各地で開催されている「フォーラム」の影響もある。各地で発表されている事例自体が明確な目的、機能を提示しきれていないために、「フォーラム」で取り上げられたことによって「全てを網羅した理想形である」という思い込みを生じさせないよう、文部科学省が作成した資料をおおいに活用することが必要である。

2-2 「地域のネットワーク化」に関する対応が求められる内容への観点

「地域総参加の子育てのまちづくり」というキャッチフレーズはよく聞かすが、様々な調査では地域住民の5%（1万人口では500人）も関わっていない事例が多い。地域学校協働活動は、単に学校支援や子どもたちの地域活動への支援という発想から大きく飛躍して、子供たちに関わる地域住民や地域の様々な組織・団体が自らのメリットを理解しながら、大人社会のネットワークづくりを目指す取組みである。そのネットワークづくりのために、上記の2つの施策の推進を図るために対応することが求められる内容の観点を示すこととする。

上記のような具体的な課題や悩みに取り組む上での不明確な内容について、的確なアドバイスや周知、取組みをおこなう必要があることから、以下のような対応が求められる。

(1) 地域学校協働本部の担当部署とコミュニティ・スクール担当部署の協働体制づくりに関すること

これまでの様々な施策を振り返ってみると、昭和の終わりには「学校教育と社会教育の連携」と言いながら社会教育からのラブコールで終始し、平成の初期には「生涯学習の振興」について「生涯学習の推進」と「社会教育の充実」の混同、平成の半ばには、ゆとり教育の推進のために「総合的な学習の時間」を導入したものの学校任せ、さらには「学校評議員制度」の導入等々、様々な施策を展開してきた。それら全てが「一体的な推進」に凝縮される施策であるが、現実的には、個々バラバラで取り組まれてきた感がある。今回の文部科学省の組織改編を参考にしながら、各自治体は「一体的な推進」のための資料作成、予算化、助言等を積極的におこなうことが必要である。

① <一体的促進の理解>

「学校と地域の新たな協働体制構築」の具体的な施策は、コミュニティ・スクールにおける「学校運営協議会」が承認した学校運営の基本方針を具現化させることであり、そのためには「地域学校協働本部」を設置して、地域学校協働活動を行政施策として推進することであり、それが「一体的な推進」であることから、関係者がその理解を深めることが必要である。

② <関係者の理解促進>

地域学校協働活動の推進のための施策として、地域学校協働本部の設置と、公立小中学校への学校運営協議会の設置によるコミュニティ・スクールの導入を促進している。その前提として、地域の様々な機関や団体のネットワーク化による地域住民の参画が不可欠であることを関係者に理解促進する必要がある。

③ <学校運営協議会制度の導入の義務>

学校運営協議会の設置によるコミュニティ・スクールの導入が「努力義務」として1段階ハードルが高くなったものの、その先のビジョンが示されていない現状がある。しかしながら、コミュニティ・スクール導入の推進努力は義務として法律に明記されていることの意味を重く考え、コミュニティ・スクールとしての「必須条件」と「裁量事項」を整理して、自治体は、コミュニティ・スクールの導入に関する将来的なビジョンを示すことが必要である。

(2) 行政が一体化した学校と地域の取組みを繋げた「まちづくり」「人づくり」の施策の推進に関すること

①<自治体の組織・体制>

自治体により地域学校協働活動とコミュニティ・スクールの2つの施策の所管が異なるためにスムーズな実施にはなっておらず、一部の地域住民による活動に止まっていることがある。文部科学省では事業の所管を一元化して一体的に推進する体制は整ったものの、各自治体においても一体的に推進する組織体制が必要である。そのためには、地方創生の施策においては、各都道府県及び市区町村での「ひと・もの・しごと」創生戦略の策定を義務づけたように、各自治体における行政内の、関係部局によって構成する協議組織の設置を義務づけることの検討が必要である。

② <既存のままの組織での対応>

既存の組織での地域学校協働活動の取組みが可能であれば、その中の議題として取り上げることも考えられる。新しい組織を作ることなく「連携ミーティング」等の名称で情報を共有するも可能である。このことによって文部科学省の施策が各自治体において一元化して対応が進むことに繋がる。

今回の地域学校協働活動推進・調査研究員の訪問での自治体の対応が1担当部局・担当課への訪問しか出来なかった自治体が多かったことから、そうした協議組織があれば、そこが窓口となって一体的・総合的な推進へと繋げ、自治体の課題である「首長部局との協働による取組みや予算の確保」「教育行政そのものの本気度」等への対応が可能になると考える。但し、学校の統廃合や自己財源の確保等にも配慮して推進する必要がある。

3. 終わりに

文部科学省事業の「地域学校協働活動の推進に係る調査研究・コンサルタント派遣事業『学校と地域の新たな協働体制の構築のための実証研究事業』」のコンサルタントとして活動をおこなう中での各市町村教育委員会の取組み状況や課題、課題への対応方策等については別途の様式で収集していますが、以上の「市町村が抱えている課題とアドバイス」については、実際のコンサルティングによって把握した具体的な内容と、相談活動によって感じた内容の概要を整理したものであり、今後のコンサルタント活動で活用する資料として作成しました。

参考資料

1. 平成30年度「地域学校協働活動の推進に係る調査研究・コンサルタント派遣事業(2018年)」
 - (1) 学校と地域の新たな協働体制の構築のための実証研究事業報告書
 - (2) コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進 PP 資料
 - (3) 地域学校協働活動とコミュニティ・スクールの一体的推進について
～地域学校協働活動推進・調査研究員による説明資料～
2. 文部科学省作成
「コミュニティ・スクール2018」～地域とともにある学区づくりを目指して～
3. 文部科学省総合教育政策局地域学習推進課作成
「学校運営協議会」設置の手引き（令和元年改訂版）

第5節 学校と地域の新たな協働Q & A「一歩前進！ヒント集」の概要

大分県版～学校運営協議会制度と地域学校協働本部の体制整備～（令和2年度作成）

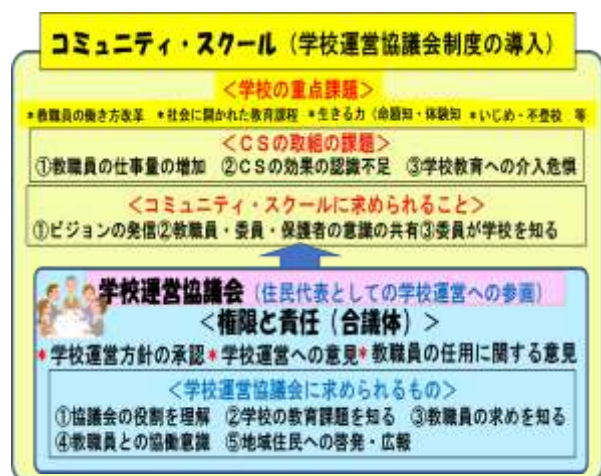
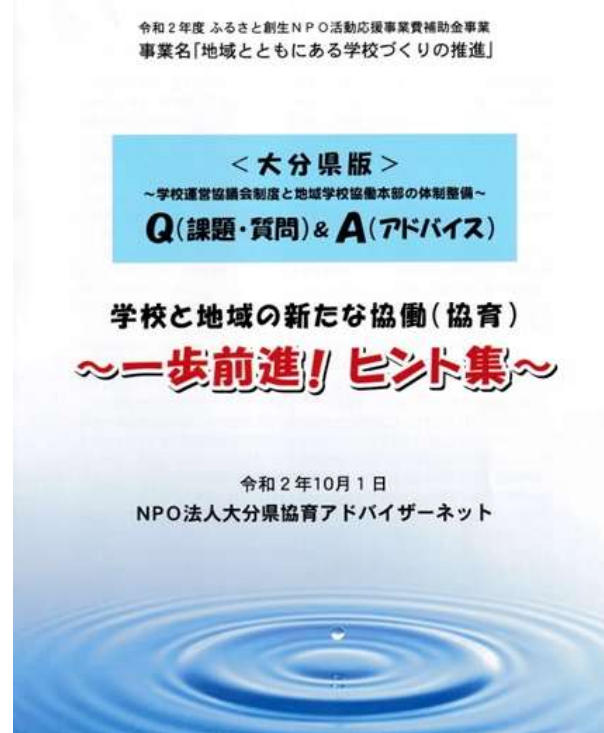
文部科学省は、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度を導入した学校）の導入について2004年（平成16年）9月にコミュニティ・スクール制度を成立し、2005年度（平成17年度）から施行されました。また、並行して2008年度（平成20年度）から実施している学校支援地域本部事業（地域学校協働本部の前身）は、学校支援のための地域住民のネットワーク化を進め、地域住民の学校教育への日常的な支援活動をシステム化する取組みを行ってきました。

大分県においても、当初からコミュニティ・スクールの導入をモデル的に進めるとともに、2006年度に「地域協育振興プラン」を策定するなどして、学校教育と地域住民の教育の協働の取組みを進めてきました。2016年度（平成28年度）に策定した大分県教育長期計画において、コミュニティ・スクールと地域学校協働本部の一体的な取組みを目指して、

2013年度（平成25年度）からコミュニティ・スクールの導入を全県的に促進することとし、2019年（令和元年）5月調査では、公立小中学校へのコミュニティ・スクールの導入状況は70.5%（全国3位）になっています。また、「地域学校協働本部」の実施市町村の状況は79.4%（全国7位）となっています。

コミュニティ・スクールの導入については、市町村教育委員会と学校現場の意識の共有、学校教育活動への有益性の浸透等による学校の主体的な取組みが求められており、学校運営協議会の役割や活動を本来目指す活動にしていくための取組みが行われています。また、地域学校協働本部による協働活動を推進する取組みについても、コミュニティ・スクールと地域学校協働本部の効果的な連携についての積極的な取組みが必要です。

よって、本「Q & A資料」は著者の全国調査や調査研究から見てきた様々な課題に対応するために、公益財団法人おおいた共創基金の助成をいただいで、2020年度（令和2年度）に大分県内市町村教育委員会の取組み状況のアンケートを行い、現状と目指す方向性を比べながら今後の取組みのヒントにさせていただくために作成したものです。「地域学校協働活動」とは、地域住民の参画を得て、地域全体で子どもの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働しておこなう様々な活動です。様々な教育課題を抱えている学校教育への対応のために、地域の願いを協議して



実践する地域住民等の代表で組織する学校運営協議会が各学校に設置されます。加えて、地域の組織団体や個人の教育力をネットワーク化する地域学校協働本部の活動を充実することによって、地域と学校の協働による子どもの育成や地域の組織団体の活性化、住民の生きがいの創出等を図ります。このことにより、コミュニティ・スクールは「地域とともにある学校づくり」、地域学校協働活動は「学校を核とした地域づくり」を一体的に推進することを目指します。

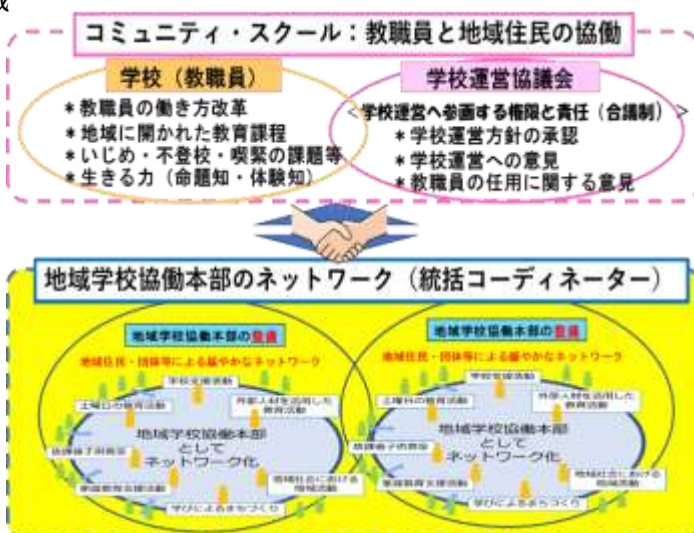
1. 学校運営協議会制度について

右図に示すように、教職員がゆとりを持って子どもと向き合うための働き方改革、地域とともに子どもを育てる社会に開かれた教育課程の実施、様々な環境が引き金となるいじめ・不登校対策や急に発生する喫緊の課題、子どもの主体的な学びによる学習意欲や学力の向上などの、学校だけでは対応が困難な多種多様な課題をかかえています。学校運営協議会は、そうした様々な課題について一定の権限と責任をもって、地域の想いを学校教育に反映させるなど、地域住民の代表として学校運営に参画するための機能が求められています。加えて、学校運営協議会で承認された「学校運営の基本方針」について地域住民の参加が必要となり、日常的に学校教育へ参加する地域住民や組織団体のネットワークづくりを進める機能が求められています。

2. 地域学校協働本部について

地域の様々な取組みと連携しながら、組織団体や住民の緩やかなネットワークづくりをおこなう地域学校協働本部の役割が重要であり、そうしたネットワークづくりを進めるとともに、そのネットワークを使った日常的なコーディネートをおこなう組織体制が重要になります。(右図)

このため、統括コーディネーターを中心としたコーディネートチームが、既存の地域の組織団体のネットワークづくりをおこなうことが地域学校協働活動にとって重要です。その中で「連携ミーティング」等の名称で情報を共有し、活動のネットワークを広げることも求められています。



< 観点別の具体的な「Q & A」 >

1. 地域学校協働活動の概要について

「地域学校協働活動」とは、幅広い地域住民の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働しておこなう様々な活動です。

これからは、様々な教育課題を抱えている学校教育課題への対応のために、地域の願いを協議して実践する地域住民等の代表で組織する学校運営協議会が各学校に設置されることとなります。その実現のために地域の組織団体や個人の教育力をネットワーク化する地域学校協働本部の活動を充実することによって、地域と学校の協働による子どもの育成や地域の組織団体の活性化、住民の生きがいの創出等を目指した施策として文部科学省が推進しています。このことにより、コミュニティ・スクールは「地域とともにある学校づくり」、地域学校協働活動は「学校を核とした地域づく

り」を一体的に推進することを目指しています。

項目1. 首長部局の関連施策を踏まえた上での「教育の協働」の方向性と地域学校協働活動の総合的なプランの作成に関すること

Q1：なぜ、「まち・ひと・しごと創生」の施策との関連が必要なのですか

Q2：なぜ、学校運営協議会制度と地域学校協働本部の連携が必要なのですか

項目2. 学校運営協議会や地域学校協働本部を、小学校を含む中学校区等で取り組む場合の留意事項に関すること

Q3：中学校区を対象にした学校運営協議会を設置するとはどういうことですか

Q4：中学校区の学校運営協議会を設置した場合に、各学校の運営への参画の仕方等についてどんなことに配慮する必要がありますか

Q5：中学校区は広範囲になるのですが、様々な組織・団体等との協働やネットワーク化のための取組みをどう進めたらいいのですか

2. 学校運営協議会制度の導入について

「学校運営協議会制度」とは、「学校運営協議会を設置した学校」をコミュニティ・スクールとして、保護者や地域住民等が学校運営に参画することで、育てたい子ども像、目指すべき教育のビジョンを共有し、目標の実現に向けて協働する仕組みの制度です。

項目3. 学校運営協議会制度がめざす活動に関すること

Q1：学校運営協議会制度の導入の根拠と目的はどんな内容ですか

Q2：学校運営協議会制度に求められる教育の重点的な課題はどんなことですか

Q3：学校運営協議会に求められる基本的な機能はどんなことですか

Q4：なぜ、学校運営協議会の役割を教職員に周知する必要があるのですか

Q5：なぜ、学校運営協議会の役割を学校運営協議会委員に周知する必要があるのですか

項目4. 学校運営協議会委員の選任（任命）に関すること

Q6：なぜ、学校運営協議会委員は4つの分野から任命する必要があるのですか

Q7：教職員を学校運営協議会委員に任命する時の配慮事項はどんなことですか

Q8：学校運営協議会委員の選任の際に、小学校と中学校で重複して選任する場合がありますが、その際の配慮事項はどんなことですか

項目5. 学校運営協議会の役割である「学校運営の基本方針を承認する」ことについての重要性和責任等に関すること

Q9：「学校運営の基本方針を承認する」という主な承認事項はどんな内容ですか

Q10：「学校運営の基本方針を承認した」ことへの学校運営協議会の責任や役割はどんなことですか

Q11：なぜ、校長が替わっても、「社会に開かれた教育課程」の基本的な運営を継続する必要があるのですか

項目6. 「職員の採用その他の任用に関して教育委員会規則で定める事項について（略）意見を述

べることができる。」に関すること

Q12：「職員の採用その他の任用に関して意見を述べることができる」という趣旨はどういうことですか

Q13：なぜ、「職員の採用その他の任用に関して意見を述べる」ことについて、教職員や運営協議会委員に周知する必要があるのですか

項目7. コミュニティ・スクールの導入の趣旨、効果等について、教職員や学校運営協議会委員等への周知に関すること

Q14：全教職員へコミュニティ・スクールの導入の趣旨、効果等について、どんな内容を周知すればいいのですか

Q15：学校運営協議会の関係者評価とはどんな内容ですか

Q16：コミュニティ・スクールとの協働について、地域学校協働本部の各種コーディネーターへどんな内容を周知すればいいのですか

Q17：教職員や学校運営協議会委員に対する定期的な研修ではどんな内容が必要ですか

項目8. コミュニティ・スクール導入による教職員の多忙化や多忙感に関すること

Q18：コミュニティ・スクールの導入によって学校の教育課題へのどんな効果が期待できますか

Q19：コミュニティ・スクールの導入による教職員の仕事量の増加（多忙化）を感じている教職員はどれくらいいますか

Q20：教職員が、仕事量の増加（多忙化）やストレス（多忙感）を乗り越えて、主体的に参画するためにはどうしたらいいのですか

Q21：教職員と学校運営協議会委員等との熟議等によって教育課題への対応を共有するためには、どんなテーマ（内容）で、どんな方法がいいのですか

3. 地域学校協働本部の体制整備について

「学校運営協議会を設置している学校」がコミュニティ・スクールです。しかし、学校教育は校長が策定する学校経営方針や運営方針によって教育活動が行われます。その学校運営の中に包括された形で、学校運営協議会が設置されますが、委員は保護者や地域住民等の代表であり、地域住民とともに学校運営に参画することが求められています。このことから、学校運営協議会制度は、コーディネーターを配置して地域住民のネットワーク化による、日常的な学校と地域住民の協働活動を運営するシステムである地域学校協働本部が協働するシステムであり、この2つの取組みの日常的な情報の共有と連携が必要なのです。このことから、学校運営協議会は社会教育機能を持った組織であり、社会教育の範疇であるとも考えられます。ただし、地域の事情やこれまでの取組みから、学校運営協議会が地域学校協働本部の役割も担う、という仕組みの自治体もあります。

項目9. 「学校支援地域本部」や「学校応援団」の取組みを拡充したシステムである「地域学校協働本部」の体制整備と役割に関すること

Q1：地域学校協働本部の体制整備は具体的にはどんな体制づくりをすればいいのですか

Q2：地域学校協働本部の体制整備による重要な2つの役割はどんなことですか

Q3：地域学校協働本部の体制整備のための、地域の既存の組織団体等との連携・統合・融合等

はどんな効果があるのですか

Q 4：なぜ、地域学校協働本部の地域コーディネーターへの「地域学校協働活動推進員」の委嘱が必要なのですか

項目 10. 地域学校協働本部の活動の充実によって期待できる効果に関すること

Q 5：地域学校協働本部の活動が充実することによって、学校教育へ期待できる効果はどんなことですか

Q 6：地域学校協働本部の活動が充実することによって、地域住民へ期待できる効果はどんなことですか

Q 7：地域学校協働本部の打合せや、全本部の合同の打合せはどんな内容で、どの程度おこなえばいいのですか

4. コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な推進について

教育委員会の中では、学校運営協議会制度の導入は学校教育部署、地域学校協働本部は社会教育部署が担当しているのがほとんどです。2つの取組みは両輪であり、両者の連携・協働がない中での地域学校協働活動の一体的な推進は困難であり、取組みの大きな成果はあまり期待できないと考えられます。

項目 11. コミュニティ・スクールを担当する学校教育部署と、地域学校協働本部を担当する社会教育部署の教育委員会内の連携・協働に関すること

Q 1：なぜ、教育委員会内の担当部署が、相互にそれぞれの事業の内容を共有し、相互に必要な規則や要綱等を摺り合わせる必要があるのですか

Q 2：なぜ、教職員や学校運営協議会委員、地域学校協働活動推進員等（各種コーディネーター）が合同で研修する必要があるのですか

項目 12. コミュニティ・スクールの関係者（教職員や運営協議会委員）と、地域学校協働本部の関係者（地域学校協働活動推進員等の各種コーディネーター）の情報の共有に関すること

Q 3：なぜ、各学校で、教職員や学校運営協議会委員、地域学校協働活動推進員等（地域コーディネーター）の3者が情報の共有をする必要があるのですか

Q 4：なぜ、地域学校協働活動推進員等（地域コーディネーター）を運営協議会委員に任命する必要があるのですか

Q 5：地域学校協働本部を整備しないで、その役割を学校運営協議会や青少年健全育成組織や地域のまちづくり協議等が担うことは可能ですか

項目 13. 市町村における予算確保に関すること

Q 6：補助金終了後のことを含めて、将来的に必要な予算は何ですか

Q 7：予算の確保のために、教育委員会が実施している既存の事業の統合や縮小、廃止等の見直しをおこなう場合、どんな事業を対象にすればいいのですか

Q 8：予算の確保のために、首長部局の「まち・ひと・しごと創生」のどんな施策の予算との連携を検討すればいいのですか

第6節 「教育の協働」に関する研究論文等の概要一覧（著者分）

※大分大学高等教育開発センター 中川執筆分

<2008年度（平成20年度）>

1. 【報告】家庭、学校、地域社会の教育の協働に関する調査分析の報告 H21.3

～学校支援活動に関する由布市及び別府市の実態調査から～

<大分大学高等教育開発センター紀要第1号 97-113(2009.3)>中川忠宣 山崎清男 深尾誠

現在、文部科学省及び大分県教育委員会が推進する「学校教育活動への地域からの支援システムの構築」（「協育」ネットワーク）に関して、平成19年度に文部科学省委託事業「学校支援を通じた地域の連帯感形成のための特別調査研究事業」を、由布市と別府市が受託して実施した際の意識調査を分析したものである。本意識調査は、児童生徒、教職員、地域住民（保護者）それぞれを対象にして実施したものである。分析にあたっては、大分県教育委員会が推進する「教育の協働」の推進システムの構築という観点から、地域住民からの学校支援活動に直接関係すると考えられる調査項目を選定し、事業実施後の状況（2月実施）を基に、由布市の調査を中心にして報告することとした。なお、別府市の調査については関連ある事項のみを報告することとした。今後、本学の授業においてこの報告書を活用して、社会教育と学校教育の連携の課題と方策に関する学びを深めていくこととしている。

<2009年度（平成21年度）>

2. 【論文】地域との関わりによる子どもの学習活動の推進 I H22.1

<日本生活体験学習学会誌第10号 35-41(2010.1)>山崎清男 中川忠宣 深尾誠

地域の人々や集団との関わりを抜きにして学校教育のみで子どもの成長発達を担うことは考えにくい。地域ぐるみで学校を支援し児童生徒を育む活動を推進するため「学校支援地域本部事業」が始まったことを受け、本事業を実施する地域の児童生徒、教職員、地域住民（含保護者）を対象にアンケート調査を行った。その結果、基本的習慣の確立度合いが高い児童生徒ほど、また学校教育で地域支援を受けている児童生徒ほど地域活動等に参加していることや地域住民と関わりを持つとうとすること、さらに学校に行くことが楽しいという意識を持っていることが示された。また教職員の多くが学校教育活動において地域支援を望んでいることが明らかになった。このことから、組織的活動である学校教育において、地域住民等と交流・活動等などの有効な人間関係づくりを推進することによって、今日の教育問題に対処する一つの方策を見出すことができるという観点から提言を行っている。

子どもの教育に関し、家庭・学校・地域の協働がさげばれて久しいが、今日その重要性が一層強調されてきている。その背景には、家庭や学校、地域が自己完結的に子どもの教育を担当することが不可能になってきているという認識がある。とりわけ、高度化・複雑化した社会において、子どもにさまざまな体験の機会と場を提供することは学校教育のみでは不可能である。一般的に、学校での学習は言語によるものが主であるが、社会生活を送っていく上で習得しなければならない技能は、言語による知識の習得のみでは不可能である。そこで体験を通しての知の獲得が必要になるのである。

3. 【論文】「学校支援」についての保護者と住民の意識の相違に関する一考察 H22.3

<大分大学高等教育開発センター紀要第2号 49-67(2010.3)>中川忠宣 山崎清男 深尾誠

今回の調査では、学校・家庭・地域社会の教育の協働を効果的に推進するために、学校支援地域本部事業を実施する地域の児童生徒、教職員、地域住民を対象にアンケート調査を行い、その中から、学校を支援する立場である地域住民の実態や意識を分析し、特に、保護者と子どもが通学していない住民（以下、「住民」という）の意識の相違を探ることを目的にして報告することとする。

学校の教育活動の支援には、7割程度の地域住民は肯定的な考えを持っていることは調査結果で明らかである。しかし、保護者（子どもが通学している地域住民）と住民（子どもが通学していない地域住民）の意識の相違が考えられることから、その相違点を明らかにすることによって今後の推進方策を探るために、意識調査のデータをもとに考察し結果、保護者又は住民という立場としての違いは見られるものの、逆方向の相違は無く、ほとんどの項目において同じ傾向であることがわかり、そのことを基にして地域住民への啓発方法等に関する示唆を提示している。

<2010年度（平成22年度）>

4. 【論文】地域との関わりによる子どもの学習活動の推進ⅡH23.1

—地域住民の支援活動と教師の意識変化を中心として—

<日本生活体験学習学会誌第11号 11-19 (2011.1)> 山崎清男 中川忠宣 深尾誠

本研究は学校のみでは子どもの成長発達を十分サポートしえない、換言すれば家庭、学校、地域の協働体制の構築が子どもの成長発達に欠かせないという前提のもとに、教育に対する家庭、学校、地域の効果的な協働体制の構築を旨とする。「学校」という場を通して教育の協働を進めるための学校支援地域本部事業が2年以上経過した。今回は学校支援地域本部事業を実施している地域と実施していない地域の両方を持つ大分県佐伯市において、児童生徒、教職員、地域住民、コーディネーターを対象にアンケート調査を実施し、その調査結果を分析した結果、地域住民の子どもへの関わりによる効果について、子ども自身の意識や教職員の意識が明らかになるとともに、地域住民による学校支援のキーパーソンはコーディネーターの存在であり、専任のコーディネーターの配置の有無によって、教職員の意識や学校支援の内容が変化していることも明らかになった。

学校支援活動の必要性を感じている教職員は80.6%であり、総合的な学習の時間や社会体験などのゲストティーチャー及び安全パトロールや学校の環境整備に支援を求めている。しかし、児童生徒に直接関わる教科学習等への計画的な受け入れは非常に少ない。その要因としては、児童生徒の課題や学習指導における実体験の重要性などから、「学校だけでは対応できないことを実感した現実の必要感を持っている教職員」と、イメージ的な必要感はあるが、従来の「『教える』ことで教育活動が推進できていると考えている教職員」という2種類の教職員像の存在が指摘できるように思われる。

5. 【論文】地域住民の学校支援と子どもの学習効果 —児童生徒及び教員への意識調査から—H23.3

<大分大学高等教育開発センター紀要第3号(2011.3)> 中川忠宣 山崎清男 深尾誠

社会が高度化・複雑化、さらには利便化するに伴い、子どもの世界（教育）から「生活」が奪われた結果としての学校教育重視は、社会の変化とも絡み、子どもを取り巻く諸問題を生起させることとなっている。この現実、子どもの成長発達にとってプラスに作用しないことは事実である。つまり、地域の人々や集団との関わりを抜きにして、学校教育のみで子どもの成長発達は考えにくいといえよう。それゆえ、このような関わりが希薄になっている今日、家庭、学校、地域社会

が協働して共通の土俵を創り、視点や方向性を同じくして子どもの教育を進めるための活動の場を提供することが要請されていると言えよう。子どもが精神的に自立し、自己を主体として形成していくためには、多くの人々や集団とのかかわりが必要なことは言うまでもない。

家庭、学校、地域社会という三者における教育の協働を効果的に推進するために、学校支援地域本部事業を実施する地域の児童生徒、教職員、地域住民（含保護者）を対象に平成 20 年度行ったアンケート調査を基にして分析した。学校支援が子どもへ期待される学習効果について教職員の意識から分析し、家庭、学校、地域の三者が効果的な協働を推進していく筋道を確立するための方策に関し若干の示唆を提示することを試みた。その際、必要に応じて平成 21 年度及び平成 22 年度の調査結果との比較も行った。

6. 【論文】学校という場を通してのコミュニティづくりに関する調査研究 H23. 3

－学校への地域住民参加を中心に－

＜大分大学経済論集第 62 巻第 5・6 合併号 147-174 (2011. 3)＞深尾誠 山崎清男 中川忠宣

学校支援地域本部事業を実施する地域の児童生徒、教職員、地域住民を対象にアンケート調査を実施し、学校・家庭・地域社会の教育の協働を推進するための方策について手かがりを得ようとするものである。学校で行われている教育活動に地域住民が参加することは、学校そして地域住民双方にとって多くのプラス効果が期待される。学校にとっては学校以外の人的資源の有効活用による教育効果が期待されるし、地域住民にとっては学校への支援活動参加による人間関係ネットワークの広がりや生き甲斐創造に繋がることが期待される。さらに、地域社会にとっても、住民のコミュニティ参加意識の向上に伴う「住民が積極的に参加するコミュニティづくり」のために大いに役立つことが考えられる。

これらを分析するために本研究では、学校支援活動経験による自己変化の分析、及び「学校支援活動経験の有無」「地域住民による学校支援活動の必要性の有無」「今後の学校支援活動参加意思の有無」の 3 項目と関連ある項目の分析をおこなった。そして、学校という場を通じた活動が、コミュニティづくりの一方策になることについての考察を試みた。

＜2011 年度（平成 23 年度）＞

7. 【論文】地域との関わりによる子どもの学習活動の推進（Ⅲ）H24. 1

－コーディネーターの役割分析を中心に－

＜日本生活体験学習学会誌第 12 号 1-9 (2012. 1)＞中川忠宣 山崎清男 深尾誠

教育基本法第 13 条の規定をふまえ、学校と地域社会との連携・協働体制を構築し、地域ぐるみで子どもを育てるシステムづくりを目的とした「学校支援地域本部事業」が全国展開されて 3 年以上が経過した。今回は、過去 2 回の報告で示せなかった専任コーディネーターの役割とその効果について分析し、そこから見えてくる教育行政としてのコーディネート機能のあり方を整理することとした。

この調査から、コーディネーターが配置されている学校の教職員ほど、受け入れの実績の特徴として「学習・実習サポーターの受け入れ」や「コーディネーターによるボランティアの発掘・依頼」が進んでおり、今後の学校支援の推進方策について「コーディネーターの配置」の必要性を指摘しており、その役割がきわめて重要であることが見えてきた。さらに、学校支援活動は「学校の

多忙化につながる」として否定的な意識を持っていた教職員の、学校支援に関する意識の変化や、コーディネーターの配置による学校教育への効果（特に、「直接的な子どもへの効果」）等を感じる教職員が増加していることも示された。このことから、コーディネーターの配置について、施策として系統的に推進する必要性が明らかになったこと、さらに、推進するためのコーディネート機能を確立するための社会教育行政の役割について仮説を提案するものである。



8. 【研究ノート】教育の協働を推進する人材育成とネットワーク化の試み H24. 3

～「協育」アドバイザー養成講座の実践から～

＜大分大学高等教育開発センター紀要第4号(2012. 3)＞ 中川忠宣

子どもたちをめぐる様々な課題への対応、将来の地域を担う子どもの育成への期待を受けて、平成18年12月の教育基本法の改正において、その第13条において、これまで言われて続けた「教育の協働」を法律で定めたということの意義は大きいものであると考えている。国は改正教育基本法を受けて、平成20年度から「学校支援地域本部事業」を実施し、その中核となる「コーディネーターの配置」を推進してきた。大分県においてはそれ以前の平成17年度から県単独事業として、コーディネーターの配置を中核としたモデル的な事業（「地域協育振興モデル事業」）を県内4市で実施していた。こうした事業が「施策」として徐々に定着しつつある中、本報告は大分大学高等教育開発センター（以下「本センター」という。）が平成21年度から実施した、地域の指導的立場にある者を対象に、より高度なコーディネート力（アドバイザーとしての力量）を養成するための研修事業と、その修了者のネットワーク化に関するものである。

※コーディネーターの育成講座＜基礎編・中級編・上級編＞の2期生の実践報告書

＜例：2期生の講座 H22年11月～H23年9月の概要＞

改正教育基本法や教育振興基本計画をふまえ家庭・学校・地域社会が一体となり、地域ぐるみで子どもを育てる体制づくりを目的として「学校支援地域本部事業」が始まった。これまでは、家庭、学校、地域社会がそれぞれの取り組みとしておこなうことにとどまっておき、もはや単独での取り組みは限界にきていると言わざるをえない状況であることから、家庭、学校、地域社会の相互の連携協力を促し、それぞれの教育力を向上させるとともに、教育を協働しておこなう必要性が明確になったと言える。これからの教育が「青少年を育成する学校教育、社会教育、家庭教育の連携」、「家庭教育を支援するための福祉活動との連携」、「高齢者の生きがいを創出するための福祉活動の連携」等々、地域全体が連携協力して、縦割りの取組みから、「横の接続」を促進する取組みの重要性が認識されてきたと言える。

そこで、こうした取り組みに対して民間の教育力を発揮し、「家庭、学校、地域社会の教育の協働」を推進するために、地域ぐるみの学校や地域での子どもの健全育成や家庭教育への積極的な

支援、福祉と教育の融合、及び大人社会の再構築を推進する中核的な人材の養成をおこなうことを目的として開講する。

さらに、受講修了者のネットワークを組織化し、受講生の職場や地域での日常的な活動を支援するとともに、受講生の活動情報を収集・分析し、「協育」コーディネーター育成プログラムの開発や関係者へ提供することによって、本県における「家庭、学校、地域社会の教育の協働」システムの構築に寄与する。

- ①（基礎編）基礎研修：11月頃実施する。
- ②（中級編）専門研修：基礎編修了者で希望する者を対象に3月頃実施する。
- ③（上級編）実践研修：基礎編・中級編修了者で希望する者を対象に次年度の9月頃実施する。

（1）修了証

各コースの講座を受講した者には、コースごとに大分大学学長の修了証を授与する。

（2）修了者のネットワーク化

修了者が、それぞれの職場や地域での日常的な活動を充実するための活動情報の収集・提供、それぞれの活動の情報交換、及び各種研修、モデル事業の実施、県内活動組織のネットワークの促進等をおこなうために「大分『協育』アドバイザーネット」を組織する。

<2013年度（平成25年度）>

9. 【論文】「教育の協働推進」と「コーディネート機能」の関係 H26.1

～優れた「地域による学校支援活動」の実践の全国調査から～

<日本生活体験学習学会誌第14号(2014.1)> 中川忠宣 山崎清男

教育基本法第13条の規定をふまえ、学校と地域社会との連携・協働体制を構築し、地域ぐるみで子どもを育てるシステムづくりを目的とした各種事業が積極的に展開されている。平成23年度からは学校と地域との連携・協力体制づくりに関する各種事業が一体化された「学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業」として再構築されるとともに、教育の協働の取り組みに関する文部科学省の顕彰事業も始まった。こうした施策の中で今日、組織としてのコーディネート機能の重要性が注目されており、筆者らは、平成23年度に、平成20年度から平成22年度の3年間（3回）にわたる調査研究に基づいた「教育の協働を推進するためのコーディネート機能に関する仮説」を提示した。本研究は、この仮説の検証を主な目的として、コーディネート機能のあり方を明らかにすべく、文部科学大臣表彰を受賞した「全国の優れた取組み」の調査・分析を行った。この調査・分析の結果から、「教育の協働」を推進するための1つの方策として、市（区町村）の「教育支援活動」推進体制及び事務局（プラットフォーム）体制と住民との関わり、さらに、目ざすべきプラットフォームのあり方に関して若干の提案を試みた。

今回の調査で、全国の学校支援等の担当部署が学校教育であったり、社会教育、教育総務であったり等、市（区町村）の実態・施策によって異なっていることもわかった。また、1市ではあるが首長部局の子育て支援担当部署が実施していた。現在の文部科学省が推進する「地域による学校支援活動」を充実させるには、コミュニティ・スクールを担当する学校教育、地域住民が子育てに関わることを推進する社会教育、首長部局が進める「青少年健全育成」等の施策の一体化が課題である。教育委員会制度の議論は、その舵取りをするのが首長なのか、教育長なのか議論されているのではないかと感じる場所である。施策の目的によって主導する部署が決められているようであるが、そこに、「教育の協働」という横串をいかに入れるかが重要であろう。

<2016年度(平成28年度)>

10. 【論文】コミュニティ・スクールにおける教職員の多忙化(仕事量の増加)及び多忙感(ストレス)に関する一考察 H28.7

<日本生活体験学習学会誌第16号(2016.7)>中川忠宣 山崎清男

現在の子どもの課題として取上げられるものが「体験知」の不足であり、これまでの研究で、このような子どもたちに「生の体験」をさせることを一つの目的とした取組みである「学校支援地域本部事業」と「コミュニティ・スクール」における取組みの実態を取り上げてきた。本論文では、「学校支援地域本部事業」と「コミュニティ・スクール」における取組みの中で常に論じられる教職員の多忙化(仕事量の増加)及び多忙感(ストレス)に関して、その要因を探るものである。本調査で明らかになったことは、コミュニティ・スクールの導入が「教職員の意識改革へ有効」であること、担当者以外の教職員は、「多忙化(仕事量の増加)」と「多忙感(ストレス)」を日常の教育活動の中ではあまり感じていないこと等である。さらに、教職員は、「多忙化(仕事量の増加)」及び「多忙感(ストレス)」とコーディネーターの配置等との直接的な有意な相関関係も見られないことなどから、「多忙化(仕事量の増加)」と「多忙感(ストレス)」を減少させるためには、総合的なシステムづくりと運営の工夫が必要であるという結論を見出すことができた。

調査研究は、平成18年度～平成22年度にコミュニティ・スクールに指定され、4年～8年経過した公立小中学校を対象として実施したものである。導入した当時は、コミュニティ・スクールそのものが学校現場でよく理解されないままに導入されケースが多くあり、「自己流」的な要素が大きい中で運営されてきた。その後、各学校での研究や取組みが進み、本来の目的に沿ったコミュニティ・スクールの運営がなされるようになったと思われる。あわせて、様々な研修や交流の取組みも充実されてきた。しかし、教職員の「多忙化(仕事量の増加)」や「多忙感(ストレス)」の軽減は現在も大きな課題であり、このことへの対応策が講じられることによって、今後のコミュニティ・スクールの定着と拡充が進められていくと思われる。

<調査研究Ⅰ～Ⅵから作成した論文のまとめ>

①「方向性」：コミュニティ・スクールの意義や運営の考え方に関すること

学校としての確かなビジョン、校長が変わってもぶれない「地域の学校像」を基盤にして、子どものための教育活動が「地域づくりの活動」と一体化していくという考え方が必要である。

②「小中連携(一貫)」：学校単独ではなく、中学校エリアの学校の連携に関すること

コミュニティ・スクールはあくまでも手段であり、地域全体でのネットワークによる活動が必要である。このことによって地域にある様々な組織・団体と繋がった日常的な教育活動が可能になる。

③「ネットワーク化」：地域の様々な機関、組織・団体等とのネットワークに関すること

「我が学校」でなく、地域にある様々な組織・団体と繋がることが大切で、行政区単位等の生活エリアの様々な活動とのネットワーク化が、事務の簡素化や活動の効率化、有効性を産み出していく。

④「課題」：工夫はしているが解決できていない(できない)課題に関すること

地域にある様々な組織・団体と繋がるとは、「繋がるための事務」や「それらの組織・団体の活動への参加」等による多忙化(仕事量の増加)に繋がるためになかなか進まないことや、不必要なコミュニティ・スクールの導入は「やらされ感」があり、負担感が先に立ってしまう、などの課題を抱えている。さらに、コミュニティ・スクールを引っ張っていくリーダーの存在がないことも課題としてあげられている。

第5章 「教育の協働」の実践と発展へ！

第1節 教育の協働の推進に関する調査報告Ⅰ～Ⅵの概要

Ⅰ. 生涯学習社会の形成を目指す教育の協働に関する報告Ⅰ

～大分県における「学校支援地域本部事業」に係る意識調査から～平成21年3月

＊平成20年（「学校支援地域本部事業」の実施時）の考察の概要

1. 基本的事項の考察

学校支援地域本部事業を推進する部署は、文部科学省においても、大分県の各自治体においても教育行政の生涯学習推進部局であることの意味を踏まえることが重要であり、教育の協働が目指すものは、家庭、学校、地域社会が教育力を相互に補完することだけではなく、それぞれの教育活動をより効果的に推進する方策であることなどを前提として、次の視点が必要であると考えられる。

1つ目は、「子どもの育成」という視点が必要である。家庭だけ、学校だけ、地域社会だけではそのことを担いきれないことが徐々に認識されていることは事実である。

2つ目に、教育の協働に参画・参加・協力する「大人自身の学び」と「生涯学習の振興」という視点が必要である。大人相互の新しい繋がりが生まれ、地域の連帯感や活性化という大人社会の再構築を目指すという視点が必要である。

(1) 「学校支援」という言葉へのアレルギー対策

「学校支援」とは「学校における様々な教育活動において、地域住民が持つ知識や技能を子どもたちのために発揮して効果を上げることや、教育環境を整備する。」ことである。しかし、実際に取り組んでいる学校支援地域本部では、教職員及び地域住民共に「学校支援」という言葉から来るイメージにアレルギーが生じていることは事実である。多くの地域住民の理解を得ながら「できる人が」「できる時に」「できる事を」という取り組みを推進するためには「学校支援」という言葉へのアレルギーを払拭する必要があるのではないだろうか。

(2) 生涯学習の振興という視点からの推進

「協育」ネットワークは、「次世代を担う青少年の育成」のために大人が学んだ知恵と技能、そして一人一人の地域づくりに対する想いによって構築されるものである。このことは、多くの地域住民が参加する生涯学習の機会づくりであり、大人社会づくりであり、「学び」を地域へ還元する生涯学習社会の形成であることを押さえておくことが重要であると考えられる。

2. 課題への対応

「子どものために大人が様々な形で関わる」ことは、教職員、地域住民ともに「必要」という認識は十分に持っていることが理解できた。しかし、実際の教育活動におけるシステム的な取り組みを推進するには、教職員の「多忙化に繋がる恐れがある」等の危惧があること、教育の協働の方策には地域性があり、地域が目指すものや取り組み方、重点、課題などとの関連があることなどから、推進のための課題や方策に関する対応の視点を考察することとする。

(1) 子どもの「負の意識」について

「学校支援」の目的は子どもの育成であり、地域住民のボランティア活動によって学校教育活動が充実し、子どもたちが生き生きと学ぶことを目指している。しかし、「学校で地域の大人と交流・活動などをして欲しくない」という児童生徒が約37.8%であり、「学校に行くのが楽しくない」とい

う子どもほどその傾向があることから、学校教育において育てたい人間性を明確にして方策を考えることが必要である。

(2) 学校の情報提供の充実について

教育の協働のキーワードは「情報の共有」と「コーディネート機能」であることは大分県教育委員会が指摘していることであるが、今回の調査においても「学校支援」を充実するうえで重要なこととして、地域住民・保護者、教職員が共にトップに上げていることが「学校の情報」を地域住民に発信することである。情報発信が、学校や行政の多忙化に繋がりがねないが、今ある情報提供機能の有効的な活用や、ホームページによる情報発信など、「情報提供の工夫」という視点が必要であり、重要である。

(3) 予算の確保について

教育の協働における 1 つのキーワードは「コーディネート機能」であり、大分県では専任のコーディネーターを配置することによって推進する取り組みを行ってきた。「学校支援活動」に係る経費について、各自治体において必要経費が何なのかを十分に検討しながら「既存の事業の見直しによる経費の確保」という視点が必要である。

(4) 学校内の情報の保守について

学校には様々な、守らなくてはならない公的な情報や児童生徒・教職員の個人情報がある。地域住民は、日常的に学校へ出入りすることによって知り得た「情報の保守」という義務を守ることによって学校支援が可能となることを認識することが重要であるという視点が必要である。

(5) 学校教育活動の多忙化について

「学校支援」の拡大が「教職員の多忙化に繋がる」という考えを持つ教職員が多いことも明らかになった。その反面、技術や補助が必要な授業や危険が伴う授業などにおいては、専門的指導者や多くの支援者によってより充実した授業ができること、中学校における職場体験の受入先の確保もできやすいことなどから、コーディネーターや地域住民に任せることは、教職員の教育活動への時間の確保が可能になるなど、「多忙化」という課題と教育効果を対比させてみるという視点が必要である。

(6) 事故責任の所在について

活動にはリスクを伴うのは当然であり、リスクへの対応は不可欠であり、支援活動の内容によっては傷害保険への加入は基本である。リスクは傷害だけでなく、情報の流出、支援者と子ども・保護者や教職員とのトラブルなども考えられ、行政と学校、支援者で構成する協議会において充分協議したうえで、責任の所在の在り方を明確にしておくという視点が必要である。

(7) 教育行政の役割について

教育行政が、教育の協働の推進について責任を負うためには、上記の 6 つの視点を含めた推進方針を明確にすることが重要である。現場任せではなく、行政が主体的に必要・不可欠な条件を整備することによって、地域住民や学校が安心して活動でき、参加できるよう推進することが重要であると考える。さらに、首長部局の「まちづくり施策との協働」を推進するなど、体系的に推進するという視点を持つことが必要である。

II. 家庭、学校、地域社会の「協育」ネットワーク構築に関する調査報告 II

～大分県における「学校支援地域本部事業」に係る意識調査から～平成 22 年 3 月

* 平成 21 年度（「学校支援地域本部事業」の 1 年経過後）の考察

調査からわかったこと、前年の調査と比較してわかったこと、調査結果をより細かく分析して分かったことなど、学校教育活動への支援をとおして、教育の協働がどう推進されているのかについ

て、前年の調査の概要を踏まえながら分析することとする。その際、子どもの観点、教職員の観点、地域住民（保護者・住民）の観点からそれぞれを整理するとともに、その中で、教職員と地域住民の意識の違いについても若干の整理をしておく。

1. 子どもの観点から見た考察

- ①子どもにとっての必要性から見ると、学校支援活動の要望と基本的な生活習慣やコミュニケーション能力、学校へ行く楽しさなどについて、地域住民との交流や、学習活動での指導を受けることが有効であることがわかった。さらに、学習活動への支援内容についても肯定的な有意な相関、一緒にした交流・活動については、すべての項目で「良かった」という回答をした子どもが多いことなどから、地域の大人が関わる事の効果が期待できるのではないかと考えられる。
- ②二年間の比較から、学校支援が学校内の活動への興味・関心・意欲の向上に効果が期待できることや、授業の理解力等の向上への効果など、子どもに直接的な効果が期待できることが認識されてきた。

2. 教職員の観点から見た考察

- ①教職員にとっての必要性から見ると、現実の必要感とイメージ的な必要感とに分かれるようである。また、学校支援を教育課程や教育活動計画に位置付けている教職員が少ないことや、コーディネーターとの連携・協力が進んでない教職員も多くいることがわかった。
- ②教職員の学校支援に関する意識及びその変化については、積極的に学校支援を受け入れている学校支援地域本部（推進型）と、あまり受け入れてない本部（不要型）について相違点を、学校支援の必要性、受入状況・受入計画、期待される効果、その地域の住民の意識等を重ね合わせて考察した。その中の一例として、推進型は学習活動への支援で、不要型は環境整備・安全への支援という違いがあること、また、t検定で両群の平均値間に有意な差 ($p < 0.0001$) が見られたは「学校への関心」「コーディネーターの配置」「支援が必要な内容の情報発信」であった。
- ③学校支援の受入れには課題があるが、特に支援者の発掘・依頼・打ち合わせ等による多忙化は大きな課題である。しかし、今回の調査でも1番の課題（42.2%）となっているが、コーディネーターの活用によって多忙感が減少しているという結果もでていいる。その他の課題も、行政、地域住民、学校の三者によって対応できると考えられることから、次回の調査で詳しく検討してみることとする。

3. 地域住民の観点から見た考察

- ①学校支援活動を「子どものため」とだけ考えるのではなく、前年の調査同様に、今回の調査においても、地域づくりへの意欲や学校教育への理解、自分自身の意識の変化など、40%前後の地域住民に意識の変化を与えており、地域住民への大きな効果があることを重視する必要がある。
- ②今回の調査でも、住民の子どもへの関心が高いこと、多くの保護者が学校支援の必要性を感じていること、さらに、「今後、学校支援の活動への参加」についても、「参加したいと思う」が68.7%（住民：66.8%、保護者：69.3%）が「参加したい」と回答しており、このことから、学校支援の必要性や住民の学校（子ども）への関心の高さがうかがえる。

Ⅲ. 家庭、学校、地域社会の「教育の協働」に関する調査報告（Ⅲ）

～大分県佐伯市における「教育の協働」に係る意識調査から～平成23年3月

* 「教育の協働」を推進する視点～平成22年（佐伯市）の調査から見えてきたもの
学校支援地域本部事業が実施されたこの3年間、大分県としては、平成17年度からモデル事業と

して取り組み始めて6年目が終了することでもあり、今後の取り組みの方向性が問われることになる。大分県での当初の方向性としての「コーディネート機能をどこに置くか」がその中心的なテーマである。教育基本法の第13条の具現化と、平成18年度に策定された大分県総合教育計画(大分県教育改革プラン)を推進していく上で、教育の協働を言葉としてではなく、施策として継続していくことが求められる。

本「調査報告Ⅲ」は、過去2回の調査報告とスタイルを変えて、佐伯市の特徴及び学校支援を中心とした教育の協働を推進する方策を分析する観点から作成することとしたことは冒頭述べたとおりである。よって、過去2回と違う構成で述べてきた。最終章においては、今回の調査を基にした教育の協働を推進するための「根拠(学校教育における有効性)」「教育の協働を進めるための視点」という視点からまとめることとする。

【考察1：子どもの視点から】

1. 子どもたちの学校支援の経験は小学生ほど多く、その評価は、教科学習、総合的な学習の時間、クラブ・部活動、学校行事、読書活動など、全ての項目において肯定的な評価が多い。また、その理由として、小中学生共に50%以上の回答が「分かる・出来るようになる」で、その他の理由では、小学生ほど多くなるが「楽しい」「褒めてくれる・優しい」など、教職員だけの指導では感じられない良さを感じていることが分かった。

2. これまでの報告で示したように、学校支援の要望と「学校での楽しいこと」においても、「教科学習」や「総合的な学習の時間」など、相関が高い項目が多いことなどもわかった。総体的には、学校支援を望んでいる子どもが多いこと、学校支援を望んでいる子どもほどコミュニケーション能力等に優れているという傾向があることもわかった。今の子どもの課題として指摘されている「コミュニケーション能力」や「学ぶ力」、「基本的な生活習慣」などの育成に地域住民の関わりが大きいことが子どもの調査結果からみえてきた。

これまでの調査と総合的に考察すると、「子どもにとっては有効である」ということが明らかになったと言える。その際「規準」と「基準」を明確にすることが重要であり、何のために(どんな力を、どこまで育てる)地域社会の教育力を求めるのかを明確にする必要がある。そして、その効果を教職員及び保護者が共有し、地域住民との協働への求めを発信していくことが子どものためになることであり、学校だけが背負い込み過ぎている現状を解消する方法であると考えられる。

【考察2：効果と課題の板挟みの教職員の視点から】

1. 学校支援の効果としては、「教職員と地域住民の協力が進む」(60.8%)ことが一番多いが、本当の信頼感や協働意識につながるかは不透明である。直接、子どもにつながる効果としての「子どもの安全」や「学校の学習環境の充実」は、これまでも取り組んできたことであり、その効果は学校にとっておおいに認めるところであろう。そのうえで、この調査で明らかにしようとしている「学習活動への効果」についても、学校生活や授業における効果などに関して肯定的な評価が徐々に高くなっていることから、教職員の学校支援への意識が変わってきたことがうかがえる。

2. 学校支援を推進するうえで、受け入れを要望する教職員側の「課題」への対応をしない限り「教育の協働」は現実化しないと考える。今回の調査においても過去の2回の調査と同様の5大課題である、「仕事量の増加」(54.8%)が最も多く、次いで、「内部情報の保守」(42.3%)、「日程等に左右される」(33.9%)、「事故責任の所在」(18.3%)、「予算の確保」(17.9%)である。しかし、「仕事量の増加」は過去の調査と比べて増加しているのに対して、「事故責任の所在」と「予算の確保」については、減少していることから、学校支援の施策が浸透している最中であることが感じ

られる。その理由として、今進めているのは、これまで以上の学校支援であり、そのための専任のコーディネーター制度の推進であることから、各学校における仕事量は増大していることは現実であろう。また、当初多かった「事故責任の所在」と「予算の確保」に関しては減少していることから、推進する立場の行政が行った、継続的な各種研修会や地域住民への啓発と、専任のコーディネーターの活動などが連動した成果であり、今後の取り組みの基盤作りが出来つつあると言えよう。

3. 学校支援地域本部事業に示されたように、教育の協働にはコーディネーターの存在がキーポイントであり、今回の調査での「コーディネーターの配置の有無」による学校支援の取り組みや効果が明らかになった。現状としては、コーディネーターを活用して、これまでに出来なかった教科学習への地域住民のサポートの取り組みの始まりや、コーディネーターの配置による学校教育への効果等の成果を感じる教職員が増加していることなどが明らかになった。しかし、教職員の仕事量の増加については、子どもの学習支援という新たな活動が広がって教育活動が充実してきたことの裏返しとして、そのための打ち合わせや詳細な計画などに関する仕事量が増加しているという課題が浮き彫りになってきたともいえ、その事への対応が重要であり、学校教育にとっての地域住民の支援の中身を精査して教育課程に位置づけた教育課程の作成が必要であり、学校教育の現状を踏まえ、たうえでの教育行政の方針と指導力・行動力が問われるところである。

これまで言われてきた様々な要因による「学校の多忙化」は、このままでは行政がいくら事務的な仕事量を減らしても（減らそうとしても）解消されないであろう。それだけ子どもを取り巻く教育環境・教育内容は複雑化・多様化していると言われている。その中で学校がこれまで言われてきた「学校の閉鎖性」を解消しない限りは、こうした課題への対応は対処療法的な処方しか出来ないのではないだろうか。今こそ「学校が何を」「学校と地域住民が一緒になって何を」を議論し、実践していく絶好の機会ではないだろうか。

【考察3：教育の協働方策という視点から】

1. 地域住民（保護者・住民）の、子どもや学校への関心は非常に高く、65.9%が「子どものための活動」と回答している。また、前述したように、学校への関心と今後の学校支援活動への参加意思には非常に高い有意な相関があるなど、地域住民の学校支援への意識は非常に高いこと、地域住民も教職員と同じように、学校支援が子どもたちに与える効果を理解していることなどから、地域住民への情報提供や子どもとの関わりの場を工夫して提供することによって、地域住民は動き出すという基盤ができていると考えられる。
2. 学校支援を含めて、地域住民の子どものためのボランティア活動を推進する方策について、教職員、地域住民、コーディネーターの全てが、一番に「コーディネーターの配置」と回答していることから、学校支援におけるコーディネーターの役割・存在の重要性が認識されてきたことがわかった。さらに、「今の取り組みの充実」についても17.8%の教職員が望んでいることなどから、行政としてのリーダーシップや施策の継続性が問われると言える。行政の取り組みの内容としての、行政としてすべき必要な予算の確保や地域住民への啓発広報、関係者の研修等についても計画的・継続的な取り組みが求められている。そのためにも、教育行政の主体的なプランの策定及び施策としての取り組みが求められている。
3. 学校支援を受け入れる教職員としては、学校支援の必要性を認識し、効果を理解し、そのための要望を行政や地域住民にする以上は、学校としての共通認識を持つ努力や、学校としてすべきことへの対応をできるかぎり計画的におこなうことが必要である。より有効な様々な学校支援を受け入れることなどは「仕事量の増加（多忙化）」につながることは当然であることを前提として、

より豊かな学校教育をおこなう上での学校支援をどう受け入れ、計画的に進めることが必要である。学校支援が日常化し、支援者の広がりへと発展するシステムづくりが重要である。今はその過渡期であることをいかに認識できるかが、今後の学校支援の充実ための分かれ目になると考えられる。

また、教育行政には、学校だけに考えさせ、汗を流させるのではなく、指摘された内容について責任を果たすための取り組みが求められる。財政の厳しい中ではあるが、「3げんそく」（財源（ざいげん）・権限（けんげん）・人間（にんげん））をいかにコントロールして有効に機能させるかの役割を求められている。

<終わりに>

今回の調査研究においては、教育基本法 13 条の「家庭、学校、地域住民の連携・協力の推進」に関わる教育の協働（「学校支援地域本部事業」を通して）による「子どもの学習活動の推進」について分析・考察を行った。まず、地域住民の子どもへの関わりによる効果について、子ども自身の意識や教職員の意識が明らかになった。特に、教育の協働を推進する方策としての専任のコーディネーターの存在・役割を明らかにし、地域住民による学校支援のキーパーソンはコーディネーターの存在であることも明らかになった。

今後、大分県においては県社会教育委員会議の答申、各市町村の各種答申等を踏まえて、県及び市町村の教育行政が、子どもを中心においた学校教育と社会教育の融合を前提とした主体的なプランを策定し、対処療法ではない、日常的・継続的な推進をすることが求められる。1つの教育機関が今の課題を全て背負うのではなく、「学ぶ気持ちを育てる家庭教育」「学ぶ意欲を育てる学校教育」「学びを深める社会教育」が協働することによる、子どもの学習活動を推進するシステムづくりこそが、今、求められている。まさに、今、大分県教育委員会が推進している、学校教育支援、地域活動の充実と地域の安全確保等のための総合的な地域住民の「協育」ネットワークが各地域に芽生え、定着していく取り組みが求められているということである。

IV. 家庭、学校、地域社会の「教育の協働」に関する調査報告IV

～「教育の協働」に係るコーディネート機能に関する調査から～平成 25 年 3 月

データを基にして、全国の優れた取り組み、大分県の取組み、先進地の取組みのこれまでの整理・分析・考察を、今回の調査の目的である「学校支援のためのコーディネート機能を発揮する事務局（プラットフォーム）の役割」について次のようにまとめることとする。

1. 市区町村の推進体制（全国の優れた取組みから見る）

全国の優れた取組みと大分県の取組みの比較からの考察から見える基本的な事項を整理する。

- ①プランの策定など、施策としての広域的・長期的な取組みを行っていることがわかる。
- ②推進プランを基盤に置いた啓発・研修、スタッフ体制等の人的（資質等含む）整備等の具体的な取組みを施策として行っていることが見える。
- ③社会教育のみならず、学校教育も含めた取り組みが行われているという傾向がある。

2. 仮説の検証（全国の優れた取組みから見る）

全国の優れた取組みと大分県の比較から取組みの比較からの考察から見える基本的な事項を整理する。

（1）事務局（プラットフォーム）体制に関すること

- ①専任コーディネーターに加え、社会教育関係に過度に頼らず、教職員や学校教育関係者、その他

の人材もスタッフとなっている。

②専任コーディネーターの複数配置や単独学校での取り組みなど、プラットフォームとしてのコーディネート機能の整備を行っている。

(2) 事務局（プラットフォーム）の住民との繋がりに関すること

①事務局としての有効な広報媒体の活用やスタッフによる口コミを積極的に行っている。

②コーディネート機能を充実させるためには「情報収集・蓄積・活用等のシステム」が重要であることがわかる。

③地域住民を含めた推進組織、ネットワークづくりを進めている傾向

(3) 先進的なプラットフォーム

①先進的な取り組みをしているプラットフォームは、これまでのニーズとシーズを繋ぐだけの「繋ぎ型」から、プラットフォームからの「提案型」であることが見えてくる。

②更に先進的な取り組みとして、積極的に提案したプログラムをとおしてすき間支援をおこなうための「受託型」へと発展している。

3. 全国から見た大分県の特徴

※大分県の「全ての機関」のデータとの比較から見えること

これまでの比較では、全国のデータは文部科学大臣表彰を受賞したトップのAレベルの取り組みのデータであり、大分県のデータはA～Cレベルの全ての取り組みのデータである。それを比較することにより文部科学大臣表彰を受賞した市（区町村）、及び機関等の優れた取り組みを洗い出したが、全国の優れた取り組みに匹敵にする市町村・校区組織の機関等で取り組みレベルのものが多いこと、大分県の取り組みの特色、更には、今後大分県の各市町村が学ぶべきこと等が見えてきた。

(1) 市町村の取組み状況に関すること

①推進組織、事務局スタッフ、研修対象者等のデータから、大分県の特徴は社会教育主導の傾向であることがわかった。

②長期的・施策的な取組みがうかがわれず、今後の方向性を探っている段階なのかは今後の聞き取りによって明らかにしたい。

(2) 事務局（プラットフォーム）に関すること

①公民館に専任コーディネーターを配置している関係上、社会教育行政主導體制になっている広報や人材拡充、重点的な取り組みが見える

②運営は専任コーディネーター主体の取組みになっており、「コーディネートスタッフ」が見えてこないという状況がある。

この報告書は、今後の推進方策に関する事務局（プラットフォーム）の役割を考えるための1つの

「物差し（スケール）」を提示するものである。現実には、地域の願い、人々の想い、地域の良さと課題、これまで培ってきた人の繋がり・・・様々な地域の状況によって異なります。それは「差」ではなく「特性」と考えます。



V. 家庭、学校、地域社会の「教育の協働」に関する調査報告V

～コミュニティ・スクールにおけるコーディネーター機能を中心に～平成 27 年 3 月

*コミュニティ・スクールの実施の成果と課題

1. コミュニティ・スクールの実施による成果

①地域住民の学校教育活動への支援による子どもへの効果

コミュニティ・スクールの実施による子どもへの効果については、「地域の安全性の確保」が最も多く 60.8%、子ども自身のことに関しても、「関心・意欲・態度の向上」(47.6%)や基本的な生活習慣の育成(35.0%)、いじめ・不登校等の生徒指導(21.7%)、基礎学力の向上(16.8%)となっており、これまでは学校だけが抱え込んでいたこうした内容についても高い効果があったことがわかった。

②地域住民の学校教育活動への支援による学校や家庭、地域住民への効果

学校・家庭・地域住民への効果は、「学校と住民の連帯意識の向上」(84.6%)や、「情報の共有」(74.8%)、「地域の教育力の向上」(46.9%)など、学校と地域住民の繋がりづくりに効果があることがわかった。また、学校としては、特色ある学校づくり(68.5%)、学校の活性化(58.0%)、教職員の意識改革(33.6%)などの効果があることもわかった。学校支援本部事業と異なる、学校サイドからの地域教育力を活用するコミュニティ・スクールの目的から考えると、大きな成果であると考えられる。

2. コミュニティ・スクールの実施による教職員の課題

○地域住民による学校教育活動支援の推進について教職員が感じている課題

コミュニティ・スクールの実施による教職員が感じている課題は「仕事量の増加(多忙化)」が最も多く 49.7%である。平成 23 年度におこなった大分県内の学校支援地域本部調査でも 50%程度であった。文部科学省が説明する「教職員のゆとりづくり」に関しては、設問 21 の「成果」として割合が「教職員が子どもと向かい合う時間の確保」(7.0%)、「教職員のゆとりの確保」(3.5%)であり、ほとんど効果が見られていない。平成 22 年度までにコミュニティ・スクールを導入した学校で、3年以上経過した段階でも「ゆとり」が出来ていない背景を探る必要があるであろう。

3. 各項目と関係する成果の比較

コミュニティ・スクール専任コーディネーターの有無と効果の関係からは、専任コーディネーターの配置の有無と子どもへの効果及び学校・家庭・地域への効果については顕著な相違は見られないが、若干ではあるが、ほとんどの項目において専任コーディネーターの配置による効果が大きいことがわかった。特に、子どもの基礎学力と授業の理解力・集中力の向上には効果がある。

4. 教職員の仕事量の増加(多忙化)に関する比較

(1) コミュニティ・スクール専任コーディネーターの有無と教職員の課題意識

コミュニティ・スクール専任のコーディネーターの配置と教職員の仕事量の増加(多忙化)には相関関係が全く見られなく(-.007)、専任コーディネーターの配置の有無はほとんど多忙化との関係がないことがわかった。

配置が無い場合は、「他の組織との連携・協働」が-.254**、「運営協議会がコミュニティ・スクールの評価をしている」が-.248**であり、配置されていないコミュニティ・スクールにおいては、他の組織との連携・協働が行なわれていないことがわかった。逆に、「教職員がコーディネーター機能を担っている」が.264**と高く、教職員がコーディネーターの役割を担っていることがわかった。

(3) 日常の仕事量の増加(多忙化)とコミュニティ・スクールの効果の関係

①日常の仕事量の増加(多忙化)の有無と子どもへの効果

傾向としては、多忙化を感じる学校は、子どもの意欲や生活態度、基礎学力の向上等、子ども自

身の育成に効果あったと回答している。逆に、多忙化を感じない学校は、安心・安全な地域や学校内の環境整備など、子どもの周辺の環境づくりに効果があったと回答している。環境づくりに関する取組みを進める場合と、個々の子どもの学習支援を進める場合ではきめ細かなコーディネートの作業量が異なることから、多忙化を感じる学校ほど、子ども一人一人の学習支援活動が行われていることが推測できた。

②日常の仕事量の増加（多忙化）の有無と学校・家庭・地域への効果

日常の仕事量の増加（多忙化）と学校・家庭・地域への効果について、若干ではあるがほとんどの項目で、多忙化を感じないコミュニティ・スクールの方が効果を感じていることがわかった。大きな違いは、「学校と地域の情報の共有」では 22.7%の差、次いで「地域の教育力の向上」では 17.0%の差があることから、地域と情報を共有して、地域が動き出すことが仕事量の増加（多忙化）への対応であると言えるのではないかと推測された。

今回の調査から見えてきたコーディネーター機能とそれを動かすシステムについて以下のように整理し、提言する。

- (1) コミュニティ・スクールの取組みは、単に「学校内の教育活動への支援」としてとらえるのではなく、子どもを中心として「学校が担うこと」「家庭が担うこと」「地域社会が担うこと」を総合的に考え、その重要なツールであると考えられる必要がある。そのことによって学校教育への過度の依存から脱却して、関係者が同じテーブルに着いた協働した教育活動（教育の取組み）が生まれる。その取組みがなされないままに「学校教育への支援」としてのコミュニティ・スクールの導入は、学校教育の多忙化や形だけのコミュニティ・スクールにつながる恐れがある。
- (2) コミュニティ・スクールの効果は大きいとされているが、それを現実として感じることで、教職員と学校運営協議会委員が本気になると考えられる。特に、学校関係者は、「教職員だけでは対応が困難な課題」から目をそらさずに、地域の教育力を活用するという新たな手法の有効活用への意識改革が求められる。また、学校運営協議会委員は、地域の代表として教職員と共に地域の子どもを育てる中心的な役割を担っていることの自覚が求められる。そのためには様々な研修や情報の共有を図りつつ、地域住民への啓発を進める取組みが必要である。
- (3) コミュニティ・スクール専任のコーディネーターの配置は、取組みの充実や成果とともに、教職員の仕事量の増加（多忙化）への対応にもなる。しかし、財政上で困難な状況の中で配置できていないコミュニティ・スクールが多い。よって
 - ①同様な目的で活動している既存の組織や事業との連携・協働
 - ②コミュニティ・スクール内の組織・体制づくり
 - ③他の目的で活動する組織との新たな協働体制づくりなどの工夫によって、コーディネーター機能を位置づけ、運営協議会での協議事項が実行に移されるようなシステムを作る必要がある。

VI. 家庭、学校、地域社会の「教育の協働」に関する調査報告VI

～コミュニティ・スクールを効果的に運営するための機能と教職員の多忙化（仕事量の増加）・多忙感（ストレス）の要因を探る～ 平成 27 年 10 月

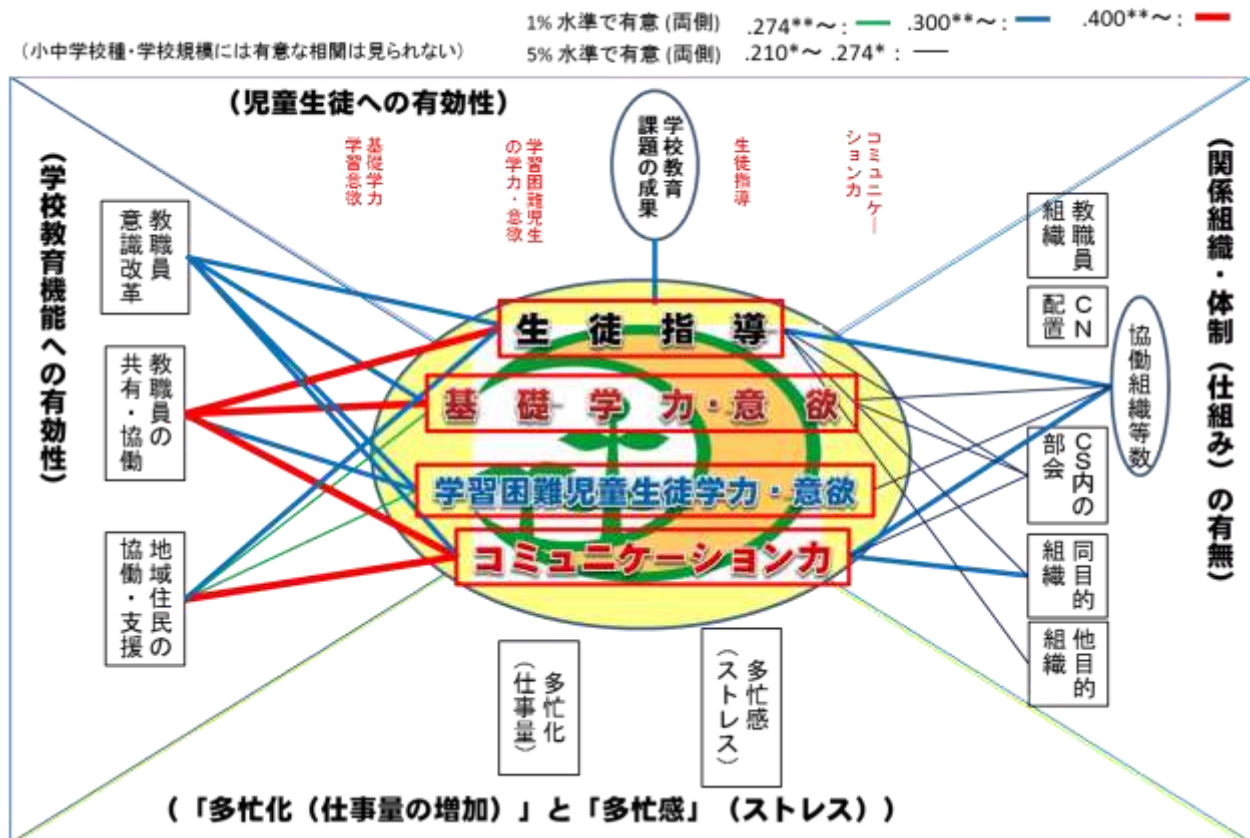
1. 5つの考察

考察1. 学校教育機能の「3点セット」

学校教育課題への成果及び児童生徒への有効性が「教職員の意識改革に有効」「教職員相互の意

識の共有・協働に有効」「保護者・地域住民の協働・支援に有効」の3項目の全てに有意な相関があること、さらにこの3項目の間にも高い有意な相関があり、3項目の様々な相互作用の中で成果が生まれることが推測できる。特に、「教職員の意識改革に有効」が、「多忙化（仕事量の増加）」及び「多忙感（ストレス）」に有意な相関があることから、上記の3項目を「3点セット」として中心的な取組みをしていくことが必要であろう。

パースンの相関係数から見る「有意な相関関係図」:「児童生徒への有効性」



考察2. 教職員の組織化がコミュニティ・スクールの基盤

コミュニティ・スクールを運営するための「教職員の組織(体制)」があることは、報告Vで提言した学校外の組織等である「専任コーディネーターの配置」「コミュニティ・スクールの学校運営協議会内の部会の設置」「同じ目的で活動する組織との協働」と.274**以上の有意な相関があることから、教職員組織(体制)がコミュニティ・スクール運営のための学校側の基盤になっていることが推測できる。また、「保護者・地域住民との協働・支援に有効」とも有意な相関があることなどから、学校外の組織が協力し合うだけでなく、教職員組織等の学校内の推進体制ができ、その組織と学校運営協議会や様々な組織・団体と繋がるというシステムが必要であり、「繋げるため」には専任のコーディネーターがその役割を担うことにも関係してくるであろう。

考察3. 専任コーディネーターの役割

専任コーディネーターの配置と、コミュニティ・スクールの成果や児童生徒及び学校教育機能への直接的な相関は見られないが、専任コーディネーターの有無による効果等の差は、一部の項目で見られる(報告V)。さらに、教職員の「多忙化(仕事量の増加)」と「多忙感(ストレス)」との相関も見られない。しかし、専任コーディネーターは、関係する様々な組織・団体を繋いでいく役割を担っていることが推測でき、コミュニティ・スクールの目的を果たし、学校教育課題への対応や児童生徒への効果を発揮するとともに、地域住民の協働・支援のために、間接的ではあるが

重要な役割を担っているととらえることができるであろう。今後は、何を専任コーディネーターの職務内容にするかの検討が必要であり、専任コーディネーターを中心としたコーディネートシステムの整備が重要であろう。

考察4. 多くの組織・体制とのネットワーク化がカギ

コミュニティ・スクールの運営のための、専任コーディネーターの配置等の4つの組織・体制（仕組み）と協働する組織等の数については、「学校教育機能に有効」と「運営のための組織・体制（仕組み）」に関する全てと有意な相関あり、多くの組織・体制（仕組み）と繋がっていることによる効果が大いことがわかる。さらに、このような体制づくりは、児童生徒への教育効果にも有効性が認められる。しかし、懸念された「多忙化（仕事量の増加）」と「多忙感（ストレス）」には有意な相関がないことから、コミュニティ・スクールの効果的な運営のためには、専任コーディネーターを中心として多くの組織・体制とのネットワークづくりが重要になると言えよう。

考察5. 「多忙化（仕事量の増加）」及び「多忙感（ストレス）」と教職員の意識改革

「多忙化（仕事量の増加）」と「多忙感（ストレス）」について、日常の教育活動の中では担当者以外の教職員はほとんど（90%以上）感じていない。教頭や担当教職員等の一部の教職員の「多忙」になっていることが理解できる。また、「多忙化（仕事量の増加）」と「多忙感（ストレス）」ともに、「教職員の意識改革に有効である」と回答したほど、「多忙化（仕事量の増加）」と「多忙感（ストレス）」を感じる教職員が少ない（感じない）ことから、「教職員の意識改革」が大きなカギであると考えられる。言い換えれば「教職員の意識改革が、多くの関係者との繋がりを作り、多くの成果をあげる要因」であると言えよう。この「教職員の意識改革」をどのように進めるかが課題であろう。

教職員の意識改革にあわせて、「多忙化（仕事量の増加）」と「多忙感（ストレス）」への対策として、専任コーディネーター等の配置と有効な職務内容の設定を進めるとともに、教職員の業務の精選や分担、業務の勤務時間内実施、運営システムの見直し、仲間づくりなどの工夫も必要であろう。

2. 2つの提言と1つの提案

提言1. コミュニティ・スクールは教育改革の柱

日常の学校教育への地域人材による支援活動が定着してきており、「教職員だけが学校教育活動をおこなう主体者ではない。」と考える時代になったと言えよう。教職員の組織化や、保護者・地域住民と共に日常の教育活動の一環として、学校教育課題に対応する教育システムが重要であることを多くの教職員が共通理解することが重要である。言い換えれば「教職員の意識改革」がコミュニティ・スクール運営の基盤となる重要な要素である。まさに、教育改革の一環として定着させていくことが必要である。「子どもの学力の向上を！」「生徒指導の課題解決を！」という目の前の課題対応も必要ではあるが、教育改革をとおした「教職員の意識改革」こそ、コミュニティ・スクールが目ざしているものであり、そのことによる様々な教育効果が生まれると考えるべきであろう。そうした一連の取組みが、「多忙化（仕事量の増加）」や「多忙感（ストレス）」の軽減につながり、教育効果を上げていく道筋であり、これからの社会で求められる学校像であると考えられる。

提言2. 学校教育ビジョンと学校教育課題の明確化

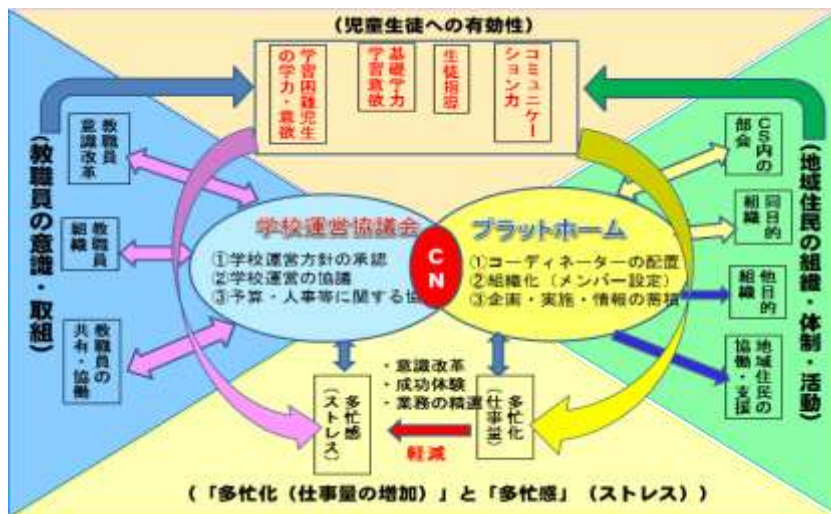
学校のコメントの1つに「必要に迫られて、コミュニティ・スクールを導入した学校は意識が高く、機能しているようであるが、全市ほぼ一斉に導入したこともあり『やらされている』という負担感が先に立ってしまう。」とあった。また、年度当初に学校教育課題を教職員全体で共有する取

組みをしている学校も少ない。さらに、学校教育目標はどこの学校でも通用するような目標が多く、具体的な学校運営の取組みにおいては、校長が変わったら方針が変わってしまう、という現状が多い。校長や教職員が異動しても、その学校の特色や課題、地域の願いや風土は変わらないことを考えると、長期的学校像とともに、達成すべき学校教育ビジョンを設定することが重要である。そのためには地域住民の参画が不可欠となる。そのことを踏まえた一定期間に解決すべき学校教育課題の設定と、単年度の学校運営の展開が求められる。こうしたシステムには、校長の手腕を発揮する部分と、教職員集団としての継続的な教育活動、長期的な地域との協働体制が必要となってくる。教育行政は、そうした流れの中でコミュニティ・スクールの導入を推進し、学校への指導・助言をおこなうことが求められる。

提案1. コミュニティ・スクールシステムの構想を提案

図 7.3-2 は、学校教育課題に対応するコミュニティ・スクールシステムの構想を提案するものであり、「教職員の意識や取組み」について働きかけたり、支援したりする役割を担う（左部分）学校運営協議会の存在、学校教育活動と地域を繋ぐ役割を担う（右部分）プラットフォームの存在が必要である。さらに、プラットフォームの機能を十分に発揮し、両者を繋ぐ役割（コーディネーターの存在とコーディネートシステム）が不可欠である。こうした仕組みを作るには、教職員が「教育改革」「教育の協働」という意識改革を行っていくための、地域からの学校支援体制づくりから始めるストーリーが必要である。そのことにより、学校教育課題への対応や、児童生徒への効果（上部分）が表れ、結果的に、そうしたシステムの中で教職員の「多忙化（仕事量の増加）」や「多忙感（ストレス）」の軽減（下部分）につながることを表しています。

図：コミュニティ・スクールシステムの構想



本調査研究VIは、平成18年度～平成22年度にコミュニティ・スクールに指定され、4年～8年経過した公立小中学校を対象として実施したものである。導入当時は、コミュニティ・スクールそのものが学校現場でよく理解されないままに導入したケースが多くあり、言い換えれば、「自己流」的な要素が大きい中で運営されてきた。その後、様々な事例や運営マニュアル等が紹介されるようになったことや、1年間～2年間のモデル指定等を有効に活用して、各学校で研究した後に導入するなどの取組みが進み、本来の目的に沿ったコミュニティ・スクールの運営がなされるようになった。併せて、様々な研修や交流の取組みも充実されてきた。このことを考えると、平成23年度～平成26年度に指定されたコミュニティ・スクールへの調査をおこない、本調査研究と比較する研究がおこなわれることによって、コミュニティ・スクールの定着と有効性が明らかになるであろうことを最後に付け加えて、平成21年度からの6回の調査研究のまとめの提案とします。

第2節 「地域学校協働活動へ」の先進地の事例 ～コーディネート機能とコミュニティ・スクールの観点から～

＜調査・研究実施時＞大分大学高等教育開発センター教授 中川忠宣 (2020年2月作成)

教育基本法第13条の改正をふまえて文部科学省では、平成20年度からの「学校支援地域本部事業」を平成23年度からは学校と地域との連携・協力体制づくりに関する各種事業が一体化した「学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業」として再構築（以下「教育支援活動」という。）しました。平成28年度からは、平成17年度から導入が始まったコミュニティ・スクールと一体化した「地域学校協働活動」の取組みへと拡大されました。本資料はこうした動向の中で、平成20年度から大分大学高等教育開発センター教授時代に筆者がこれまで聞き取りをおこなってきた先進地の取組みと、「家庭、学校、地域社会の『教育の協働』に関する調査研究」（調査報告1～調査報告6）の概要をまとめたものです。

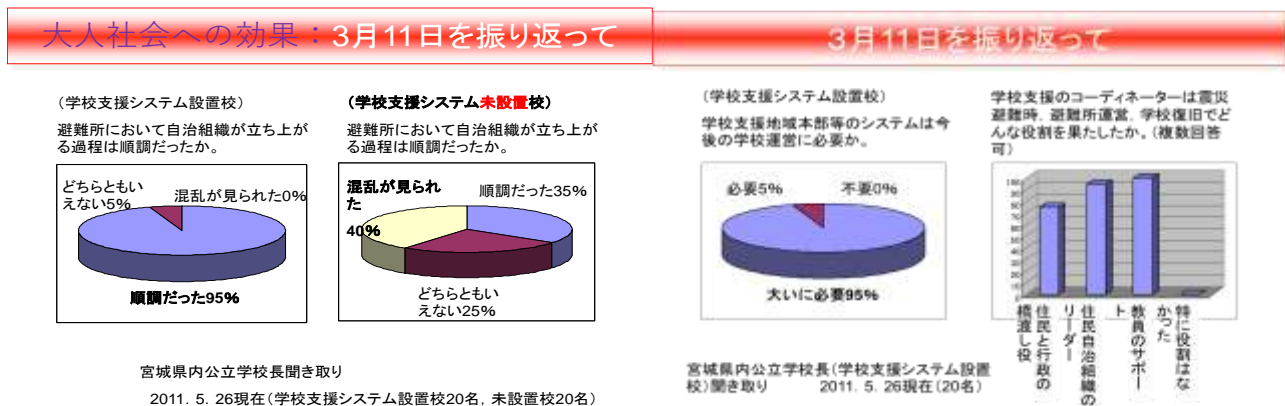
＜先進事例の紹介＞

＜仙台市の取組みの概要＞（平成24年度調査）

1. 仙台市の方針

文部科学省のホームページ等で報告している、東日本大震災の大きな被害を受けた際の、各学校における対応に関する「学校支援地域本部事業」の効果（図1）の具体的な資料を収集するために、「学校支援地域本部事業」を実施してきた下記の3つの学校を訪問し、地域からの日常的な学校支援に関するシステム、効果、課題等を知ることができました。

図1 仙台市における震災と学校支援地域本部事業との関連（文部科学省調べ）



感じたことは「それは仙台だからできた」のではなく、「どこにでも可能である、そうした状況において対応することができるシステムを、その地域の実情を基にして知恵と汗を出して作ってきた」ということを強く感じました。

右の時計は平成23年3月11日午後2時46分を示した名取市立^{ゆりあげ}関上中学校の玄関正面にある時計です。本校は13人が犠牲になりましたが、現在は名取市立不二が丘小学校に仮移転して教育活動を行っています。その時から始まった地



域の絆の重要性を、東日本だけでなく日本全国での「絆づくり」の取組みへ広げていく大切さを感じました。

(1) 全体的な方針・取組みについて

地域との連携がもたらす子どもへの効果としては主に以下にあると捉えて取り組んでいます。

- ①様々な立場の大人との関わりの中から多くのことを学ぶことができる。
- ②学校だけでは困難な教育を地域の力を借りて補完することができる。
- ③教師や保護者だけでは気づかない子ども一人一人の良さを地域住民に発見、認めてもらうことにより、多様な人との関わりの中で、様々な姿を自然に出せるようになる。

寺岡小学校においては、クラスの中で疎外されていた子どもがゲストティーチャーから認められ、「周囲の子どもの見る目が変わった」や「読み聞かせ活動をきっかけに不登校傾向にあった子どもが登校できるようになった」ということあったそうです。

【コーディネーターに関すること】

- コーディネート機能については、そのベースはかつての「地域子ども教室」（国補助事業）に関わっていたPTAや子ども会等の関係者の存在です。「地域子ども教室」が終了し、新たに始まった現在の「放課後子ども教室」への移行期間に、この方たちを核にコーディネート機能を持たせたようです。基本的には、現在の学校支援地域本部は学校に拠点を置き、コーディネーター（以下、「CN」と表記）を複数配置するとともに、CNを統括するスーパーバイザー（以下、「SV」と表記）としてのCNを1名配置しています。
- 現在、「放課後子ども教室」の関係者（CN、子育てサークル関係者、放課後の子ども支援活動関係者）による任意団体が立ち上がっており、情報交換及びネットワーク化が進んでいるとのことです。今後は、学校支援地域本部版の団体を立ち上げることも検討されているようです。

2. 仙台市全体の基本的考え方等

： 仙台市立寺岡小学校 野澤令照校長への聞き取り

野澤校長は社会教育主事、仙台市教育次長等を歴任し同校校長に就任するとともに、現在小学校校長会の会長でもあることから、仙台市における「学校支援地域本部」や「放課後子ども教室」等の教育の協働に関する取組みの現状と基本的考え方や取組みについてお聞きした。

【全体的な方針・取組み】

- 地域との連携がもたらす子どもへの効果としては主に以下にあると捉えている。
 - ①様々な立場の大人との関わりの中から多くのことを学ぶことができる。
 - ②学校だけでは困難な教育を地域の力を借りて補完することができる。
 - ③教師や保護者だけでは気づかない子ども一人一人の良さを地域住民に発見、認めてもらうことにより、多様な人との関わりの中で、様々な姿を自然に出せるようになる。具体例として、寺岡小学校においては、クラスの中で疎外されていた子どもがゲストティーチャーから認められ、周囲の子どもの見る目が変わった。また、読み聞かせ活動をきっかけに不登校傾向にあった子どもが登校できるようになった。
- 学校支援地域本部及び校内における地域連携担当教員の配置に関しては、教育委員会の「学びの連携推進室」（学校教育）が所管している。

【コーディネーターに関すること】

- コーディネート機能については、そのベースはかつての「地域子ども教室」（国補助 事業）に関

わっていただいたPTAや子ども会等の関係者の存在である。「地域子ども教室」が終了し、新たに始まった現在の「放課後子ども教室」への移行期間に、この方たちを核にコーディネート機能を持たせた。現在の学校支援地域本部では、学校に拠点を置き、コーディネーター（以下、「CN」と表記）を複数配置するとともに、CNを統括する「SV」としてのCNを1名配置している。

- 原則としてSVは有償（国補助事業として謝金を支給）、他のCNは無償である。
- 校内にSV、CNの活動スペースを設置している。常勤しておらず必要に応じた勤務である。
- 国補助事業としての本部事業が終了した後については、現在各校に配置しているSVを地区に1名配置し、各校のCNを統括することも検討している。
- CN育成研修については生涯学習課が所管しており、学校教育と社会教育行政がパートナーとなって推進している。
- コーディネート力向上のための研修プログラムを一定程度の経験を積んだCNと行政が共同で構築する構想もあり、いかに次の人材を育てるかが鍵となる。
- 現在、「放課後子ども教室」の関係者（CN、子育てサークル関係者、放課後の子ども支援活動関係者）による任意団体が立ち上がっており、情報交換及びネットワーク化が進んでいる。今後は、学校支援地域本部版の団体を立ち上げることも検討されている。

【今後の方向性】

- 活動を広げるための視点としては、
 - ①協力者を誘い込む手法を持つこと
 - ②学校側の仕掛けとして、地域に対して積極的に声をかける姿勢をもつことであり、教職員は常に地域の方々からお手伝いをいただいているという意識をもつことが大切である。これらの視点を踏まえつつ、実践を積み重ねるしかない。

3. 仙台市立学校の取組み

（1）仙台市立寺岡小学校における取組み

：仙台市立寺岡小学校野澤令照校長への聞き取り

【基本的な方針・取組み】

- 自治会、PTA、学校、企業等の関係者で構成する地域教育協議会を設置し方針や年間活動計画等の共通理解を図っている。加えて、「地域住民・地域団体」「企業・団体」「大学・教育機関等」「行政」ごとに期待される学校支援活動を例示し、協力を依頼している。
- 作品応募ボランティアや生活学習サポーターなど、教員は非常に助かっている。
 - ・作品応募ボランティア…夏休み後に作品を集約する作業を手伝うボランティア
 - ・生活学習サポーター…1年生の給食指導補助等をおこなうサポーター
- その他、地元の大学や企業、社会福祉協議会など多様な機関・団体等の参画による学校支援活動が年間を通じて実施されている。
- 教職員の理解、意識に格差はあるが、徐々に高まりつつある。教職員が地域からの教育活動支援に対して恩恵を感じることが大切である。一方、教職員には、「子どもと関わる住民の姿は、一人一人の生涯学習の実践である」「職員一人一人が学校を地域に開くことへの自覚をもつ」ことなど、地域との連携の必要性を説いている。

【コーディネーターに関すること】

- 支援活動ごとにボランティアの代表者がCNとなり、活動内容の把握、ボランティアの調整を行

っている。

- 確実に動ける協力者を把握するために、人材バンクは作っていない。支援活動に参加していただいた方の情報をデータベース化し学校として蓄積している。入力作業はSVが行い、SV、CN、教職員が情報を共有している。
- SBが支援活動プログラムを提案することを促している。その一つとして、新入生と保護者を対象とした学校見学会を12月に実施することとなった。これは、例年行われている就学前健診と入学説明会の参加だけでは、子どもや保護者の学校生活に対する不安が拭いきれないとの声を聞いたSBの発案である。

(2) 仙台市立西中田小学校における取組み

：細倉公一校長、山川由紀子SVへの聞き取り

【基本的な方針・取組み】

- 平成16年度からの3か年で実施された「地域子ども教室」における「西中田コミュニティ・スクール」実行委員会が母体となっている。19年3月の同事業の終了後も、学校、家庭、地域の要望を受け実行委員会を継続し、現在は「西中田コミュニティ・スクール」運営委員会として「放課後子ども教室」及び「学校支援地域本部」に取り組んでいる。
- 活動に必要な経費は国補助事業の予算から充てられている。併せて校区内の各世帯からの負担金（一世帯当たり50円）も活動資金に充てている。
- 学校支援活動は「学習支援」「環境整備」「防犯・交通安全」を柱として行っている。
- 教職員は地域住民が学校に入ってくるのが当たり前のことと捉えている。活動実績は学年毎に整理した上で、次年度に引継を行っている。

【コーディネーターに関すること】

- SVとCN（5名）で学校支援活動のコーディネート業務を行っている。これに放課後子ども教室担当のスタッフが1名配置されている。
- CNは支援活動ごとに役割を分担するとともに、会計や物品調達なども手分けしながら取り組んでいる。
- 学校内のコーディネートは地域連携担当教員と教務主任が中心になり、各学年からの要望をSVに伝えている。要望事項は必ず所定の様式を使い必要な情報が確実にSVに届くようにしている。

(3) 仙台市立富沢中学校

：庄子修校長、菊池浩美教諭、高畑由美子SVへの聞き取り

【基本的な方針・取組み】

- 平成21年度から学校支援地域本部（「サポートかしわ」）を運営しており父母教師会（PTA）と共同で学校支援活動を実施している。学校支援地域本部の役員に父母教師会の代表が一名入っており、学校支援地域本部（地域）と父母教師会（保護者）との橋渡し役を担っている。
- これまでの地域からの支援に加え、今年度は生徒が地域に出て祭りや河川の清掃活動などの地域行事に参加する取組みを行っている。夏休み期間中に、地域の祭りや環境整備活動、小学生のスポーツ指導補助等に延べ約390人の生徒が参加した。生徒には活動への参加とともに、多くの大人と会話するように指導し、コミュニケーションの大切さを教えている。
- 地域との連携の重要性については、特に職場体験実習をとおして実感している。実習終了後のアンケートで、今後身に付けたい力に対して「学力」を挙げる生徒が多い。その理由については次年

度具体的に調査したいが、仕事に対する大人の「本気」を目の当たりにすることが考えられる。

【コーディネーターに関すること】

- SVとCN（4名）がコーディネート業務をおこなうとともに、支援活動ごとの代表者がこれをサポートする体制をとっている。
- CNは「SVの補佐」「会計」「広報」を担当しており、役割分担ができています。
- 学校内のコーディネートは地域連携担当教員が主任となり、各学年代表を入れた四名体制としています。要望事項は必ず所定の様式を使い、必要な情報が確実にSVに届くようにしています。
- SVは謝金の支給があるが、全額を活動資金に拠出している。CNは無償である。また、父母教師会からも活動資金を拠出してもらっている。

以上の聞き取りの内容を整理すると、仙台市及び仙台市内の先進的な取組みのシステムは、学校支援地域本部の拠点を学校に置いており、SVと複数のCNがチームとなってコーディネート業務を行っており、学校の体制としては、地域連携推進担当と各学年代表がチームで校内のコーディネートを行っている。また、各支援活動の代表者もCNとして、各組織をまとめ上げるなど、SVやCN任せにしない、まさに多くの関係者がチームとしてコーディネート機能を果たしていることが理解できた。

大分県においても、平成23年度から地域「協育力」向上支援事業に取り組んでおり、学校支援活動と放課後子ども教室のCNの一元化を推進している。今回の聞き取り調査から改めて「一元化」の意味を考えると、単に二人を一人にするということではなく、コーディネート機能を一元化することであると考えることができる。そのためには「CNを配置したからコーディネート機能は果たせている」と考えるのではなく、CM配置部署の事務局が、教育の協働を推進するプラットフォームとしての役割を担えるコーディネート機能を備えることが重要である。そのためには、事務局（プラットフォーム）スタッフ一人一人がCNであるということ認識することや、重層的なコーディネートシステムの構築、情報の一元的集約・蓄積・提供が必要であり、そうしたことを推進するグランドデザインを描くことが行政の役割として重要であるということが見えてきた。

＜秋田県由利本荘市立矢島小学校の取組みの概要＞（平成25年度調査）

1. 背景と現状

本校は旧矢島町立小学校で、矢島町時代は小学校1校、中学校1校で小学校から中学校へ全員進学するという仕組みである。地域住民は以前から学校へ非常に協力的であり、子どもへの教育には関心が強い。よって、これまでも学校への協力は非常に大きいものがあった。また家庭は学校を信頼し、家庭でおこなうべき教育・躾等の役割を十分に担っている。よって、学校は学校教育に専念できるとともに、地域住民・保護者の協力を得た教育活動がスムーズに展開出来ている。こうした学校においてコミュニティ・スクールを実施する目的は次の2つである。

- ① 現在は地域コミュニティが形成されているが将来的には保障できない。よって将来まで続くコミュニティを一形成するシステム作りをおこなうこと。
- ② 複雑・多様化する学校教育において、地域の教育力をより有効に、そして、より広範囲に活用することによって教育活動を充実し教育効果を上げること。

2. 特色

本校のコミュニティ・スクールの取組みは、背景と現状に述べたように地域の教育力をスムーズ

に活用することが出来る風土があり、その風土を背景にして以下の取組みが特色として上げられる。

ア. 評価

学校評価に加え、保護者評価及び学校運営協議会評価という関係者評価を行っている。さらにそれぞれの評価を基にした協議を行い、そこから改善策を検討している。

イ. 年間指導計画を踏まえたコミュニティ・スクール活用のための計画

教育課程における年間指導計画において、各学年・各教科・各月ごとの年間単元配当表に地域教育力の活用プログラムを位置付けている。

ウ. コミュニティ・スクール運営の組織（システム）

23名の委員が役割分担（組織化）をして学校の組織と連携した運営を行っている。子どもが地域の大人と関わりやすい場の保障をし、地域の一員としての意識を育てる取組みを運営協議会が担っている。一方通行の学校支援ではなく、学校と地域が連帯して協働作業を行っている。さらに、学校内に設置した学校支援地域本部との連動により日常的な学校支援活動も充実出来ている。

エ. コミュニティ・スクールの3つの柱

- ①地域住民の学校運営参画
- ②地域力を活かした学校支援
- ③学校力を活かした地域づくり

それぞれの柱は全て学校と地域の連帯という基本的な考え方の上に立って取組みまれている。

オ. 教員の教育に関する専念

コミュニティ・スクールはややもすると教職員の多忙化に繋がるという考えが表面的に議論されるが、本校においてはこれまでであった様々な会議をこのコミュニティ・スクールの運営にあわせて整理統合することによって、会議打合せ等の多忙化を解消している。さらに学校担当者（教頭）を窓口としており、その窓口から日常的な支援者が得られるという仕組みになっている。その際教頭は、学校支援地域本部のコーディネーターと繋がっており、実際のコーディネート機能はそのコーディネーターが担っていることにある。

カ. 学校運営協議会委員の選任

委員の選任にあたっては様々議論され、課題となるところにあるが、本校においては地域を知ることが前提として校長が「思いのある人」に依頼している。このことは学校運営協議会をより効果的、よりスムーズに運営していく上で重要であると考えている。

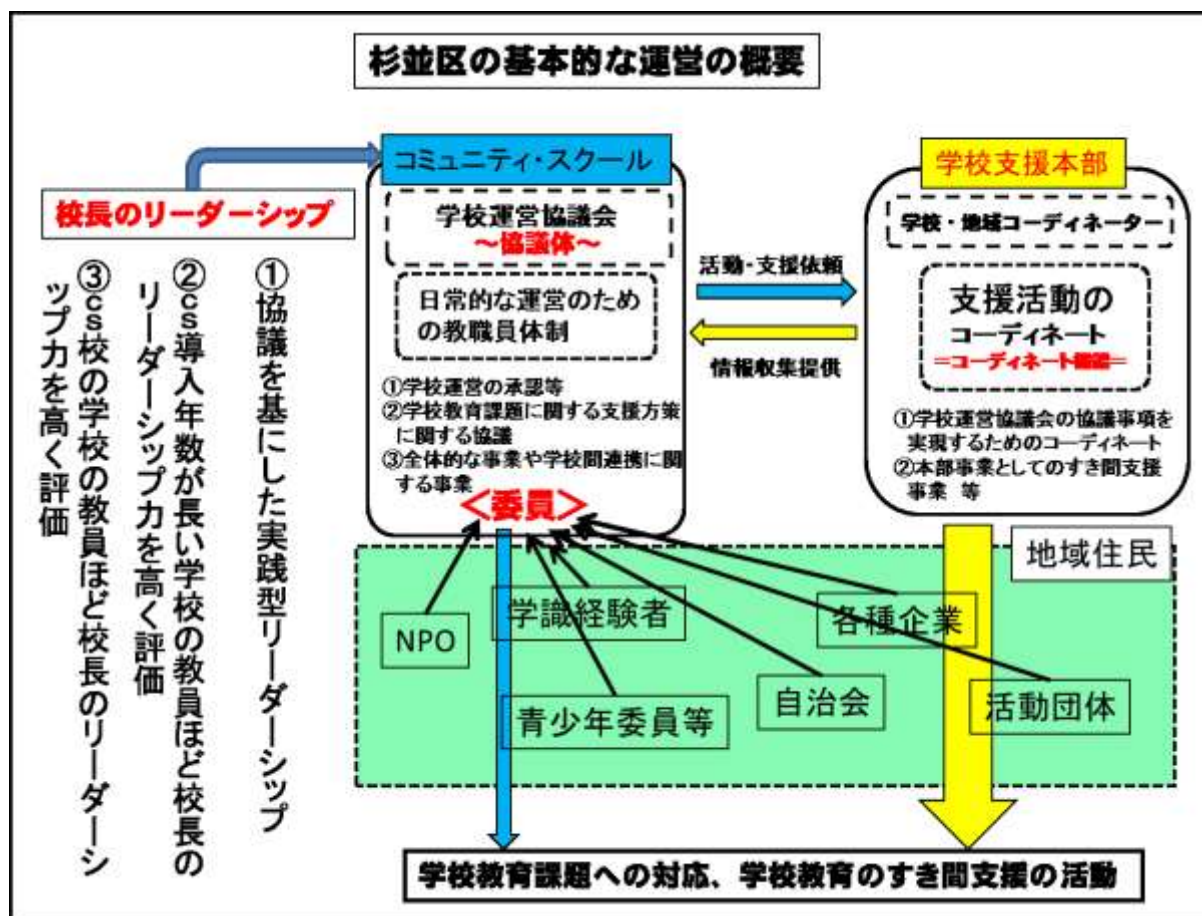
キ. 学力とコミュニティ・スクールの関係

秋田県教委はすべての義務教育学校において「皆の登校日」を設けている。月に1回のこの日は保護者も地域住民も自由に学校に来て、学習活動の参観や子どもとの交流を行っている。このことにより、子どもも地域の人へ感謝の心を持つとともに、地域住民・保護者も子どもへの関心・愛着を持つという効果があるという。

さらに地域のボランティアを授業等の中に入れることによって、子どもにとっては授業が楽しくなるという傾向がある。教員は授業を工夫し、改善していくことに努力している。このことが、学力の向上に大きく繋がっていると考えている。また前述したように地域住民・保護者が日常的にそれぞれの役割を果たしていることが教員の「学力保障」の取組みの支援になっていると考えている。

＜東京都杉並区教育委員会の取組みの概要＞（平成 27 年度）

参考図 1：杉並区での基本的な運営の概要（大分大学 中川作成）



杉並区は、全ての公立小中学校に「学校支援地域本部」を設置し、コミュニティ・スクールはほぼ半数の学校に導入している。さらに、コーディネーター研修等を積極的に進めるなどの取組みをおこなっている。杉並区内の学校では、多くの先進事例を見ることができ、本報告のデータは、平成 26 年度に実施した調査結果を紹介するものであり、詳細は、杉並区教育委員会ホームページ「地域運営学校成果検証調査の集計結果」をご覧ください。

聞き取り調査から整理できることは以下のとおりである。

- ①杉並区の現状として明確なのは「教職員への効果大きい」ということである。現状は教職員の意識より「児童生徒への効果」を論じる傾向にあるが、教育行政としての教師像を明確にし、そのための研修や管理職への指導、コーディネーター研修等々が着実に実施されていることが要因であろう。異動の際に「地域に開かれた学校へ行きたい」という教員が 13%もあることがそのことを証明している。また、こうした成果の基盤は管理職のリーダーシップであると分析している。
- ②コミュニティ・スクールが施策として推進されているということである。両輪である学校支援地域本部を全ての学校に置き、その上でコミュニティ・スクールを順次指定していることや、関係者の研修の計画的な実施によるコーディネーターの育成と教職員の意識改革をおこなうなどによる成果が大きいと考えられる。さらに、そうした施策を着実に進めるための予算の確保などもおこなわれている。

以上のような教育活動をおこなうための運営の概要を示したものが参考図 1 であり、このシステ

ムが機能していることが、杉並区教育委員会の成果の要因であると考え

【杉並区の実践の成果】

【児童生徒への有効性】

全ての公立小中学校に「学校支援本部」が設置されており、次のような傾向がある。

- ①子どもたちの教育活動に直接的にかかわる活動は主に学校支援本部で実践されているために、CSと非CSの比較で児童生徒への成果では大きく差が出ていない。
- ②CSと非CSを比較するとその違いは次のようなところに見てとれる。
 - CS校の小学生及び義務教育最終学年である中学3年生において、非CS校に比べて子どもの「自己効力感」が若干ではあるが「高い」傾向にある。
 - CS校の教員の方が、非CS校教員に比べて自校の児童生徒を肯定的に評価する傾向にある。
 - 学習に対する意欲が高い（10%差）、ルールや決まりが守れる（9%差）、多様な体験活動に積極的に取り組んでいる（7%差）

【教職員への有効性】

1. 教職員の現状

- ①児童生徒への効果以上に、教職員や地域住民への効果が大きい。
- ②授業や行事等を企画する時点で地域住民・保護者を意識したものになっている。よって、地域住民も学校運営に踏み込める関係が出来ている。

2. 教職員の意識

- ①学校支援本部事業に対する教員の考え方として「頼んでも頼まなくてもいい」という意識で対応している場合もあり、法的根拠をもつCSへの取組みと、意識の違いがある。
- ②CS校には、異動の際に「地域に開かれた学校へ行きたい」という教員が多く（13%多い）、経験を通じて地域との協力意識が育っていると思われる。
- ③CSとストレスの関係は直接的には見られない。しかし、小学校においては、保護者や地域住民との豊かなつながりが出来ていると、教員のストレスは低い。
- ④CS校の小中学校とも、非CS校に比べて「校長のリーダーシップが発揮されている」が9.3%多い。

【地域住民への有効性】

- ①CS校の地域住民・保護者の学校の運営支援活動への参加は13.3%、非CS校の地域住民・保護者の学校の運営支援活動への参加は9.2%で、CS校の方が若干多い。

【CS運営の組織・運営のヒント】

- ①校長・副校長及び教職員が組織的・計画的に関わっているCSは概ね協議が活発に行われている。
- ②学校運営協議会の会議録作成をCS委員の仕事として、全委員で内容を確認後HPへ掲載するなど、協議会活動を分担して行っている場合もある。
- ③学校関係者評価委員会は、学校運営協議会＋1名以上として制度化している。

【CSと本部の関係】

- ①全ての小中学校に学校支援本部を設置し、CSは約半数校に導入、平成33年度に全校導入を目指している。
- ②学校支援本部を先に導入したCS校は運営が良く機能している。
- ③学校支援本部を後に導入したCS校は、運営協議会内に部会を置いて学校支援活動をしてきたため、学校支援本部の役割の明確化や連携に苦慮している場合もある。

<新潟県上越市教育委員会の取組みの概要> (平成 27 年度)

参考図 2：上越市での基本的な仕組みの概要 (大分大学 中川作成)



1. コミュニティ・スクール導入までの流れと仕組み

上越市は、平成 21 年度に、地域が主体的に地域の教育活動をおこなう体制を整備するため、全ての公立中学校区に「地域青少年育成会議」を設置し、地域コーディネーターを配置した。その活動を通じて、青少年の健全育成と地域の教育力の向上を図り、「地域の子どもは地域全体で育て、そこに関わる大人も地域も元気になろう！」を目指してきた。その取組みをベースにして、上越市学校教育支援協議会を立ち上げるとともに、校長会等との連携をとおして、平成 23 年度にコミュニティ・スクールモデル事業の実施、平成 24 年度から 74 校（小学校 52 校，中学校 22 校）全ての公立小中学校をコミュニティ・スクールに指定した。こうした、ストーリーがある取組みの中で現在のコミュニティ・スクールが効果的に運営されている。地域青少年育成会議の役員又は地域コーディネーターも委員となっている学校運営協議会が方針を熟議して承認する。それを受けて、地域青少年育成会議で実働するという、車の両輪の仕組みが出来上がっている。その仕組みを示したものが上記の参考図 2 である。

2. コミュニティ・スクール運営の考え方

①コミュニティ・スクールは地域と総合的な関係を持ち、そのことで学校職員の意識が変わる。それをとおして教職員の意識の共有・協働，地域住民の協働・支援につながっていく。その際，コミュニティ・スクールはそのような取組みを行っていくためのシステムであり，教育内容ではない。こ

のようなシステム・仕組みを有効に活用することで、取組みの成果が上がる。

- ②コミュニティ・スクールにおいてもテストの成績の上昇などが議論されるが、上越市では、数字ではなく、子どもが変わる（今後変わる）様子を求めている。実際に、地域青少年育成会議の活動とおして、地域活動への参加の増加等の成果が見られる。さらに、これまでの取組みで、学校運営協議会の熟議をとおして、教職員ばかりではなく、保護者や地域住民にもわかりやすいグランドデザインが、どの学校でも作成されるようになるなどの具体的な変化が生まれている。
- ③学校運営協議会で議論されたことに取り組むことが重要である。上越市では地域青少年育成会議を事前に組織して効果を発揮している。そうした組織が無い場合は、学校支援地域本部、それなければ学校運営協議会と関係づけて地域での協働をおこなう組織が必要である。さらに、学校運営協議会と地域の組織をつなぐコーディネーターは業務量が多いが重要である。教員が担当する場合には、多忙化や多忙感が問題になりやすいのは当然である。

3. 上越市教育委員会の取組み

コミュニティ・スクールを教育改革の1つのツールとしてとらえることが大切であるとともに、コミュニティ・スクールの導入に関する教育行政としてのストーリーが重要となる。教職員が「子どものために何が必要なのか」「何ができるのか」を問い直し、また、様々な成果を実感するなどとおして、今求められる教育に関する教職員の意識の変化が生まれる。こうした、多忙化や多忙感が生じてこないというストーリーこそが重要である。そうしたことと今回示そうとしている5つの考察と2つの提言が同じテーブルに上がり、教育改革に生かされていくことには大きな関係性があることが示唆された。今回の聞き取りから、コミュニティ・スクールの推進に重要な要素を以下の2点に集約する。

- ①学校改革とは、学校が開かれることであり、教職員が子どもの視点に立って「学校だけではなく、学校運営協議会委員と課題を共有し、議論を重ねて適切に対応していくことが重要だ。」という意識に変わることが必要であり、そのためのツールとしてのコミュニティ・スクールである。コミュニティ・スクールの導入が「教職員の意識改革」と「教職員相互の意識の共有・協働」、「保護者・地域住民の協働・支援」に有効であり、この学校教育機能は3点セットとして考えられ、コミュニティ・スクールの仕組みを学校がどう使い、教育行政がどう指導するかが重要である。さらに、コミュニティ・スクールに抵抗感をもつ者はいるが、子どものために学校支援をするという姿勢をもって、教育行政がコミュニティ・スクールに指定するという英断も必要である。
- ②学校運営協議会は「協議体」であり、その協議事項の実行組織・仕組みとの協働システムをどう整備するかが重要である。そこに必要なこととして、コーディネーターの配置や学校運営協議会委員の選任の考え方であり、さらに、重要なことは、コーディネーターや学校運営協議会委員の質の向上のための情報交換も含めた研修の充実である。

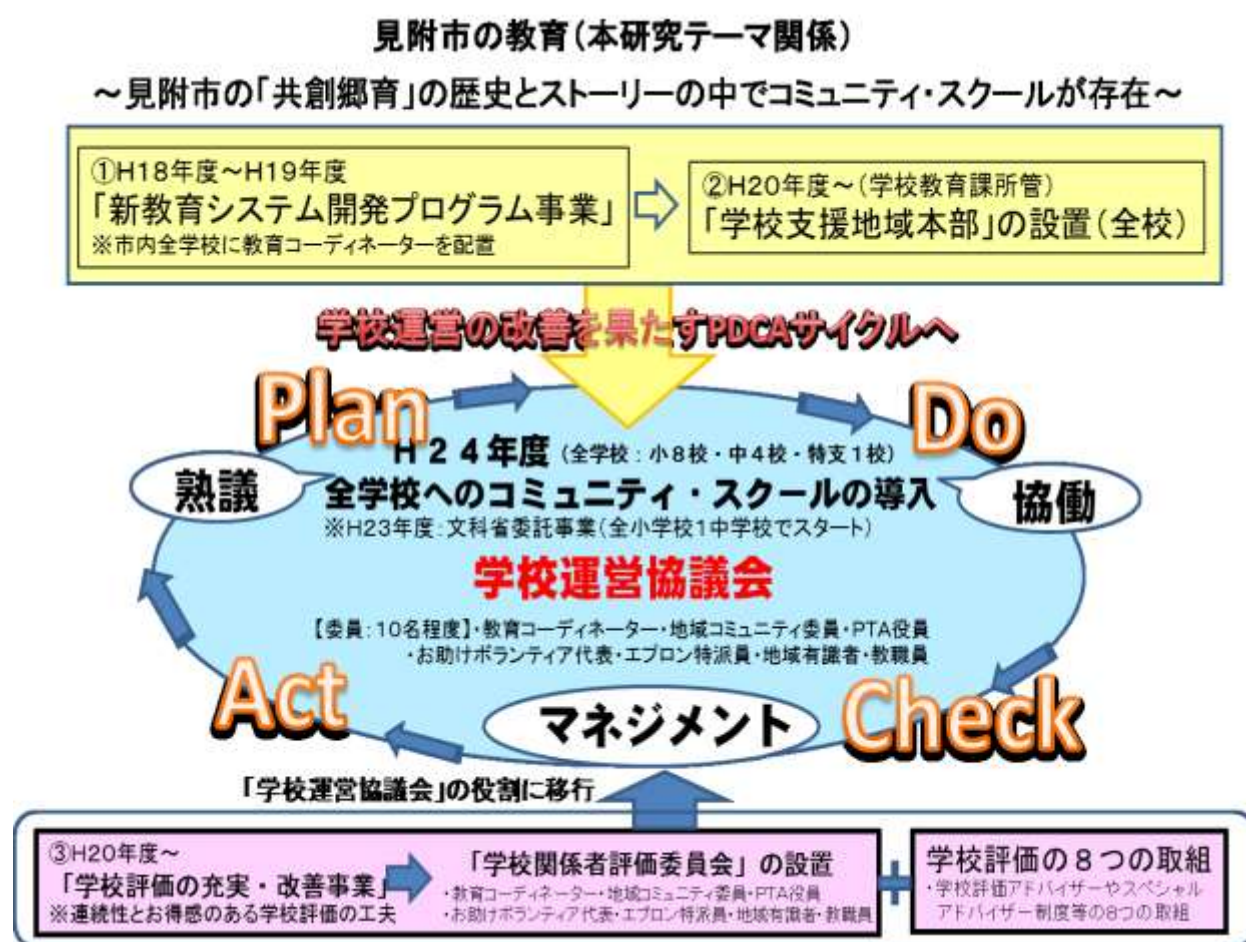
<新潟県見附市教育委員会の取組みの概要>（平成27年度）

1. コミュニティ・スクール導入までの流れと仕組み

見附市は「共創郷育」を基盤において、3段階のステップでコミュニティ・スクールにおいて大きな働きをするシステムを作ってきた。まず、平成18年度・平成19年度に「新教育システム開発プログラム事業」を実施し、市内全学校に教育コーディネーターを配置して、地域の人材を有効に活用した学校教育の質の向上を図った。さらに、「新教育システム開発プログラム事業」を定着させるた

めに、平成 20 年度から、小・中・特別支援学校の全て（13 校）に「学校支援地域本部」を設置して学校教育課が所管し、システムの学校教育活動の支援をおこなう体制を整備した。一方、平成 20 年度～平成 25 年度には文部科学省の委託研究「学校評価の充実・改善事業」等を実施し、「学校関係者評価委員会」の設置や、学校評価アドバイザー制度等の学校評価の 8 つの取組みと、学校マネジメント力の強化の取組みを行った。この 2 つの取組みを基盤において、学校運営の改善を果たす P D C A サイクルによる地域教育力の活用の推進と、学校評価を適切に行い改善充実していく仕組みを作った。平成 23 年度にコミュニティ・スクールモデル校、平成 24 年度には全ての学校をコミュニティ・スクールに指定する段階へと進んできた。学校関係者評価委員会の役割をコミュニティ・スクールの学校運営協議会へ移行させるとともに、学校支援地域本部や学校評価アドバイザー等との協働を進めながら「熟議」と「協働」の機関としての役割を担っている（次ページの参考図 3）である。

参考図 3：見附市教育委員会の基本的な仕組みの概要（大分大学 中川作成）



2. コミュニティ・スクール運営の考え方

- ①見附市は、平成 18 年度から本格的な「共創郷育」を進めており、コミュニティ・スクールの指定までに段階的な取組みを進めてきた。学校運営協議会の重要な役割である「学校運営方針の承認」等の役割に止まらず、それまでの「学校評価」の役割も担って、「評価と改善」を一元的に考える仕組みを作っている。その評価・改善と学校支援が協働した P D C A サイクルの仕組みを作っていることに特色がある。
- ②子どものために「今やっている仕事」の枠から出ることが重要であり、コミュニティ・スクールの

取組みによって「自分だけでは出来ない教育機能が生まれる」ことを認識することが教職員の意識改革に繋がる。事務的な多忙化の可能性はあるが、現状としては教育の充実感を意識する教職員が全体としては多い。担当職員のみが負担感を感じる事が無いように、市教委としては学校全体がチームとして取組みを推進していけるように管理職合同研修会を設けるとともに、新潟県教委が推進する多忙化解消アクションプランに基づき継続的に各学校を指導している。

③全教職員が同じ土俵に上がる学校システムの取組みが重要であり、そのための教育行政の役割がある。その1つとして、校長の力量アップ（マネジメント力の向上等）が必要であり、校長会の中での研修も充実させている。さらに、「スクールアカウンタビリティ in 見附」において各校のコミュニティ・スクールとしての取組みを広く市民に発信したり、学校運営協議会の一斉研修会を実施したりするなど、見附市全体としてコミュニティ・スクールの充実が進められている。

3. 見附市教育委員会からの示唆

コミュニティ・スクールの導入までに、市長が12年間、前教育長が11年間関わっており、施策としての継続性、一貫性があった。その間に、過去10余年の見附市の様々な個別の教育施策を俯瞰して方向性を整理し、校長会などでの情報の共有を進めるとともに、コミュニティ・スクールの指定までに3年間かけるなどして着実に積み上げられたものである。こうした積み上げ（ストーリー）が、有効的なコミュニティ・スクールの推進に繋がっていく重要な要素であることとともに、今回示そうとしている考察と提言の実現につながるであろうことを示唆された。今回の聞取りから、コミュニティ・スクールの推進に重要な要素を以下の2点に集約する。

- ①コミュニティ・スクールの導入するまでの段階的な手順が重要であり、様々な調査研究事業の成果を全市的に着実に生かして、地域と学校が協働するシステムとして積み上げていくことが重要である。直接的には、平成18年度からの事業が、平成23年度からのコミュニティ・スクールの導入に集約され、平成24年度から全市一斉の指定が行われていることから理解できる。
- ②教育委員会のリーダーシップにより教職員に示すべきコミュニティ・スクールの有効性の提示や、学校課題の分析、教育活動の評価との一体化が系統的に進められることなどによって、教職員一人一人が自らの教育活動の方向性を理解していくことが必要である。このことが教職員の意識改革であり、一律的な多忙化や多忙感に繋がらないために重要なことであろう。

<山口県萩市教育委員会の取組みの概要>（平成27年度）

1. コミュニティ・スクール導入までの流れと仕組み

萩市は、平成17年度に萩市立田万川中学校をコミュニティ・スクールに指定することから始まった。全国で5番目、山口県では初の指定である。その後、平成18年度には萩市立椿西小学校、平成24年度には萩市立須佐中学校、平成25年度には萩市立椿東小学校、平成26年度には萩市立萩東中学校が指定された。平成27年度には、萩市立椿東小学校が、文部科学省「首長部局との協働による新たな学校モデル構築事業」を実施するなど、5校を2年間のモデル校として指定し、その成果と課題を整理しつつ、全ての公立小中学校をコミュニティ・スクールに指定する準備をしてきた。平成27年度までに32校の公立小中学校をコミュニティ・スクールに指定、平成28年度には3校を指定し、35校の全てをコミュニティ・スクールに指定することとしている。これまで、各コミュニティ・スクールでは、学校運営協議会の熟議をとおして、各学校の教育課題に対応する地域と協働した学校教育活動の実践をおこなってきた。

参考図4：萩市での基本的な仕組みの概要（大分大学 中川作成）

萩市のコミュニティ・スクール構想(本研究テーマ関係)
 《9年間を見通した「小中連携型・一貫型」コミュニティ・スクール例》



萩市の取組みの特色は、モデル校の実践を基にしてコミュニティ・スクールを拡大した小中連携・一貫型コミュニティ・スクールの推進にある。平成 29 年度までに 15 中学校区の全てを、一定規模以上の中学校エリア内の小中独立・連携型のコミュニティ・スクールと、小中併設・一貫型のコミュニティ・スクールの 2 つに分類して、「小中合同学校運営協議会」を設置することとしている。そのため、各学校の学校運営協議会の組織やコミュニティ・スクールの運営に関する教職員の校務分掌等の組織を同様なものにしてスムーズな取組みができるようにした。

一方、地域の教育力の活用を具体的に進めるために、これまでの中学校区ごとの「青少年育成連絡協議会」をベースとして、中学校区内の幼稚園・保育園、各種団体、各校の PTA で組織する「地域協育ネット」を組織し、そうした仕組みを示したものが前頁の参考図 4 である。

2. 小中連携・一貫型コミュニティ・スクール運営のモデル事業

萩市においては、本調査の調査項目を、平成 27 年度から始めた小中独立・連携型モデルの 2 中学校区と、小中併設・一貫型モデルの 2 中学校区の 12 校の校長に対してアンケート調査をおこなった。対象校は、平成 24 年度以降の指定の 11 校と、平成 17 年度指定の 1 校である。その結果を全国調査と比較したものが下表 6-2-4 である。

萩市のデータが少ないために直接的な比較考察は出来ないが、平成 24 年度以降に導入した萩市の学校においても、今回の全国調査の結果と類似した傾向が見られる。コミュニティ・スクールの導入の成果や有効性については平成 26 年度の全国のコミュニティ・スクールと同様に「有効性」が認識

されている。また、今回のテーマである多忙化（仕事量の増加）と多忙感（ストレス）についても2つの調査結果が類似しており、コミュニティ・スクールの運営に関して、一部の教職員に多くの負担が集中していることや、「多忙化・多忙感が無い」という回答が3割程度あった。

表6-2-4 コミュニティ・スクールの導入に関するアンケートの比較

＜コミュニティ・スクールの導入の成果＞（％）			
	とても成果があった	成果があった	
萩市調査	22	78	
全国調査	25	68.5	
＜コミュニティ・スクールの導入の有効性＞（％）			
	とても有効である	有効である	
①基礎学力の向上・学習意欲の向上について			
萩市調査	22	78	
全国調査	12.9	71	
②生徒指導上の課題への対応について			
萩市調査	22	78	
全国調査	21.5	68.8	
③教職員の意識改革について			
萩市調査	33	67	
全国調査	16.1	75.3	
④教職員の意識の共有や教職員相互の教育活動の協働について			
萩市調査	11	89	
全国調査	14	73.1	
⑤教職員の日々の多忙化・多忙感の増加（％）			
	多忙化してない	一部が多忙化	多くが多忙化
萩市調査	22	77	0
全国調査	19.3	73.1	6.5
	多忙感はない	一部が多忙感	多くが多忙感
萩市調査	33	56	11
全国調査	27.9	62.4	8.6

3. 萩市教育委員会からの示唆

萩市は、山口県教育委員会の「全県的にコミュニティ・スクールを導入する。」という方針のもと、モデル事業をとおして段階的に推進してきた。特に、小中連携型・一貫型のコミュニティ・スクールの運営を目指しており、地域からの支援体制としての「地域協育ネット」の組織化をおこなった。しかし、「地域協育ネット」を実働させるためのプラットフォーム的なシステムの存在がなく、学校毎の工夫に任されているという現状であることも事実である。平成27年度から3ヶ年計画で15の中学校区に「小中合同学校運営協議会」を整備することとしている。

＜その他の訪問先コミュニティ・スクールの推進体制図の紹介＞

著者は、第1節で紹介したように「教育の協働」に関するアンケート調査をしてきました。平成20年度の大分県内の調査から始め、全国の先進校対象の調査を6回おこない、報告させていただきました。調査のテーマを①学校運営協議会制度のメリットと推進上の課題、②推進するための組織体制とコーディネートシステム、③学校運営協議会制度の導入による教職員の多忙化・多忙感を大きな柱としました。並行して、前述した訪問による聞き取り調査もおこないました。

上記で紹介した聞き取り調査の先進的な取組み以外にも素晴らしい取組みがありますので、組織・体制図のみを紹介します。

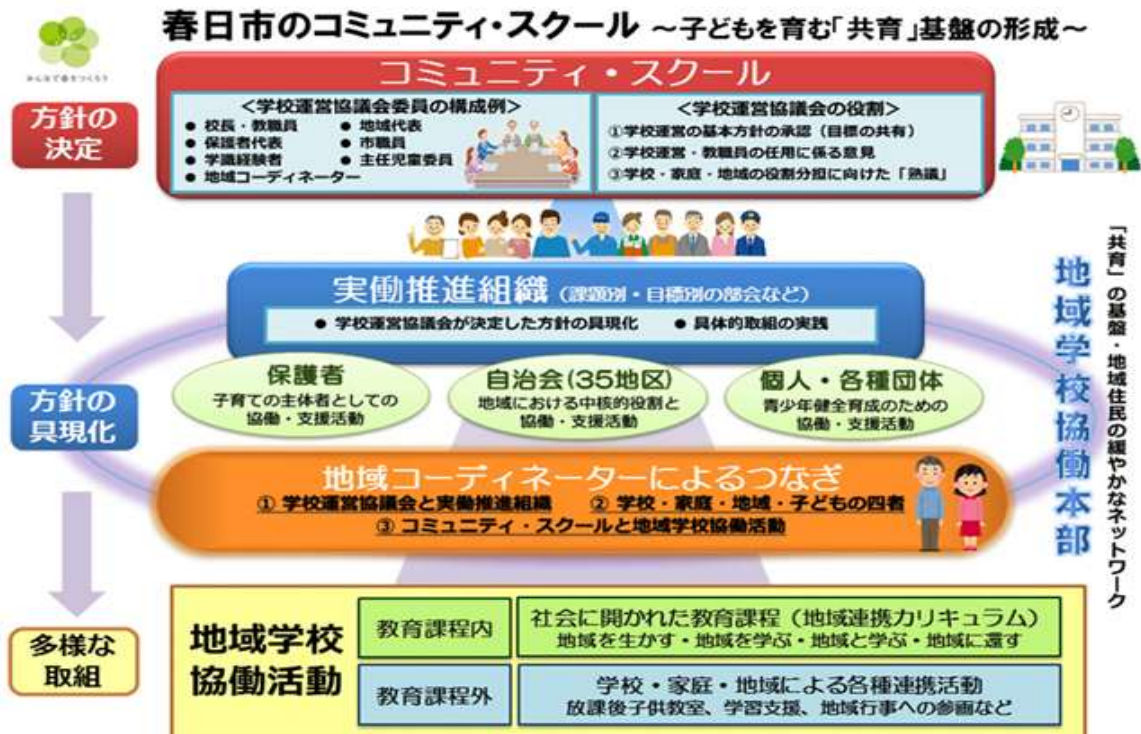
5. 奈良市みかさ学園構想（小中一貫教育の推進）の地域協育協議会の概要（平成25年度）

奈良市みかさ学園構想(小中一貫教育の推進:1中学校4小学校)の地域協育協議会の取り組み			
	目的	おもな活動内容	関連現行組織
学校評価	組織の活性化を促進し、学校と地域の連帯・協働の強化を図り、学校関係者評価の実施、分析を行い学校運営へ助言を行う。また、積極的な情報発信を行う。	・RVPDCAサイクルによるCSの管理推進(学校運営の基本方針・教育活動・予算などの評価等) ・教育資源の発掘、コーディネート ・情報発信(HP、通信)・学校評価の重視と分析	地域 PTA 校長 教頭
事務局		・各運営部部長、各学校運営協議会の事務局と連絡調整を行い、三笠コミュニティ・スクールの事務手続きを行う	(小)教頭(幼)主任 (中)教務
地域連帯部	伝統や文化・誇りを再認識し、郷土愛を育み、共助と社会貢献力を高める。	・地域教育協議会の活動の推進 ・地域行事(祭り、清掃活動)の推進と参加 ・地域と小中合同の防災教育、防災訓練	地域教育協議会
育ち支援部	健全育成に関わる地域の人々が協働し、学校、家庭、地域をつなぎ、子どもたちの健全育成を推進する。	・少年指導協議会の活動の推進 ・通学路点検、登下校指導、青パト ・相談活動 ・不登校、虐待、ネグレクト、不正クレームなど解決困難な課題に協働の組織体制で対応する。	少年指導協議会
学援部	学校と地域のニーズマッチングを積極的・効果的にいき具体的アクションに結びつける	・学習支援ボランティア、スクールサポーター、ゲストティーチャー等の管理運営 ・キャリア教育の推進・部活動支援 ・漢検、英検等の受験推進	放課後子ども教室 放課後学習
小中一貫教育推進委員会(月1回)	義務教育9年間を一体として捉え、学校生活への適応と学力保障を目指す	・児童生徒の交流 ・教職員の交流 ・9年間を見通した教育過程の編成	教頭 教務主任 研究主任

<全国の先進事例の体制図（令和3年度の事例集より）>

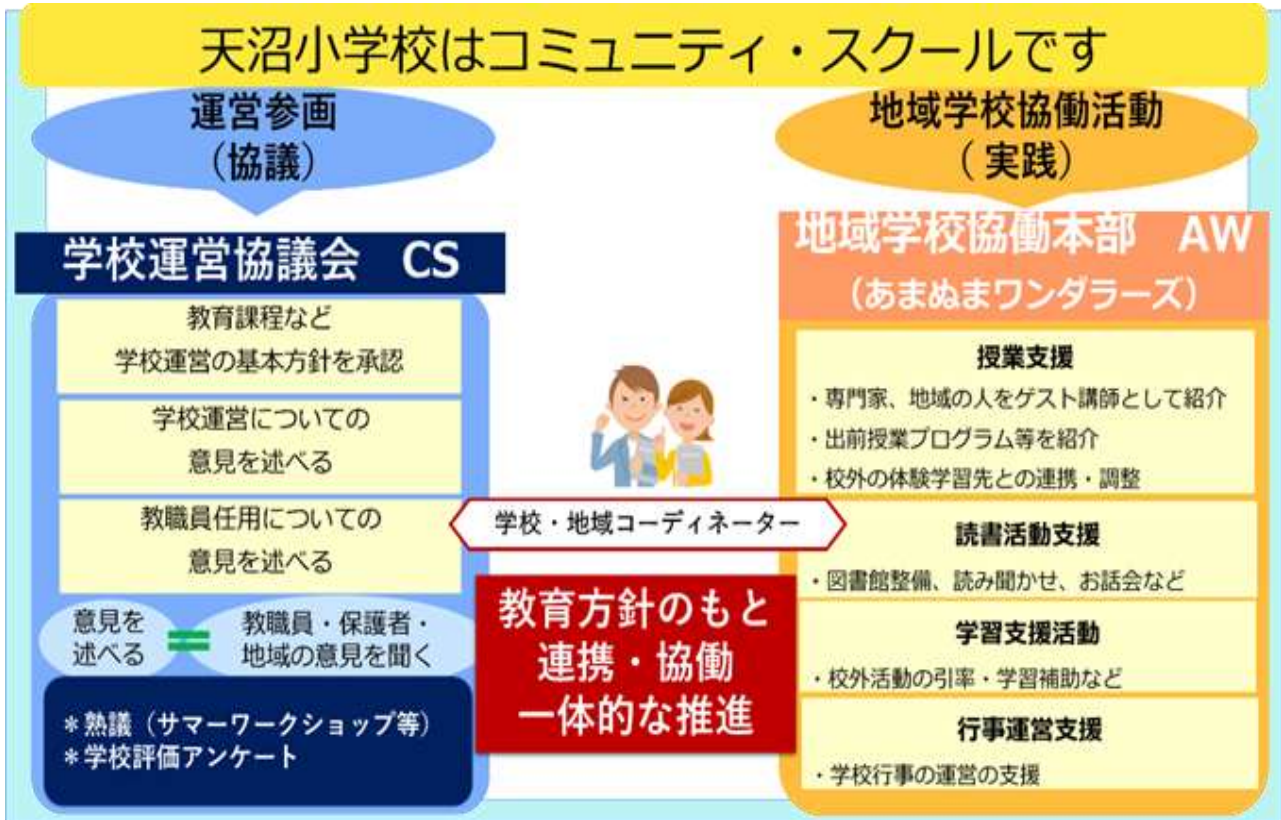
☆福岡県春日市教育委員会

～子どもを育む「共育」基盤の形成を目指して～



☆東京都杉並区立天沼小学校学校運営協議会

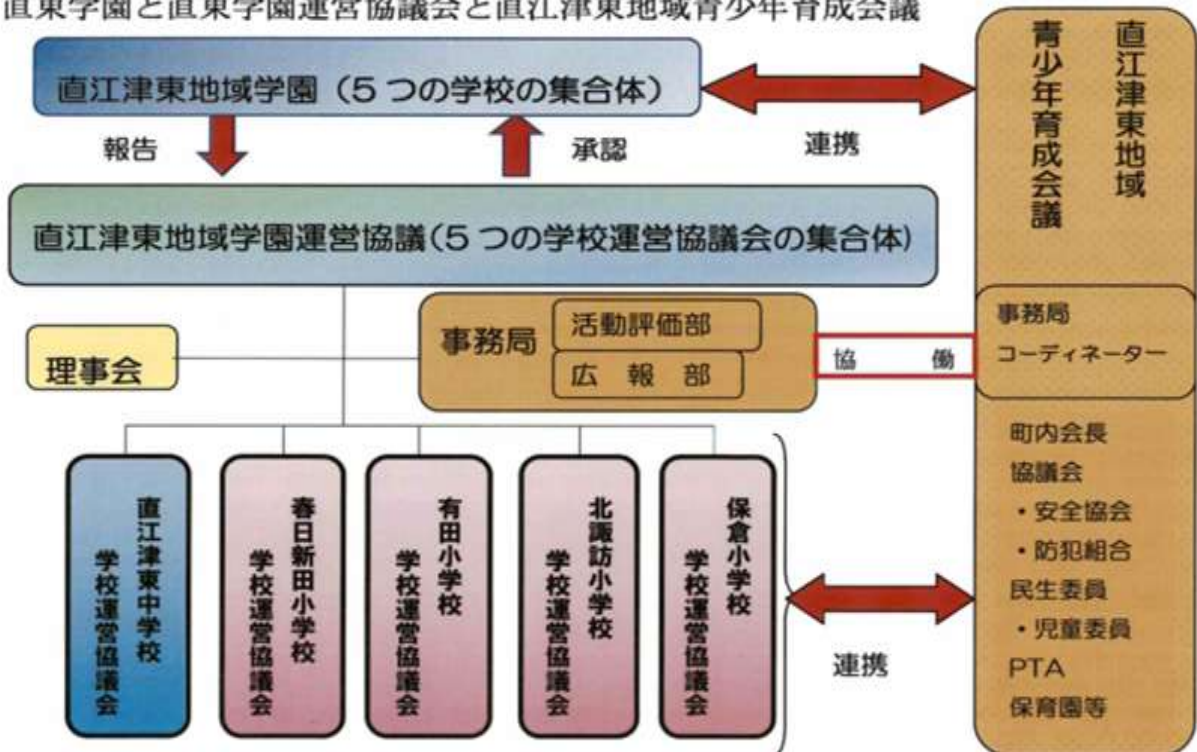
～学校運営協議会の主体的な活動を基盤として～



☆新潟県上越市直江津東地域学園運営協議会

～中学校区の地域学園運営協議会の取組み～

直東学園と直東学園運営協議会と直江津東地域青少年育成会議

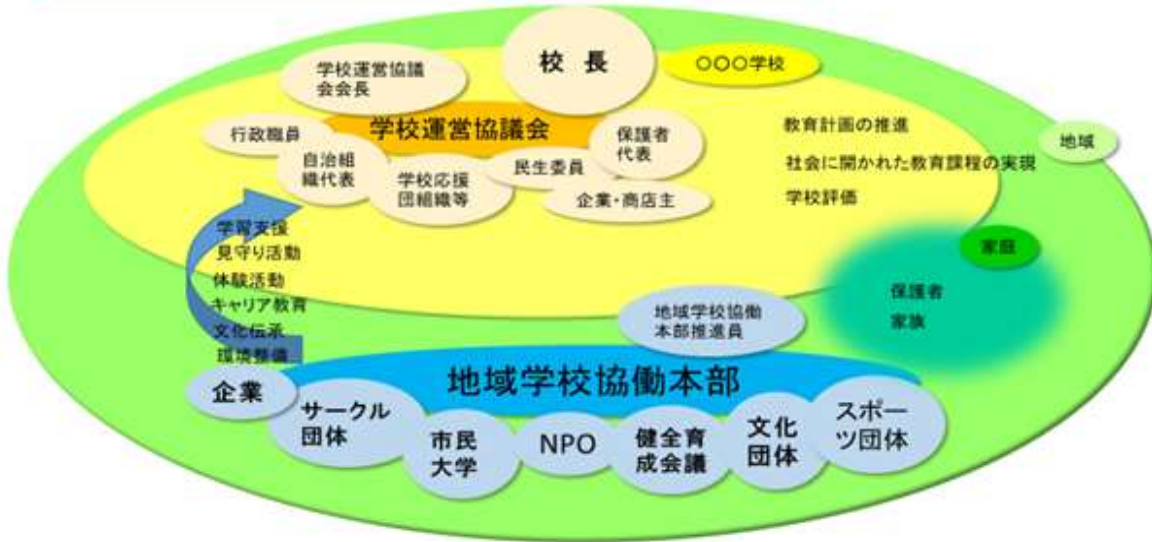


☆埼玉県ふじみ野市立大井小学校学校運営協議会

～「ASN（あさひスクールネットワーク）スタンダード」による働き方改革の取り組み～

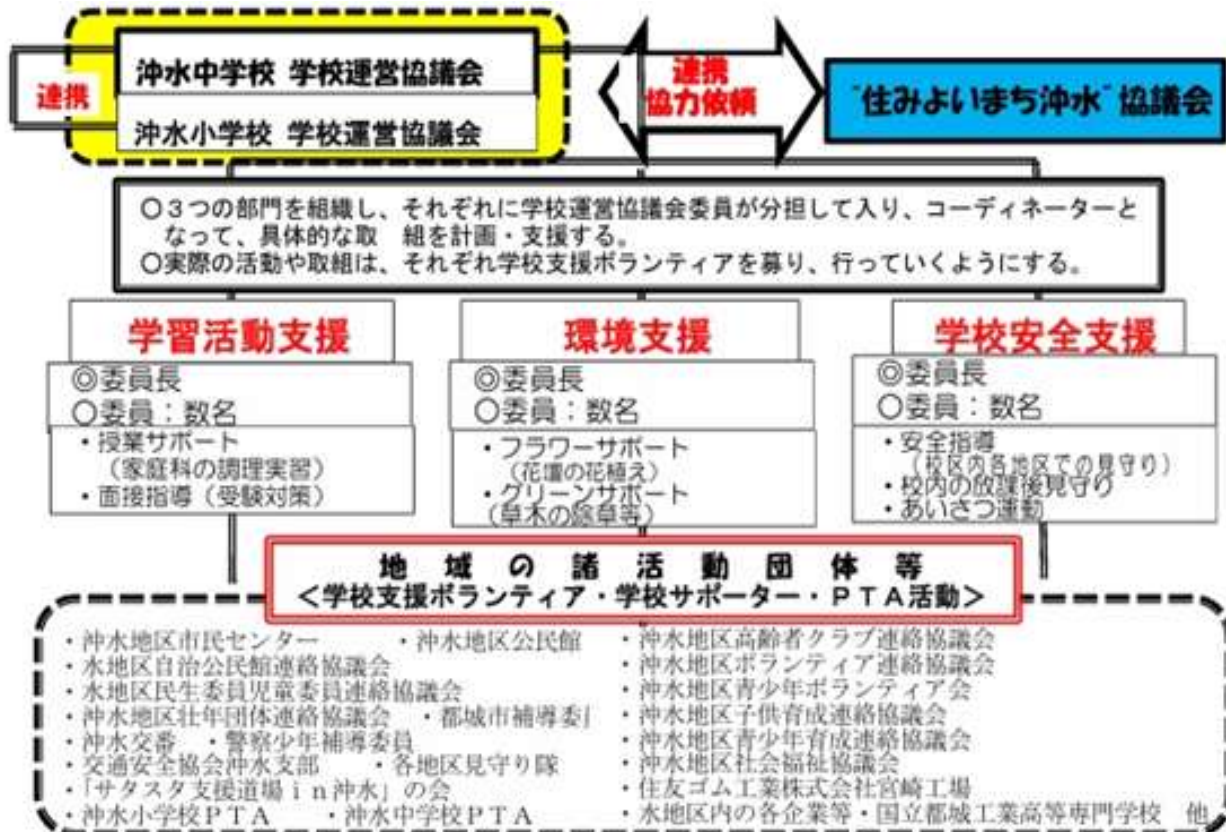
「ASN（あさひスクールネットワーク）スタンダード」

CSと地域学校協働活動の未来像

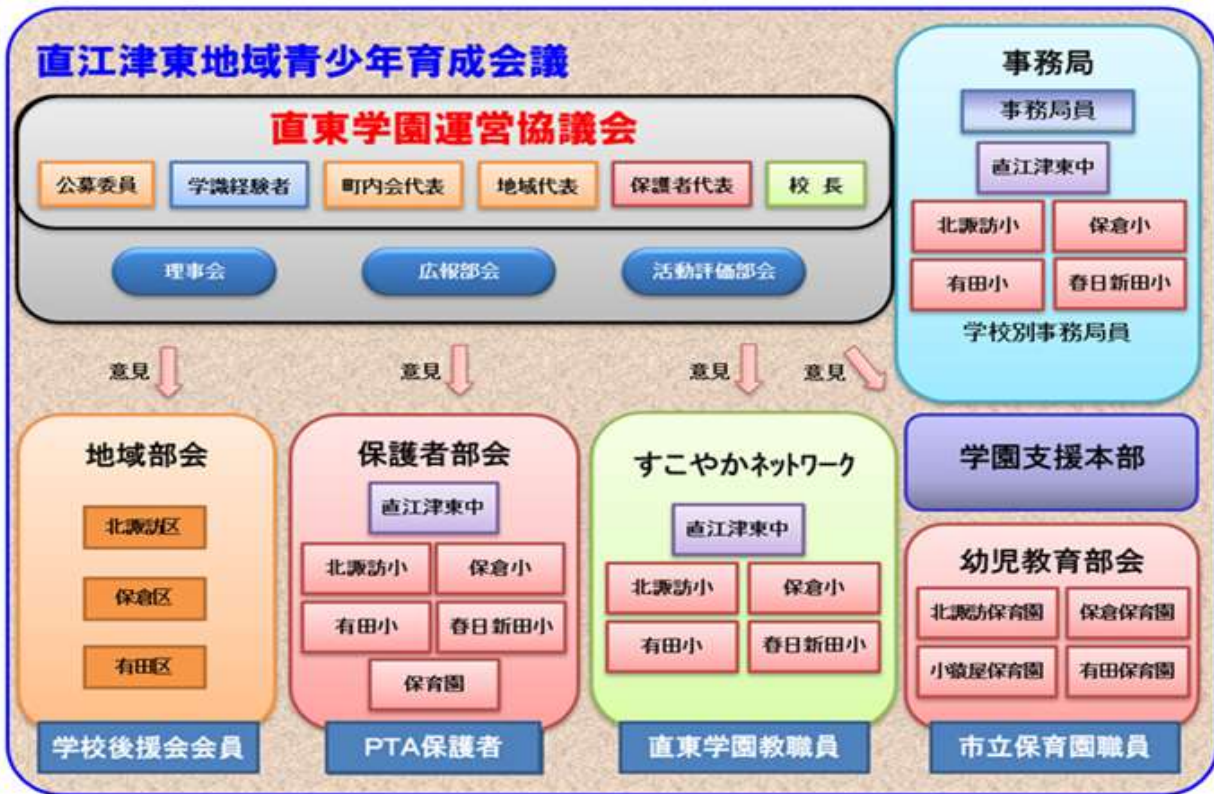


☆宮崎県都城市立沖水中学校学校運営協議会

～都城市教育プランの実践のための学校運営協議会の活動～



☆新潟県上越市立春日新田小学校学校運営協議会
 ～社会に開かれた教育課程への重要な3点の取組み～

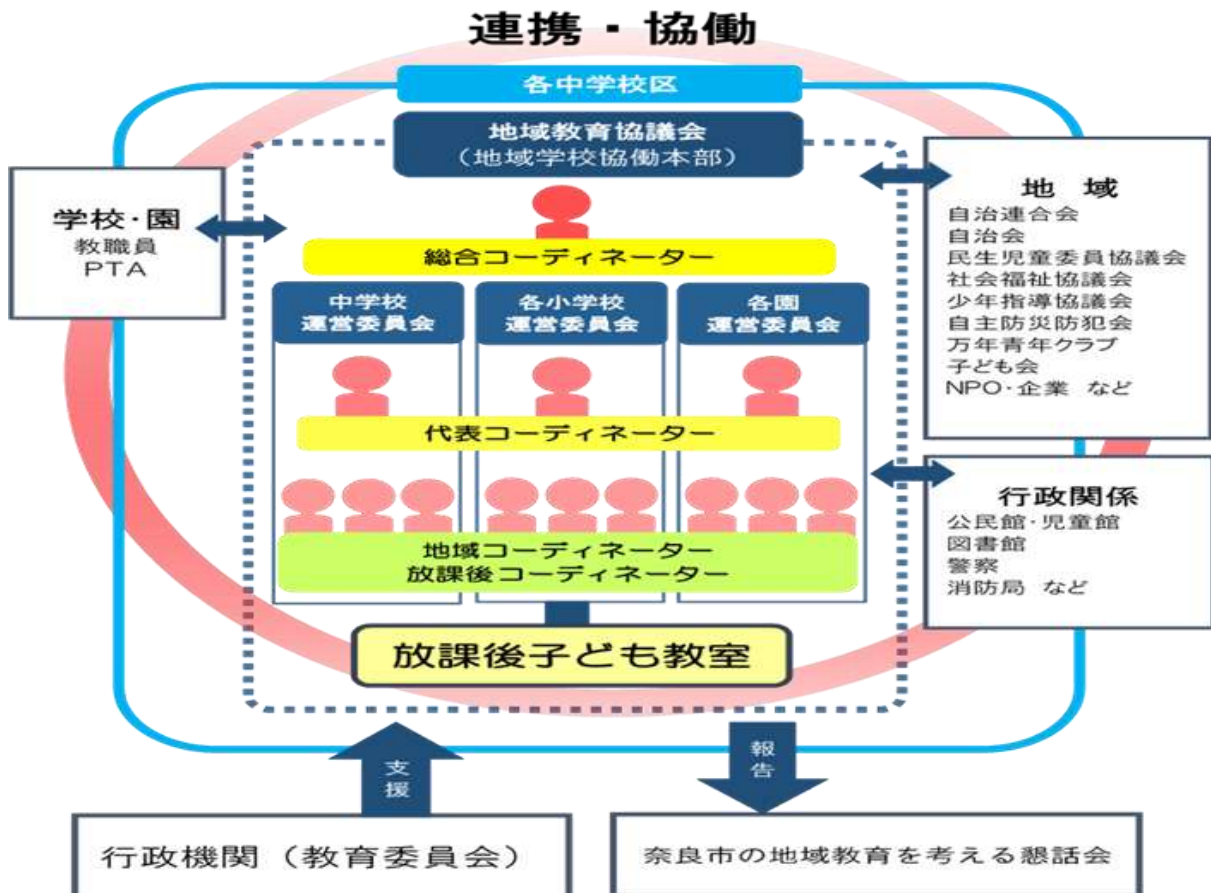


☆岡山県浅口市立寄島小学校学校運営協議会～「よりしま学」の取組み～





☆奈良県奈良市教育委員会地域教育課～地域教育協議会（中学校区）の活動～



第3節 別府市立石垣小学校の取組み事例

(平成26年度) 文部科学省受託

<学校と地域の新たな協働体制の構築のための実証研究>

<事業報告書から引用：詳細は事業報告書をご覧ください>

1. 事業の背景

別府市は、平成27年度、28年度の2年間で全ての小中学校をコミュニティ・スクールに指定するとして、平成26年度は全ての小中学校に「学校運営推進委員会」を設置してその準備を進めており、本事業の中心となる別府市立石垣小学校は平成26年度～27年度の2か年は推進委員会を置き、平成28年度から学校教育規則に準じるコミュニティ・スクールに指定されることになっている。本事業はコミュニティ・スクールを立ち上げる段階での取組みの調査研究として実施した。

別府市における近年の子育ての現状は、子育てに関わりが薄い親の増加や地域住民の子どもへの関心が希薄になるなど、子どもを育てる家庭環境・地域住民の意識が十分とは言えない状況の中、下記の教育課題の中で、学校教育に集中した教育を過度に期待している現状が伺える。よって、「地域の子どもは地域で育てる」という原点に立って現状を振り返り、学校・家庭・地域住民がそれぞれの役割を果たすとともに、互いに連携・協力して、コミュニティ・スクール導入による、質の高い学校づくりを目指しており、そのための推進方策を模索している現状がある。



ア. 学力向上及びキャリア教育の推進

→地域にある大学や住民の学習活動への支援、ボランティア活動への協力、職場体験の受け入れ・指導など、地域からの積極的な支援活動が望まれる。

イ. 「いじめ」「不登校」「問題行動」の解消

→家庭や地域において放課後や休日等の児童・生徒指導体制（システム）づくりや、年間を通した「安全・安心・環境浄化」の支援活動が望まれる。

ウ. コミュニケーション能力と体力の向上

→家庭や地域において日常的なコミュニケーションを図ることや、部活動・保健体育科授業への専門的指導者による支援活動が求められる。

2. 別府市立石垣小学校教職員の意識

別府市立石垣小学校へのコミュニティ・スクール導入に関する学校関係者と外部関係者の事前の協議を平成26年3月から始め、学校教育課題の整理と、それに対応するためのコミュニティ・スクール導入に関するテーマについて協議及び具体的な取組みを行ってきた。

まず初めに本校教職員を対象にした意識調査を行った。テーマは以下の2点とした。

① 「目指す学校・ありたい教員像」について

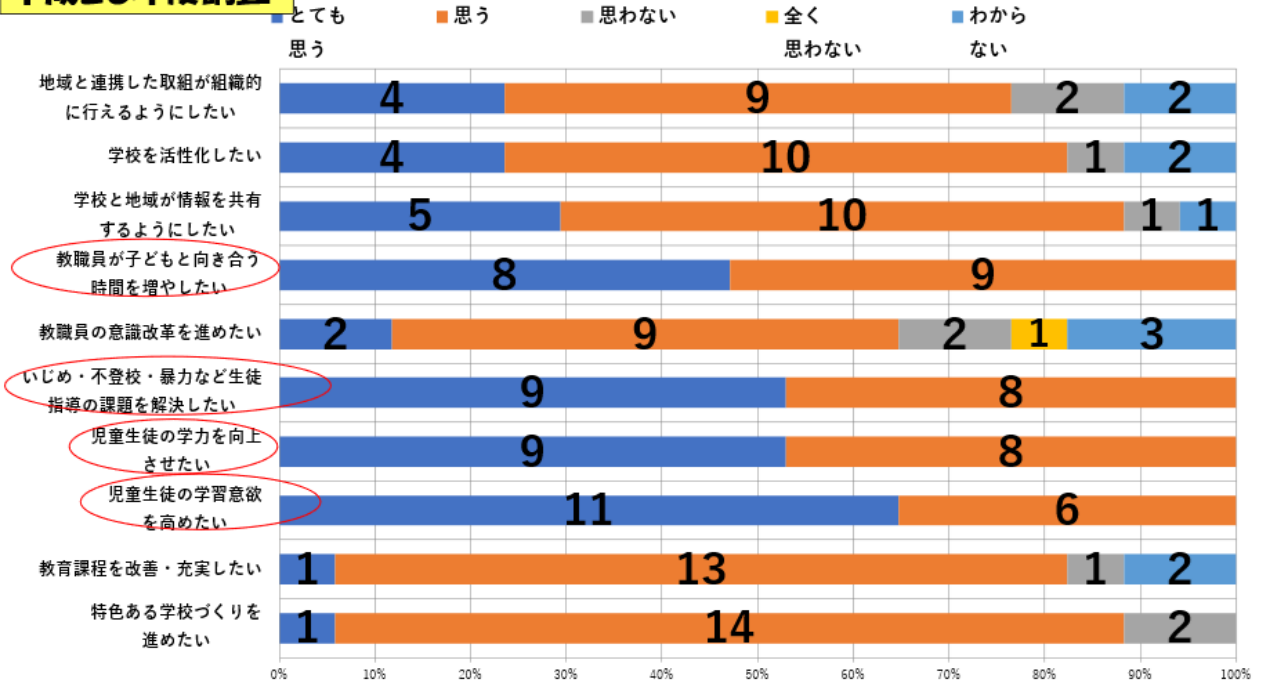
→「児童生徒の学習意慾を高めたい」「学力を向上させたい」「生徒指導上の課題を解決したい」「子どもと向かい合う時間を確保したい」などは全ての教職員が願っている。

② 「保護者や地域への願い」について

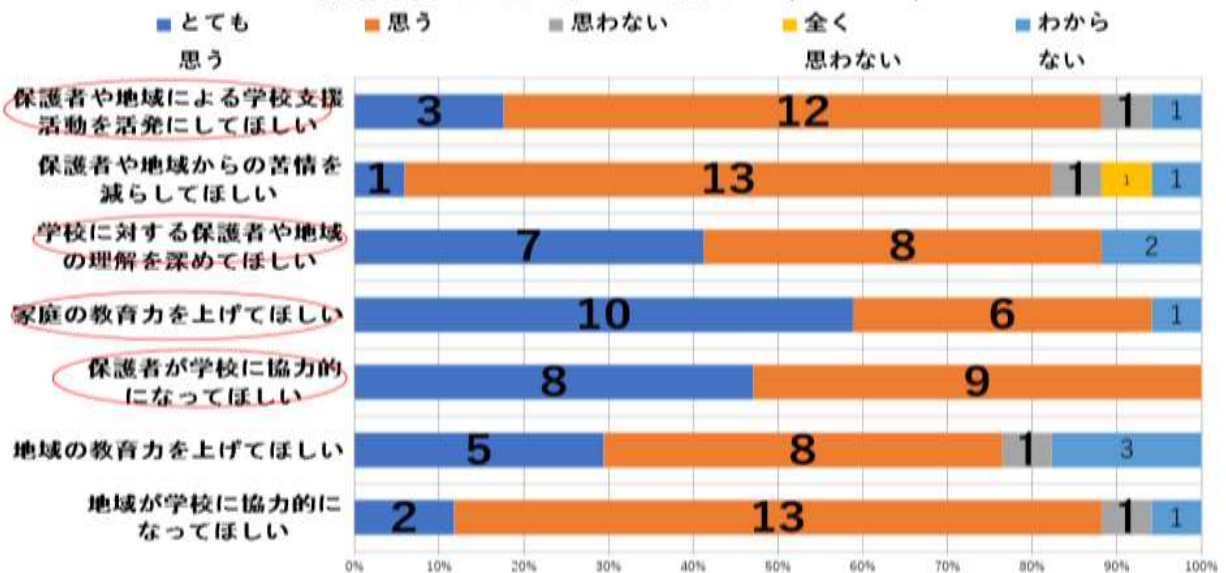
→「保護者が学校に協力的になって欲しい」「学校支援活動を活発にしてほしい」などは全ての教職員の願いで、その他の項目でもほとんどの教職員が願っていることがわかった。

平成26年度調査

石垣小学校教職員「目指す学校・教職員」(N=17)



保護者や地域への願い (N=17)



3. 事業の概要

(1) ワーキンググループの開催

<第1回ワーキング協議内容>

日 時：平成 26 年 11 月 17 日（月）14：00～16：30

会 場：別府市立石垣小学校校長室

参加者：中川忠宣 栗田典年 河野智篤 太田慎一 丸山野愛子（WG 委員）
縄田早苗（石垣小推進委員） 矢野淳子（石垣小教頭）江口清美（事務局）

協議内容

- 1) コミュニティ・スクール拠点コーディネーターの役割（協議内容に沿って説明）
- 2) 推進体制作りのための学校の役割
- 3) 今年度の取組み
 - ①学習支援活動について
 - ②推進委員会の公開について

<第 2 回ワーキング協議内容>

日時：平成 27 年 2 月 19 日（木）16：00～17：30

会場：別府市立石垣小学校校長室

協議内容：コミュニティ・スクール運営の実施状況について

参加者：中川忠宣 栗田典年 太田慎一 丸山野愛子（WG 委員）
縄田早苗（石垣小推進委員） 矢野淳子（石垣小教頭） 高橋秀樹（石垣小主幹教諭）
安達美和子（事務局）

（2）コミュニティ・スクール推進委員会と学校の協働の取組み

- 1) 専任コーディネーターとしての活動実績
 - ①学校教育課題に対応する学校教育活動への支援活動に関すること
 - ②各組織との連携に関すること
- 2) 推進体制作りのための学校の取組み実績
 - ①学校が求める支援内容に関すること
 - ②日常的な教育活動への支援内容について
 - ③CS コーディネーターの居場所づくり

（3）本校のコミュニティ・スクール推進委員会の開催

学校教育課題へ対応するために、推進委員会立ち上げまでの「企画委員会」「準備委員会」を含めて、以下のように進め、取り組んだ。

- 1) CS 推進委員会のための企画的会議の開催
- 2) ○CS の取組みとしてのテーマの整理

①「夢」のコミュニティ

ふる里（地域）を地域の人（産業・文化・自然・歴史）から学ぶなどして、学ぶ喜びに気づくことをとおしての学力向上とキャリア形成の教育活動おこなう。

- ・地域人材を活用した「地域の歴史と文化・産業の発展」について学ぶ中で、郷土に対する愛情を育み、学習する楽しさを感じる子どもに！
- ・大学生等による「学びが苦手な児童」の学習支援活動
- ・体験活動の中での豊かな学びの推進

②「心」のコミュニティ

子ども同士、子どもと大人の交流のをとおしてコミュニケーション力を育て、「人を思い、自らを大切にする子」の育成の取組みをおこなう。

- ・地域内での子ども同士のつながりや子どもと大人をつながりづくり
- ・本を読む子ども育て
- ・早寝早起き朝ごはんの子どもの育成

③「命」のコミュニティ

児童自らの健康作りと安全・安心な地域作りをとおして「命」を守る取り組みをおこなう。

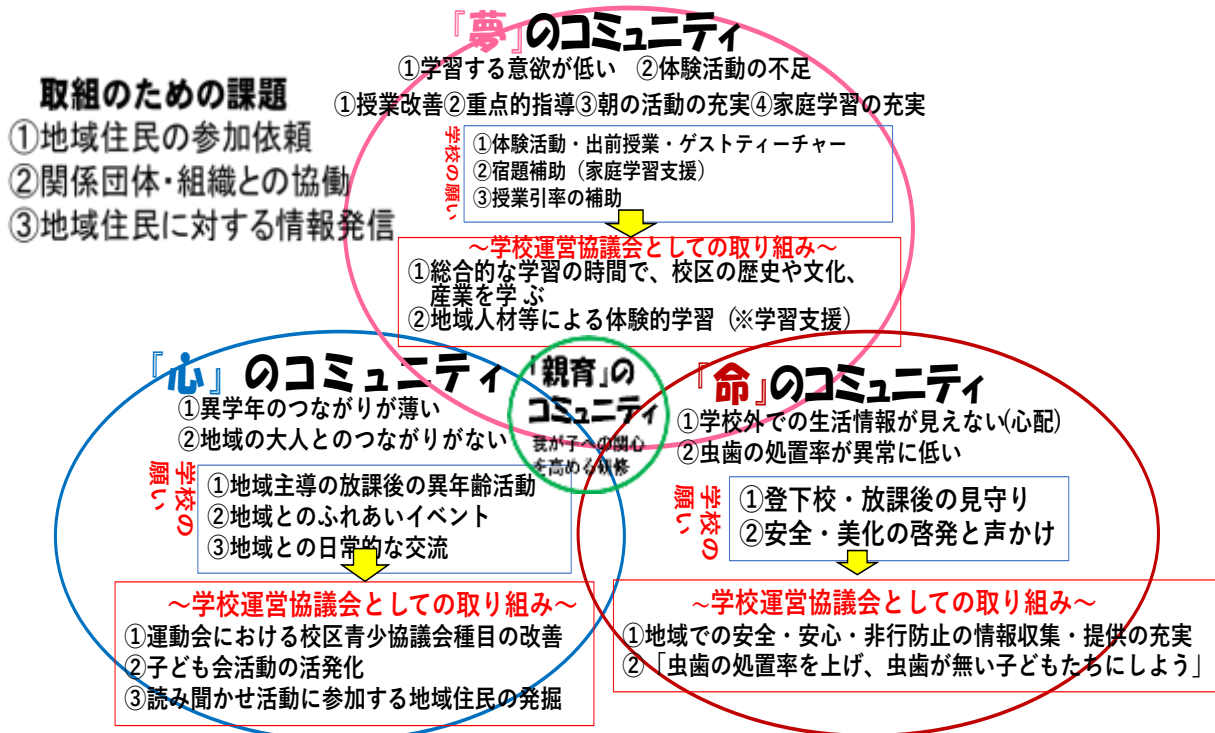
- ・子どもの地域での安全・安心・非行防止の活動
- ・進んで健康な体作りをする子どもの育成

④「親育」のコミュニティ

家庭教育は「私的な教育」ではあるが、保護者は一生我が子の「夢」「心」「命」を守り、育てる義務を担っており、「出来ない」から「しない」ではなく、「子ども育ち」を支える「親の出番」に気づくための学びの機会を作る。

- ・「誘い合う学習会」「子どもと一緒に学習」をテーマとした学びの場を作る。
- ・全保護者への「夢」のコミュニティ、「心」のコミュニティ、「命」のコミュニティのどれかのコミュニティへの参加を促進する。

平成27年作成「別府市立石垣小学校学校運営推進委員会作成」→協議会に移行



4. 別府市立石垣小学校実践報告

(1) 地域バンクの作成とネットワークづくり

学校教育活動へ求められる支援内容についての教職員の願いを示したものが次の内容である。その支援をおこなうための地域の人材、団体・組織等のネットワーク化とバンクづくりを進めた。

- ①中部地区公民館（学校支援事業担当）への協力依頼
- ②石垣小学校区自治会としての協力依頼
- ③石垣地区青少年健全育成協議会への協力依頼

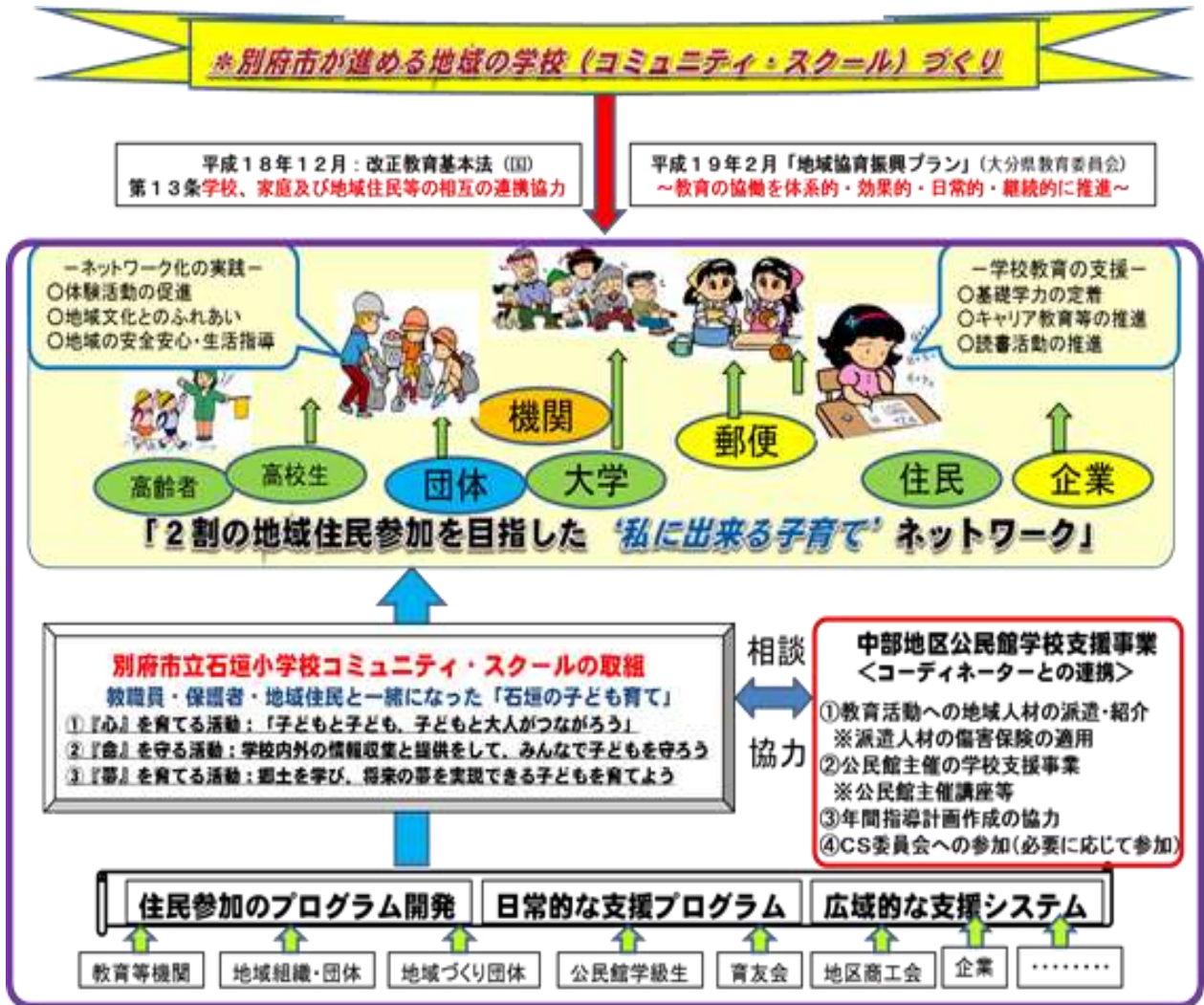
④石垣小学校 PTA（PTA 常任委員会）への協力依頼

(2) 教育課程内の学習支援の事例

事例 1. 1 年生：生活科「昔遊び交流会」

事例 2. 2 年生 生活科：畑の学習

(3) 学習困難児童の放課後学習支援の取組み



＜本委託事業のまとめ＞

別府市は、平成 27 年度から 2 中学校区（6 校）が、学校教育規則に準じたコミュニティ・スクールに指定される。本石垣小学校は平成 28 年度の指定となるために平成 27 年度にもう 1 年間は準備期間（推進委員会）として活動する。前述の「本校のコミュニティ・スクール推進委員会の開催の流れ」で示したコミュニティ・スクールの立ち上げ時に本事業を受託して、コーディネーターの配置による様々な取組みと推進委員会の研修・会議、更には、現代的な課題である「学習困難児童への学習支援」等について研究的に実践することが出来た。以下、重要事項に関する整理をする。

★コミュニティ・スクール運営協議会の設置に関すること

本事業とは直接の関係はないが、事業受託する前から、コミュニティ・スクール指定校の準備としての推進委員会の立上げを行っていた。これまでの「学校評議員」や「学校評価委員」は PTA 役員がほとんどで構成する場合が多く、また、推進委員へのコミュニティ・スクールに関する学習機会が不十分でもある。推進委員会から運営協議会への移行も視野に入れて、委員の選任に関するマニユア

ル作りや委員研修、教職員への研修等、教育行政としての役割が大きいことがわかった。

★コーディネーター機能の設置に関すること

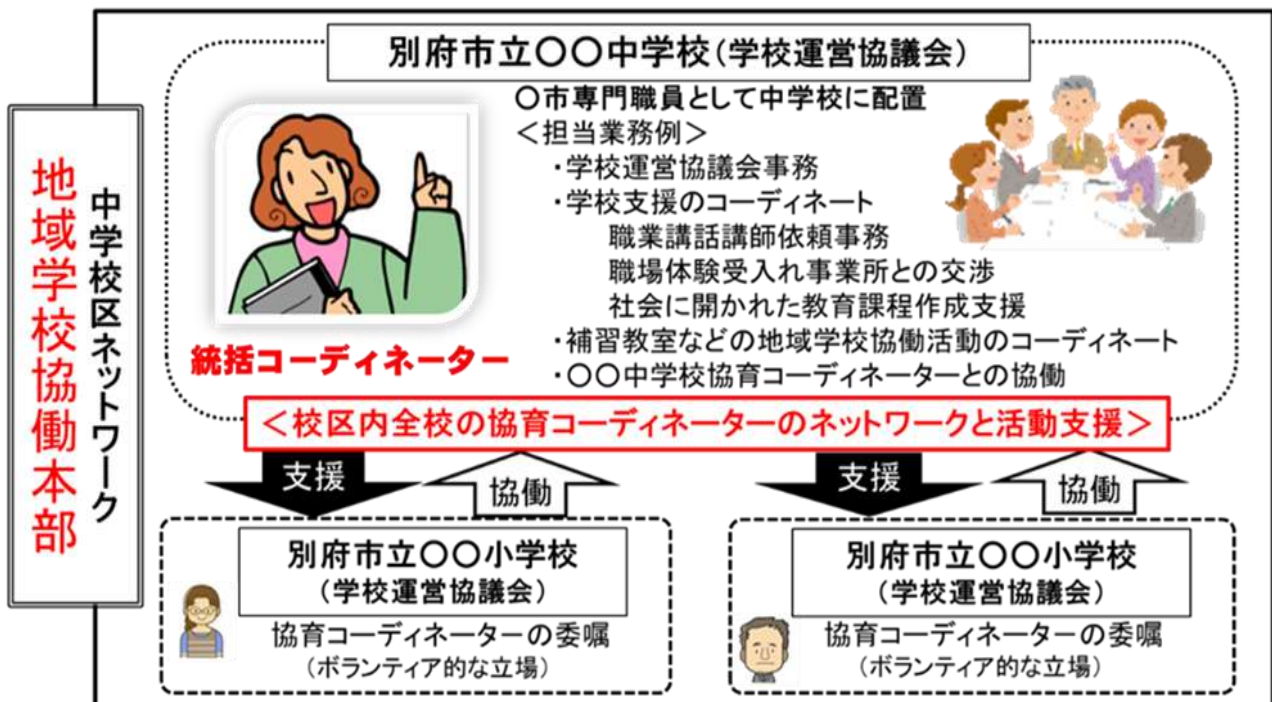
別府市は、学校支援地域本部事業の流れの中で、市単独事業として「地域教育力活性化事業」として公民館にコーディネーターを配置して学校支援事業を実施してきた。このコーディネーターが全てのコミュニティ・スクールへの十分なコーディネーターは不可能である。本事業で10月から週3日程度のコーディネーターを置いて、教職員のニーズの把握と、教育活動への地域からの支援、更には地域の組織・団体への啓発活動を行い、急激に石垣小学校のコミュニティ・スクールが広がったが、十分な理解と協力を得られるまでには遠い段階である。しかし、前述したように、教職員への啓発、地域の組織への働きかけ、具体的な支援活動等については、教職員ではできない、地域住民のコーディネーターとしての必要性が明確になった。今後、各学校へのコーディネーターの配置をすすめることと、公民館に配置されているコーディネーターの協働システムを作ることが需要である。

★学校教育課題に対応したコミュニティ・スクールづくりに関すること

各学校の教育課題は共通部分とそれぞれの特性部分がある。どちらの課題であっても教職員のみでは対応困難な場合が多く、教職員の多忙化やメンタル面の課題へと繋がっている。こうした教育課題を教職員と学校運営協議会が共有することが重要であり、そのためには教職員の意識改革及び、学校運営協議会委員の研修と協働による取組みが求められる。具体的には、実践事例で示したような教育課程内の活動への支援も豊かな教育活動づくりに有効であるが、更には、学習困難児童への学習支援の取組みも、放課後学習や授業への学習サポーターの支援等も効果があることが紹介されている。さらに、地域社会での安全安心の取組みや体験活動の推進は学校だけでは非常に困難である。こうした取組みをおこなう体制、地域住民との協働システムを作っていくのがコミュニティ・スクールとしての方向性であると考える。

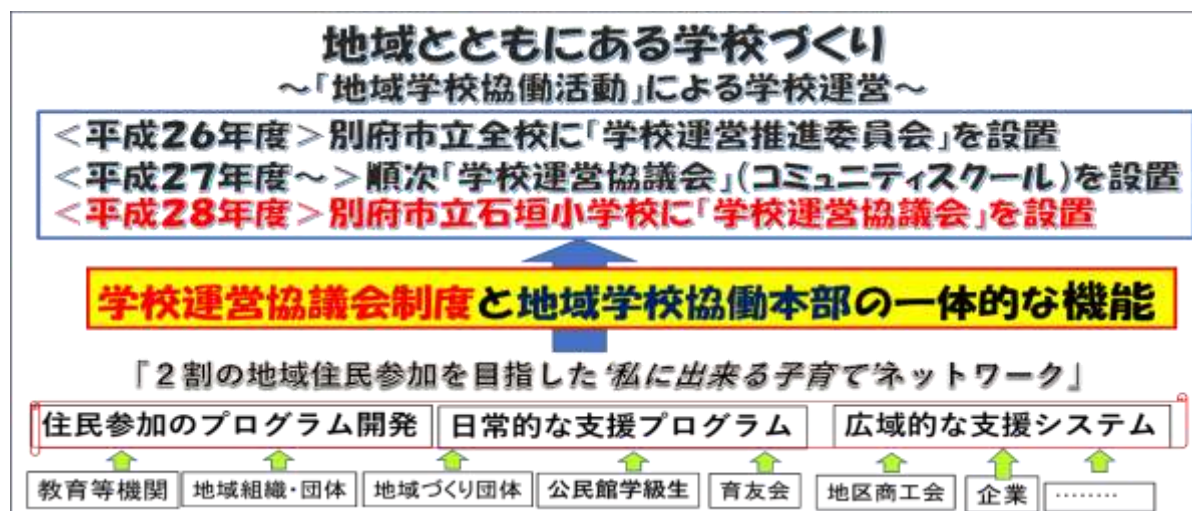
＜参考＞～「別府市教育魅力化事業（モデル事業）」の取組み～

別府市教育魅力化事業（モデル事業）



＜石垣小学校（以下、「本校」という）のその後の取組み＞

別府市は別府市立の全ての学校にコミュニティ・スクールを導入することとして、平成26年度中に全ての学校に準備委員会を目的とした「学校運営推進委員会」を設置し、平成27年度から順次「学校運営協議会」を設置しました。以下、本校の取組みをスライドで紹介します。



別府市立石垣小学校学校運営協議会の取組みの歴史

第1期のテーマ(H29年度～)

地域(社会)に開かれた教育課程への学校運営協議会の取組
～教職員の願いを基にした**地域学校協働活動カルテ**の作成～

第2期のテーマ(R2年度～)

教職員の心的・時間的ゆとりから生まれる教育の質の向上の取組
～教職員が**取り組みたい協働による改善策**のアンケートから～

第3期のテーマ(R5年度～)

地域や学校と一緒に「今、家庭の出番をアップデート」
～保護者への「**こんな子供に育てほしい**」アンケートから～

第1期のテーマ(H29年度～)

* * 別府市立石垣小学校学校運営協議会の取組の方向性 * *

＜教職員のゆとりと充実による学校運営のために！＞

- ①教職員と一体となった「地域にひらかれた教育課程」の検討
- ②地域住民の参加と関係団体・組織との協働＜PTAの役割の確認＞
- ③学校運営協議会（合議体）の役割を共有＜出来人が、出来る時に、出来ることを＞

「地域に開かれた教育課程」協働カード

教員が課題とする47の協働活動カードの作成

＜令和3年3月作成＞

別府市立石垣小学校地域に開かれた教育課程（学びの学習）一覧（令和3年3月作成）

ページ	分野	学年	地域と協力して取組みたいこと	時期・回数・内容等
3	夢	1年	昔の遊び	
4	夢	1年	盆踊りを教えて欲しい	夏休み前、別府音頭・ヤッチキ
5	夢	1年	調理実習の補助	生活科で授業する際に
6	夢	2年	石垣地区の企業や会社、お店見学・体験	10・11月、お店見学・体験活動
7	夢	2/3/4/6年	石垣地区の文化・伝統の伝承・貢献した人の話	6月、6時間、校区探検をしながら見学等
8	夢	2年	九九暗唱支援	11月から12月、数回
9	夢	低・6年	戦争体験のある人の話	8月の平和集会や給食週間 1月初旬、1回、戦時中の暮らしについて
10	夢	3年	おもしろ算数	夏期休業中に3回程度
11	夢	3年	昔の暮らし・七輪パーティー	二学期末
12	夢	3/4/5年	町探検のお勧め場所と説明	1学期、1回、地区の話・社会「校区探検」
13	夢	3年	モンシロチョウの飼育と観察	1学期、キャベツをわけてほしい
14	夢	4年	算数教室	
15	夢	4～6年	学力向上ステップアップ	夏期休業中
16	夢	5年	キャリアアップスクール	適切な時期・年1回
17	夢	5年	別府の郷土料理の指導	11月、郷土料理の作り方の指導
18	夢	5/6年	自分の仕事への夢や動機、やりがい等のお話	11月下旬、仕事についてのお話
19	夢	6年	ミシンの補助	9月下旬、1回、ナップサック製作
20	夢	支援	ひまわり学級の補助	工作・自然遊び
21	心	1・2年	朝先生	
22	心	2年	公民館学級生との交流	10月中旬から下旬、1回
23	心	4年	福祉体験（アイマスク・盲導犬・バリアフリー）	10月、1回、アイマスク・盲導犬の福祉体験
24	心	6年	神社や公園清掃等の奉仕活動体験	11～12月、1回、枯葉清掃
25	心	6年	卒業前の読みきかせ集会	3月朝の活動
26	心	全校	朝の読みきかせ	月2回程度
27	心	全校	石垣まつり	
28	心	全校	クラブ活動の支援（卓球・ダンス・水泳）	
29	心	全校	地域・家庭・学校が取り組むあいさつ運動	
30	心	全校	ネットトラブル防止の取組	
31	命	2年	水泳授業の補助	6、7月、数回
32	命	全校	朝の検温の補助	コロナの期間
33	命	全校	通学路の安全点検	
34	命	全校	登下校の見守り	
35	他	2/3/5年	野菜作りのサポーター	4・5月、2・3回、苗植え・手入れ等
36	他	全校	校内消毒（トイレ掃除等）	コロナの期間
37	他	全校	参観日・懇談会への保護者の参加	
38	他	全校	臨時休校中の子どもの預かり	
公民館主催活動				
39	夢	全校	外国国籍学習補助	授業の際の外国国籍児童の学習補助を行う
40	夢	全校	子ども広場	書道・そろばん。琴・スポンジテニス
41	心	全校	中部地区公民館祭	
自治会等の地域活動				
42	夢	自治会	夏休み学習教室	
43	心	自治会	石垣西8・10合同運動会	
44	心	自治会	石垣東4/西4/西6合合同運動会	
45	心	自治会	石垣8丁目クリスマス会(12月)	
46	心	自治会	石垣西8丁目餅つき大会(1月)	
47	心	自治会	おにぎり大会	
48	命	青少協	ラジオ体操	
49	命	青少協	愛のバトロール	

第2期のテーマ(R2年度～)

教職員の心的・時間的ゆとりから生まれる教育の質の向上の取組 ～教職員が取り組みたい協働による改善策のアンケートから～

【課題と願い】 教職員は朝から授業準備や教室等で児童への対応等を行っているので、電話対応が困難な場合が多い。また、朝の登校時間についても、教職員の勤務時間前のことであり、出勤時刻（8時20分）までの児童の安全・安心を確保する観点から、なるべく設定した登校時刻に配慮をお願いします。

2023年3月14日

別府市立石垣小学校保護者の皆様へ

別府市立石垣小学校学校運営協議会
別府市立石垣小学校

別府市立石垣小学校の学校運営へのご協力をお願い
～教職員のゆとりを生み出すための取組へのご協力について～

【課題と願い】 学校教育上の徴収金の徴収・管理（給食費・教材費・その他）の事務量が課題だが、特に学級費（消耗品）の徴収を改善したい。

【石垣小学校での令和5年度からの取組】・取組の効果は？

①年間11回の保護者負担の徴収回数を減らすための取組をする。教材等の経費の徴収、及び学級で使う学級費は年5回の徴収とする。

①公費の学校消耗品費の執行の手続きの簡素化を教育委員会に願います。

＜中学校区として教育委員会へ要望済み＞

②年間に分けて徴収している学級費(年間1,600円)の中で、徴収金額を軽減して徴収できる金額にするために、徴収している金額の一部を公費（学校消耗品費）で支払う方向で将来的に教育委員会に公費の増額をお願いすることを検討する。

【課題と市教委への願い】 教育活動への地域住民や保護者の支援を拡充したい。

また、個々の仕事量の増加への対応やさらに事務内容の精選のためにコーディネーターの配置をお願いしたい。

☆教育委員会へ意見を提出＜令和5年10月27日＞

＜鶴見台中学校としての取組＞

地域とともにある学校づくりのために、学校と地域のネットワークづくり、地域住民や保護者の教育支援活動の充実のためのコーディネーターの配置と地区公民館のコーディネーターの積極的な支援を教育委員会へ要望した。

※中部中学校のモデル事業の拡大



教育委員会へ意見を提出＜令和5年10月27日＞



第3期のテーマ(R5年度～)

地域や学校と一緒に「今、家庭の出番をアップデート」

～保護者への「こんな子供に育てほしい」アンケートから～

趣旨：学校・地域・家庭が協働して保護者の子育てを支援する具体的な役割を見つけながら、子どもが生き生きと育つためのそれぞれの**出番**を考えてみよう。

＜保護者のアンケートから分かる「育て欲しい子ども像」＞

- ①心も身体も健康で、善悪の判断がきちんとでき、行動できる人(36.9%)
- ②他人とコミュニケーションをとり、学校や職場に楽しく喜んでいく人(32.6%)
- ③夢や職業を叶える確かな学力を身につけ、将来を自分で切り拓く人(30.5%)



学校運営協議会での協議による今後の取組み（令和6年2月20日の協議内容）

「今、家庭の出番をアップデート」に向けた「学校の出番」「家庭の出番」「地域の出番」の取組みを促進するために「具体的な対応」を協議する。

取組の方向	具体的な対応
①子どもへの地域行事の知らせ 地域からのお知らせを子どもに直接知らせる工夫	【学校】学校の集会やお昼の放送等で「地域の方コーナー」を作って子どもに知らせる。 【地域】子どもが絡む地域行事を地域から学校へ資料を送り、校内放送で子どもに知らせたりする。 ※鉄輪交番の所長のお話などほしい。
②地域行事参加のための保護者の理解 子どもの地域活動への参加は保護者の理解が大切であり、保護者への呼びかけの工夫	【学校】学校の掲示板や学校だよりなどでお知らせをする。 ※子どもが絡む地域行事を地域から学校へ資料を送って欲しい。
③地域住民と子どもたちとの交流 地域の取組みを学校と共有して、子どもたちの地域活動や地域の方々との交流を充実する工夫	【協議会】コーディネーターの活動を充実するように継続して教育委員会にお願いする。 【学校】活動支援をお願いする年間指導計画立てて「地域に開かれた教育課程」を実践する。 【地域】自治会に入っていない子どもも同様に対応する。夏休みのラジオ体操への参加を、学校を通して呼びかけをする。地域行事を毎月学校に知らせる。「交番便り」の中で子どもに知らせるものを校内放送（鉄輪交番の所長のお話）でも知らせる。など
④家庭での取組み 家庭環境が異なるので、一律な決まりやお願いを家庭にお願いするのは難しい。家庭で出来ることをそれぞれの家庭で考えるよう呼びかける工夫	【学校】アップデート表について参観日の学級懇談で取り上げ、全学年共通の取組みとする。 【家庭】「家庭のアップデート表」を活用する。 ※新入生保護者には入学式後に時間を設定して会場で学校運営協議会からお願いする。 ※その他の学年は、参観日の学級懇談で取り上げてのお願い、学校だよりでのお願いなど、学校と相談するなどして、多くの機会を作って周知（お願い）する。 ※児童会の願いや思いを伝えるために、児童会から直接呼びかける工夫が出来るといい。
⑤地域での挨拶の取組み 地域での挨拶はとても難しいので、近所の人や知り合い等、身近な人との挨拶を呼びかける工夫	【地域】学校と協力して、学校の集会などで挨拶の呼びかけをする。 帽子やユニホームを身に付けて交通指導などで呼びかける。 朝夕の登下校の子どもたちに、家の前での挨拶を続けて（広げて）いく。 自治会の取組みとして、近所の人や知り合い等、身近な子どもへの挨拶の呼びかけをする。
⑥家庭内での挨拶の取組み 家族での「おはよう」「いってらっしゃい」「おかえり」「おやすみ」「ありがとう」等の挨拶運動を呼びかける工夫	【家庭】家族同士の挨拶運動や大人からの声掛けなどを呼びかける。保護者同士の挨拶の見本を見せる。 ※アップデート表での取組みや、参観日の学級懇談で取り上げて呼びかける
⑦教職員の取組み 教職員の教育活動の参考にしてほしい	【学校】職員研修や児童・保護者アンケート等で取り上げ、指導の参考にする。

テーマ：地域や学校と一緒に「今、家庭の出番をアッパート」

趣旨：「地域とともにある学校づくり」を実現するために、学校・地域・家庭が協働し、具体的な家庭の出番を見つけてから、子どもが生き生きと育つ、活力ある学校をめざしていくための**家庭の出番**を考えてみよう。

- 〈保護者のアンケートから分かる「育って欲しい子ども像」〉
- ①心も身体も健康で、善悪の判断がきちんとでき、行動できる人(36.9%)
 - ②他人とコミュニケーションをとり、学校や職場に楽しく働んでいく人 (32.6%)
 - ③夢や職業を叶える確かな学力を身につけ、親を自分で切り拓く人 (30.5%)

家庭でのコミュニケーションを増やすためのテーマと子どもたちの想いを基にした「我が家庭」でヒントになりそうな具体的な**コミュニケーション**

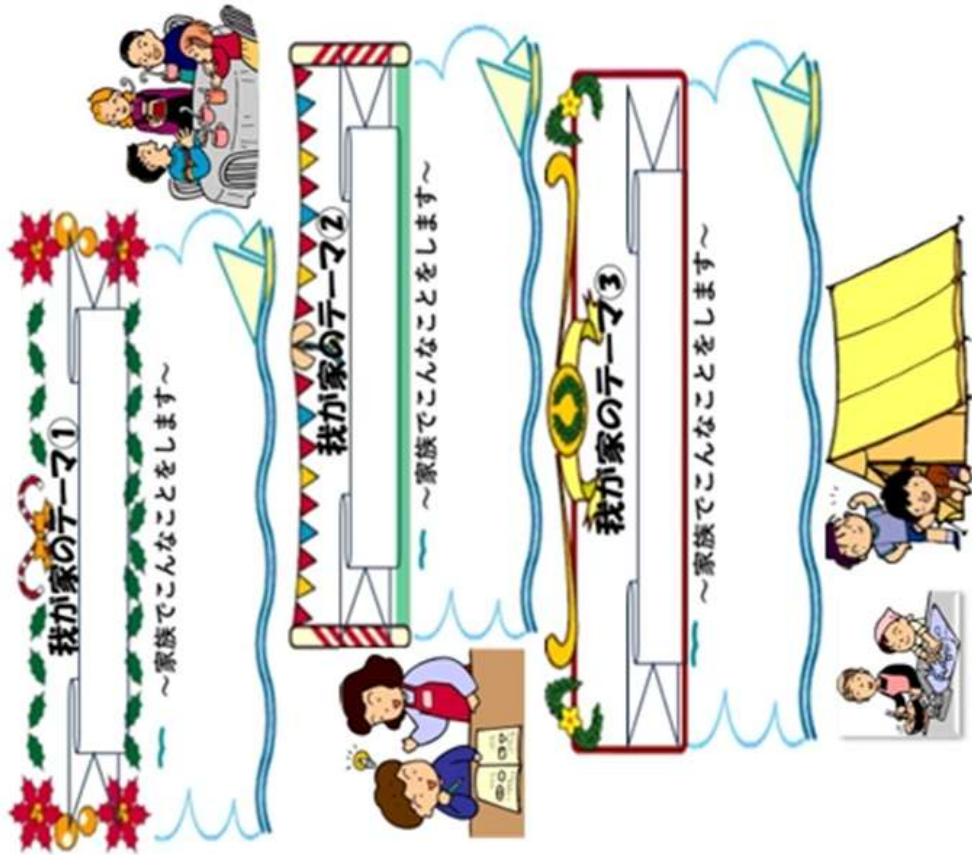
「家庭の出番」のテーマ	資料：家庭(家族)で取り組めそうな具体的なコミュニケーション	子どもたちの想い 〈保護者の想いと共通〉
① 家族で楽しむ「毎月(週)0日(〇曜日)は00の日」をしよう。	親子でクッキングタイム、家族でスポーツやゲーム、親子読書タイム、1日1回は一緒に食事、祖父母との交流、家庭での行事の段定、親子で行事に参加、親子で体験を伝える、家庭での新しい家事メニュー、家族で同じ楽しみを持つ、等	子どもたちからのお願い ・家族との時間(会話等)を増やしてほしい。(食事・遊び・旅行・手伝い・贈物を送る等) ・家庭での約束(就寝時間等)を少し優しくしてほしい。 ・勉強のことをあまり言わないで欲しい。 ・地域の活動を教えて欲しい。 ・地域の活動と一緒に参加してほしい。
② 心地よい家庭をつくらう。	親からの声掛け、行ってきます/おかえり/おはよう等の挨拶、朝、家を出るときに挨拶で送る、親の子どもへの話をし、愛情を伝える言葉、スマホの操作をやめて子供の声に耳を傾ける、子どもの誕生や名前の事を話す、社会的ルールを教える、子どもにさせたくないことは親もしない、親が頑張っている姿や職業と家庭の仕事を見せ立する姿を見せる、他人の立場を考えた親の行動を見せる、親が子どもへの将来の希望や成長の楽しみを持つ、仕事の関係で親子が会えない場合などは親子の交換日記、等	私達がなりたい姿 ～児童会の取組み～ *家族を困らせるようなことをしない。 *自分たちで約束を守る。 *学校や友達の家で遊ぶ。
③ 心の基地である家庭で子ども自身の子どもを育てよう。	親子で生活リズム、基本的な生活習慣(早起き・食事等)、会話から子どもの様子を見極め、その場で良い事は褒め、悪い事は助言する、子どもの好きな事や得意な事を見つけて励ます、スマホ・ゲームの使い方を家族で決める、等	～家族でこんなことをします～
④ 家庭学習の見過しと学習習慣づくりを促しよう。	学校での学習の様子を知る、習題等の家庭学習の課題を知る、習題の〇付けや宿題の指導、子どもと一緒に習題をしてみ、子どもの得意と苦手を知る、学校からのプリントや連絡帳を見る、習題+アルファの家庭学習の習得づくり、学習初期に子どもと一緒に学習用具の準備をする、等	～家族でこんなことをします～



今、我が家の出番をアッパート表 (家庭名:)

～子ども育ちへ我が家みんなできり組みます～

※裏面の具体的な例を参考に、家庭での家族の役割や約束、取組等を相談して、下の表に書いておきましょう。



テーマ：「今、家庭の出番をアップデート」に向けた **学校の出番資料集**

趣旨：「地域とともにある学校づくり」を実現するために、学校・地域・家庭が協働し、具体的な家庭の出番を見つけながら、子どもが生き生きと育つ、活力ある学校をめざしていくための**学校の出番**を考えてみよう。

＜保護者のアンケートから分かる育てて欲しい子ども像＞

- ①心も身体も健康で、善悪の判断がきちんとでき、行動できる人(36.9%)
- ②他人とコミュニケーションをとり、学校や職場に楽しく喜んでいく人(32.6%)
- ③夢や職業を叶える確かな学力を身につけ、将来を自分で切り拓く人(30.5%)

	「学校の出番」の テーマ	資料：学校全体や学年、個々の先生方のヒントになりそうな具体的な事例
1	安心できる学級をつくらう	みんな大切な友達。子どもが自分を好きになれるように。学級での規律づくり。挨拶運動の実施。喧嘩した時の解決策を学ばせる。相手の気持ちを考えさせる。自分の意見を述べる場面の工夫。お話しタイム。子どもが企画した学級レク。ふれあいタイム。人間関係づくりプログラム。等
2	子どもと向かい合い、夢を語り合う教師にならう	いつでも話せる関係づくり。夢を語り合う時間づくり。先生の笑顔が大切。子どもを否定しない。大事にされていることを感じさせる。良いことを褒める。善悪の指導は具体的な例を上げる。親の良さに気付かせる。行動の価値付けをする。自己肯定感を育てる。先生のふれない指導。友達と学びあえる交流。職業を知る機会の工夫。職場体験等のキャリア教育の充実。等
3	子どもが分かる授業を工夫しよう	子どもの考えを生かした授業の工夫。子どもが進んで考える授業。子どもが興味を持つ楽しい授業。授業でのグループ学習。文章を書く時間の確保。小テストの繰り返し。授業力アップの研修。等
4	個々の子供に応じた学習方法を工夫しよう	個に応じた指導の工夫。個別指導の機会の確保。宿題等自主的にやるような支援の工夫。子どもが選べる宿題。宿題＋アルファの家庭学習の指導。等
5	地域の方との交流や支援の広げよう	学校行事に地域住民の参加。地域の先生（ミシン・読み聞かせ・農業体験・朝先生等）とのふれあい。地域の方を入れたクラブや委員会活動。地域の文化や産業に触れる学習。等

テーマ：「今、家庭の出番をアップデート」に向けた **地域の出番資料集**

趣旨：「地域とともにある学校づくり」を実現するために、学校・地域・家庭が協働し、具体的な家庭の出番を見つけながら、子どもが生き生きと育つ、活力ある学校をめざしていくための**地域の出番**を考えてみよう。

＜保護者のアンケートから分かる育てて欲しい子ども像＞

- ①心も身体も健康で、善悪の判断がきちんとでき、行動できる人(36.9%)
- ②他人とコミュニケーションをとり、学校や職場に楽しく喜んでいく人(32.6%)
- ③夢や職業を叶える確かな学力を身につけ、将来を自分で切り拓く人(30.5%)

	「地域の出番」の テーマ	資料：それぞれの自治会や地域住民のヒントになりそうな具体的な事例
1	地域をきれいにしよう	地域をきれいにする清掃やゴミ拾い運動。子どもと住民参加の地域主催の清掃活動。学校と協働した清掃活動。等
2	子どもたちへの挨拶・声かけをする地域をつくらう	日常的な住民の挨拶運動。毎月（週）〇日は地域の挨拶奨励の日。登下校等の計画的な見守り。おはよう・おかえり・行ってらしゃいの声掛けや挨拶。ちょっとした言葉を入れた声掛け。良いことした時にその場で褒めて学校へ知らせる。良くない事や危ない事をした時にその場で声掛け。子どもに注意・褒める等が出来る地域づくり。等
3	子どもたちとの交流の場を作ろう	地域の人や保護者と子どもが交流する行事。地域特有の行事の企画。地域主催の校区探検。地域のお祭りでの子どもの出番。盆踊り等の地域のつながりづくりの自治会行事の再興。地域・親・子どもの共同行事の企画。ラジオ体操や勉強会の企画。地域の店での職業体験。安心できる遊び場や交流等の施設の開放。等
4	教職員への協力・協働を進めよう	教員の教材研究や環境整備へのサポート。〇付け等のサポート。授業サポート。職場体験の受け入れ。地域の先生（ミシン・読み聞かせ・農業体験・朝先生等）のネットワークづくり。等
5	公民館活動を充実しよう(公立公民館や地区公民館)	職業体験や職業講和等の人の技を知る企画。長期休業中の朝の学習会の実施。昔の遊び体験。高齢者との交流会。放課後トライの拡大。等

第4節「学校と地域の新たな協働（協育）」事例集の概要 ＜事例集「二歩前進！事例集」の概要（令和3年度作成）＞

本事例集は「学校が抱えている大きな課題に焦点を当てて、学校運営協議会がどんな関わりをしているのか」と「学校運営協議会の活動を支える地域学校協働本部のコーディネート組織・機能」の2つの観点から全国の事例を紹介し、「二歩前進！事例集」というタイトルで作成しました。

＜「二歩前進！事例集」の概要＞

本事例集は、前述した「Q&A資料」をベースにして、**地域学校協働活動の両輪となる2つの施策について具体的な取組み事例を掲載した資料集を作成することとしました。**1つは「学校運営協議会の活動」であり、2つ目は、「地域学校協働本部のコーディネートシステム」についてです。しかし、ただ単に「～～している。」という事例ではなく、「学校教育の課題対応についてどう取り組んでいるか。」という視点から、以下に述べる課題に焦点を当てて事例を掲載することとしました。しかし、紹介する事例が単に素晴らしい取組みというだけではなく、「**そうした観点もあるのか！**」「**その視点も大事だよね！**」といった、二歩目の前身の参考にしていただきたい事例を掲載しました。

1. 事例集作成の基本的な考え方

前述したように、今、**学校教育に求められているものは「教職員の心的、時間的ゆとりから生まれる教育の質の向上」と**考えます。そのための施策として「**学校運営協議会制度の導入**」による、地域とともにある学校づくりと、その学校と地域をつなぐ「**地域学校協働本部の整備**」であり、**その両輪の一体的な推進**が求められています。具体的には下図に示すように「心的・時間的なゆとりから生まれる教育の質の向上」を、「教職員の働き改革を支援する『学校運営協議会の役割』と『地域学校本部の整備』」という観点から考えることとしました。

教職員が「心的・時間的なゆとりから生まれる教育の質の向上」を目指すには、教職員自身が主体的に取り組む改善方策として「**観点①業務**」で例示した教育課程の見直しが必要です。また、「**観点②環境**」で例示した物的・人的の整備や人間関係づくりについて最も重要な取組みであり、この2つの観点は、「**視点④**」で示したように教育委員会と学校とが情報を共有して推進すべき観点です。

「**観点③協働**」で例示した学校運営協議会制度の充実と地域学校協働本部との連携が、地域とともにある学校づくりの基盤となる観点です。その際、学校が主体的に取り組むべき「**観点①業務**」の改善に関する理解を、保護者や地域住民にどう理解し、共有していただくかも重要です。よってこの「**観点③協働**」の取組みが、教職員の意識改革による「地域とともにある学校」を実現する重要な観点と考えられます。この「**観点③協働**」の取組みが「**視点②**」を中心として、「**視点①**」と「**視点③**」の取組みを実現できるものと考えられます。よって本事例集は下図の「**観点③協働**」を中心に全国の取組み事例を紹介しました。

2. 「心的・時間的なゆとりと教育の質の向上」を目指す「働き方改革」の資料

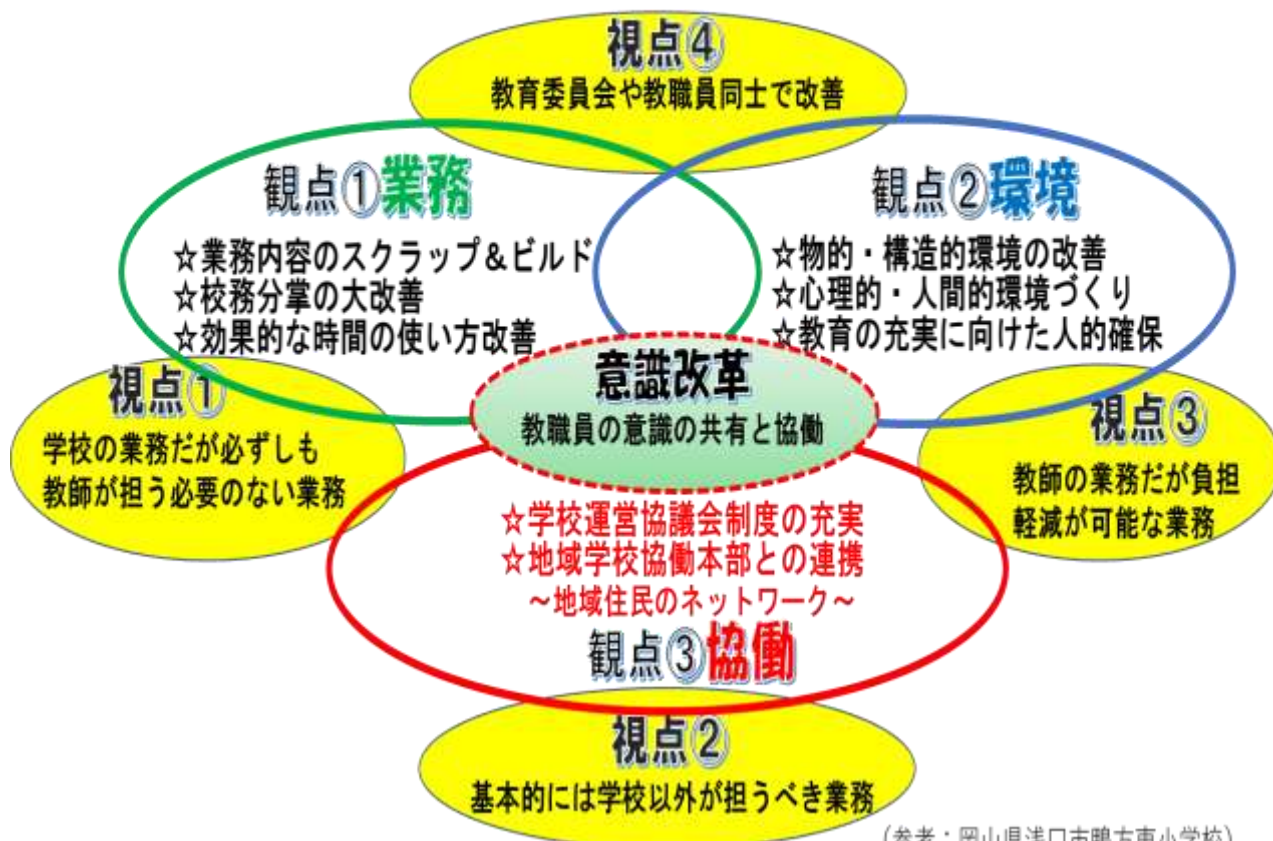
大分県大分市教育委員会の「大分市立学校における働き方企画推進計画」（第二次・R3年2月より抜粋）では、「教師が学校教育の蓄積と向かい合って自らの授業を磨くとともに日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで、自らの人間性や創造性を高め、子どもたちに対して効果的な教育活動をおこなうことができるよう、業務改善や支援体制の充実など、学校における働き方改革を

推進する（略）。（略）今まで以上に一人一人の児童生徒に丁寧に関わりながら、質の高い授業や個に応じた学習指導を実現するためには、学校が担うべき業務、教師が担うべき業務を、（略）各学校や地域の実情に応じて役割分担・適正化を図っていくことが必要である。」と示しています。

全国教育委員会の「働き改革のための取組み状況調査」（文部科学省・R元年資料より抜粋）で効果が大きいと考えられる取組みベスト10として次の取組みを紹介しています。

- ①部活動ガイドラインの実効性の担保
- ②学校閉庁日の設定
- ③ICTを活用（校務支援システム等の活用等）した事務作業の負担軽減
- ④留守番電話の設置やメールによる連絡対応の体制の整備
- ⑤部活動への外部人材の参画
- ⑥スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、特別支援教育等の専門人材、日本語指導ができる支援員等の専門的な人材等の参画
- ⑦保護者や地域・社会に対する働き方改革への理解や協力を求める取組み
- ⑧行事等の精選や内容の見直し、準備の簡素化等
- ⑨学校に向けた調査・統計業務の削減
- ⑩サポート・スタッフをはじめとした授業準備等への外部人材の参画

心的・時間的ゆとりから生まれる教育の質の向上を目指す
「学校運営協議会制度」と「地域学校協働本部」の一体的推進
 ～「働き方改革」の3つの観点と4つの視点～



(参考：岡山県浅口市鴨方東小学校)

3. 事例集の構成

- (1) 地域とともにある学校づくりを目指す地域学校協働活動の取組みの事例として「**教育行政の施策としての取組みと、学校運営協議会の具体的な取組み**」の2事例を掲載しました。
- (2) 「**教職員の働き改革に学校運営協議会が関わっている取組み**」について3事例を掲載しました。また、参考資料として別府市立石垣小学校学校運営協議会の取組みについて動画を作成して令和4年1月にHPに掲載予定です。
- (3) 社会に開かれた教育課程の作成に学校運営協議会が関わっている事例については、本事例集のテーマとして「**地域（社会）に開かれた教育課程の観点**」から3事例を掲載しました。
- (4) 学校でいつ起こるか分からない喫緊な課題への対応として、現代的な課題である「**コロナ禍の中で学校運営協議会が関わっている取組み**」の2事例を掲載しました。
- (5) 学校運営協議会で議論された地域学校協働活動の実践に一体的に取り組むコーディネート機能について「**教育行政としてのコーディネーターのネットワーク化・組織化の取組み**」の2事例を掲載しました。

4. 事例から見えてきたこと

学校運営協議会制度と地域学校協働本部の整備による「地域学校協働活動」は、学校教育における**喫緊な課題に対する「対症療法」**とともに、その**課題の原因を探り、長期的に対応できる「原因療法」**の2つの効果が期待できる制度であると考えられます。そのための工夫として、**一定エリアでの「学園」構想的な取組みや、地域の組織団体を日常的なネットワーク協働組織として機能させる体制づくり**が出来ていることなどから、大きな効果を上げていることが分かりました。

そうした中、これまでの取組みの中で、この制度の導入にともなう教職員の多忙化の問題、コーディネーターの有効な配置や地域住民のネットワーク化の難しさなどの現状があることも確かです。しかし、本事例集から見えることは、この制度の導入によって、子ども達にはもちろん、教職員にとっても多くの効果がもたらされていることです。ただ、**学校運営協議会にしても、地域学校協働本部にしてもその機能を十分に発揮するには、学校運営協議会での熟議や、コーディネーターが活躍できるシステム作り、学校運営に関する教育委員会への意見等の取組みの充実が望まれます。**

課題① 地域とともにある学校づくりを目指す地域学校協働活動の取組み事例

☆福岡県春日市教育委員会

～子どもを育む「共育」基盤の形成を目指して～

☆東京都杉並区立天沼小学校学校運営協議会

～学校運営協議会の主体的な活動を基盤として～

課題② 教職員の働き改革への学校運営協議会の対応事例

☆新潟県上越市直江津東地域学園運営協議会

～中学校区の地域学園運営協議会の取組み～

☆埼玉県ふじみ野市立大井小学校学校運営協議会

～「ASN（あさひスクールネットワーク）スタンダード」による働き方改革の取組み～

☆宮崎県都城市立沖水中学校学校運営協議会

～都城市教育プランの実践のための学校運営協議会の活動～

※<作成動画（R4年1月にHPに掲載）>大分県別府市立石垣小学校学校運営協議会

～「教職員の働き改革を考える～学校運営協議会主催の熟議～」～

課題③ 地域（社会）に開かれた教育課程への学校運営協議会の取組み事例

- ☆新潟県上越市立春日新田小学校学校運営協議会
～社会に開かれた教育課程への重要な3点の取組み～
- ☆岡山県浅口市立寄島小学校学校運営協議会
～前任校の取組みを現任校で発展した「よりしま学」の取組み～
- ☆大分県別府市立石垣小学校学校運営協議会
～教職員の願いを基にした地域学校協働活動カルテの作成～

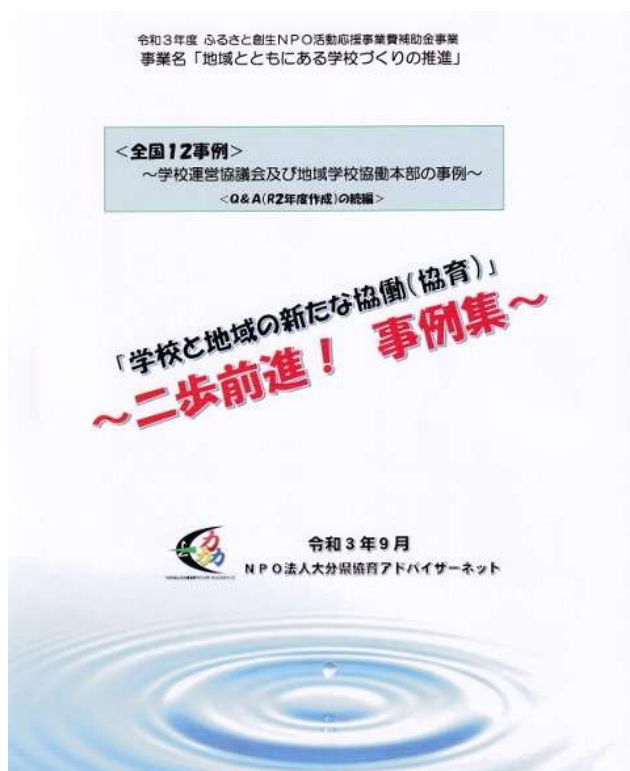
課題④ コロナ禍の中での学校運営協議会の取組み事例

- ☆神奈川県厚木市立鳶尾小学校学校運営協議会
～学校運営協議会と学校の意識の共有によるコロナ禍への対応～
- ☆岐阜県白川村白川郷学園学校運営協議会
～コロナ禍の中で出来る学校運営協議会の活動～

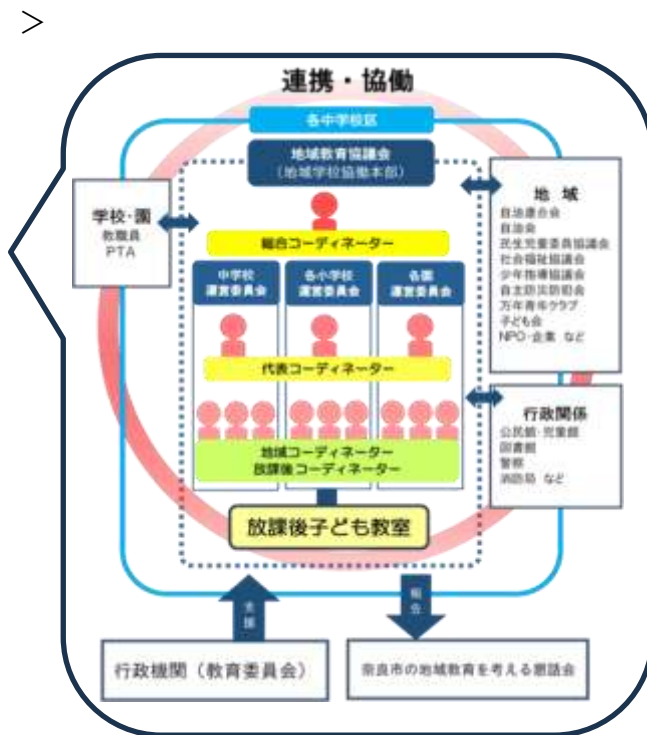
課題⑤ コーディネーターの一定エリア内のネットワーク化・組織化の取組み事例

- ☆奈良県奈良市教育委員会地域教育課
～地域教育協議会（中学校区）の活動～
- ☆大分県別府市教育部社会教育課
～令和2年度からの「別府市教育魅力化事業（モデル事業）」の取組み～

上記の12事例を掲載した「二歩前進！事例集」は当NPO法人のホームページに形成しています。この事例集には、本章の第2節「地域学校協働活動への先進地の事例」の中で紹介しています下記の右図のような、それぞれの組織・体制を図で示しています。



<例：奈良県奈良市教育委員会資料等を掲載



第6章 「NPO 法人大分県協育アドバイザーネット」の設立

第1節 『協育』アドバイザーの養成からネットワーク化へ

※詳細は第2節で紹介します。

「家庭・学校・地域社会の教育の協働」システムづくりの展開

～月刊「生涯学習」投稿原稿（2013年・文部科学省）～

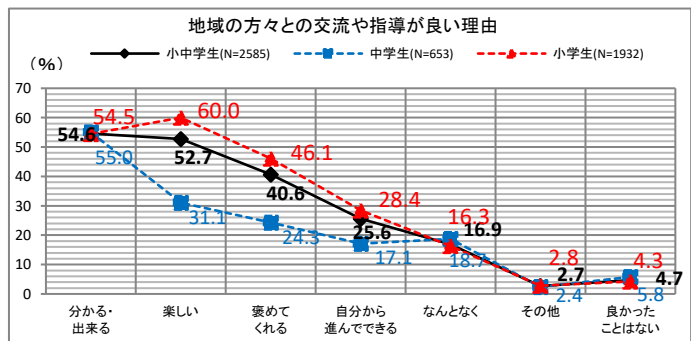
（大分大学高等教育開発センター次長 教授 中川忠宣）

以下の資料は、月刊「生涯学習」（文部科学省）の「地域と協働する大学」というテーマの連載の原稿として掲載されました。大学の持つ多様な知的資源を生かして地域の課題に寄り添い、住民や自治体等とともにその課題に取り組んでいる大学の取組みの紹介です。

～月刊「生涯学習」（文部科学省）の「地域と協働する大学」大分大学～

＜大分県における「協育」のはじまり＞

大分県教育委員会は平成17年度から家庭・学校・地域社会の教育の協働を推進するために、「教育の協働」を「協育」という造語で象徴化し、「コーディネーターの配置」を中核とした「地域『協育』振興モデル事業」を始めました。その後、改正教育基本法や教育振興基本計画により、「教育の協働」の取組みが加速しました。その結果、子どもたちは地域の方々との交流や指導を肯定する結果が生まれました（大分県調査）。これからの教育が、青少年を育成する家庭教育・学校教育・社会教育の協働、さらに、家庭教育支援や高齢者の生きがいを創出するための福祉活動との連携等々、地域全体が連携・協力する「横の接続」を促進する取組みの重要性が認識されてきたと言えます。



＜「協育」アドバイザーの養成講座＞

本センターが平成20年度に行った県内18市町村教育委員会生涯学習部署への「大学に求める生涯学習支援」の調査を基にして、平成21年度から、教育の協働を推進する中核的な人材を養成するための『協育』アドバイザー養成講座を始めました。本学の第2次中期計画においても、「高等教育開発センターを拠点とした大分県における生涯学習・社会教育推進のためのネットワークシステムづくり」の取組みをおこなうこととしています。また、講座毎に大分大学長名の修了証を授与し、地域活動への参画意識の醸成を図っています。



- ①（基礎編）「協育」アドバイザー基礎研修：11月頃実施
 - ・「教育の協働」の必要性についての基礎的な講義と演習をとおした「気づき」を行います。
 - ②（中級編）「協育」アドバイザー専門研修：基礎編修了者（次年度の基礎編受講予定者含む）
 - ・家庭教育・学校教育・社会教育の基礎と「協育」の必要性を学び、「教育の協働」に関する全国情報の学習やプログラム開発の演習を行います。
 - ③（上級編）「協育」アドバイザー実践研修：基礎編・中級編修了者（両方の修了者を含む）
 - ・先進地の視察と活動機関や団体等との交流を行います。
- 受講対象者は、各種団体・グループ、NPO等の活動者、教育関係職員等で、職場及び地域等において受講したことを活用できる者として、平成24年度の第4期生までの実受講者が98名です。子どもに関わることをとおして、大人社会の再構築の推進も目指した「『協育』プラットフォーム」に必要な人材を育成しています。

<NPO 法人大分県「協育」アドバイザーネット>

養成講座の受講者が、それぞれの職場や地域での「教育の協働」をめざした日常的な活動を充実するため、住民・企業・団体・教育機関などと連携を深めることが重要です。その活動を支援し、県内各地で取り組まれている様々な「協育」実践を交流し合い・深め合い・広め合うことを促進することを目的とした会員同士のネットワーク組織を作り、平成23年12月にNPO法人として認証されました。活動の柱は「高まろう」「広めよう」「繋がろう」の3つです。

「高まろう」は、指導者の意識を高めるための養成研修・講座や指導者相互の交流・情報交換をおこなうものです。「広めよう」は、教育の協働を広めるための実践的な取組みをモデル的・研究的におこなうとともに、指導者などへの直接的なアドバイスをするものです。「繋がろう」は、ネットワークを広げるために会員及び県・市町村、団体・グループ、企業などがおこなう様々な活動の情報を収集し、発信するものです。こうした取組みをおこなうために月1回の企画会議で様々な協議をおこなうとともに、会員章としての「襟章」を作製するなどして、意思疎通を図りながら活動を広げています。

さらに、平成23年12月に県内の機関や企業、NPO等が組織する「大分県『協育』ネットワーク協議会」を設立し、その事務局となって「『協育』の啓発」に取り組むこととしました。



<今後の展望>

「ネットワーク」は活動をするための基盤です。これまでの縦の情報に加えて「横の情報」をどう繋ぐかが大切な時代です。国立系の地方の大学が果たす大きな役割がここにあり、ネットワークづくりがCOC（センターオブコミュニティ）としての大きな成果になると考えます。そうした意味で、「テーマコーディネーター」に加えて、「エリアコーディネーター」としての役割を果たすことが、これからの高等教育機関に求められるようになったと考えます。



第2節 『協育』アドバイザーの養成からNPO法人へ

NPO 法人大分県協育アドバイザーネットは、大分大学高等教育開発センターが行った公開講座『協育』アドバイザー養成講座（初級・中級・上級）を受講した受講生がネットワークを作り、大分県「協育」アドバイザーネットというネットワークを作って、受講生相互の活動の交流や学習を続けたことが始まりでした。

会員には、遠く中津市や佐伯市や由布市の方々がいますが、2～3か月に一度運営委員会（交流会）を開催して交流と学習を重ねます。会員は、幼稚園現場で園児を対象にしている方、あるいは小中学生を対象にした公民館での『協育』プログラムを実践している方などがいました。そうした会員の中から「NPOを目指したら」という声が上がりはじめ、周辺からも「応援するよ」と声を掛けていただくようになり、「やはり NPO を設立すべきだ」「設立して活動をいっそう進めよう」という総意のもと、2011年（平成23年）12月6日に設立しました。

NPO 法人大分県協育アドバイザーネット（『協育』とは、教育の協働を意味する大分県の造語）は、住民・企業・団体・教育機関などと一層協力しながら『協育』をめざし、その啓発と普及・調査研究・相談支援などに関する事業をおこなうとともに、県内各地で取り組まれている様々な『協育』実践を交流し合い・高め合い・深め合い・広め合うためにNPO法人の設立をめざしました。

今後、学校と家庭と地域社会における総合的な「協育」力の活性化とネットワーク化をめざし、幼児・児童・生徒の体力・学力の向上はもちろん、生きる力を育てるキャリア教育の実践、コミュニティ・スクールへの支援等、会員が相互に協力しながら、会員がそれぞれの地域や職場での活動を通して、学校・家庭・地域社会の協働への一翼を担うネットワーク組織として活動を続けています。

<参考>『協育』アドバイザー養成講座の概要

1. 養成講座の趣旨

改正教育基本法や教育振興基本計画をふまえ家庭・学校・地域社会が一体となり、地域ぐるみで子どもを育てる体制づくりを目的として「学校支援地域本部事業」が始まった。これまでは、家庭、学校、地域社会がそれぞれの取組みとしておこなうことにとどまっておき、もはや単独での取組みは限界にきていると言わざるをえない状況であることから、家庭、学校、地域社会の相互の連携協力を促し、それぞれの教育力を向上させるとともに、教育を協働しておこなう必要性が明確になったと言える。これからの教育が、「青少年を育成する学校教育、社会教育、家庭教育の連携」、「家庭教育を支援するための福祉活動との連携」、「高齢者の生きがいを創出するための福祉活動の連携」等々、地域全体が連携・協力して、縦割りの取組みから、「横の接続」を促進する取組みの重要性が認識されてきたと言える。

そこで、こうした取組みに対して民間の教育力を発揮して「家庭、学校、地域社会の教育の協働」



を推進するために、地域ぐるみで学校や地域での子どもの健全育成や家庭教育への積極的な支援、福祉と教育の融合、及び大人社会の再構築を推進する中核的な人材の養成をおこなうことを目的として開講する。

さらに、受講修了者のネットワークを組織化し、受講生の職場や地域での日常的な活動を支援するとともに、受講生の活動情報を収集・分析し、「協育」コーディネーター育成プログラムの開発や関係者への提供によって「家庭、学校、地域社会の教育の協働」システムの構築に寄与する。

2. 主催 大分大学高等教育開発センター

(協力：NPO法人大分県「協育」アドバイザーネット (設立後))

4. 内容・時期

- ① (基礎編) 協育アドバイザー基礎研修：11月頃実施
- ② (中級編) 協育アドバイザー専門研修：基礎編修了者で希望する者を対象に3月頃実施
- ③ (上級編) 協育アドバイザー実践研修：基礎編・中級編修了者で希望する者を対象に次年度の9月頃実施

5. 対象者 学校や地域における各種コーディネーター

各種団体・グループ、NPO等の活動者

社会教育主事等社会教育関係職員及び指導主事等学校教育関係職員

その他、趣旨に賛同し、職場及び地域等において受講したことを活用できる者 等

6. 修了証 各コースの講座を受講した者には、コースごとに大分大学学長の修了証を授与する。

7. 経費 教材、先進地視察に係る交通費等の実費を徴収する。

8. 修了者のネットワーク化

修了者が、それぞれの職場や地域での日常的な活動を充実するための活動情報の収集・提供、それぞれの活動の情報交換、及び各種研修、モデル事業の実施、県内活動組織のネットワークの促進等をおこなうために「NPO法人大分『協育』アドバイザーネット」を組織する。

<平成22年度の講座の例>

平成22年度【中級編】『協育』アドバイザー養成講座』

二期生「協育アドバイザー専門研修」実施要項

1. 趣旨

家庭・学校・地域社会が一体となり、地域ぐるみで子どもを育てる「家庭、学校、地域社会の教育の協働」を推進し、学校や地域における子どもの健全育成や、家庭教育への積極的な支援をおこなう体制の整備のため、その中核的な人材の養成をおこなうための専門的な研修を実施する。その際、コーディネート能力の養成とともに、キャリア教育や体験活動に関するプログラム企画力を養成し、提案し、実践するためのスキルの向上を図ることを目的とする。さらに、受講修了者のネットワークを拡大し、受講生の職場や地域での日常的な活動を支援するための情報収集、情報提供をおこなう。

2. 主催 大分大学高等教育開発センター

協力：大分県「協育」アドバイザーネット

3. 期日 平成23年3月19日(土)・20日(日)

4. 会場 大分大学 教養教育棟2F 25教室

5. 対象者 次の条件を満たし、2日間とも受講できる方

①『協育』アドバイザー養成講座【基礎編】を受講した方

②基礎編の受講は出来なかったが、今後、基礎編及び上級編を受講予定の方

学校支援地域本部事業や放課後子ども教室、家庭教育支援等に係るコーディネーター
各種団体・グループ、NPO等の活動者、社会教育主事等社会教育関係職員
指導主事等学校教育関係職員
その他、趣旨に賛同し、職場及び地域等において受講したことを活用できる者 等

6. 申し込み（問合せ）方法

①受付：平成23年3月4日（金）※郵送・ファックス・メール可

②申し込み先：大分市旦那原700番地 大分大学教育支援課（公開講座担当）

③電話：097-554-8522/FAX：097-554-7445

④Eメール：kyokikss@ad.oita-u.ac.jp

7. 修了証 講座の全日程を受講したのものには、大分大学長の修了証を授与する。

8. 講座の内容

	時間	内 容
一 日 目	9:00～	開講式（挨拶・説明）
	9:20 ～11:20	講義1 家庭教育の現状・課題と教育の協働の視点 講師 大分大学教育福祉科学部教授 山岸治男
	11:30 ～14:20	講義2 地域社会の現状・課題と教育の協働の視点 講師 大分大学高等教育開発センター准教授 岡田正彦
	14:30 ～16:30	講義3 学校教育の現状・課題と教育の協働の視点 講師 大分大学教育福祉科学部教授 山崎清男 ※事例発表 佐伯市立蒲江小学校教諭 伊東俊昭
二 日 目	9:00 ～	講義4 子どものための「協育」を推進するコーディネーターの実際 ～全国のキャリア教育コーディネーターの活動事例を含めて～ 講師 特定非営利活動法人スクール・アドバイス・ネットワーク理事長 生重幸恵氏
	14:00	講義5 身近なエリアの人を巻き込んで企画する「子どものためのプログラム」作成 (演習) 講師 特定非営利活動法人スクール・アドバイス・ネットワーク理事長 生重幸恵氏 特定非営利活動法人スクール・アドバイス・ネットワーク 井上尚子氏
	14:10 ～16:10	講義6 「協育」アドバイザーとしての基礎的スキルの学び (演習) 講師 大分大学高等教育開発センター教授 中川忠宣
	16:20～	閉講式（修了証授与・アンケート等）

※第1日目の講座修了の後に、自由参加の活動情報交換会を実施します。

平成23年度【上級編】『協育』アドバイザー養成講座

二期生「協育」アドバイザー実践研修実施要項

1. 目的

本研修は『協育』アドバイザー養成講座の基礎編・中級編を修了し、「大分県『協育』アドバイザーネット」に登録した者等を対象に、県内外での「教育の協働」を推進・実践する先進地を視察し、地域づくりや青少年の健全育成に関する中心的指導者・コーディネーターとしての資質を向上させ、以て、「教育の協働」の推進に関するアドバイスの力量を高めることを目的とする。

2. 主催 大分大学高等教育開発センター
(協力：大分県「協育」アドバイザーネット)
3. 期日 平成23年9月27日(火) 9:00 大分大学発～(1泊2日・山口県山口市泊)
28日(水) 16:00 大分大学着
4. 視察先
平成23年9月27日(火) 13:00～16:00
①財団法人山口県ひとづくり財団 県民学習部「生涯学習推進センター」秋本修センター長
山口県山口市秋穂二島1061(山口県セミナーパーク内)
○山口県民の学びを支援すると共に、「人づくり・地域づくりフォーラム」を開催し地域活動リーダーの育成をおこなうなど、県民の生涯学習・社会教育活動の推進状況について学びます。
平成23年9月28日(水) 9:30～12:00
②山口市鑄銭小学校 赤田博夫 校長
山口県山口市大字鑄銭司4010
○平成21年度から先導的に取り組み始めた、地域住民が学校教育にどうか関わり、支援していくかというコミュニティ・スクールの取り組みについて学びます。
5. 参加対象
○大分県「協育」アドバイザーネットメンバー
○事務局：大分大学高等教育開発センター
6. 参加費 13,000円程度(宿泊費、夕食代・朝食代、その他雑費)
※交通手段(貸し切りバス)は大学で準備します。
7. 修了証 講座の全日程を受講し「研修レポート」を提出した者に大分大学長の修了証を授与する。
8. その他 ○本研修終了後に、「研修レポート」を提出する

**平成23年度【基礎編】『協育』アドバイザー養成講座」
第三期生「協育」アドバイザー基礎研修実施要項**

1. 趣旨
子どもは人間社会(地域社会)で教育され、「子ども自身が生き方を学ぶ」ための様々な教育活動や生きた体験が求められている。そのために家庭・学校・地域社会が一体となり、地域ぐるみで子どもを育てる「家庭、学校、地域社会の教育の協働」を推進し、学校や地域社会における子どもの生きた教育活動支援が重要となっている。よって、別添『協育』アドバイザー養成講座」の実施についてにより、教育の協働を推進する中核的な人材を養成するための基礎的な研修を実施する。
2. 主催 大分大学高等教育開発センター
(協力：大分県「協育」アドバイザーネット)
3. 連携校 別府大学
4. 日時 平成23年11月19日(土) 9:00開講 ～ 16:30閉講
5. 会場 大分大学会場(別府市を除く方を対象)及び 別府大学会場(別府市の方を対象)
6. 対象者 学校支援や地域活動支援、家庭教育支援等に関わるコーディネーター

各種団体・グループ、NPO等の活動者、社会教育関係、学校教育関係者
その他、趣旨に賛同し、職場及び地域等において受講したことを活用できる者 等

7. 申し込み（問合せ）方法

- ①受 付：平成23年9月5日（月）～10月21日（金）※郵送・ファックス・メール可
- ②申し込み先：大分市旦野原700番地 大分大学教育支援課（公開講座担当）
- ③電 話：097-554-7641/8522 FAX：097-554-7445
- ④Eメール：kyokikss@oita-u.ac.jp

8. 修了証 講座の全日程を受講したのものには大分大学学長の修了証を授与する。

9-①大分大学会場の講座の内容

研修1：子どもの「生き方」の学びを支える地域の教育資源と大人の役割

特定非営利活動法人スクール・アドバイス・ネットワーク（統括マネージャー）生重幸恵氏

研修2：地域の教育資源としての企業の役割

高橋水産（株）（佐伯市）社長 高橋 治人 氏

研修3：企業としての幼稚園、教育機関としての幼稚園＝地域の子どもの育てるために＝

学校法人渕野学園 富士見が丘幼稚園 理事長 渕野 二世 氏

研修4：企業のCSR活動（企業の社会的責任）＝学校教育の職場体験活動の支援の取り組み＝

（株）翼 社長 麻生 雅憲 氏

9-②別府大学会場の講座の内容（予定）

午前 ①「教育の協働」の推進に関する講演（別府大学教授）を予定しています。

②別府市における教育の協働の取り組みについてのディスカッションを予定しています。

午後 ③子どもの「生き方」の学びを支える地域の教育資源と大人の役割

特定非営利活動法人スクール・アドバイス・ネットワーク（統括マネージャー）生重幸恵氏

④教育の協働に関する、大分県の取り組みなどの報告を予定しています

10. その他

本講座は、「とよのまなびコンソーシアムおおいた連携講座」として、大分大学高等教育開発センターが別府大学と連携して実施しますので、次の点に留意ください。

- ①事務手続きは上記6のとおり、大分大学教育支援課（公開講座担当）が一括して行います。
- ②本基礎講座については、別府市の方は別府大学会場で受講していただきます。

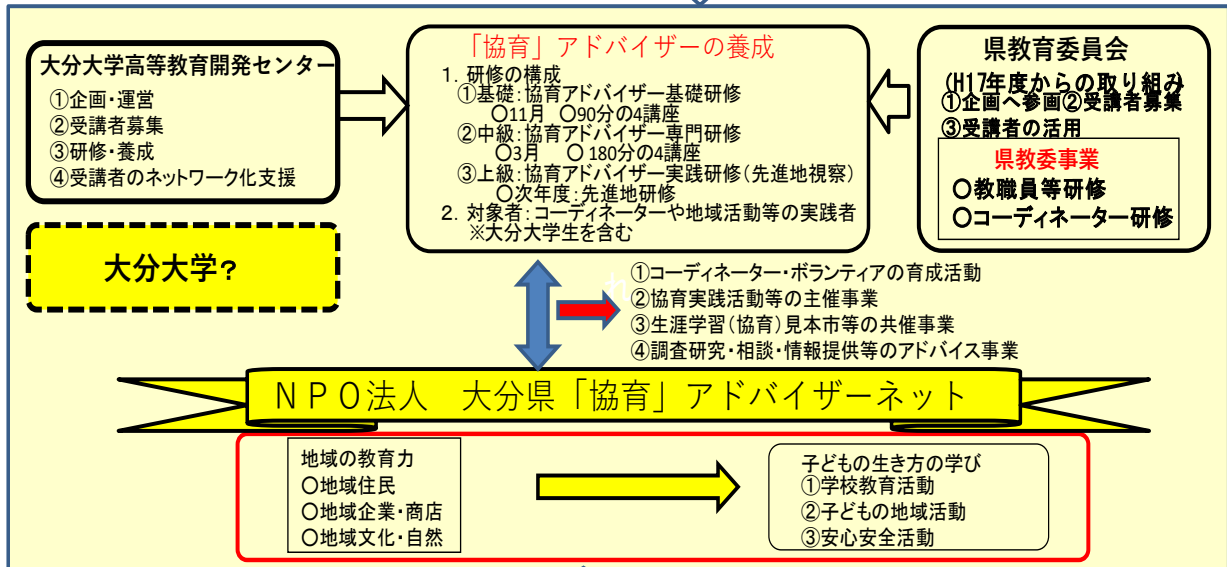


地域における教育資源のネットワーク化を推進するコーディネート機能の向方策

①文部科学省：～H19:調査研究事業 H20～H23:「学校支援地域本部事業」
 ②本センター：H20～調査研究 H21～「『協育』アドバイザー養成研修」と修了生のネットワーク

文科省：教育基本法第13条学校・家庭・地域社会の連携

大分県：地域協育振興プラン



学校支援地域本部：地域「協育」の振興に係るポイントは方策の明確化と拠点化

市(町村)の施策の明確化

1. あなたの地域(取り組み)で教育資源のネットワーク化とコーディネート機能の発揮が可能か。
2. 地域人材の発掘・確保等の人材バンクの整備をとしたボランティアの安定的な確保が出来るか。
3. 子どもや学校、地域が求める豊かな体験活動のカリキュラムが提供できるか。

大分県『協育』アドバイザーネット(以下、会という)をNPOとして登録(法人格の取得)するために

1. 法律の概要による関係性

法律の要件には、①特定非営利活動をおこなうことを主たる目的とすること。②営利を目的としないものであること。(利益を社員で分配しないこと) ③社員の資格の得喪に関して、不当な条件を付さないこと。④役員のうち報酬を受ける者の数が、役員総数の3分の1以下であること。⑤宗教活動や政治活動を主たる目的とするものでないこと。⑥特定の公職者(候補者を含む)又は政党を推薦、支持、反対することを目的とするものでないこと。⑦暴力団でないこと、暴力団又は暴力団の構成員等の統制の下にある団体でないこと。⑧10人以上の社員を有するものであることなどがあるが、会としてはすでに、しかも十分に要件を整えている。

2. 法律が定める活動範囲

法律が定める活動範囲には、①保険、医療又は福祉の増進を図る活動。②社会教育の推進を図る活動。③まちづくりの推進を図る活動。④学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動。⑤環境の保全を図る活動。⑥災害救援活動。⑦地域安全活動。⑧人権の擁護又は平和の推進を図る活

動。⑨国際協力の活動。⑩男女共同参画社会の形成の促進を図る活動。⑪子どもの健全育成を図る活動。⑫情報化社会の発展を図る活動。⑬科学技術の振興を図る活動。⑭経済活動の活性化を図る活動。⑮職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動。⑯消費者の保護を図る活動。⑰前各号に掲げる活動をおこなう団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動などがあるが、特に②社会教育・・・、③まちづくり・・・、⑤環境・・・、⑪子どもの・・・などについてはすでに活動中であり、他の範囲にも広がる可能性にあることから、活動の範囲についても十分整っている。

3. 法律にある要件・活動範囲

法律にある要件・活動範囲は、これまでも、これからも会の活動として一層整えなければならない関係性にある。

4. 特定非営利活動促進法（平成10年施行、以下法律という）に基づく法人格取得による優位性

- (1) 現行任意団体である会が、例えば銀行口座を開設しようとした時、事務所を借りようとした時、不動産を登記しようとした時、電話を設置しようとした時など、団体としてではなく個人でしか行えないという不都合が予想されるが、法人格の取得でその不都合は解消できる。
- (2) 法律制定の目的にある「非営利団体がおこなう社会貢献活動は、広範囲に重層的にますます活発化し、その重要性もますます高まっている」とした状況は、会が行おうとしている非営利的活動そのものであり、会員が行っている教育の協働実践や課題を持ち寄りながら情報の交換・共有・発信をすることや、自らの力量の向上と会員拡大を目指す会としての取り組みは、法律の目的にある状況そのものであり、法人格の取得は会として必然とも言える。
- (3) 法人格の取得は、会に対する社会的信頼性や公益性を担保し、会としての活動を一層推進させる優位性を発揮する。

5. NPO登録に向けた当面の取り組み

(1) 準備会の発足

- ①『協育』ネット一期生で準備会をスタートさせ、NPO登録の意義・目的・課題などを探りながら、先ず会則にある「NPOプロジェクトチーム」での登録に向けた素案作りをおこなう。
- ②2011年4月には合流が予定される二期生を加え、プロジェクトチームとしてスタートする。
- ③2012年にはNPO法人大分県『協育』アドバイザーネットとしての活動の本格始動を目指す。
- ④学習会の開催
 - NPOプロジェクトチームとして、準備会が用意する素案をもとに、2か月に一度程度学習会を開催する。先行先進NPOとの交流に関することなど5～6回程度開催する。
 - NPOプロジェクトチームによる学習会の節目では、運営委員会として学習会を開催する。
 - 学習会を発展的に解消し、戦略プロジェクト（仮）や読み聞かせプロジェクト（仮）と協力して『協育』プログラムづくりを目指す。
- ⑤会員を拡大するためには、大学がおこなうアドバイザー養成講座への受講者拡大が不可欠なので、大学と協力して受講者拡大に努力する。（当面、40名の会員を目指す）
- ⑥登録の実務・事務の開始と認証

申請書の作成に約1か月、書類の提出が受理され認証されるまでが約4か月、認証後2週間以内に登記手続きになることから、登録の開始から成立まではだいたい半年なので、2012年1月から開始すると同年7月ということになる。

NPO法人大分県『協育』アドバイザーネットの設立

大分県「協育」アドバイザーネットから NPO 法人大分県「協育」アドバイザーネットの設立によって、本 NPO 法人の構想を以下のように整理しました。

1. NPO法人大分県「協育」アドバイザーネットの立ち位置は？

今、子どもたちに欠けていると言われている

- ・人間関係力の育成（コミュニケーション能力・耐性・礼儀等）
- ・現代的課題である不登校、いじめ、虐待等への対応による健全な育成

などのための取組みが求められており、その取組みを通して心身ともに調和のとれた子どもを育成することを目指すものです。活動の柱としては、そのために重要な大人が、そして地域が繋がることの先進的・モデル的な実践していくことが最終的な目的です。

心身ともに健全で、調和のとれた子どもを育成するために、家庭、学校、地域社会はそれぞれが、それぞれの役割を果たして子育て（健全育成）を行ってきましたが、現代社会において以下のような様々な課題が明らかになってきました。

① 家庭教育の課題

様々な理由による家庭の教育力の低下や、少子化・核家族化等による家庭教育機能が遅滞してきたと言われています。さらに保護者の多忙化による「心より物・金」という考え方もあります。

② 学校教育の課題

子どもの教育に関する過度の学校依存により教職員の多忙化が進んでいます。このことにより、教職員は子どもと向き合う時間が減少しているという大きな課題が明らかになってきました。にも関わらず、基礎学力や運動能力、人間関係力、コミュニケーション能力の育成・向上など広範囲の責任・仕事で疲弊の現状にあります。

③ 地域社会の課題

地域住民の結びつきだけでなく子どもへの関わりも弱体化し、個が優先する社会になってきました。地域住民が子ども達へ注意・指導することもできにくくなりました。まさに、地域の教育力の低下と崩壊の現状がうかがえます。

以上のような、それぞれの課題はありつつも、家庭においても学校においても地域社会においても、それぞれが自分達の役割を果たそうと努力しているという現実があります。しかし、大分県における地域住民及び教職員への意識調査によると、それぞれの教育力を向上させる取組みの重要性ではなく「三者が連携、協力する」ことの重要性（教育効果）を認識していることがわかりました。

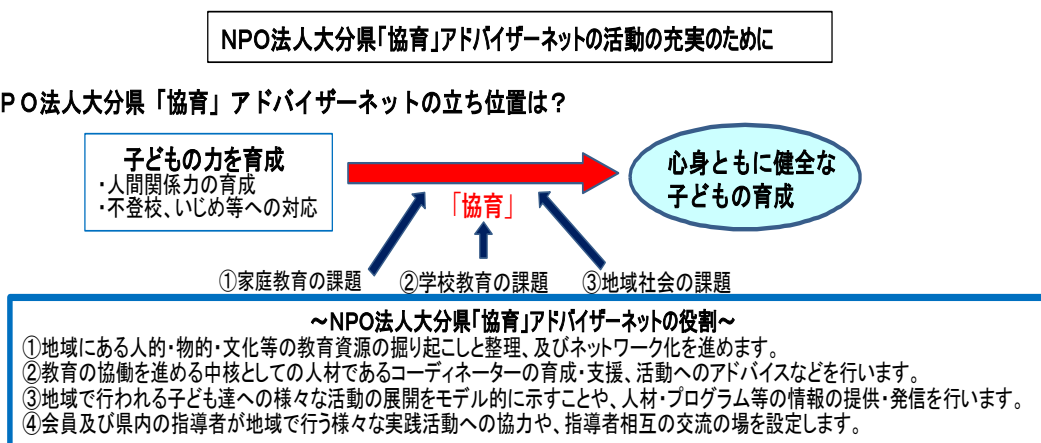
そこで、NPO 法人大分県協育アドバイザーネットとしては次の4点を柱として、家庭、学校、地域社会の連携（教育の協働）の推進という役割を担っていくことを目的としています。

- ① 地域にある人的・物的・文化等の教育資源の掘り起こしと整理、及びネットワーク化を進めます。
- ② 教育の協働を進める中核としての人材であるコーディネーターの育成や、活動への支援・アドバイスなどを行います。
- ③ 地域で行われる子ども達への様々な活動の展開をモデル的に示すことや、人材・プログラム等の情報の提供・発信を行います。
- ④ 会員及び県内の指導者が地域でおこなう様々な活動への協力や交流の場を設定します。

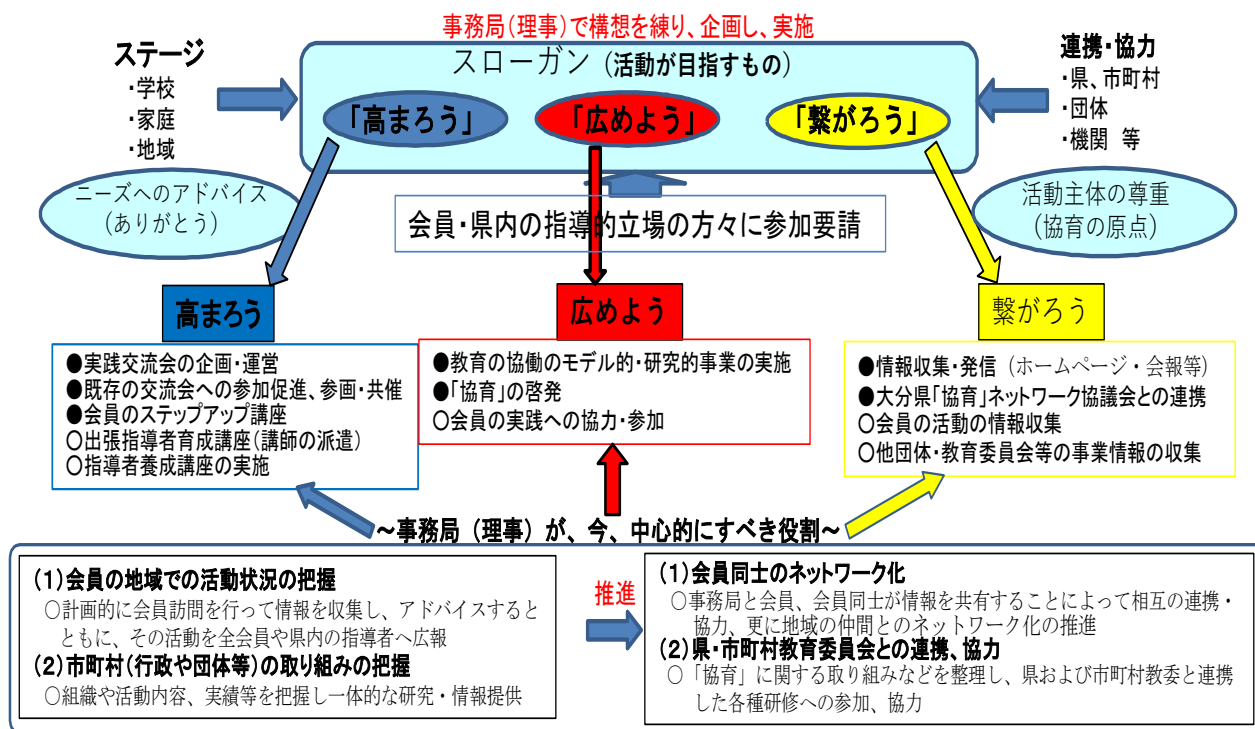
以上のような取組みは、1つのNPO法人だけでは不可能です。よって私たちは行政、地域の団体等と連携、協働しながら様々な形で情報収集、活動への支援、関係者のネットワーク作りを進めていくことだと考えています。

2. 活動の柱の構造は？

(1) 活動の基本的な考え方



2. 活動の柱の構造は？



活動の概要を示したものが上の図です。NPO法人としての立ち位置(何故、何が求められているのか)、そのための活動の構造(会として何をするか)と事務局の役割(日常的に何をするか)を示しています。以下、詳細に説明することとします。

活動の柱は、「教育の協働」のために①高まろう、②広めよう、③繋がろう の3つです。このことを推進するために、

- ①理事で構成する事務局で構想を練り、企画し、実施する活動と会員への活動支援を行います。
- ②それらの活動に会員を中心に、県内の多くの指導的立場の方々に参加していただくことを進めなければなりません。活動主体が会員の場合は、「ニーズへのアドバイス」が活動の基本です。次に重要なことは、
- ①活動のステージは学校であり、地域社会であり、家庭教育の場であるということです。

- ②もう1つ重要なのが、県・市町村、団体事業等の実践者との連携・協力です。
- ③更に、こうした取り組みの調査研究や指導者育成をおこなう大学等との協働が大切です。

(2) 活動内容

活動の3つの柱である「高まろう」「広めよう」「繋がろう」について、以下のような内容を考えています。

1) 「高まろう」について

「高まろう」においては、指導者の意識を高めるための養成研修・講座や指導者相互の交流・情報交換をおこなうものです。柱としては以下の4点です。

①現段階で実施するもの（一部実施しているもの）

○実践交流会の企画・運営

私たちの手作りの「ゆったり交流」をイメージした交流会を行います。その内容は、仲間の交流や各自の活動の交流をおこなうものです。

○既存の実践交流会への参加促進、参画・共催

これまで行ってきた梅園の里でのデザイン実践交流会や、実践事例集での相互の活動事例の紹介などを積極的に推進します。

○会員のステップアップ講座

会員の研修のフォローとして大分大学高等教育開発センターが実施する「協育」アドバイザー養成講座や「協育」見本市、県外で行われる研修などを紹介し、参加を奨励します。

②今後実施するもの

○出張指導者育成講座（講師の派遣）

市町村や団体、グループ等の教育の協働に関する研修会・交流会等に会員を派遣します。

○指導者養成講座の実施

教育の協働を進めるための指導者やコーディネーターを育成するために、モデル的に実施した事業や会員が地域で行っている取り組み等を基本にした研修会を開催します。

2) 「広めよう」について

「広めよう」においては、教育の協働を広めるための実践的な取り組みをモデル的・研究的におこなうとともに、指導者などへの直接的なアドバイスをするものです。柱としては以下の3点です。

①現段階で実施するもの（一部実施しているもの）

○教育の協働に関するモデル的・研究的事業の実施

研修会・実践交流・講師派遣等の事業や実践事例集での資料の提供などをおこなうために、県や市町村、企業などがおこなう委託事業を受託した取り組みを行います。この取り組みは会員の協力により様々なカリキュラムを作り出すことに大きな意義があります。さらに、そのことによる地域の様々な人材とのネットワーク化の方策も提案することができます。

○「協育」の啓発

「協育」見本市や実践事例集などを活用して、教育の協働を啓発する取り組みを行います。

②今後充実するもの

○会員の実践への協力・参加

県内各地で活動する会員の事業や活動への直接的な協力・参加や、ホームページや会報を活用して案内するとともに、参加、支援の要請などを行います。

3) 「繋がろう」について

「繋がろう」においては、ネットワークを広げるために会員及び県・市町村、団体・グループ、企業などがおこなう様々な活動の情報を収集し、発信するものです。柱としては以下の3点です。

①現段階で実施するもの（一部実施しているもの）

○情報収集・発信

以下の広報媒体によって情報を積極的に収集し、日常的・定期的に発信します。

- ・ホームページ 大分県「協育」アドバイザーネットや大分県「協育」ポータル
- ・会報 「協育」ニュース ・パンフレットやリーフレット ・「協育」事例集

○大分県「協育」ネットワーク協議会との連携

県内の教育の協働の取り組みをする機関、企業、団体・グループ等で組織する大分県「協育」ネットワーク協議会を支援し、ネットワークを広げていきます。

②今後充実するもの

○会員の活動の情報収集

県内各地で活動する会員の活動を把握して発信するために、会員の情報収集活動を行います。

○他団体・教育委員会等の各種事業情報の収集

教育の協働を進める県内各地のイベントや研修などの情報を広く収集・広報します。併せて、地域の行政や他の団体・グループなどとのネットワークを広げます。

3. 事務局（理事）は何をすべき？

こうした取り組みをおこなうためには、計画的な「ニーズと実践の掘り起こし」の取り組みが必要です。県内におけるニーズ、取り組みを整理・蓄積することによって本NPO法人が何をすべきか、何を望まれるのかが見えてくると考えます。そこで、事務局（理事）としては、長期的な視野に立って、年間計画を基にした具体的・日常的な以下のような取り組みをおこなうことにより、本NPO法人の基盤づくりができると考えます。

（1）会員の地域での活動状況の把握

本会NPO法人の会員はそれぞれの立場で様々な活動をしています。会員は、自らの活動を充実するために、日常的なネットワークを作るという思いで参加しています。よって、会員の活動内容・方法・工夫・課題などの情報を取材することが求められます。そこで、事務局として計画的に会員訪問を行いその情報の収集やアドバイスするとともに、会員や県内の指導者へ広報していく取り組みを行います。

（2）県・市町村（行政や団体等）の取り組みの把握と連携

県内の全ての市町村、教育行政においては学校支援と放課後活動支援を中心とした教育支援の取り組みを行っています。さらに、各種団体等も様々な活動をおこなっています。その組織や活動内容、実績等を把握し、関係機関と連携して情報収集・研究・発信していきます。そのために、①会員同士のネットワーク化 ②県・市町村教育委員会との連携、協力による情報収集と発信、県および市町村教育委員会と連携した各種研修への連携、協力を進めていきます。

NPO法人大分県「協育」アドバイザーネットは、県内の機関、企業、団体・グループを繋いで、家庭、学校、地域社会を繋ぐためのモデル的・先導的な取り組みを目指しています。多くの関係者の理解をいただくことが重要であり、それぞれの活動への情報提供や活動への協力をしつつ、教育の協働を進めるコーディネーターとしての先導的活動をすることが本NPO法人の役割であると考えています。

第3節 NPO法人大分県協育アドバイザーネットの活動の概要

本 NPO 法人の設立目的は、会員がそれぞれの地域や組織・団体での活動をより充実するためのネットワークと会員研修ですが、本 NPO 法人としてのモデル事業や先導的事业も実施してきました。文科省や県の委託・補助事業の実施をとおして、調査研究と指導者養成研修、子ども対象の体験事業、自治体や各種団体との支援・協働事業等を以下のように実施しました。

NPO法人大分県協育アドバイザーネットの主要事業実績（2011年～事業終了時）

	事業名	実施年度	本会の位置	対象	主 催
1	協育見本市 (第1回・第2回)	2011～2012	共催	県民一般	大分大学高等教育開発センター 県立社会教育総合センター
2	「協育」事例集『教育の創造』出版事業	2011～2013	協働	県民一般	大分大学高等教育開発センター
3	「協育」アドバイザー養成講座	2011～2015	共催	地域指導者等	大分大学高等教育開発センター
4	子どもふるさと体験学イン国東 (第1回・第2回)	2012～2013	2012:事務委託 2013:補助金	県内小中高	2012:大分大学高等教育開発センター 2013:子どもゆめ基金
5	幼児向けエコワークショップ事業	2012～2013	委託	県内7園	大分県委託事業
6	地域ネットワーク版協働型委託事業 泉都別府「協育」プロジェクト事業	2012	委託	別府市立小学校 4校	大分県委託事業
7	大分県青少年自立支援事業	2012	委託	国東高校	大分県委託事業
8	育メン読み聞かせ講座事業	2012	補助	大分市	大分市補助事業
9	読みきかせ指導者支援活動	2012～2017	支援	依頼による活動	モデル的・先導的事业
10	大分大学生:読み聞かせサークル「結(ゆい)」の育成	2013～2022	補助	大分大学生	指導者育成事業
11	「子どもと本を結ぶあなたへ」講演会 (第1回～第6回)	2013～2018	共催	県民一般	大分大学高等教育開発センター
12	「成長分野等における中核的専門人材養成の 戦略的推進事業」(おんせん県おおいた・別 府型ドリームプロジェクト) ※温泉コンシェルジュ養成事業	2013～2015	事務局	県民一般	文部科学省委託事業 別府溝部学園受託 ※おんせん県おおいた・別府型ドリー ムプロジェクト事業
13	平成25年度「学校と地域の新たな協働体制の 構築のための実証研究」	2013	委託	研修:市内全校 実践:市立小学校3 校	文部科学省事業 ※主管:泉都別府『協育』プロジェク ト
14	平成26年度「学校と地域の新たな協働体制の 構築のための実証研究(学校・家庭・地域の 連携協力推進事業)」	2014	再委託	別府市立石垣 小学校	文部科学省事業 NPO法人スクール・アドバイス・ネット ワーク受託
15	平成26年度「自律的・組織的な学校運営体制 の構築に向けた調査研究」事業<マネジメン ト力向上研修プログラム作成>	2014	協働	別府市立 全小中学校	文部省委託事業 別府市受託
16	学びによる地域活力活性プログラム普及・啓 発事業	2015	協働	県民一般	文部科学省委託事業 大分大学高等教育開発センター受託
17	日本生活体験学習学会地方セミナー	2016	共催	由布市	由布市・日本生活体験学習学会
18	「生きるヒントを学ぼう」講演会	2018	協働	県民一般	NPO法人共に生きる
19	令和2年度・3年度「地域とともにある学校 づくりの推進」事業	2020～2021	主催	県内のコミュニ ティ・スクール	大分県ふるさと創生NPO活動応援事業費 補助金事業
20	令和3年度国立公園・温泉地等での潜在型ツ アー・ワーケーション推進事業「阿蘇くじゅ う国立公園」	2023	委託	県民一般	一般社団法人環境イノベーション機構 委託事業 協力:NPO法人スクール・アドバイス・ ネットワーク

NPO法人大分県協育アドバイザーネットの継続事業実績（2012～現在）

	事業内容	実施年度	本会の位置	対象	定款に記載した事業
1	地域発「活力・発展・安心」デザイン実践交流会	2011～現在	参画→共催	地域指導者等	指導者育成事業 共催①東国東地域デザイン会議 ②大分大学高等教育開発センター
2	会報「協育NEWS」の発行	2012～現在	主催	県民一般	ネットワーク拡大事業（広報）
3	HPの運用	2012～現在	主催	県民一般	ネットワーク拡大事業（広報）
4	会員への訪問・活動紹介	2012～現在	主催	会員	ネットワーク拡大事業（広報）
5	会員の資質向上事業	2012～現在	主催	会員	指導者育成事業
6	「協育」活動指導者研修会	2012～現在	主催	県内等指導者	指導者育成事業
7	大分大学生：学生ボランティア「コネクト」の活動支援	2015～現在	主催	大分大学生	指導者育成事業
8	「赤ちゃんと絵本との出会い」～親の心 我が子に贈る小さな試み～	2015～現在	共催	堀永産婦人科医院	モデル的・先導的事业
9	スキルアップ 「語ろうよ会」	2018～現在	主催	会員	指導者育成事業

活動事例の紹介（関係機関等との協働・連携事業を含む）

<プログラム開発事業1>

<「子どもふるさと体験学インくにさき」（2011・2012年）>

1. 事業の目的

近年の青少年の自然体験、生活体験、社会体験、異年齢との交流体験、等の不足が指摘され学校や地域社会において取組みが行われています。本事業は、そうした指摘に対応するための子どもたちの活動を推進する「子ども活動推進型事業」のモデル的なプログラム開発を目的として、実施したものです。その基盤に「教育の協働」を進める基本的なシステムづくりの方策を研究、実践、スタンダード化することを置き、様々な機関・団体・グループ等の協働によるプログラムを作成し、今後、県内各地での実施されることを目指すものです。

2. テーマ

「くにさきの人、自然、文化・歴史、産業」を体験し、自らの地域の魅力を再発見しよう！

3. 事業のコンセプト

『生きる力、人間力の成長と連携』

<狙い/目標>

- (1) 子どもの生活、社会規範の成長：「すなおで、げんきで、かしこい子」「大きな声で、自分からあいさつ」
- (2) モデル事業→協育スタンダード化：子ども活動推進型協育スタンダード
- (3) 異年齢交流体験：

<「協育」の狙い>

- (1) 子ども活動推進型事業のモデル実践→同モデルのスタンダード化（企画の立て方/まとめ方）
- (2) ふるさとネットワークづくり+官学民ネットワーク+異年齢青少年ネットワーク

「子どもふるさと体験学inくにさき」事業概要

1. 期日 平成24年8月8日(水)～8月10日(金) 2泊3日
2. 主催 大分大学高等教育開発センター
3. 委託 NPO法人大分県協育アドバイザーネット
4. 協力 東国東地域デザイン会議、大分県立国東高等学校、安岐町ウォーキング愛好会
梅園の里、地域企業・農家、地域指導者
5. 宿泊 2泊とも梅園の里の施設
6. 参加者 参加者 小学生:30名 中学生:12名
高校生ボランティア 県立国東高校JRCメンバー 12名
大学生ボランティア 大分大学学習ボランティアサークル 8名
指導者 大分大学教員(1名)
NPO法人「協育」アドバイザーネット(7名)
東国東地域デザイン会議等地元有志(12名)

7. プログラム一覧

日別	プログラム名称	活動プログラム概要	地域の社会人指導者	NPO法人(担当者)	大学生	高校生
8日	導入プログラム	受付・誘導		加藤俊一	8名	12名
		ミニオリエンテーション		中川忠宣		
		小中学生の全体研修		安達美和子		
		高校生・大学生の打ち合わせ		中川忠宣		
		開講式		中川忠宣		
		昼食・班の打ち合わせ	安達美和子			
	七島い体験	置表原料である七島いの ・七島いの説明 ・七島い田の見学 ・七島いの作品(コースター)づくり	林浩昭 平山良一他 細田利彦 他	安達美和子 6名	班指導 8名	班指導 12名
梅園の学習	三浦梅園を学ぶ ・旧宅、資料館、お墓見学	浜田晃	岡田雅彦 6名	班指導 8名	班指導 12名	
夕食プログラム	夕食・入浴		山本美咲	担当	担当	
キャンドルサービス	キャンドルサービス ・準備・リハーサル・本番	須股恵美子	安達美和子 6名	班指導 8名	班指導 12名	
班別学習	学習のまとめ ・人と産業のまとめ		中川忠宣 6名	班指導 8名	班指導 12名	
就寝プログラム	入浴・就寝		加藤俊一 山本美咲	班指導 8名	班指導 12名	
9日	起床プログラム	朝の集い・清掃 朝食 活動準備		加藤俊一 安達美和子 その他は班指導	班指導 8名	班指導 12名
	国東半島探訪	国東の寺、山、自然を巡る ・両子寺の話 ・両子山トレッキング ・両子山の野草 ・両子山の野鳥	両子寺副住職 ウォーキング愛好会 保健師:河野かよ子 糸永光(元教育長) 郷司信義(元校長)	全体指導 6名	班指導 8名	班指導 12名
	高校生と大学生の交流会	高校生からの大学生への質問を中心に、大学生活についての意見交換		浅野昌子 岡田雅彦	全員参加	全員参加
	夕食プログラム	夕食・入浴		山本美咲	担当	担当
	班別学習	学習のまとめ ・文化と自然のまとめ		梅野悦子 中川忠宣	班指導 8名	班指導 12名
	天体観察	県内最大天文台での星座観察 ・天文学習	西山浩司 (天文指導員)		班指導 8名	班指導 12名
	就寝プログラム	入浴・就寝		加藤俊一 萱島かよ	班指導 8名	班指導 12名
10日	起床プログラム	朝の集い・清掃 朝食 活動準備		加藤俊一 萱島かよ その他は班指導	班指導 8名	班指導 12名
	段ボール立体造形体験	段ボールのクラフトを知る ・アキ工作社を訪問して段ボール立体造形の製造工程を学習する ・キッズでクラフト工作をする	松岡 勇樹 ・アキ工作社社長	全体指導 6名	班指導 8名	班指導 12名
	班別学習	学習のまとめのプレゼン完成 ・3日間の学習のまとめ		梅野悦子 中川忠宣	班指導 8名	班指導 12名
	学習発表会	3日間の学習のまとめをPPで発表		梅野悦子 全員	班指導 8名	班指導 12名
	お別れプログラム	閉講式		安達美和子 中川忠宣	班指導 8名	班指導 12名

H 2 3 年度 (第 1 回)



H 2 4 年度 (第 2 回)



＜プログラム開発事業2＞（2013年～2018年）

＜子どもと本を結ぶあなたへ…＞講演会＜最終年度事業報告書からの抜粋＞

主催：大分大学高等教育開発センター

NPO法人大分県『協育』アドバイザーネット

人と本を結ぶ読書支援プロジェクト「ゆい（結い）」

私たちは、大学生をはじめ、読み聞かせを中心とする読書支援のボランティアやその関係者を対象に年1度、平成25年度から5年間にわたり、「子どもと本を結ぶあなたへ」をテーマに講演会を開催してきました。

6年目となる今回は「東京子ども図書館理事長 張替恵子氏」に、大学生や子どもと本に関わるボランティアの方、教職員及び各種の図書館に勤務されている方々を対象に「子どもと本を取り巻く現状」そして「子どもと本に関わってこられた経験や想い」を語っていただき、参加者のこれからの活動に役立ててもらいたいと願って開催しました。また、交流会では、講師「張替氏」を囲んで、参加者同士が交流しお互いに高め合い、読書支援のネットワークを広め、深めることができました。

＜第1回からの「子どもと本を結ぶあなたへ」の講演会を振り返って＞

テーマを「子どもと本を結ぶあなたへ・・・」とした年1回の講演会も、『子どもと本の幸せな出会いのために私たちができること』で6回目となりました。

1998年8月、衆参両議院会議において、2000年を『子ども読書年』とする決議が採択されました。その前後から各地、各機関において「読書ボランティア」の育成が行われてきました。現在もそれは続けられており「子どもと読書」に関するボランティア人口は確実に増えてきています。そして、年数と経験を重ねていく中で、喜びとともに多くの悩みも持つようになりました。「子どもたちにどのような本を読んだらよいのか（選書）」「どのようにして子どもたちに本をつなげていったらいいのか」など悩みは尽きないようです。

そうした中、大分大学高等教育開発センターの社会人指導者養成講座から育ったNPO法人大分県「協育」アドバイザーネット（2011年設立）は、2011年に「富士見が丘プロジェクト」（大分市富士見が丘幼稚園にて）での「環境」とコラボした読み聞かせを皮切りに、2011年から2013年にかけては、「ブックトーク」を大分市立春日町小学校と大分市立明野北小学校で行いました。また、2012年には、大分市の1%応援事業として「パパ！出番です！！イクメンの読み聞かせ教室」を開催しました。さらに、学生読み聞かせボランティア「ゆい（結い）」を結成し、子どもルームや小学校また育成クラブ、商業施設等いろいろなところで読み聞かせをしてきました。

そのような活動の中、ボランティアのステップアップのために何かできないかと考えていたところ、6年前、知人から「あまんきみこ」氏を紹介され、講演会「子どもと本を結ぶあなたへ・・・」を大分大学高等教育開発センター、大分大学図書館、NPO法人「協育」ネットの共催で開催しました。以後、第2回、第3回、第4回、第5回は大分大学と「協育」ネットの共催で開催し、大分大学高等教育開発センターと、NPO法人大分県「協育」アドバイザーネットの社会人指導者養成事業として継続してきました「子どもと本を結ぶあなたへ・・・」のまとめとして、以下のように整理をすることとしました。

【第1回（2013年10月30日）】

講師：童話作家「あまんきみこ」氏

演題：「童話作家の想い ～一冊の本ができるまで～」

第1回のあまん氏の講演会「童話作家の想い～一冊の本ができるまで～」には、大変多くの方々の申し込みをいただき、アンケートでは「作者のお人柄と作品が重なった」「作品はその人その人の人生で読めばいいという言葉に感動した。」「作者の絵本への思いがよくわかり、今後の参考になった」などの感想をいただきました。

講演会後のグループ形式でおこなった交流会にも多くの方々のご参加をいただきました。個人で活動している人、グループで活動している人、それぞれの立場からの意見や悩みがあふれ、熱い思いで日々活動されていることが手に取るように感じられました。その熱い思いに、私どもはただただ圧倒されました。予想通り選書や読み方についての悩みが多く、解決に至らなかったことも多々ありましたが、参加者同士で現状を共有することができ、これからの活動の参考になったのではないかと思います。

この講演会を経て、読み聞かせネットワーク「ゆい（結い）」を結成することができました。



【第2回（2014年10月26日）】

講師：大野城まどかぴあ理事「川島久美子」氏

演題：「～大人のための ちょっといい時間！～」

第2回講演会「大人のためのちょっといい時間！～」では、福岡より、あまん氏の友人である川島氏にお出でいただき、参加者の方々には「語り」の世界を堪能していただきました。日頃は、読み手や語り手側の皆さん方に聞き手として「いい時間」過ごしていただけたのではないかと思います。

また、あまん氏の作品を作者の心情に触れながら友人ならではの解説をしていただき、作品の奥深さを学ばせていただきました。さらに「絵本化された昔話」や「翻訳された絵本」のご講話もいただき、『選書の大切さ』を再確認された方も多かったようです。

交流会では、行政との連携の難しさを発言された人が多く、また前回に続き、絵本の読み聞かせには、滑舌やアクセント、発音の練習が必要というご意見も多く出されていました。



学生読み聞かせボランティア「ゆい（結い）」メンバー

前回、今回と2回の交流会では「何をねらいにした交流会なのかよくわからない」というご意見もいただきました。しかし、同じ活動をしている人々が、日頃活動を共にしているグループや地域の枠を超えて集い、意見を交換することだけでも活動の原動力になるのではないかと思います。また、そのためにこのような交流会やネットワークが必要かつ大切なのではないかと考えます。

【第3回（2015年9月27日）】

講師：大分ブックトーク研究会代表「首藤富久恵」氏
 演題：「子どもと本と私と・・・『子どもと本』との時間で思ったこと！感じたこと！」

3回目は、大分ブックトーク研究会代表 首藤氏に、今回はブックトークではなく、ご自身がボランティアとして長く通われている病院でのお話をさせていただきました。病と戦っている幼いお子さんたちと絵本やお話を楽しむという経験を重ね合わされたご講話は、私たちの心を打ち、聞き手と「絵本やお話を共有し共感する」ことを学ばせていただきました。また、ストーリーテリングの実演もしてくださり、心洗われるひとときでした。



「ひとりひとりの子どもに対して思いやりをもち、読み聞かせをすることの大切さ、真摯に対応していくことをいつも心にとめておきたい」「自分の生きがいと思っていたが、子どもたちが大好き、絵本が大好き、いろんなことを学んで今後に役立てていきたい」「自分のためにするのではないということを肝に銘じて続けていきたい」「老後のため…とちょっと思っているところがありました。反省です」などたくさん感想をいただいています。



☆受付も謝辞も学生読み聞かせボランティア「ゆい（結い）」

【第4回（2016年11月13日）】

講師：堀永産婦人科医院（大分市） 師長「渡邊しおり氏

演題：私と読書 「誕生の瞬間を共にして・・・」

4回目は、大分市の堀永産婦人科医院師長 渡邊氏に生きていく上での「読書」の大切さをお話していただきました。「協育」ネットは、2011年より、堀永産婦人科医院と毎月1回、出産後の母親を対象に「赤ちゃんと絵本との出会い」を共催で行っています。

この回では、医学部の学生さんにも医学部ボランティアサークル「うみの会」を通じて参加を呼びかけてもらい、代表者2名には「ゆい（結い）」スタッフとして参加してもらいました。

前回、今回共に講師が地元ということで交流会は企画しませんでした。講師がスタッフと昼食を共にしてくださり、お弁当を食べながら、医学生が積極的に講師に質問をしていました。その様子を見て、その道の先輩と若い人たちが交流することは大変意義あることだと感じました。参加してくれた医学生から「医者を目指している自分のやるべきことが一つ見つかりました。それはほかでもない、本を読むことです。本を読むことで想像力をはたらかせる…すべてにおいて大切なことだと思いました」という感想が後日届きました。希望者を募り交流会をすべきだったと悔や



まれました。

謝辞：医学部ボランティアサークル「うみの会」

【第5回（2017年12月20日）】

講師：久留島武彦記念館（玖珠郡） 館長 「金成妍」氏

演題：「日本のアンデルセンとよばれた童話作家
の故郷を訪ねて」

第5回目は、「久留島武彦記念館の見学&館長講話」と「読み聞かせの実演見学」をしました。大分県には「日本のアンデルセン」とよばれた童話作家「久留島武彦」がいて記念館がこの年の4月にオープンしたばかりで、さらに玖珠町にはネットワーク「ゆい（結い）」のメンバーがいるということで企画にいたりしました。

実は、5年目になるこの年、そろそろひと休みをしたいと思った年でした。しかし、企画会議で理事長から「継続は力なり」の一言。

「見学会&館長講話」当日、記念館に入り、最初に私の目に入ったものが『心を育てる久留島先生



の教え』でした。そこには12の教えが書かれていました。その中のひとつが「継続は力なり」でした。私は「何事も続けていくことが大事」という大切なことを学びました。

参加者の方々からは「なによりも久留島武彦という人を詳しく知ることができ、とても良かった」「金成妍館長の熱意と聡明さに感動した」などの感想をいただきました。

また、地元の読み聞かせグループ「はびねす」の実演を見学して「よく練習されていて、ハードルが高くなったが、愛情あふれる読み聞かせを持ち帰り、グループの研鑽に繋げていきたいと思った」など、これからの活動につながる感想もいただきました。

読み聞かせネットワーク「ゆい（結い）」のメンバーでもあり「はびねす」のメンバーでもある2名の方のつながりで、地域を超えて参加者同士が身近に交流ができたことも有意義なことでした。美味しいランチをいただきながら館長さんを囲んでのひとときも良い研修になりました。



「金成妍」館長の講話



「地元の読み聞かせグループ「はびねす」実演見学

【第6回（2018年9月8日）】

講師：東京子ども図書館 理事長「張替恵子」氏

演題：「子どもと本の幸せな出会いのために私たちができること」

さて、第6回目の今回は、東京子ども図書館 理事長 張替氏にお出でいただき「子どもと本を取り巻く現状」、そして「子どもと本に関わってこられた経験や想い」を語っていただきました。この会については、すでに第1章で報告させていただいておりますが、

講師が講演会でお話されたたくさんの書籍や東京子ども図書館の出版物を参加者が実際手に取ることができ、選書に対しての気づきや考えも深まり、幅も広がったようです。

交流会では、張替氏をより身近に感じられた方が多く「また会いたいです」「子どもに関わる方の姿だ」という感想をいただいています。

張替氏は、講演会はもちろんのこと、交流会でも大学生に向けてのお話をしてくださいました。次の世代へと途切れることなく「読書の素晴らしさ」を伝えていってほしいという張替氏の思いを学生たちもしっかり受け止めてくれたようです。



講演会一覧

年月日	講師	演題	内容
2013年10月30日	童話作家 「あまんきみこ」氏	『童話作家の想い ～一冊の本ができるまで～』	① 講演会 ② 交流会（参加者のみ）
2014年10月26日	大野城まどかびあ 理事「川島久美子」氏	『～大人のための ちょっといい時間！』	① 講演会 ② 交流会（講師を囲んで）
2015年 9月27日	大分ブックトーク研究会 代表「首藤富久恵」氏	『子どもと本と私と・・・ 「子どもと本」との時間で 思ったこと！感じたこと！』	① 講演会
2016年11月13日	堀永産婦人科医院（大分市） 師長「渡邊しおり」氏	私と読書 『誕生の瞬間を共にして・・・』	① 講演会 ② 交流会（学生のみ）
2017年12月20日	久留島武彦記念館（玖珠郡） 館長「金成妍」氏	久留島武彦記念館見学会 …日本のアンデルセンとよばれた童話 作家の故郷を訪ねて…	① 読み聞かせグループ「はびね す」実演見学 ② 記念館見学会 館長講話 ③ ランチ交流会（講師を囲んで）
2018年 9月 8日	東京子ども図書館 理事長「張替恵子」氏	『子どもと本の幸せな出会いのために 私たちができること』	① 講演会 ② 交流会（講師を囲んで）

・ ・ あとがき ・ ・

講演の内容にもよるのですが、6年間という時を経て、アンケートの内容も少しずつ変化してきているように思います。

平成22年（2010年）3月に大分大学高等開発センターから出された調査報告Ⅱ（p18）は、読み聞かせボランティアにとって悲しく残念なものでした。（家庭、学校、地域社会の「協育」ネットワーク構築の推進に関する調査報告～大分県における「学校支援地域本部事業」に係る意識調査から～）

読み聞かせに行った先の子どもたちから「楽しく有意義な時間だった」「ぜひ又来てほしい」と思ってもらえるような活動にしていかなければ「本の楽しさ」も「読書の喜び」も伝えることができません。「本の楽しさ」や「読書の喜び」を経験させてあげることができれば、また来てほしいと思ってもらえるのではないかと思います。そのためにわれわれ読書支援ボランティアは、これからも日々研鑽を重ね、読書の楽しさ、素晴らしさを広めていきたいと思ひます。

<先導的・モデル事業1>（2013年度～2015年度）

平成25年度～27年度「成長分野等における中核的専門人材養成の戦略的推進事業」

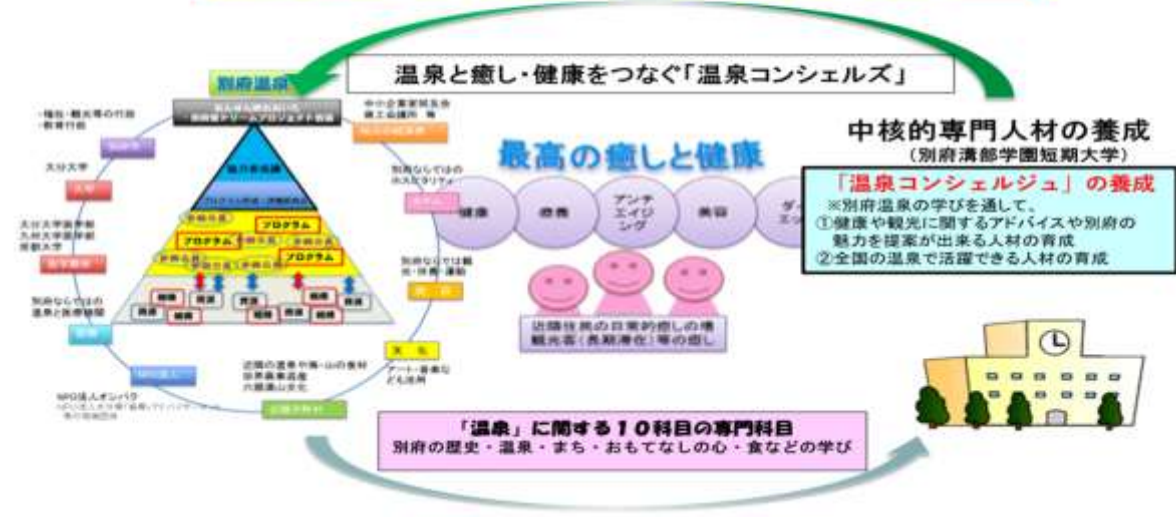
<「おんせん県おおいた別府型・ドリームプロジェクト」事業>

「成長分野等における中核的専門人材養成の戦略的推進事業」の推進にあたって、NPO 法人大分県協育アドバイザーネットは、関係機関、団体・組織等に相談しながら、協働のネットワーク「おんせん県おおいた・別府型ドリームプロジェクト」の組織づくりを進めました。まず、実際に温泉コンシェルジュを養成する大学として溝部学園短期大学、別府市内の温泉に関する活動をしている関係者、別府温泉の研究をしている大学教授等の賛同を得ることができました。そうしたネットワークができた大きな要因は、大分大学が「センターオブコミュニティ（COC+）」としての役割を担う1つの事業として、別府市の活性化、さらに大分県が進める「おんせん県おおいた」の推進の一翼を担うために中心的な役割を担っていたからです。大分大学が大分県における唯一の国立系大

学として、大分県の高高等教育機関が果たす役割の中核的役割を担っており、そうした役割を果たすために大分大学高等教育開発センターを中核とした図のような組織を構成して、別府溝部学園短期大学での開講を目指し、NPO 法人大分県協育アドバイザーネットを事業構築の中心にして、学生の学びを支援していただく人材や地域の活性化のための関係者とのネットワークづくりによる取り組みを進めてきました。

「成長分野等における中核的専門人材養成の戦略的推進事業」
おんせん県おおいた・別府型ドリームプロジェクト

推進主体：大分大学（事務局：大分大学高等教育開発センター）
推進組織：おんせん県おおいた・別府型ドリームプロジェクト
＜事務局：NPO法人大分県協育アドバイザーネット＞
育成機関：別府溝部学園短期大学（文部科学省事業受託機関）



1. 「温泉コンシェルジュ」を産むまでの3つのハードル

(1) 「温泉医療コンシェルジュ」という言葉との出会い

平成 25 年 3 月、東京のとある居酒屋。筆者に、別府大好きな生重幸恵さん（NPO 法人スクール・アドバイス・ネットワーク理事長）が、「別府の素晴らしい温泉文化・温泉観光をもっと広め、旅行者に癒しと満足感を持っていただき、“長期滞在をしたい町”にするために『温泉医療コンシェルジュ』を養成しましょう！」と熱っぽく語られ、酔った勢いで「面白いですね。でも、誰がするのですか？」などの話で終わったつもりでした。5 月になって、生重さんから「別府に行くんですが『温泉医療コンシェルジュ』の話はどう進みましたか？」とう連絡にびっくり。右も左も分からない私に何ができるでしょうか。唯一出来ることは、当時は「大分大学高等教育開発センター」に所属していたので、その立場から関係者に相談することくらいでした。しかも、文部科学省事業「成長分野等における中核的専門人材養成等の戦略的推進」事業の申請まで 1 か月しかありませんでした。幸い、私は「NPO 法人大分県協育アドバイザーネット」の顧問をしていた関係で、別府に詳しい事務局長の安達さんと別府の関係者、温泉の専門家等に相談に回りました。異口同音に「いいね！面白いね！やりたかったんです！」という回答でした。今だから言えますが、私の本心は「そんなの無理だよ！」という返事を待っていたのかもしれませんが・・・。

話が始めれば、どこの大学に相談に行くか、どんな組織体で進めるか、どんな教育カリキュラムを作成するのか・・・等々の難題がたくさんでした。相談をする人はいません。

(2) 「温泉コンシェルジュ」養成組織づくり

「温泉医療コンシェルジュ」を育成する大学については、①事業申請までの 1 か月の間（実質 1 週間以内に承諾をいただく）に大学の了承、組織づくり、事業申請書の作成ができること ②文科省事業の趣旨である「中核的専門人材養成」のための社会人入学制度や履修制度があり、容易にそのシステムに位置付けられることをもとにして、別府溝部学園の溝部学長に直接に相談に行きました。即

「やりましょう」という返事にびっくりと安心でした。

次に、大分大学が推進主体となることについての大学長、教育担当理事との話、開設する科目の担当者への依頼等、急ピッチで進めました。

(3) 開設する科目の開発

いよいよ「温泉医療コンシェルジュ」を育成する為に必要な学びは何か！という段階になりました。そこでまず、「温泉が医療であることを規定するような名称はダメ」ということが分かり、資料もない、指導者もない中で、「コンシェルジュ」に必要な基礎的な学びをする科目、「温泉コンシェルジュ」に必要な温泉に関する学びの科目、「別府の温泉コンシェルジュ」に必要な別府の歴史や観光、別府の温泉の現状等を学ぶ科目について10科目の構想をつくり、学習内容や評価規準を作っていました。それを基にして、各科目の先生を探して依頼し、教育カリキュラムの作成をお願いしました。最後にその10科目の様式を整える作業で完成でした。

2年目の平成26年度には初めての社会人履修生20名を迎えて「温泉コンシェルジュ」コースが開講しました。3年目は社会人学生に加えて高校生からの現役入学生を迎えたことから全ての運営を別府溝部学園がおこなうこととなり、本格始動の始まりでした。

2. 「おんせん県おおいた別府型・ドリームプロジェクト」事業の目的

本事業の目的は事業名のとおり、「社会が求める中核的専門人材の育成」をおこなう、高等教育機関の役割が問われるものであり、高等教育機関に求められる中核的専門人材を育成するための方策をモデル的に検証するものであると考えています。まさに、高等教育機関におけるキャリア教育カリキュラムの開発とその実証、そして、就業への繋がりが期待できるシステムづくりが求められているものと考えています。そのためには、まちづくりや地域の活性化に課題を抱える行政や企業、地域活動を続ける組織・団体、さらに、高等教育機関や医療機関等の専門的領域の関係者が、その枠を超えてそれぞれの役割を繋げ、融合することによって、それぞれが担えない機能や役割を補い、新しいテーマコミュニティを形成することが重要であることを基盤にしています。

3. 具体的な事業内容

本事業を推進するうえでのプロジェクトの組織化とともに、プロジェクトを中心とした以下の取り組みが出来たことにより、次年度以降の「温泉コンシェルジュ」養成の基盤が出来上がった。

(1) 推進組織

①おんせん県おおいた・別府型ドリームプロジェクト中央委員会

本事業の基本的事項の協議を行いつつ、事業進捗状況の確認、課題・問題点の共有、長期ビジョンの形成等に関して8名の委員で実施した。

②おんせん県おおいた・別府型ドリームプロジェクトプログラム評価委員会

12名の委員で温泉コンシェルジュに必要な能力の検討と教育プログラムを作成した。

(2) 調査・検討

①別府温泉コンシェルジュ”の定義付け

②“別府温泉コンシェルジュ”に求められる必須能力と具体的なカリキュラムの検討と作成

(3) 成果物

①温泉コンシェルジュに必要な資質・能力を育成する10科目のカリキュラムを作成した。

②別府溝部学園短期大学の食物栄養科目に「温泉コンシェルジュコース」を開設した。

4. 成果と事業実施の課題

(1) 成果

①「温泉コンシェルジュ」の養成に関するカリキュラム作成をとおして、県内においてこれまで見られない専門科目ができたことにより、高等教育機関の教育機能の充実に期待できる。

②高等教育機関の人材育成と地域が求める人材とのマッチングのテーブルが出来た事による今後

の議論、就業への直接的な繋がりを視野に入れた教育活動への可能性が広がった。

③分野の異なる関係機関や専門家のネットワークが出来たことにより、この機能を他の分野の活用にも期待できる。

(2) 課題

①作成された教育プログラムのスムーズな実施のための、幅広い協力者・支援者の確保とネットワークの拡大が必要である。

②入学生募集と、別府市を中心とした大分県内の温泉地における就業のシステムが必要である。

定義する「温泉コンシェルジュ」
 職場や他のコンシェルジュとネットワークや温泉の効果・効能に関する知識等を持つなど、温泉をベースとした総合世話係として、「温泉プログラム」を提供するコンシェルジュ。

目指すレベル：(2) ※但し社会人学生は(3)

①職場や他のコンシェルジュとネットワークを構成して、「温泉をベースとしたコンシェルジュ」として顧客に対応するサービスを提供できる知識や情報を取得する。
 ②接客の中心メンバーとして、問題解決力を発揮して創意工夫を凝らしたプログラムの提供などができる。
 ③様々な研修やネットワークをとらして、専門性を生かした新しいプログラムを提供する業務を遂行しようとする。

【1. 温泉コンシェルジュ専門科目】

必要な学び	科目名	到達目標 (別府温泉コンシェルジュとしての専門性)
コンシェルジュの基礎知識	温泉コンシェルジュ基礎	講義 温泉コンシェルジュに求められるものを理解し、別府の魅力を提供する総合的な接客サービスができる。
別府に関する基礎知識	別府の歴史と発展	講義 別府の歴史・人物・文化・自然に関する一定の知識を持ち、各種資料による別府の紹介ができる。
別府に関する基礎知識	まちづくりと景観	講義 別府のまちづくりと景観について一定の知識を持ち、他の地域と比較した特色を学ぶ。
温泉の利用に関する学び	温泉学	講義 温泉の泉質や効能等の基礎知識を学ぶとともに、温泉を活用した産業、世界の温泉情報を説明できる。
コンシェルジュの基礎知識	おもてなしの心を学ぶ	講義 日本のおもてなし文化を学び、社会で必要なおもてなしの心とマナーを身に付ける。
温泉の利用に関する学び	温泉文化と活用	講義 温泉の様々な利用を知り、別府における温泉産業、サービス、情報発信等を説明できる。
別府温泉と観光の街づくりの学び	温泉コンシェルジュ基礎	講義 別府市内の地理や交通手段を学び、温泉を活用した・PRするイベントや温泉体験等の別府案内ができる。
別府温泉と観光の街づくりの学び	温泉コンシェルジュ応用	演習 別府温泉の観光・健康・医療・食等のコンシェルジュとしての総合的な企画プログラムを提案できる。
温泉と健康・医療の学び	温泉医療療養指導	講義 温泉による健康・医療について、温泉の様々な効能と泉質の関係を説明できる。
温泉と健康・医療の学び	健康トレーニング	講義 温泉を活用した健康トレーニングや温泉との関係に限らず広く癒しや健康増進のトレーニングプログラムを説明できる。

1年次：H25年度：専門科目「カリキュラムの作成」

2年次：H26年度：「学生の構成と単位認定」計画
○大学生の授業カリキュラムとしての実証検証を行う。

1. 1年生の科目(5科目)を実施する。
 ※短期大学の学生(社会人学生を含む)の選択科目として単位を認定する。
 2. 社会人への公開授業とする。
 ※120時間以上の履修は「履修証明制度」により認証する。

3. 啓発事業
 ①「おもてなし事典」(アプリの作成)
 ②「温泉コンシェルジュ」の啓発事業(シンポジウム・チラシ等)



3年次以降：H27年度：温泉コンシェルジュコース新設
 による短期大学入学生募集

1. H27：食物栄養学科に「温泉コンシェルジュコース」を新設(学生定員20名)
 2. 社会人は「社会人学生」又は「公開授業の受講」として受講可能
 ※インターンシップ(演習)は公開授業としない予定である。

温泉コンシェルジュ養成の主体である別府溝部学園短期大学を中心として「おんせん県おおいた」の一翼を担える人材の養成への道が開かれたこと、今後の取組みの発展とコンシェルジュの活動を期待し、本事業の報告書を別途3年間作成し、別府溝部学園短期大学のホームページで毎年の授業に関する情報が掲載されていることを紹介しておきます。

＜先導的・モデル事業2＞ (2012年度)

平成24年度 ＜泉都別府「協育」プロジェクト事業（県委託事業）＞

※事業企画書より引用

1. 別府市の現状

別府市は観光の街として栄え、狭いエリアの街中に7中学校と14の小学校があり（僻地学校を除く）、全国的な傾向でもありますが、子育てに関わりが薄い親の増加や地域住民の子どもへの無関心など、子どもを育てる環境の悪化が指摘されています。子どもたちはテレビやゲーム機・携帯電話に囲まれ、家族的には核家族化が進む中で、かつてのような血縁や地縁の関係が薄れた環境の中で育っています。また、地域の大人も、他人のことやよその家の事には関わらなくなっています。こうしたことから、別府市においても、小中学生の学力低下、中学生の非行、小学生の生活態度の問題など多くの課題を抱えています。

2. 学校教育における主な課題

①学力向上及びキャリア教育の推進

現状：自ら進んで学習に取り組む意識の欠如や、家庭での学習時間の不足、宿題・忘れ物、さらに就労に関する意識の低下などの課題がある。

→地域にある大学や住民の学習活動への支援、ボランティア活動への協力、職場体験の受け入れ・指導など、地域からの積極的な教育支援活動が望まれる。

②「いじめ」「不登校」「問題行動」の解消

現状：「いじめ」「不登校」が長期化する場合もある。中学生になるほど暴力行為や夜間の徘徊などの問題行動がある。

→家庭や地域において放課後や休日等の児童・生徒指導体制（システム）づくりや、年間を通じた「安全・安心・環境浄化」の活動が望まれる。

③コミュニケーション能力と体力の向上

現状：運動能力テストの結果が低い、親子や生徒同士のコミュニケーション力の欠如などがある。

→家庭や地域において日常的なコミュニケーションを図ることや、部活動・保健体育科授業への専門的指導者による支援等が求められる。

3. 事業の概要

学校教育のすきま支援社会教育事業：①学力向上支援事業 ②キャリア教育支援事業 ③「協育」のまちづくりモデル事業 の3つの事業を柱とした4校PTAの取り組みへの支援とコーディネートをおこなう事業です。この事業をとおして、関係団体・地域との組織化を進め、地区公民館のコーディネート機能の充実を支援することも視野に入れて企画しました。期待する事業成果としては、地域の教育力の組織化や関係機関のネットワーク化ができ、この3事業を各PTAの活動に位置づけ、活動を充実させたいという事業計画でした。

4. 実施事業

別府市全体に共通した課題があり、支援事業の柱を3つ設定し、具体的な取り組み、取り組みの軽重は実践校で計画することとしているが、その取り組みをとおして、関係団体・住民との組織化をすすめ、公民館のコーディネート機能の充実を支援する。

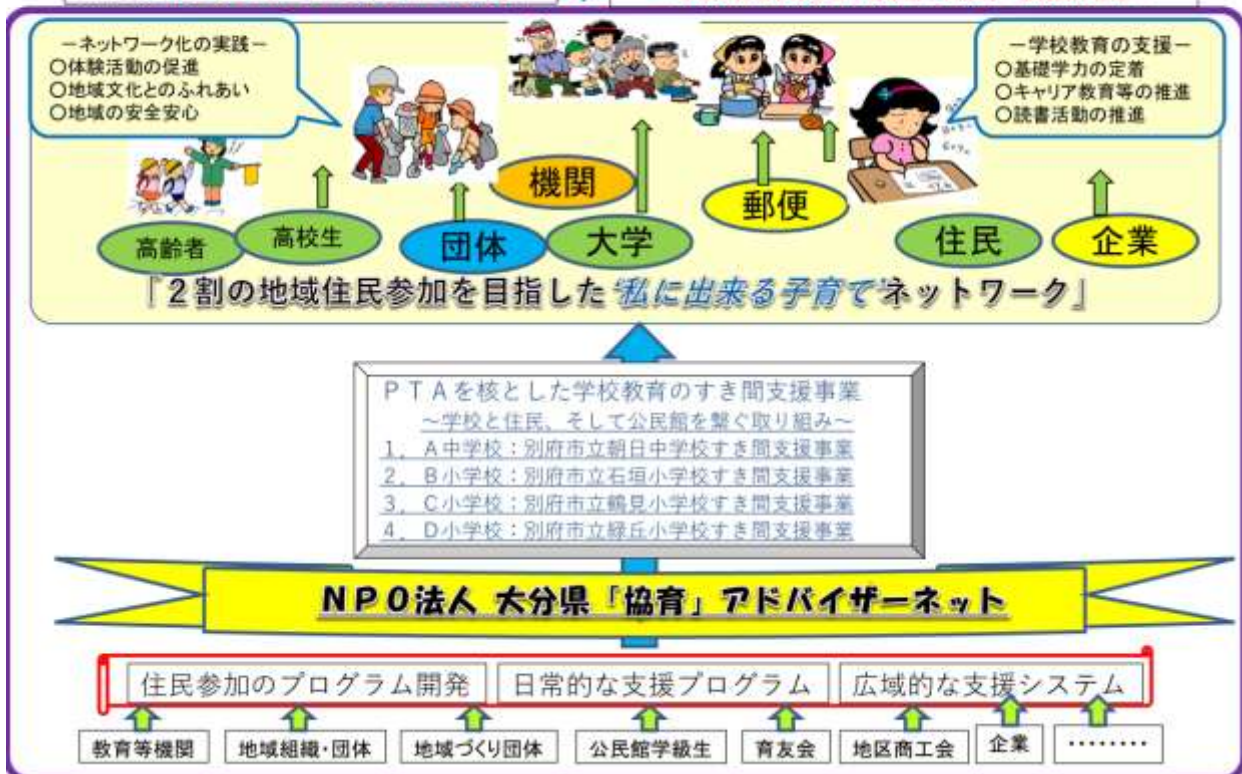
＜実践学校：別府市立朝日中学校・石垣小学校・鶴見小学校・緑丘小学校＞

テーマ 子どもが輝くまち！高齢者が活躍するまち！そして、地域全体が繋がるまち！

大分県における「教育の協働」推進のために、情報の共有と「協育」活動の啓発等を行い、会員自らが主体的に活動することや連携・協力して活動することなどを促進し、自らの地域貢献活動の活性化と、地域社会における体系的・効果的・日常的・継続的な教育支援活動を行うためのネットワーク化を図る。

平成18年12月：改正教育基本法（国）
第13条 学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力

平成19年2月「地域協育振興プラン」（大分県教委）
～教育の協働を体系的・効果的・日常的・継続的に推進～



事業①学力向上支援事業

○長期休業中を含み、地域の大学及び住民の日常的な学習支援の取り組みをおこなう。

事業②キャリア教育支援事業

○市内の企業等の出前授業、職業体験の受け入れ先等の開発等を行い、学校と企業を繋ぐ。

事業③「協育」のまちづくりモデル事業

○地域住民の学校支援意識の醸成のため、子どもが企画した繋がりづくりイベントをおこなう。

5. 提案事業で達成しようとする成果

①協育の協働を推進する核（推進者）の重要性とその機能に関すること

当事者である教職員が気づかない（避けている・不可能と考えている）ことを保護者の目で整理し、保護者の願い（汗）で地域の教育力を発掘し、試行的に繋いでいくことによって組織づくりができることが明らかになると考える。さらに、それを継承していくシステムの重要性が明らかになると考えている。

②地域総参加の子育てのまちづくりの総合型プログラムの提案に関すること

この4校での取り組みにより、多くの地域住民が参加出来る地域づくりが始まり、大人社会の繋がりを広げられると考えており、総合型プログラムを提案できると考えている。

③子どもたちの「学びの意欲付け」への効果の発揮

教師とだけで学ぶことに加えて、地域住民の支援は子どもたちに有効であることは調査から明らかであり、教師以外（地域住民）の関わりによってこれまで得られなかった子どもへの教育効果が期待できることがわかっている。この効果を実践をとおして実証できる。

拠点校	別府市立朝日中学校	別府市立緑丘小学校	別府市立石垣小学校	別府市立鶴見小学校
企画者	PTA会長 山本 美咲	PTA会長 田中 慎次郎	PTA会長 手塚 貴裕	PTA会長 木本 勲
事業名	学校支援モデル構築事業	外国人留学生による小・中学校教育支援	学校支援事業	コミュニティ協育によるインターフェース事業
事業通称	朝日協育プロジェクト	コミュニティ・トライ事業	食育・異文化交流事業	協育インターフェースプロジェクト
事業分野	①地域の教育力の発揮と活用を促進する事業 ②生徒の豊かな体験を支援する事業 ③地域の特性を活かした教育の協働のまちづくり	①地域間交流を促進する事業 ②資源循環型社会の構築に貢献する事業 ③子育て及び子育て支援を推進する事業	①地域間交流を促進する事業 ②食を通しての子育て支援サポート事業	①地域人材の活用を促進する事業 ②学校教育に対する地域社会と保護者の関わりによるイノベーション事業
課題	①地域による学校支援の未定着 ②地域の教育力の発揮・活用 ③地域行事への保護者の積極的な参加促進	①現代の学校教育における学力低下等 ②地域間の質がりの気薄化や生活環境の悪化等による安心安全な住民生活の確保	①地域に住む外国人との交流 ②外国籍の子どもたちに対して相互理解 ③地域の人材発掘及び活用	①地域による学校支援の未定着 ②地域人材の発掘方法 ③地域行事、学校行事、学校教育などに対する保護者の理解、協働体制の確立
目的	①これまでの活動を基に、地区公民館との連携にて、活動の進化・発展および継続による、学校支援と地域教育力の活性化を促進し、他校や他地域のモデルとなる事業のシステム構築を目的とする。	①外国人とのコミュニケーションの促進 ②放課後子ども教室、公民館講座の利用	①外国籍の子どもたちが多いため、異文化の交流を深め、さらに食育に力を入れていくことで、相互理解を深めるための地域モデルとなる事業のシステムを構築すること。	①地域行事、学校行事、学校教育などに対する保護者の積極的な参加促進 ②キャリア教育の促進 ③フロンティアアスビリティの確立
事業の柱	学力向上	①学習サポート 高校、大学ならびに教員経験のある地域住民との連携による学習支援	①学習サポート 高校、大学ならびに教員経験のある地域住民との連携による学習支援	①学習サポート 高校、大学ならびに教員経験のある地域住民との連携による学習支援 ②フロンティアサポート
	キャリア教育	①職業人の講師派遣(外部人材の活用) ②地元企業や商工会等の機関の協力による職業紹介	①職業人の講師派遣(外部人材の活用)	①職業人の講師派遣(外部人材の活用) ②インターシップ等による地元企業の活用
協育のまちづくり	<朝日村フェスタ2012> ①こども屋台 ②地域の若者・産業界との連携による出店 ③恒例化を目指す「くつ飛ばし大会」 ④地域住民による文化的演目披露 ⑤地域が輪となる別府最通音頭等	<放課後子ども教室・公民館講座との連携> ①メール配信システム構築 有益情報の発信 双方向コミュニケーション ②A P Uとの連携による異文化交流 「町育」による促進留学学生の保護	<石垣まつり> ①A P Uとの連携による異文化交流 <食育・異文化交流> ①地域の協力による料理教室 ②学校連携による外国料理給食	<つるみ校区文化祭> ①出店(子ども・地域企業・保護者) ②出展(有形無形文化・芸能・芸術等) 学習指導要領における特別活動による個人、集団としての総合的な学習

＜指導者育成事業 1＞（2013 年度）

（平成 25 年度）文部科学省受託

＜学校と地域の新たな協働体制の構築のための実証研究＞

＜事業報告書から引用：詳細は事業報告書をご覧ください＞

1. 事業概要

（1）大分県における推進プロジェクト名

おんせん県おおいた・別府型ドリームプロジェクト「泉都『協育』プロジェクト」

（2）テーマ

ふるさと別府を学び、愛し、別府への旅行者への最高のおもてなしができる人材の育成

（3）具体的なテーマ

テーマ 1. 教育内容の充実のためのコーディネート機能の強化

テーマ 2. 放課後等の継続的・体系的なプログラム開発と提供の仕組みづくり

テーマ 3. 産学官民など多様な主体による学校と地域の双方の活性化のための仕組みづくり

（4）事業の背景

別府市は平成 18 年度の文部科学省の「学校支援を通じた地域の連帯感形成のための特別調査研究事業」を受託して教育の協働の研究と実践を始めました。その成果を受けて学校支援地域本部事業のモデル事業の実施、平成 23 年度から市単独の「別府市地域教育力活性化事業」を実施し「協育」コーディネーターを全ての公民館に配置するとともに、本庁に専任の管理職を配置して取り組んできました。更に、その成果を踏まえ、別府市の青少年健全育成の課題に取り組むために平成 25 年度から 3 年計画で全ての公立小中学校をコミュニティ・スクールにすることとして取り組み始めました。その際、既存の公民館に配置された「協育」コーディネーターの有効性を発揮し、公民館の役割を見直すことは、今後の「教育の協働」を行政の責任として推進していくことへの啓発モデルとして実施することは重要です。そこで、現在認識している 3 つの課題を解決するために、官と民が一体化した総合的な「教育の協働」推進システムをつくり、地域と学校を合体し、子どもと大人を合体するという実証的な共同研究を行います。

（5）検証内容

①協育内容の充実のためのコーディネート機能の強化

日本を代表する温泉地という地域特性を活かして、ホテルや旅館等の観光産業、医療、大学、経済団体、NPO 法人、行政といった産学官連携によるコンソーシアム「おんせん県おおいた・別府型ドリームプロジェクト」を形成し、「健康」、「療養」、「アンチエイジング」等の最高の癒やしを提供する人材育成のプロジェクトを組織し、疲弊する温泉地の活性化モデルの取り組みを始めようとしている。そのための 1 つの切り口として重要な小中学生の「ふるさと学習とおもてなし」の学びのプログラムを学校教育と連携して行い、「協育」推進のシステムづくりをおこなう。この事は、3 年計画で全ての別府市立小中学校をコミュニティ・スクールにする別府市との連携モデルとして定着させるとともに、全ての小中学校に支援する市内全域的なコーディネートシステムづくりを推進する。コーディネーターの育成においては、「育成テキスト」を活用する。

②放課後等の継続的・体系的なプログラム開発と提供の仕組みづくり

ふるさと別府を学び、お客様へのおもてなしができる児童生徒の育成をめざす、学校教育課程・放課後等で使用することができるモデル的なプログラムの実践や支援組織づくり、さらに、コミュニティ・スクールの学校運営協議会が担うべきプログラムづくりをおこなう。

上記の活動をする中で別府市内の企業・団体・学校・行政・民間組織等のネットワーク化を進めると共に、それぞれが持つ活動プログラムのネットワーク及び活動プログラムを全市的に提供していくシステムづくりを検討した。

2. コーディネーター研修会の実施（2回 全12時間）

<1回目>

- ①対象 市内の公民館と社会教育関係者、学校教育関係者、PTA関係者、ボランティア活動者他
- ②期日 平成25年12月5日（木）
- ③内容 研修1 別府市における教育の協働の取組みの方向性
研修2 教育の協働の推進に関する先進地事例研究
研修3 熟議 教育の協働の仕組みづくりとコーディネート機能を考える
研修4 日常のコーディネートの課題を考える

<2回目>

- ①対象 市内の公民館と社会教育関係者、学校教育関係者、PTA関係者、ボランティア活動者他
- ②期日 平成26年2月26日（水）
- ③内容 研修1 別府市におけるコミュニティ・スクールの取り組み
研修2（事例報告）県内の実践事例から教育の協働を考える
研修3 第1回コーディネーター研修や全国の先進地から見たもの
研修4（演習）コーディネーターが提案する学びのプログラムづくり

上記2回の研修会において、教職員はコミュニティ・スクール導入に関する課題意識があり、具体的な取り組み方法についての学びが出来たと回答しています。教職員以外はコミュニティ・スクールの取り組みに関する情報を持ち得ていないため、初めての研修機会であったようである。教職員及び教職員以外全ての参加者にとって非常に有効であったと考えられます。

2回の研修会の午後に実施した熟議において別府流のコーディネートシステムを考えると共に学校運営協議会が提案・実施するプログラムの開発を行いました。このプログラムは今後別府市の中において具体的に実施できるよう本プロジェクトより提案していくこととしました。

3. その他の事業（詳細は報告書を参照してください）

- （1）協育プロジェクトプラットホームの整備
- （2）放課後等の継続的・体系的なプログラム開発
 - ①学校教育活動への支援

別府市立石垣小学校 別府市立朝日小学校 別府市立緑ヶ丘小学校 別府市立鶴見小学校

- ②放課後活動のプログラム提供

- （3）大分大学学習ボランティアサークル「コネクト」の発足

★本委託事業の詳細については別途報告書があります。

<指導者育成事業2> (2021年度)

(令和3年度) ふるさと創生NPO活動応援事業費補助金事業

<地域とともにある学校づくり推進事業>

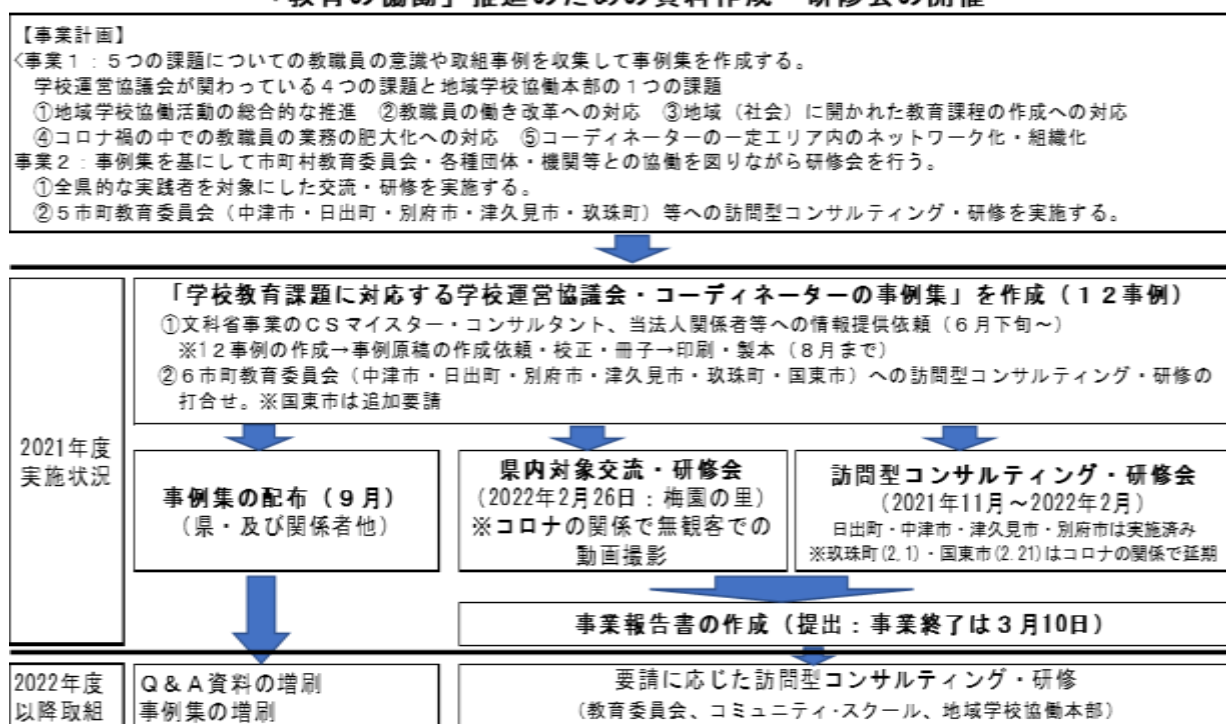
～「教育の協働」推進のための資料作成・研修会の開催～

<事業報告書を引用>

1. 事業概要

令和2年度の本補助金事業を発展すべく、コミュニティ・スクールの導入と地域学校協働本部の整備に関して、本NPO法人に求められた支援として、具体的な全国の事例集の作成、及び事例集等の資料を活用した研修事業を実施することとした。訪問型研修会は6市町教育委員会の要請があったが4市町(2市町はコロナの関係で次年度の6月に延期)で実施、全県対象研修会ではコロナの拡大にもかかわらず62名の参加申込みがあったが、コロナの関係で無観客開催として、発表・報告の関係者による「プレゼン動画の撮影会」として実施し、後日資料の送付とHP掲載の動画視聴の案内をした。

2021年度県補助事業「地域とともにある学校づくり推進事業」の状況のフローチャート
～「教育の協働」推進のための資料作成・研修会の開催～



- ・国はコミュニティ・スクール(学校運営協議会制度を導入した学校)の導入を進めており、大分県は令和3年5月の調査で公立小中学校への導入状況は84.7%、「地域学校協働本部」の実施市町村の状況は96.7%となっている。
- ・大分県教育委員会では、コミュニティ・スクールの導入について、学校運営協議会の役割や活動を本来目指す活動にしていくこと、地域学校協働本部による協働活動を推進する取組みについては、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の効果的な連携を促進するために「地域とともにある学校づくり」推進協議会を開催するなどしている。
- ・学校運営協議会が関わっている学校教育の4つの課題と地域学校協働本部の1つの課題として①地域学校協働活動の総合的な推進②教職員の働き改革への対応③地域(社会)に開かれた教育課程の作成への対応④コロナ禍の中での教職員の業務の肥大化への対応⑤コーディネーターによる

ネットワーク化・組織化、に整理し、関係機関等の協力を得て、昨年度事業において要望があった「どんな事例が・・・」に対応した以下の2つの事業を行った。

2. 主な作成資料

- ①学校と地域の新たな協働（協育）～「二歩前進！事例集」500部
- ②「一歩前進！ヒント集」と「二歩前進！事例集」の概要編130部
- ③動画：別府市立石垣小学校学校の働き改革に関するインタビュー動画
動画：令和3年度補助事業の研修会の動画
「5会場の概要編動画」「全県対象研修会の6本の発表・報告プレゼン動画」

3. 研修会の実施

1) 全県的な交流・研修会（2月26日（土））

コロナ禍ために報告者等の関係者のみで無観客でのプレゼンビデオ撮影会とした。（参加申込者にはプレゼン資料を送付し、動画の情報提供をおこなうこととしている。

テーマ：「事例から、協育ネットワークと学校の協働の仕組みを考える」

①基調報告

NPO法人大分県協育アドバイザーネット 中川忠宣 理事長

テーマ：＜全国版＞「二歩前進！事例集」の報告

②実践報告

佐伯市立明治小学校校長 大分県社会教育委員 伊東俊昭氏

テーマ：「二歩前進！事例集」から明治小学校の取組みを振り返る

③協働活動を推進するコーディネーターの取組み発表

・玖珠町（岩尾純子氏）旧玖珠中学校協育コーディネーターの取組み

テーマ：地域総ぐるみで子どもを育てる地域学校協働活動について

・別府市（藤内教子氏）中部中学校区統括コーディネーターの取組み

テーマ：「地域とともにある学校」「学校とともにある地域」をめざして

・由布市（園田暁子氏）挾間中学校区統括コーディネーターの取組み

テーマ：学校と地域の連携について～子どもと一緒に楽しもう、地域に感謝！

④実践報告

岡山県浅口市立寄島小学校校長 文科省CSマイスター 安田隆人氏

テーマ：寄島学園コミュニティ・スクールと連動した学校経営戦略

～地域との連携協働の必要性と可能性～

2) 4市町の訪問研修

○日出町：中央公民館 11月22日（月）14:40～16:30（21名）

テーマ：「学校運営協議会の役割について」

～教職員の心と時間的なゆとりから生まれる教育の質の向上を目指して～

○中津市：三光コミュニティセンター11月30日（火）14:40～16:30※（46名）

テーマ：「コミュニティ・スクールによる教育の質の向上をめざして」

～教職員の働き方改革の視点から～

○津久見市：市民図書 12月20日（月）15:00～16:30（10名）

テーマ：「教職員の心的・時間的ゆとりを生み出す学校運営協議会の役割」

○別府市：市役所ホール 12月27日（月）10:30～12:00（20名）

テーマ：「教職員の心的・時間的ゆとりを生み出す学校運営協議会制度の役割」

4. 本取り組みから見てきたこと

当法人が取組みたいと構想していた事業を、2年継続した本補助金事業によって実施でき、関係者のネットワークや県内市町村教育委員会等の協力を得て資料作成や研修会の事業ができたことは、本法人の社員等（本事業関係者11名）のネットワークの人脈である。また、令和2年度の訪問型の研修会実施は2市町であったが、3年度は6市町からの要請があり、市町村教育委員会が研修の必要性を感じていることも分かった。

コロナ禍の中で、本事業において訪問型研修（参加者の合計97名）が、実践事例の取組みを基にしたアドバイスによって、課題への対応が具体的に進み始めるという効果を目指して研修会等を実施したが、研修会の効果についての複数の問いでほぼ100%の「有効であった」「参考になった」の評価を得た。

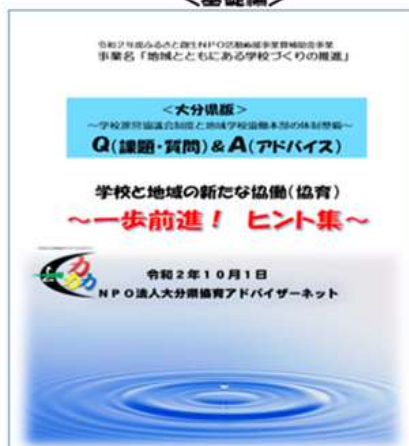
コミュニティ・スクールの導入（学校運営協議会の設置）と、地域学校協働本部の整備、さらに2つの取組みの一体的な推進による「地域とともにある学校づくり」は、教育行政として最重要課題である。今回の取組みから、教職員等が具体的な取組みの方向性を認識できたことが分かる。よって、新型コロナの収束に沿って、今回作成した資料を活用して多くの関係者への草の根的なコンサルティング活動を継続していきたいと考えている。

2月26日（土）全県対象研修会（発表・報告及び協議の動画の撮影会）



作成した資料集

一年次作成「Q&A資料集」（令和2年）
＜基礎編＞



二年次作成事例集（令和3年）
＜Q&A(R2年度作成)の続編＞



NPO法人大分県協育アドバイザーネットのこれまでの活動事例

※法人としての3つ活動の柱についてのこれまでの主な活動を紹介します※

【研修・指導者育成事業】<人材育成研修事業>

～安岐町「梅園の里」での研修会～



2014年度から、様々な機関等と連携した「教育の協働」情報交換・指導者研修会の企画担当として参画しています。

～各種指導者養成等での研修会～



県教育行政や大学、市町村教育委員会、団体と連携して、指導者研修会を続けてきました。

【モデル的・先導的事業】<「協育」実践事業>



大分大学高等教育開発センター等と協働して、読み聞かせ活動の実践者研修や、子ども達への体験活動や学習支援を行う大分大学のボランティアサークル「コネクト」の活動を支援しています。

【ネットワーク拡大事業】<「一人1情報の発信運動」の推進事業>

<会報「協育NEWS」の発行>

会員同士のコミュニケーションを目的に発行しています

<記事内容>

1. 会の活動を紹介するために総会や主催事業・共催事業を掲載しています。
2. 会員の地域での活動を直接取材し、その事業内容や日常の取組を掲載しています。
3. 本会の活動の事務連絡や、各種研修会等の紹介を掲載しています。



第4節「地域発『活力・発展・安心』デザイン実践交流会」の概要

<実施要項等を参考>

1. 趣 旨（平成19年度作成→令和4年度更新）

行財政改革の中で平成の大合併が一応終結したが、地域の活性化の取組みにもさまざまな課題が浮き彫りになり、今まさに地域づくりは「官から民へ」の時代となりました。

そこで、本交流会は「おおいた教育の日条例（H17年度施行）」の制定に賛同して、「民」という立場でアイデアを発揮し、ネットワークを築き、素晴らしい「デザイン」を描きながら取り組んでいる県内の個人・団体・グループの活動情報を共有し、新たに「我がまちづくり」に生かしていくエネルギーを高めていくために実践交流会を開催します。

具体的には、近年は学校や家庭、地域における様々な取組みについて連携・協力が求められ、県内各地においても各種組織・団体が学校等で連携協力した新しい取組みが行われています。特に、文部科学省及び大分県教育委員会においては、地域住民のネットワーク化による、地域と学校との協働を進めるシステムづくりのために、学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）の導入と、地域学校協働本部による地域学校協働活動を促進しています。参加者が互いに交流することによって、こうした取組みの実践者自身が活動エネルギーを蓄えるために、本交流会を開催します。

2. 言葉の意味

「地 域 発」：県内18市町村のいろんな地域から活動情報を発信する交流会とする。

「活 力」：参加者が活力をもらう交流会とする。

「発 展」：「次世代を担う子どもたちの育成による地域の発展」をテーマとする。

「安 心」：テーマ実現により、子どもや高齢者の安全・安心、地域産業等の発展による安心な地域づくり等を目指した交流会とする。

「デザイン」：新しい発想、地域の個性・独自性等がデザインされた交流会とする。

「実 践」：実践していることの交流会とする。

3. 対象

(1) 大分県内の地域活動をする個人・団体・グループ及び行政・学校関係者等、趣旨に賛同する幅広い人たちを対象とする。

(2) 趣旨に賛同する県外の関係者の参加も歓迎する。

4. 主催 東国東地域デザイン会議 大分大学教育マネジメント機構基盤教育センター NPO法人大分県協育アドバイザーネット

5. 組織

(1) 主催者の関係者による運営委員会を置いて企画・運営に関する協議をおこなう。

(2) 運営委員会の中に事務局を置き、NPO法人大分県協育アドバイザーネットがその役割を担い、主催者と協働して企画・運営の事務をおこなう。

6. 内容

(1) 大分県内の個人・団体・グループ及び行政、学校等の取り組みの活動発表と、研究・協議をメインとする。

(2) 先進的な実践事例等の基調講演をおこなう。

7. 会場

「梅園の里」（国東市安岐町富清 2244 TEL0978-64-6300）

8. 期日・内容

- (1) 毎年、2月最終土曜日に実施する。
- (2) 次の内容を基本とする。

①全体会 ②事例発表 ③特別講演 ④基調講演(提案) ⑤研究協議 ⑥交流・懇親会

9. 経費

- (1) 依頼した基調講演等の講師を除き、発表者及び運営関係者等への謝礼、旅費等は大会から負担をしないことを原則とする。但し、一定の資料作成に関する経費を支払う。
- (2) 必要経費は、主催者が負担できる場合を除き、協賛金(品)、補助金、その他を以て充てる。

★各回の詳細資料は「NPO 法人大分県協育アドバイザーネット」のホームページをご覧ください。

第1回「地域発『活力・発展・安心』デザイン実践交流会」の概要

1. テーマ 「次世代を担う子どもたちのために地域の大人が汗をかこう！」
～協働を進めるための具体的な実践をとおして～
2. 期 日 平成20(2008)年3月1日(土)～2日(日)
3. 主 管 東国東地域デザイン会議
4. 連携機関等 大分県教育委員会、国東市教育委員会
5. 会 場 国東市安岐町富清2244 「梅園の里」 TEL0978-64-6300
6. 参加費 無料
7. プログラム
 - ①基調講演 「今、大分県が抱える青少年教育課題」
講師：大分県教育庁生涯学習課社会教育監中川忠宣氏
 - ②記念講演 「『学校・家庭・地域住民等の相互の連携協力』(教育基本法13条)の意味」
～「地域発『活力・発展・安心デザイン』実践交流会」に期待するもの～
講師：生涯学習・社会システム研究者 三浦清一郎氏
 - ③実践事例 12事例
分散会①地域や産業を体験させる活動(4事例) 分散会②文化・スポーツ・交流の場づくり活動
分散会③教育の協働による子どもを育てる活動(4事例)

第2回「地域発『活力・発展・安心』デザイン実践交流会」の概要

1. テーマ 「次世代を担う子ども達のために地域の大人が汗をかこう！」
2. 期 日 平成21(2009)年2月28日(土)～3月1日(日)
3. 主 管 東国東地域デザイン会議
4. 連携機関等 大分県教育委員会、国東市教育委員会 大分大学
5. 会 場 国東市安岐町富清2244 「梅園の里」 TEL0978-64-6300
6. 参加費 無料
7. プログラム
 - ①基調講演 「『地域からの学校への支援』の意義と方策」
～子ども・教職員・地域住民5,396人の意識調査から～
講師：大分大学高等教育開発センター教授 中川忠宣氏

②特別講演 「少子高齢化に対応した地域社会システムの構築方策」

～地域住民がやれることは何か～

講師 九州共立大学生涯学習研究センター教授 古市勝也氏

③実践事例 12事例

分散会①地域や産業を体験させる活動（4事例） 分散会②文化・スポーツ・交流の場づくり活動

分散会③教育の協働による子どもを育てる活動（4事例）

第3回「地域発『活力・発展・安心』デザイン実践交流会」の概要

1. テーマ 「次世代を担う子ども達のために地域の大人が汗をかこう！」

2. 期 日 平成22（2010）年2月27日（土）～2月28日（日）

3. 主 管 東国東地域デザイン会議

4. 連携機関等 大分県教育委員会、国東市教育委員会 大分大学
大分県協育アドバイザーネット

5. 会 場 国東市安岐町富清2244 「梅園の里」 TEL0978-64-6300

6. 参加費 無料

7. プログラム

①基調講演 「地域社会が育む教育的価値」

講師：東国東地域デザイン会議会長・大分県教育委員長 林 浩昭氏

②特別報告 「生涯現役論」の混迷

講師：生涯学習・社会システム研究者 三浦清一郎氏

③特別講演 「学校開放事業～「マナビ塾」の思想と実践」

講師：福岡県飯塚市教育委員会教育長 森本精造氏

④特別事例発表「学校支援をとおした「協育」ネットワークづくり」

発表者：大分県教育庁社会教育課教主事 矢野 修氏

⑤実践事例 12事例

分散会①地域や産業を体験させる活動（4事例） 分散会②文化・スポーツ・交流の場づくり活動

分散会③教育の協働による子どもを育てる活動（4事例）

第4回「地域発『活力・発展・安心』デザイン実践交流会」の概要

1. テーマ 「大いに語ろう～子ども育ての秘訣、我がまちづくりの夢を！～」

2. 期 日 平成23（2011）年2月26日（土）～27日（日）

3. 主 催 東国東地域デザイン会議 大分大学高等教育開発センター

4. 共 催 大分県生涯教育学会 NPO法人幼老共生まちづくり支援協会
大分県協育アドバイザーネット

5. 会 場 国東市安岐町富清2244 「梅園の里」 TEL0978-64-6300

6. 参加費 500円（資料代）

7. プログラム

①基調提案① 「コミュニティ・スクール高田」

講師：福岡県飯塚市立高田小学校 城谷登志江校長

②基調提案② 「読書の魅力に触れる」～読み聞かせとペープサート～

提案：大分県「協育」アドバイザーネット

- ③特別講演 「「主体性」と「学習」を優先した現代教育の忘れもの」
～教育における「不作為」と鍛錬の空白～

講師：生涯学習・社会システム研究者 三浦清一郎氏

- ④実践事例 12事例

分散会①地域や産業を体験させる活動（4事例） 分散会 ②文化・スポーツ・交流の場づくり活動
分散会③教育の協働による子どもを育てる活動（4事例）

第5回「地域発『活力・発展・安心』デザイン実践交流会」の概要

1. テーマ 「大いに語ろう～子ども育ての秘訣、我が街づくりの夢を！～」
2. 期 日 平成24（2012）年2月25日（土）～26日（日）
3. 主 催 東国東地域デザイン会議 大分大学高等教育開発センター
4. 共 催 大分県生涯教育学会 NPO法人幼老共生まちづくり支援協会
NPO法人大分県協育アドバイザーネット
5. 会 場 国東市安岐町富清2244 「梅園の里」 TEL0978-64-6300
6. 参加費 500円（資料代）
7. プログラム
 - ①基調提案 「地域と共に育ち、輝く高校生」～県立国東高校の事例から～
提案：大分県立国東高等学校 ボランティア部
 - ②基調講演 「協育の協働」の動向～大分県「協育」ネットワーク協議会の設立～
講師：大分県「協育」ネットワーク協議会会長 中川忠宣氏
 - ③特別講演 「無縁社会の発生源と「協働」の方法」
講師：生涯学習・社会システム研究者 三浦清一郎氏
 - ④実践事例 10事例
 - 第1分科会：学校や地域活動のために子どもと地域住民を繋いだ取り組み事例（5事例）
 - 第2分科会：子どもの体験・交流を充実する具体的な取り組み事例（5事例）

第6回「地域発『活力・発展・安心』デザイン実践交流会」の概要

1. テーマ 「大いに語ろう～子ども育ての秘訣、我がまちづくりの夢を！～」
2. 期 日 平成25（2013）年2月23日（土）～24日（日）
3. 主 催 東国東地域デザイン会議 大分大学高等教育開発センター
4. 共 催 大分県生涯教育学会 NPO法人幼老共生まちづくり支援協会
NPO法人大分県協育アドバイザーネット
5. 会 場 国東市安岐町富清2244 「梅園の里」 TEL0978-64-6300
6. 参加費 500円（資料代）
7. プログラム
 - ①基調報告 「教育の協働とコーディネートシステム」に関する全国調査の報告
講師：大分大学高等教育開発センター教授 中川忠宣氏
 - ②基調提案 「くにさき教育の里づくり～国東『協育』ネットワーク～」
講師：国東市教育委員会学校教育課課長 岩光一郎氏

- ③特別講演 「2020年の「高齢者爆発」に伴う社会的危機を回避できるか？」
講師：生涯学習・社会システム研究者 三浦清一郎氏
- ④討論会「学校支援をとおしての子ども育て、大人の繋がりづくりを考える」
登壇者：森本精造氏（NPO法人幼老共生まちづくり支援協会理事長）
生重幸恵氏（NPO法人スクール・アドバイス・ネットワーク理事長）
梶原敏明氏（玖珠町立玖珠中学校長）
- ⑤実践事例 10事例
 - 第1分科会：学校園での活動や学校園と連携した活動の事例（5事例）
 - 第2分科会：子ども育ての秘訣を考える地域活動の事例（5事例）

第7回「地域発『活力・発展・安心』デザイン実践交流会」の概要

- 1. テーマ 「大いに語ろう～大人がする子ども育て、子どもが活躍するまちづくり～」
- 2. 期 日 平成26（2014）年3月1日（土）～2日（日）
- 3. 主 催 東国東地域デザイン会議 大分大学高等教育開発センター
- 4. 共 催 NPO法人幼老共生まちづくり支援協会 NPO法人大分県協育アドバイザーネットワーク
- 5. 会 場 国東市安岐町富清2244 「梅園の里」 TEL0978-64-6300
- 6. 参加費 500円（資料代）
- 7. プログラム
 - ①基調提案 「『世界農業遺産』の意義と子ども達へ継承する大人の役割」
講師 国東半島宇佐地域世界農業遺産推進協議会長 林 浩昭 氏
 - ②基調講演 「今求められる『地域ネットワーク』の取組み」
講師 広島経済大学経済学部准教授 志々田まなみ 氏
 - ③特別講演 「医者に見えない教育問題、教育者が作り出す「過剰自己愛による挫折」
講師：生涯学習・社会システム研究者 三浦清一郎氏
 - ④実践事例 10事例
 - 第1分科会 学校教育等への地域・家庭からの支援・協力の事例（5事例）
 - 第2分科会 学校を中心とした読み聞かせ活動の事例（5事例）

第8回「地域発『活力・発展・安心』デザイン実践交流会」の概要

- 1. テーマ 「大いに語ろう～大人がする子ども育て、子どもが活躍するまちづくり～」
- 2. 期 日 平成27（2015）年2月28日（土）～3月1日（日）
- 3. 主 催 東国東地域デザイン会議 大分大学高等教育開発センター
- 4. 共 催 大分県生涯教育学会 NPO法人幼老共生まちづくり支援協会
NPO法人大分県協育アドバイザーネットワーク
- 5. 会 場 国東市安岐町富清2244 「梅園の里」 TEL0978-64-6300
- 6. 参加費 500円（資料代）
- 7. プログラム
 - ①基調提案 「コーディネーター機能の観点からコミュニティ・スクールの現状を考える」
～全国の143校のアンケート調査から～
講師：大分大学高等教育開発センター教授 中川忠宣氏
 - ②特別事例報告 「小中一貫型コミュニティ・スクールの取組み」
報告者：豊後大野市立朝地小中学校コミュニティ・スクール

- ③特別講演 「国際結婚の社会学—アメリカ人妻の「鏡」に映った日本—」
～日本の発想とシステムは変わるか?～

講師：生涯学習・社会システム研究者 三浦清一郎氏

- ④実践事例 10事例

- 第1分科会 学校教育等への地域・家庭からの支援・協力の事例（5事例）
○第2分科会 学校を中心とした読み聞かせ活動の事例（5事例）

第9回「地域発『活力・発展・安心』デザイン実践交流会」の概要

1. テーマ 「まちづくりとひとづくりを進める社会教育施設の役割を考える」
2. 期 日 平成28（2016）年2月27日（土）～2月28日（日）
3. 主 催 東国東地域デザイン会議 大分大学高等教開発センター
4. 共 催 大分県生涯教育学会 NPO法人幼老共生まちづくり支援協会
NPO法人大分県協育アドバイザーネット
5. 会 場 国東市安岐町富清2244 「梅園の里」 TEL0978-64-6300
6. 参加費 無料
7. プログラム
①シンポジウム
テーマ 「社会教育施設、団体の地域づくり活動の役割」
②現地研修 「世界農業遺産の世界をめぐる」
③実践事例 5事例
テーマ：社会教育施設、団体の地域づくり事業の事例

第10回「地域発『活力・発展・安心』デザイン実践交流会」の概要

1. テーマ 「地域創生のための取組みとその仕組みを語ろう」
～子どもから大人まで、教育から福祉まで～
2. 期 日 平成29（2017）年2月25日（土）～26日（日）
3. 主 催 東国東地域デザイン会議 大分大学高等教育開発センター
NPO法人大分県協育アドバイザーネット
5. 会 場 国東市安岐町富清2244 「梅園の里」 TEL0978-64-6300
6. 参加費 無料
7. プログラム
①グループワーク 「地域活動を進めるための仕組みづくりを考える」
②現地研修 「国東地域の産業と福祉活動をめぐる」
③実践事例 地域創生の活動の事例（4事例）

第11回「地域発『活力・発展・安心』デザイン実践交流会」の概要

1. テーマ 「地域創生のための取組みとその仕組みを語ろう」
～子どもから大人まで、教育から福祉まで～
2. 期 日 平成30（2018）年2月24日（土）
3. 主 催 東国東地域デザイン会議 大分大学高等教育開発センター
NPO法人大分県協育アドバイザーネット
5. 会 場 国東市安岐町富清2244 「梅園の里」 TEL0978-64-6300
6. 参加費 無料

7. プログラム

①グループワーク 「教育の協働を進めるための仕組みづくりを考える」

②特別企画 市町村教育長対談（別府教育事務所管内）

テーマ：今、学校教育活動に必要な「教育の協働」を語る

～「地域学校協働活動」（コミュニティ・スクール）に期待するもの～

③実践事例 2事例

事例①学校教育での「協働」の取組み（1事例）

事例②社会教育での「協働」の取組み（1事例）

第12回「地域発『活力・発展・安心』デザイン実践交流会」の概要

1. テーマ 「地域での活動」について交流し、その仕組みを考えよう

～子どもから大人まで、教育からまちづくりまで～

2. 期 日 平成31（2019）年2月16日（土）

3. 主 催 東国東地域デザイン会議 大分大学高等教育開発センター
NPO法人大分県協育アドバイザーネット

4. 会 場 国東市安岐町富清2244 「梅園の里」 TEL0978-64-6300

5. 参加費 無料

7. プログラム

①基調報告 「地域学校協働活動とは！」

～九州地区の聞き取りから、取組みの成果と課題を考える～

報告者 <文科省事業>地域学校協働活動推進・調査研究員

NPO法人大分県協育アドバイザーネット理事長 中川忠宣氏

②グループワーク

<テーマ> 「地域での活動」について交流し、その仕組みを考えよう

第13回「地域発『活力・発展・安心』デザイン実践交流会」の概要

<令和2年の第13回は新型コロナの関係で1年延期>

1. テーマ 「地域と学校が協働して子どもを育てる仕組みづくりを語ろう」

～地域学校協働本部とコミュニティ・スクールの一体的な取組みを目指して～

2. 期 日 令和3年（2021）年2月27日（土）

3. 主 催 東国東地域デザイン会議 大分大学高等教育開発センター

4. 共 催 大分県生涯教育学会 NPO法人幼老共生まちづくり支援協会
NPO法人大分県協育アドバイザーネット

5. 会 場 国東市安岐町富清2244 「梅園の里」 TEL0978-64-6300

6. 参加費 無料

7. プログラム

①基調報告 《大分県版》

学校と地域の新たな協働（協育）のQ（課題・質問）& A（アドバイス）

～市町村アンケートから見る学校運営協議会制度と地域学校協働本部の体制整備～

講師：NPO法人大分県協育アドバイザーネット理事長 中川忠宣氏

②特別講演 地域学校協働本部とコミュニティ・スクールの一体的な取組みを目指して

～文部科学省と共に全国の取組みを支援して～

講師：文部省委嘱 CSマイスター 井上 尚子 氏

(NPO法人スクール・アドバイス・ネットワーク 事務局長)

④実践事例 4事例

テーマ：地域学校協働活動の取組み（4事例）

第14回「地域発『活力・発展・安心』デザイン実践交流会」の概要

1. テーマ 「事例から、協育ネットワークと学校の協働の仕組みを考える」
2. 期 日 令和4年（2022）年2月26日（土）
3. 主 催 東国東地域デザイン会議 大分大学教育マネジメント機構基盤教育センター
NPO法人大分県協育アドバイザーネット
4. 会 場 国東市安岐町富清2244 「梅園の里」 TEL0978-64-6300
5. 参加費 無料
6. プログラム
 - ①基調報告 <全国版>学校と地域の新たな協働（協育）「二歩前進！事例集」の報告
講師：NPO法人大分県協育アドバイザーネット理事長 中川忠宣氏
 - ②特別報告 「寄島学園における地域学校協働活動の魅力」
～教職員の働き改革を基盤に据えた「よりしま魅力化推進協議会」における
地域学校協働本部とコミュニティ・スクールの一体的な取組みを通して～
講師：岡山県浅口市立寄島小学校校長 安田 隆人氏
(文部科学省任命CSマイスター)
 - ③特別報告 「二歩前進！事例集」から明治小学校の取組みを振り返る
佐伯市立明治小学校校長 伊東 俊昭氏
 - ④実践事例 3事例
テーマ「協働活動を推進する地域学校協働活動推進員の取組み」

第15回「地域発『活力・発展・安心』デザイン実践交流会」の概要

1. テーマ 「コミュニティ・スクールにおける学校運営協議会制度と地域活動を考える」
2. 期 日 令和5年（2023）年2月25日（土）
3. 主 催 東国東地域デザイン会議 大分大学教育マネジメント機構基盤教育センター
NPO法人大分県協育アドバイザーネット
4. 会 場 国東市安岐町富清2244 「梅園の里」 TEL0978-64-6300
5. 参加費 無料
6. プログラム
 - ①基調提案 「協育（教育の協働）」の推進施策と期待する成果
講師：文部科学省国立教育政策研究所 志々田 まなみ 総括研究官
 - ②基調報告 「教職員の心的・時間的ゆとりを作り出すための学校運営協議会の取組み」
報告者：別府市立石垣小学校学校運営協議会会長 中川忠宣氏
 - ③実践事例 3事例
テーマ：コミュニティ・スクールでの地域とともに取り組む教育課程を考える

第16回「地域発『活力・発展・安心』デザイン実践交流会」の概要

1. テーマ 「将来の地域を担う子どもの育成のために学校と協働する地域社会の役割」
2. 期 日 令和6年（2024）年2月24日（土）
3. 主 催 東国東地域デザイン会議 大分大学教育マネジメント機構基盤教育センター
NPO法人大分県協育アドバイザーネット
4. 会 場 国東市安岐町富清2244 「梅園の里」 TEL0978-64-6300
5. 参加費 無料
6. プログラム

①基調シンポジウム〈登壇者〉

テーマ「地域社会が学校と協働して子どもを育てるための施策を考える」

大分県の施策の方向性と現状について 大分県教育庁社会教育課 馬場尚登 参事

国東市における学校と社会の協働施策について 国東市教育委員会 小俣秀之 教育長

学校が地域社会に求める協働について 別府市立中部中学校 佐藤裕一 校長

大分大学教職大学院の教員養成について 大分大学教職大学院 清國祐二 教授

②実践事例 4事例

テーマ：今こそ必要な地域の実践から「地域と学校の協働の視点（出番）」を考える



第5節 NPO 法人大分県協育アドバイザーネットワークの作成動画

<インタビュー動画「地域学校協働活動の推進方策を語る」>

「地域住民のネットワーク化とコーディネートシステムの重要性！」

NPO法人大分県協育アドバイザーネットワーク 中川忠宣理事長

[動画：中川理事長の「地域学校協働活動」についてのインタビュー動画はNPO法人のHPに掲載](#)

1. 大分県の地域学校協働活動の始まりは？

- *私の経歴から分かるように、学校教員と共に、社会教育畑で活動してきましたので、コミュニティ・スクールと両輪になる地域の教育力のネットワーク化を進める地域学校協働活動についてお話しします。
- *元々学社連携、学社融合というかけ声は昭和の終わり頃からありましたが、具体的な手段としてのシステム化はできていませんでした。そうした中で、完全学校週5日制の実施や、平成17年度の「大分県教育の日条例」の制定、コミュニティ・スクールのモデル的な導入等が進む中、地域の教育力の活用システムの重要性の必要を整理して、平成18年度に「地域協育振興プラン」を大分県教育委員会が策定したことから本格的に始まりました。
- *当時、学校が地域の教育力を求めるかどうか、地域住民がどのように学校に関われるのか等、悶々とした課題について具体的に明らかにできていなかったと思います。また、社会教育では、市町村合併による公民館のコミュニティセンター化等への見直しや業務の削減等が検討され、公民館機能の衰退が懸念されていました。そうした中で、地域の教育力を学校教育に活用するシステム作りとして公民館を拠点として具体的に取り組むための「地域協育振興プラン」を策定しました。

2. 「地域協育振興プラン」の特色について？

- *そうした中で、「地域協育振興プラン」では学校、家庭、地域の3つの力を足して育む」ことを目的にしたプランであることを明確にするために「協育」（教育の協働）という言葉を作りました。このプランは、地域住民の教育力を結集するために「協育ネットワーク」を地域に作ることを目指したプランでした。そして、その要となる人材を「協育コーディネーター」という名称で呼び、その拠点を公民館とすることとしたものです。
- *ちょうどいいことに、文科省は平成20年度から学校支援のためのコーディネーターの配置等を補助する「学校支援地域本部事業」を全国展開し、大分県でも公民館に地域のコーディネーターの配置を全県的に進めることができました。

3. 大分県での地域学校協働活動の取組みの現状は？

- *県内の市町村では、こうして始まった大分県の「協育ネットワーク」づくりの施策を継承しており、現在でも「地域学校協働本部」等の文科省の名称を使わずに「協育ネットワーク」という事業名でシステム作りをしている市町村がほとんどだと思います。
- *令和2年度の県教育委員会の資料によると、地域学校協働本部等の数は129で、学校へのカバー率が94.6%（全国5位）となっています。また、地域学校協働活動推進員委嘱数は56名、委嘱していない地域コーディネーターが139名で、地域住民の195名がコーディネーターとして活動しています。

4. 地域学校協働本部の役割は？

- *地域学校協働活動とは、地域にある学校や放課後子供教室、放課後児童クラブ、地域文化伝承活動

等の様々な組織・団体をネットワーク化することによって、学校も子どもも地域住民も、行政も、みんなが元気になることを目指す、とてつもない大きな構想、取組みです。しかし、ここでは、学校教育との関係で地域学校協働本部の役割について整理します。

- *元々、地域学校協働活動とは組織・体制ではなく、地域のネットワーク化と日常のコーディネートをおこなうことであり、その事によって地域学校協働活動を充実していくという仕組みになっています。ですから、そのことをおこなう人材である地域のコーディネーターが重要な役割を担うことになります。
- *コーディネーターは仲間のコーディネーターと協力しながら、地域の組織団体や自治会等とのネットワーク作ること、そして学校の求めに応じた日常のコーディネートをおこなうことが求められます。
- *さらに、学校運営協議会の委員として地域住民の願いを学校に伝えていくことも、地域を元気にすることにつながると思います。

5. 地域学校協働本部とコミュニティ・スクールの関係は？

- *令和2年度の県教育委員会の資料によると、コミュニティ・スクールの導入状況は17市町で公立小中学校の81.3%（全国3位）となっています。
- *コミュニティ・スクールに設置された学校運営協議会については梶原教育長へのインタビュー動画で紹介していますが、学校運営協議会が地域住民のネットワーク化と、日常のコーディネートをどこまでするのか。そのことと、地域学校協働本部、協育ネットワークの中でコーディネーターが何を担うのかを整理しておくことが重要です。学校運営協議会で協議されたことへの地域住民の協働活動を繋ぐシステムを作ることです。
- *言い換えれば、地域住民の協働活動を充実するという役割をもつ、地域学校協働本部と学校運営協議会は一体的な仕組みであることをまず整理しておくことが必要です。地域学校協働本部も学校運営協議会委員も地域住民ですから、学校教育の立場から見ると、地域の教育力の活用のための地域サイドの両輪と考えることができます。

6. これから求められる取組みは？

- *これまでお話ししましたように、学校運営協議会の導入と、地域住民のネットワークを進める地域学校協働活動の両輪を回していく教育委員会のリーダーシップが重要です。学校の主体性やコーディネーターの活動に依存するのではなく、教育行政の施策としてきめ細かな指示や支援が求められます。
- *特に、地域学校協働活動を担当する社会教育行政の重要性を、学校教育担当部署が理解して、同じテーブルで取り組むことこそ、社会教育の役割を発揮できる施策だと思います。地域学校協働活動は、地域社会を作っていく学社連携、学社融合の施策だと思えますし、そうした取組みをとおして、地域の活性化が図れるのではないのでしょうか。

<NPO法人のホームページに掲載している関連する動画の紹介>

- 「コミュニティ・スクールを玖珠町梶原敏明教育長が語る」
- NPO法人大分県協育アドバイザーネット 中川理事長の「地域学校協働活動」についてのインタビュー
- 大分県別府市立石垣小学校のコミュニティ・スクール
(地域と学校のベクトルが揃うとき、連携・協働が動き出す)

- 地域と学校の連携協働推進プロジェクト～PROLOGUE～
- 令和2年度 ふるさと創生 NPO 活動応援事業費補助金事業
「地域とともにある学校づくりの推進」
- 学校と地域の新たな協働（協育）～一步前進！ヒント集～
- 令和3年度 ふるさと創生 NPO 活動応援事業費補助金事業
「教育の協働」推進のための研修会
- 別府市立石垣小学校学校運営協議会主催
「教職員の働き方改革を考える熟議」の紹介
- 第14回地域発『活力・発展・安心』デザイン実践交流会
- 第15回地域発『活力・発展・安心』デザイン実践交流会
- 第16回地域発『活力・発展・安心』デザイン実践交流会



「NPO法人大分県協育アドバイザーネットワーク」ロゴマーク

<回想録資料集>

大分県版「教育の協働(協育)」への歩み

歴史があって 今がある！

～NPO法人大分県協育アドバイザーネットワーク 設立・活動への道～

発行 2024年(令和6年)11月

編集 NPO法人大分県協育アドバイザーネットワーク

著者・文責 理事長 中川 忠宣

〒874-0919 別府市石垣東9丁目4-52-301号